

舞鶴市歴史資料目録 第2集

木舩衛門家文書調査報告 2

舞 鶴 市

舞鶴市歴史資料目録 第2集

木船衛門家文書調査報告 2

舞 鶴 市

刊行にあたって

舞鶴市では「新修・舞鶴市史」の編さん事業の一環として、舞鶴市内に残る多くの古文書や資料群の悉皆調査に取り組んでいるところです。調査に当たっては、学術機関や関係団体と連携を図りながら実施しており、本書は、京都府立大学のご協力をいただき作成したものです。

本書でとりあげた木船衛門家は江戸時代田辺藩の祖母谷組大庄屋であり、江戸時代から近代にわたる多くの古文書が保存され、継承されてきました。ひとつの古文書群の概要を把握するためには、まず古文書の目録（リスト）を作成することが必要であり、歴史研究はここからはじまります。

木船衛門家文書は膨大な古文書群ですので、目録全体を4冊に分けて刊行する計画です。

まず1冊目は令和6年に京都府立大学から京都府立大学文化遺産叢書第30集として「舞鶴木船衛門家文書調査報告」が刊行されました。それ以降は舞鶴市が発刊するところとなり、令和7年に発刊した舞鶴市歴史資料目録第1集「木船衛門文書調査報告1」がその2冊目、今回の舞鶴市歴史資料目録第2集「木船衛門家文書調査報告2」がその3冊目にあたります。なお次回の4冊目で木船衛門家文書目録の刊行は完成する予定です。

本市では、その後におきましても「舞鶴市歴史資料目録」の作成に取り組んでいく予定としており、資料調査を継続的に実施し、「新修・舞鶴市史」の礎とするだけでなく、多くの市民や研究者の地域史研究など永く有効に活用されることを願っています。

舞鶴市 生涯学習部

例 言

- 1、本書は、舞鶴市史編さん事業により 2025 年度に実施された文書調査の報告書である。
- 2、本書の執筆には、東昇（京都府立大学歴史学科教授）、廣瀬邦彦、小室智子、上井壱雄（以上、舞鶴地方史研究会）、渡部凌空（福知山市文化・スポーツ振興室文化財保護係）、山蔭晴人（大阪公立大学大学院文学研究科哲学歴史学専攻博士前期課程 1 回生）、上武恒介、高尾悠冬、山崎敬幸（以上、京都府立大学文学部歴史学科 4 回生）がたった。
- 3、本書の編集は、主に東昇が行い、山蔭晴人・上武恒介が補佐した。
- 4、文書名については、旧蔵者の意向を踏まえ、本号から「木船」の標記を用いている。

○調査協力者・機関（敬称略、組織、五十音順）

上井壱雄 於久田推 公文公雄 高橋聡子 廣瀬邦彦（以上、舞鶴地方史研究会）
稲穂将士（京都府教育庁指導部文化財保護課） 杉田真菜（京都府立丹後郷土資料館）
木船陽子（旧蔵者）
舞鶴地方史研究会 京都府立丹後郷土資料館
京都府立大学文学部歴史学科文化情報学研究室他の学生、同文学研究科史学専攻の大学院生

目 次

刊行にあたって

例言

1. 木船衛門家文書調査報告

木船衛門家文書解題（箱 12.15-17.19）	（東 昇）	3
市原谷山論での大庄屋のふるまい ―幕府にとっての大庄屋―	（廣瀬 邦彦）	5
公儀測量御用一件 ―伊能忠敬測量隊を迎えた祖母谷組の史料紹介―	（小室 智子）	13
丹後国田辺藩における入米と大庄屋	（渡部 凌空）	18
幕末大庄屋の「葬儀諸記録」にみる人々の動向・地域の慣習		
―木船衛門家2代3冊の「御悔帳」から―	（上井 竜雄）	25
福井収司と丹波大石村の助郷免除文書	（東 昇）	31
幕末維新时期における田辺藩領内の頼母子講	（山蔭 晴人）	34
明治後期の龍宮遊廓と木船衛門	（上武 恒介）	36
鎮守府設置に伴う新市街地建設と木船衛門	（高尾 悠冬）	39
明治後期における政党政治家の支持基盤 ―上野彌一郎・木船衛門を事例に―	（山崎 敬幸）	41

2. 木船衛門家文書目録

（京都府立大学文化情報学研究室・
舞鶴地方史研究会） 45

3. 木船衛門家文書史料翻刻

（京都府立大学文化情報学研究室・
舞鶴地方史研究会） 160

奥付

1. 木船衛門家文書調査報告

木船衛門家文書解題（箱 12.15-17.19）

東 昇

1. 文書調査と目録

木船衛門家文書（以下木船家文書）は、田辺藩領の丹後国加佐郡溝尻村（現、京都府舞鶴市）に居住した木船家に伝来する、近世後期から近代にかけての文書群である。京都府立丹後郷土資料館への寄託を経て、2025年に舞鶴市へ寄贈され、現在は舞鶴市郷土資料館で保管されている。調査は2019年1月から郷土資料館において、京都府立大学地域貢献型特別研究により、同大学文学部歴史学科文化情報学研究室、舞鶴地方史研究会が協力し、ラベル貼付け、目録、撮影等の作業を行い、2023年6月に完了した。

2024年3月には、文書調査の成果の一部を京都府立大学歴史学科の文化遺産叢書30集『舞鶴木船衛門家文書報告書』としてまとめた。この報告書では、全9022点（2024年2月時点）中、箱14-1120点、同18-671点、計1791点について目録と翻刻、論考・史料紹介を収録した。その後、文書調査は、2023年度から開始された舞鶴市史編さん事業の一環として継続されており、引き続き京都府立大学文化情報学研究室が中心となって、目録の点検や翻刻、史料紹介の作成を進めている。2025年には舞鶴市歴史資料目録第1集『木船衛門家文書調査報告』1として、箱1～11の計2332点の目録を刊行した。第2集となる本書には、箱12、15～17、19の計2598点を収録する。これまでに、本書を含めて3冊を刊行しており、残る文書群について、今後報告書として刊行する予定である。

2. 近世木船家の当主

木船家文書の概要、木船家の当主について、長谷川巴南氏、上井壱雄氏によって整理が行われ、両氏の成果を踏まえつつ『木船衛門家文書調査報告』1では近代以降の当主についてまとめた。木船家は19世紀に田辺藩領祖母谷組の大庄屋を勤め代々「木船衛門」を称した。今回、上井壱雄氏の調査により〔木船家戒名〕（木船衛門家文書9-237）、「丹後田辺領溝尻村法名控」（16-646）をもとに、近世期の木船家当主について、以下の通りあきらかになった。

- ・古山宗泉（寛文5年没）、俗名不明
- ・惣右衛門、妻生所不明
- ・藤左衛門、行永戌亥角より養子、妻（木船）家の娘、子別家利左衛門→藤左エ門
- ・弥惣左衛門（宝暦13年没）、妻大波柴原より
- ・宗右衛門・衛門（天保3年没）、大庄屋初代、妻（福西）八左衛門より
- ・藤右衛門・衛門（元治元年没）、大庄屋2代、妻（矢野）久兵衛娘
- ・衛助・衛門（慶応元年没）、大庄屋3代

3. 木船家文書の概要と内容

木船家文書は、1996年3月に19箱の状態で京都府立丹後郷土資料館へ搬入され、現在も同様の形態のまま舞鶴市郷土資料館に収蔵されている。木船家文書には、近世後期から昭和戦前期に至る史料が含まれており、本書では、木船家文書のうち箱12および15～17、19を収録対象とし、その概要を以下に示す。なお、史料群全体の構成については、長谷川巴南氏による史料群概要もあわせて参照されたい。

箱12 近世は家相図や囲蔵稗関係文書、明治～大正期には木船家の金融・土地・登記・任命・選挙文書が多数を占める。帝国農会・城丹蚕業講習所・京都人造肥料株式会社関係資料。

箱15 近世後期の万覚帳や威筒の願書などの大庄屋の職務関係。近世の易学・占術・宗教書、明治期は暦類、方位書など、木船収司の易法・家相を中心とした文芸や生活文化に関する資料。家族や親族間の書状。

箱16 天保から嘉永期にかけての村方争論、田畑などの大庄屋の職務関係。明治期は勘定帳、契約書、京都府農会などの農業や蚕糸・林業資料が多い。

箱17 近世後期の往来物、家相・占術書、村方文書を含む。明治期の農業・蚕業・殖産興業資料、金銭出納帳、太真瓊教会に関する信仰資料。

箱19 天保～文久期の囲蔵稗、頼母子講、御台場人足や軍役・徴発の大庄屋職務関係の帳簿が多い。土地図、山林関係、書状、覚など、幕末期の家や村、生活の実態を伝える資料。

参考文献

上井壱雄「木船衛門家代々当主略歴」『舞鶴地方史研究』54、2023年

長谷川巴南「丹後国田辺藩大庄屋木船衛門家文書の調査と概要」東昇編『舞鶴木船衛門家文書報告書』京都府立大学歴史学科、2024年

東昇「木船衛門家文書解題（箱1～11）」舞鶴市歴史資料目録第1集『木船衛門家文書調査報告』1、舞鶴市生涯学習部文化振興課、2025年

市原谷山論での大庄屋のふるまい —幕府にとっての大庄屋—

廣瀬 邦彦

はじめに

木船衛門家文書「公儀御裁許式ヶ村并市原谷山論之留書」（木船衛門家文書 14-946、以下「留書」）の表紙の表題の右肩には「尔時寛政七卯年十二月 大庄屋北有路村倉橋弥五右衛門役中」とあり、左肩には「文政十式己丑六月 大庄屋木船衛門写置」「但し大庄屋仲間御用箱二本紙有之候」とある【図1】。すなわち寛政7年（1795）12月に川口上組の大庄屋であった北有路村倉橋弥五右衛門が書き記して「大庄屋仲間御用箱」にいれてあったものを、文政12年（1829）6月に祖母谷組大庄屋の木船衛門が閲覧して、手元用書き写したものである。このことから田辺藩の8人の大庄屋には「仲間」があり⁽¹⁾、大庄屋共用ないし持ち回りの「御用箱」があったことがわかる。

表紙の左上には「抑明和四亥八月方寛政七卯十月迄凡三拾年来二而相済」とあり、この争論が発端の明和4年（1767）から決着の寛政7年まで約30年間かかったことが記してある。

さらに「留書」の本文末には、「右之通北有路村弥五右衛門親大庄屋役中乃山論一件、子息弥五右衛門大庄屋役中無滞事済之次第荒々書留」とあり、この争論がおこったのは、父の先代倉橋弥五右衛門の大庄屋役中であり、息子の弥五右衛門の代にこれを解決して「留書」原書を書き残したことがわかる。

この記録からは、田辺藩領二箇村の越訴をきっかけとしてしまった幕府寺社奉行による田辺藩領市原谷山論の裁決において、当初、寺社奉行は大庄屋が在地で果たす機能をあまり理解していなかったが、最終段階においてようやく大庄屋に紛争の調停を命じることになった経過がうかがえる。

なお、田辺藩の8つの大庄屋組のうち、北有路村弥五右衛門が大庄屋を務めた川口上組の村々（高津江村・二箇村以南）は、昭和26年（1951）に京都府加佐郡大江町に統合され、平成18年（2006）のいわゆる平成の大合併により京都府福知山市に編入合併された。田辺藩の大庄屋組は【図2】を参照されたい。

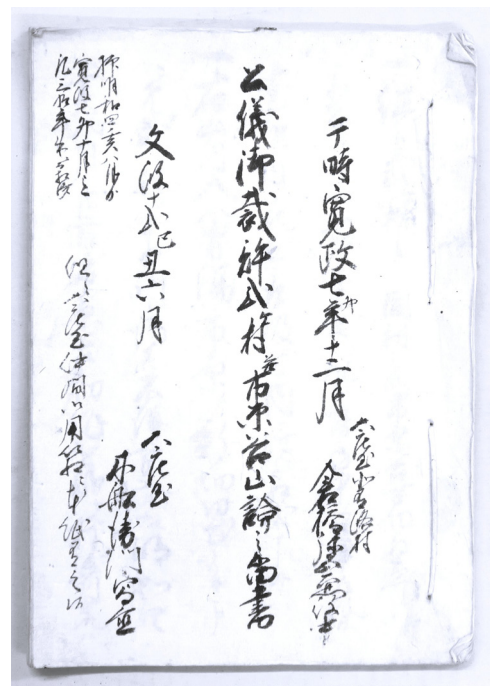


図1 公儀御裁許式ヶ村并市原谷山論之留

1. 市原山論とは

平凡社『日本歴史地名体系 京都府の地名』の「市原村」の項によると、市原村はもともと二箇村に含まれる「市原谷」であったが、幕末から明治初年に独立して「市原村」となった。

市原山論について同書の一部を引用する。

市原村と二箇村との間には、村境にある市原山をめぐる山論が生じている。同書（『瀧洞歴世誌』）天明6年（1786）の記事に「同年中市原与右衛門と二ヶ村と山論有り、与右衛門勝に成り前々より入込の所故、肥百荷刈取可申由二ヶ村へ被仰付有」とある。しかし二箇村はこの田辺藩の裁定に不服で江戸表に出訴した。寛政5年3月、江戸寺社奉行松平周防守の召によって双方が江戸に行き、「10月中頃二ヶ村市原村江戸より帰り二ヶ村負、市原にこ糸苧二入込二成、斧山刀ハ入不申由之仰付」という判決（『瀧洞歴世誌』）を受け落ち着いた。市原山への入込みは100荷の草刈に限り、斧・山刀の使用を認めないというものである。

当時二箇村村内にあった市原谷の芦田与右衛門という郷土が、先祖が京極家から拝領したという書付を根拠として市原谷の権利を主張し、肥草苧場への入会を主張する二箇村と争っていたが、田辺藩の裁決においては大方芦田与右衛門の主張が認められたので、それに不服な二箇村の者が江戸城へ駕籠訴をおこない、幕府が裁定にあたることになった事件である。

2. 幕府に应对する大庄屋

市原山論については『大江町誌』通史編上巻で「市原村山論」の項目を起こしてこの経過の概略が記されている。そしてその典拠として6つの史料名があげられているが、このなかのひとつ大庄屋北有路村倉橋弥五右衛門による「公儀御裁許式ヶ村并市原谷山論之書付」が、木船衛門家文書の「留書」の原書であろう。しかしこの史料は『大江町誌』資料編にも翻刻され

ておらず、筆者も閲覧の機会を得ない。

『大江町誌』通史編上巻では、山論の発端や双方の論理や裁断内容など、在地に関することに記述の重点が置かれている。しかし「留書」には大庄屋・二箇村と幕府とのやりとりも詳細に記されている。

祖母谷組の大庄屋である木船衛門がこの「留書」を手元に写しおいたのは、遠く離れた二箇村の山論の裁許内容そのものよりも、この事件で幕府を相手に大庄屋がどのように立ち振

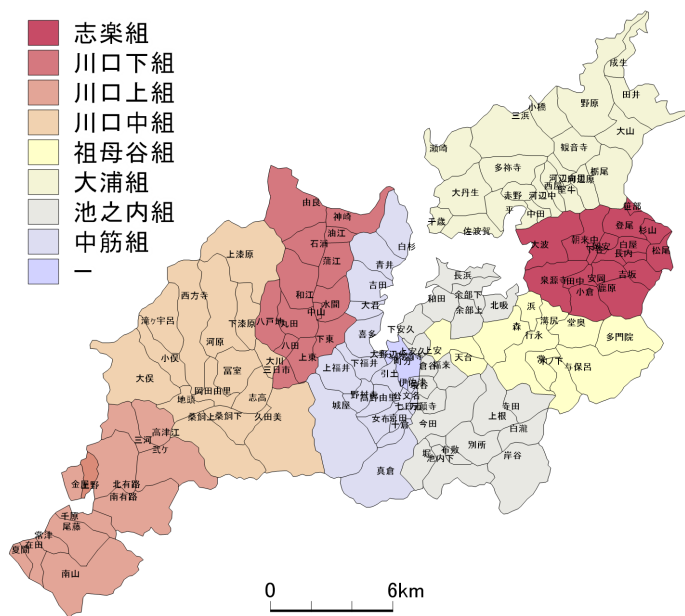


図2 田辺藩の大庄屋組

る舞ったかという関心に基づいていたのであろう。

そこで小稿では「留書」をもとにその経過、特に天明8年7月に、二箇村百姓兵左衛門と元七が江戸城丸の内の桔梗門において決行した、松平越中守（松平定信・当時老中上座兼將軍輔佐）への駕籠訴以後の、幕府と大庄屋ないし二箇村とのやりとりを再現してみる。

なお駕籠訴を決行した二箇村元七が、実は但馬国気多郡ひぢうち村⁽²⁾長助の倅であり、二箇村新左衛門の養子となっていた人物であることを、『大江町誌』では「まるで直訴要員として貰い子したようにみえる」としている。

江戸での駕籠訴のあと、事態は次のとおり進展する。駕籠訴差し戻し（江戸）⇒田辺藩の再吟味（田辺）⇒幕府の吟味（江戸）⇒幕府役人の論所改め（田辺）⇒幕府の裁許（江戸）⇒裁許内容への不満⇒幕府の再度の地改めと大庄屋による調停（田辺）。

3. 山論の経過

(1) 駕籠訴の差し戻し 天明8年7月～同年9月

幕府は、二箇村元七と兵左衛門による駕籠訴の願書を筋違いの儀であるとして取り上げず、田辺藩江戸屋敷に差し戻した。田辺藩江戸屋敷では兩人をあらあら吟味の上、田辺に戻した。9月11日に田辺に着いた兩人はただちに入牢を命じられた。二箇村の百姓たちも吟味のため入牢を命じられた。

(2) 田辺藩の再吟味と幕府への報告 寛政元年4月～同2年12月

寛政元年4月17日から田辺藩の奉行速水律右衛門と阿辻安太夫、御目附庄門勘左衛門、御代官・御山方奉行が論所の見分として二箇村に出向いた。

翌寛政2年9月、田辺藩士内海壺が奉行になったので古河主馬とともに山論の掛りとなった⁽³⁾。内海らはこれまでの願書の書き換えを求めたので、二箇村は応じた。

その後藩による論所の見分と吟味があったが、結局二箇村の言い分は通らず、論所は市原谷の芦田与右衛門持ちとの藩の裁許が下った。

12月、田辺藩はその裁許結果を幕府の寺社奉行に持参した。ところが幕府は一度は筋違いの儀としたにもかかわらず寺社奉行による再吟味へ向かう。

(3) 一度目の出府 寛政3年2月～同年3月

寛政3年2月13日、幕府から田辺藩に二箇村の呼び出し状が届いた。

藩は二箇村の村役人と百姓惣代に江戸出府を命じ、川口上組の大庄屋倉橋弥五右衛門にも出府を命じた。また江戸での大庄屋のお勤め方と帯刀の可否については、すべて田辺藩江戸屋敷あるいは寺社奉行所にお伺いするように命じ、用路（旅費）として銀2枚を大庄屋に与えた。

2月17日、大庄屋倉橋弥五右衛門、二箇村庄屋太郎兵衛、年寄勘四郎、百姓惣代助左衛門・惣左衛門と藩の役人2名の計7人が田辺を出立、29日に江戸に着いた。市原谷の芦田与右衛門は2月18日に田辺を出て晦日に江戸に到着した⁽⁴⁾。

3月2日、寺社奉行の松平紀伊守（丹波亀山藩主松平信道。天明8年から寺社奉行）に争論の両者が一同にお目見え、直々に山論の委細を申し上げた。ただし大庄屋倉橋弥五右衛門に

はお召しがなく、田辺藩の屋敷に控えて御用に備えた。

召された一同には、松平紀伊守から直々に「田辺藩の領内に大庄屋は何人いるのか」とお尋ねがあったので、8人であると庄屋が申し上げた。つづいて「8人の大庄屋は一同に支配しているのか」とのお尋ねがあったので、藩領を8つに分けてそれぞれ大庄屋をつとめていると答えた⁽⁵⁾。

また松平紀伊守は「駕籠訴をした新左衛門（実は駕籠訴をしたのは新左衛門の養子元七）と兵左衛門をなぜ召し連れていないのか」と尋ねたので、駕籠訴をしたのは元七であると訂正した上で、元七は昨年3月に出奔して行方不明であること、兵左衛門は病気であると答えた。松平紀伊守は「元七は欠落の上行方不明であるなら是非もないが、兵左衛門はたとえ病気であっても早々召し出せ」と命じ、今日から神田金沢町万屋佐兵衛の宿に止宿するよう命じた。

（4）幕府による吟味と論所改めの申し渡し 寛政3年4月～同年5月

二箇村側はその後元七が東叡山寛永寺にいるという噂を聞きつけたので、宿へ呼び出し、田辺藩屋敷を通じてその旨を幕府に伝えた。病身の兵左衛門は4月6日に江戸に到着した。

4月12日、前回の二箇村4名と芦田与右衛門の他に、元七と兵左衛門が出頭した。幕府の吟味役平山六左衛門が論所の件を詳しく吟味の上、駕籠訴をおこなった2名を「大に御呵り」なされたので、2人は恐れ入った。

大庄屋倉橋弥五右衛門は御用もなく田辺藩江戸屋敷に控えたままであったので、江戸屋敷から幕府に、御用がないのであれば帰国させたいと伺いを立てたところ、「御用はないので勝手に帰国せよ」とのことだった。弥五右衛門は木曾街道を通過して5月5日田辺に帰着、その足で田辺藩に到着を届けたところ、藩の奉行からは江戸の様子をこまごまと尋ねられ、無事に帰国したことはなによりのことであるとお言葉をいただき、家老にも帰国を報告した。

江戸に残った者たちは4月28日と5月1日に呼び出され平山六左衛門の吟味があったが、論所についてはやはり判然としないので、現地に幕府の役人を派遣して論所改めをおこなうことを寺社奉行松平紀伊守から直々に申し渡された。なおその際決して馳走はせず、もしも幕府の役人からの無心があったら田辺藩に届け出るよう命じられた。一同は5月4日江戸を出立し18日に田辺に帰着した。

（5）田辺で幕府役人の論所改め 寛政3年11月

寛政3年10月、江戸から地改めの役人星野瀬作と鈴木逸八が久美浜代官所支配の村方に来たことが大庄屋に伝わる。11月1日の先触れで、役人の論所改めの際、二箇村庄屋と芦田与右衛門の2人は必ず一緒に出迎えるよう指示があった。

幕府の地改め役人は論所の村を避けて北有路村吉左衛門宅を宿所とした。二箇村庄屋・芦田与右衛門・大庄屋の3人がまかり出たところ、以下の点を命じられた。

①役人逗留中に馳走がましきことはしないこと。

②二箇村と市原谷から確かなる者をひとりずつ詰番として宿所に差し出し、役人の座敷に人を通す時にはかならず付き添わせること、挨拶にきたのが田辺藩の役人であっても詰番を付き添わせること、宿主吉左衛門であろうと詰番であろうと絶対にひとりで座敷に通すことがな

いようにすること。

③宿所出火の際の対応。

④明朝(11月2日)朝七つ時(午前4時)から毎日論所改めに行くので、江戸で吟味を受けた二箇村庄屋年寄村役人と芦田与右衛門が案内すること。

特に②について強く申しつけているのは地改めの役人に不正の疑いがかからないための対策であろう。なお、④では大庄屋には論所の案内は命じられていない。

二箇村庄屋ら村役人と芦田与右衛門は、11月2日から毎朝七つ時には北有路村の吉左衛門宅にまかり出て二箇村と市原谷の論所を案内した。

役人は8日間にわたって山々谷々を改めた上で絵図をつくり、11月11日からは毎朝五つ時(午前8時)から夜九つ時(午後12時)まで二箇村・芦田与右衛門双方の関係者を呼び出し、争論の経過を言上させて書き記し、双方関係者の印形をとり、逗留中の飯代酒代を支払った上で11月16日宿所を引き払った。大庄屋は役人を宿所で見送り、二箇村庄屋と芦田与右衛門は福知山までお供した。この逗留中、田辺藩からは奉行阿辻安太夫が挨拶に来た。

(6) 幕府寺社奉行からの召喚状 寛政5年4月

寛政5年4月17日、寺社奉行備中松山藩主板倉周防守(板倉勝政。天明8年から寺社奉行)から二箇村へ江戸召し出しの差紙(召喚状)が届いた。直ちに田辺藩に届けたところ、二箇村庄屋太郎兵衛が呼び出され、寺社奉行の差紙に「名主ならびに二箇村庄屋、年寄、組頭、惣代百姓」とあるので、そのつもりで江戸出府の用意をするよう命じられた。

庄屋はこれに対して、大庄屋は先だつての出府の際にも何の御用もなく、ことに当時の大庄屋弥五右衛門は死去しており今は代役の者が勤めているので、差紙の文言はどうであろうと今回の出府は村役人と惣代百姓だけでよろしいのではないかと申し上げた。

田辺藩の奉行は、差紙には「名主ならびに庄屋、年寄助左衛門と惣左衛門、(駕籠訴をした)兵左衛門と元七、惣代百姓、組頭」とあるからとして、前回より多くの人数で出府するべしと、大庄屋の出府を強く求めた。

(7) 2度目の出府(寺社奉行の裁許) 寛政5年4月～7月23日

4月21日、川口上組の大庄屋代として北有路村庄屋嘉兵衛、二箇村庄屋太郎兵衛、年寄勘四郎、組頭惣代茂左衛門、百姓代惣左衛門・助左衛門・兵左衛門・元七の4人、百姓惣代長右衛門の総計9人、ならびに芦田与右衛門が田辺から発足した。大庄屋代には前回同様路用として銀2枚が下された。5月4日、江戸表に着き、事前に指示されていた馬喰町2丁目武蔵屋仁兵衛を宿所とした。5月29日、二箇村側9名の者と芦田与右衛門が一同に寺社奉行板倉周防守にお目見えした。吟味役平山六左衛門が一昨年11月の論所改めの節に一同が印形をした争論経過の書き留めを読み聞かせ、その他に申し上げることはないかと尋ねたので、一同は改めて申し上げる旨はないと申し上げて下がった。

7月23日、再び一同が召し出され、寺社奉行から直々に裁許を申し付けられ、二箇村と与右衛門は御請証文を提出した。裁許内容は『大江町誌』通史編上巻499頁に要約があるので省略するが、簡単に言えばほぼ芦田与右衛門の主張が認められ、一部に二箇村の入会場が設定

された。

その際、大庄屋代、組頭惣代、百姓惣代の3人は召出しの度に白洲にまかり出ているのに少しもお尋ねがなく、御請証文の印形すら求められることはなかった。印形をしたのは庄屋、年寄、百姓代4名の計6名だった。

(8) 裁許後の「喰い違い」と寺社奉行の調停 寛政5年7月24日～同年10月

ここからは『大江町誌』の記述以後、つまり幕府の裁許以後の出来事になる。

寺社奉行の裁許翌日の7月24日朝、元七が宿所から出奔して行方不明になったので、その旨を報告した。

一方、裁許内容につき二箇村と芦田与右衛門の間で理解の「喰い違い」があった。二箇村によると、芦田与右衛門の主張は①入会場で二箇村が刈り取れるのは1日だけであること、②入会場では今後も与右衛門が新墓・新屋敷をつくれること、③入会場では木は残して草だけを二箇村に刈り取らせることであった。この点が双方の「喰い違い」である。そのため二箇村は伺書を寺社奉行板倉周防守に提出し、8月5日両者が呼び出された。

吟味役平山六左衛門は、③について入会場では草も木も刈り取ってよいとした上で、先だって作成した絵図面を広げて「このなかに林は何か所あるか」と尋ねた。芦田与右衛門は「林は12か所ございます」と答えた。二箇村は「林は5か所ございます」と答えた。平山は「その方どもの心得は不埒である。今回の裁許において先年のことは互いに申すな」として、「ただ今生えている木（「唯今おいたつ木」）がある場所は林、そうでない場所は入会場とし、新墓新屋敷は一切まかりならず」と申し渡し一同承知した。

このように「喰い違い」について一応の幕府の調停はあったが、二箇村にはどうも釈然としないものが残っていたようである。田辺藩の内海奎からは、双方が心得違いをしたまま帰国したのでは、重ねて寺社奉行への伺いもできないので、とくと「喰い違い」がないようにせよと「甚だ難しき」仰せがあった。しかしこれ以上長々と滞留することもできないので、大庄屋代など5名は強く帰国を願い、9月14日江戸を立出し23日田辺に帰着し、二箇村庄屋太郎兵衛など3名も同様にして9月27日江戸を出て10月10日田辺に帰着した。

田辺藩では、二箇村と与右衛門を度々召して「喰い違い」について吟味したが、両者の申し分だけでは判然としないため、「喰い違い」の点の確認など幕府に伺いを出した。

(9) 幕府の再度の地改めと大庄屋による和談 寛政7年9月

寛政7年9月18日、幕府から鈴木逸八と大嶋恒（カ）蔵ら4人が再度の地改めの役人として二箇村に下向し、二箇村初右衛門宅に宿泊した。このたびの宿泊は前回とは異なり、論所の村でもよいとのことであった。他の対応は先年通りであった。

翌19日早朝から24日まで論所の見分があった。この役人逗留中に田辺藩からは阿辻安太夫、御代官頭、支配代官、御山方奉行が挨拶に来た。

見分最終日の9月24日、役人は、「論所は一通り見分が終わった。しかし除場と入会場を分けるなら、いまから20日ばかりも逗留せねばならない。それでも一同が裁定を承知しなければ、拙者は幕府の御奉行所に申し上げ、御役所で再度裁かれることになるであろう。そうな

れば二箇村も芦田与右衛門も処罰があることは避けられないので、大庄屋の扱いで和睦せよ」と申し付け、二箇村と与右衛門は承知した。

川口上組の大庄屋となっていた北有路村倉橋弥五右衛門（息子）は、見分には参加せず御用に備えて二箇村に控えていたが、役人の指示で北有路村の自宅に戻っていた。ところがこの件で突然呼びつけられた。

役人は「さきほど和談の儀を双方に申し付けた。大儀ではあるが大庄屋が取り扱いするように」と申し付けた。弥五右衛門は「御意はごもっともですが、この出入りは藩でも済まず、江戸でのご裁許でも喰い違いが残ったので、役人様方は御苦勞様にもここまでお越しくされました。しかしそれでも争論は明らかにはなりません。なかなか私共ではとても和談できるものではありません。ことに芦田与右衛門は大庄屋である私の支配下にはありませんから、私の取り扱いを受け入れるとは思えません。ぜひこの取り扱いはお断りさせてほしい」と断った。

しかし役人は「それはもっともであるが、このたびの取り扱いについては、大庄屋も幕府の役人の心構え（「公儀の役人の心得」）で勤めるべきである。芦田与右衛門へは大庄屋の支配下でなくとも厳しく申し付けよ。もし与右衛門が不埒なことを申したならばすぐに報告せよ。拙者が了簡いたし、万一大庄屋の取り扱いで解決しなければ、再び裁許があるであろう。そうなれば一同に処罰がある。命に替えてもめ事がないようにせよ。このことはさきほど二箇村ならびに与右衛門にも申し伝えた。与右衛門には和談中は二箇村に引越して逗留し、大庄屋の取り扱いを承知するように申し付けた、ぜひぜひ大庄屋にて取り扱いをせよ」と重ねての達しなので、余儀なく請けた。

弥五右衛門は翌 25 日から取り扱いに掛り、27 日に和談となった。和議の詳細は略する。毎日役人から済口一札（内済の証文）の案文が下されたので、二箇村と芦田与右衛門、大庄屋とも 1 枚に認め印形して役人に差し上げた。

役人からは「今後は多少の間違いなどができても江戸に伺いを立てず、大庄屋が扱う旨をしたためよ」と命じられ、そのようにして差し出した。

公儀の役人が田辺を出立することになった。その際、藩の奉行所の小頭から弥五右衛門に、藩から使者や奉行・代官を見送りに遣すべきかどうかを「大庄屋心附の様子に」、つまり田辺藩からの問い合わせではなく、大庄屋自身の疑問として尋ねてほしいと申し付けてきた。弥五右衛門らがそのように役人の家来方に内聞したところ、どの藩でもそのような使者はないことを聞き出して小頭に伝えた。

おわりに

以上の経過をへて、二箇村と市原谷芦田与右衛門の山論は一応の決着をみた。

この豎帳が大庄屋仲間の文書箱に納められていたということは、これが大庄屋層で共有すべき経験であったことを示している。

1 度目の出府では、寺社奉行には大庄屋の機能が理解されなかったためか呼び出しすらされず、何の役割も果たせなかった。藩から強制された 2 度目の出府では白洲へはまかり出たものの、やはり何のお尋ねもなく印形もしなかった。しかし最終盤になって現地での調停を強制されたのであった。

田辺藩の裁定では解決できなかった地域の争論が、幕府の直々の裁定でも処理できず、最終的には幕府の強制力を背景とした大庄屋の調停によって解決をみたわけで、田辺藩において大庄屋層が村落間争論の調停に重要な役割を果たしていることを、幕府の寺社奉行が次第に認識していった事例である⁽⁶⁾。

- (1) 木船衛門家文書 14-940「藩御用留書帳」(横半帳)の一部に、正確な年代は不明ながら、大庄屋仲間の動きが垣間見られる部分がある。

「従来、年に 700 ～ 800 匁の入用をかけて虚無僧の田辺藩領への立ち入りを取り締まっていたが、虚無僧は相変わらず藩内に立ち入っていた。そこで大庄屋中が申し合わせ、藩の許可を得た上で、中筋組大庄屋の引土村源三郎と川口上組大庄屋の有路村弥五右衛門(本文にある北有路村倉橋弥五右衛門とみられる)が大庄屋惣代として明音寺(虚無僧の根本道場である京都の明暗寺)に出向き、虚無僧の差し止めを願い出た。これは滞りなく済んだが、その後も甚丈という虚無僧が田辺に居住し他の虚無僧の世話をしていた。これについて引土村源三郎は甚丈を今後も当地に住ませたいと願ったが、有路村弥五右衛門は差し止めた以上それはできないとして両人の争論となり、仲間一同は心配した。そこに亀井氏(池内組大庄屋)の仲介があって、大庄屋仲間の内には甚丈を取り締まるには及ばないという意見が他にもあり、いまずぐ追いつくのも手間がかかることなので、ひとまず 7 年間は大庄屋組ひと組から 5 斗ずつの扶持米を出して、甚丈の居住を認めることに決した」

このように大庄屋仲間は自律的に惣代を出して願いをおこない、議論をおこない、仲介する者がいて決定している。

- (2) 土淵村^{ひじうち}、幕領、現豊岡市土淵。なお市原谷に関する芦田与右衛門の主張は、京極氏の田辺藩時代に賜った市原谷に関する一札が根拠になっているが、京極氏は寛文 8 年(1668)に田辺から転封となり豊岡藩主となっている。
- (3) 『瀧洞歴世誌』では、この年 8 月 10 日「内海奎工殿古河主馬殿江戸へ御越、二ヶ村市原山公事に付ての由」としている。
- (4) 『瀧洞歴世誌』によると、市原山論について出府中であった田辺藩士井上与左衛門(市左衛門。家老)がこれに入れ替わるように田辺に戻り、2 月 24 日に自宅で切腹するという事件があった。
- (5) 丹波亀山藩には「大庄屋」という村役人の存在は確認できない。『新修亀岡市史』本文編第二巻、2004 年では、亀山藩では城下町と村が藩側の行政単位として組に編成されていたことを紹介しているが、田辺藩の大庄屋のような複数の庄屋を束ねる村役人の記述はみられない。
- (6) なお、田辺藩内では市原谷山論に関わって内紛が起っていたようである。拙稿「田辺藩士市左衛門らの出訴事件について」『舞鶴地方史研究』第 39 号、2008 年。

参考文献

- 大江町誌編纂委員会編『大江町誌』通史編上巻、大江町、1983 年
杉本嘉美『年表式改編 瀧洞歴世誌』杉本嘉美、1992 年

公儀測量御用一件

—伊能忠敬測量隊を迎えた祖母谷組の史料紹介—

小室 智子

はじめに

伊能忠敬は科学的な測量によって全国を測量し、『大日本沿海輿地全図』（「伊能図」）を完成させた人物である。寛政 12 年（1800）に測量を開始し、文化 13 年（1816）まで 17 年間 10 次にわたって全国津々浦々を測量してまわった。また第 5 次からはその成果を幕府に認められ、幕府の直轄事業として測量隊が編成された。この時、伊能忠敬自身も幕閣に加えられた。この偉業を隠居後に始めたことでも有名で、全国測量を開始したのは 55 才である。測量終了後地図作製をすすめたが、その完成を見ることなく文政元年（1818）4 月 13 日 74 才でなくなった。地図の作製は天文方と門弟によって進められ、文政 4 年に上呈された（『伊能忠敬日本列島を測る—忠敬没後二百年』）。では、舞鶴ではどうだったのかみていきたい。

1. 舞鶴の伊能忠敬測量隊

『舞鶴市史』年表編には文化 3 年「9・10 伊能忠敬ら、測量のため宮津藩栗田より当藩に入る この日、由良村泊り、9・11～12 田辺本町泊り、9・13 市場泊り、9・14 平村泊り、9・15 田井・瀬崎村泊り、9・16 田井村泊り、9・17 若狭国大飯郡日引・上瀬村へ至る〔伊能忠敬測量日記（1）〕」、文化 11 年「2・8 伊能忠敬ら、測量のため宮津藩河守より当藩に入る この日、志高村泊り、2・9 田辺本町泊り、2・10 何鹿郡黒谷村へ至る〔両丹地方史第 39 号〕」とある。文化 3 年の測量は第 5 次で文化 2 年 2 月 25 日から文化 3 年 11 月 15 日まで畿内・中国を測量した。文化 11 年は第 8 次で文化 8 年 11 月 25 日から文化 11 年 5 月 23 日まで九州を測量した帰りである。

また、舞鶴地方史研究会の会長を平成 13 年（2001）～同 18 年までつとめた小林清氏が『両丹地方史』38 号に「伊能忠敬の丹後地方の測量—沿海日記よりその 1—」として伊能忠敬の測量日誌である「沿海日記」の丹後の部分を紹介している。それによると、文化 2 年 2 月 25 日江戸を出立、当初は紀伊半島～大坂、京都、大津、琵琶湖～敦賀を経て若狭～丹後～但馬～山陰を測量する予定だったが、作業が遅れ冬季に日本海側の測量となるのを恐れ、大きく計画を変更して大津から山陽道を経て長門・石見・出雲を廻るコースとなったとある。そして「吉坂年代記」（福井県和田個人蔵）に「人足 1 日 300 人余」と書かれていることや、「竹屋町史」に伊能隊の測量のため朝代祭を例年の 8～9 日から同月 16～17 日に延期したことを紹介している。最後に「権力によって強制的に狩りだされたとはいえ名もない多くの民百姓の日々の協力こそ、忠敬の偉大な業績を支えた本当の“陰の力”ではなかっただろうか。科学の

何かも知らず、自らすすんで協力したとも考えられない民衆のはたらきを抜きにしては、伊能忠敬の業績の何たるかを極めることはできまい」と結んでいる。

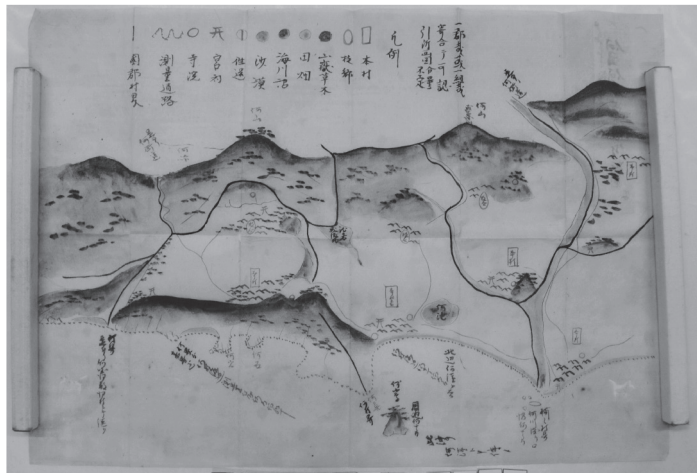
2. 木船衛門家文書にみる伊能忠敬測量隊

小林清氏が結んだように、伊能忠敬を迎えた地元はどうだったのか。木船衛門家文書に遺されている史料を紹介したい。木船家には文化3年第5次測量の史料が13点遺っていた(『舞鶴市歴史資料目録第1集『木船衛門家文書調査報告』1、47頁)。袋「分銅度々之分二付規録、測量御用一件、千木秤度々之分規録、荒無僧留場二付明暗寺院代下付并同所掛合一件」「文政三年二月/幾利支丹宗門御改メ書帳/大庄屋衛門組」で一括された35点中、さらに包紙「公儀測量御用一件」で一括された11点とその他の2点である。

(1) 公儀から発せられた文書

これらの文書を検討すると、測量隊が来る前に5点の文書が村々に廻ってきたようである。(1)「御用先触」(木船衛門家文書1-496)は、寅7月10日下河邊政五郎・坂部貞兵衛・高橋善助・伊能勘解由が連名で雲州三穂(美保)関より伯州・因州・但州・丹後州・若州・越州敦賀までの国々海辺浦々島々の間屋・年寄・名主・組頭にあてて出している。その内容は各村で測量するので人馬や宿や船の手配の他に、絵図面持参の案内がいる。宿の他に測量機器を置く10坪ほどの空き地がいる。一行16人の宿はできるだけ同宿、定めの本賃米代は払うので有り合わせの品で一汁一菜、ごちそうはいらないなどとなっている。また、隠岐・出雲の測量が終わるのは8月上旬になる予定と記されている。(2)「測量御用達写」(1-491)は5通の証文の写しが継紙になっている。①寅6月、伊能勘解由差出で、市野金助が病気のため大坂より帰府したので馬1疋差し出す必要はないというもの、②丑2月、采女より右村宿中へ人足6人・馬1疋・長持1棹は測量御用のための測器類で、江戸より東海道・中国筋・四国・九州・杵岐・対馬・隠岐・淡路海辺浦を廻り、帰路は中山道・甲州街道を通るのでそれぞれの村や宿は伊能勘解由の指示で何度でも運搬するようにという許可証、③文化2丑2月、采女より宿々村々年寄へ伊能勘解由測量御用につき、先々で差し支えないようにし、通行の難しいところは船を出すようにというもの、④文化2丑2月、采女より右村宿中へ天文方高橋作左衛門・手附伊能勘解由・作左衛門弟善助・天文方下役市野金助・坂部貞兵衛が測量御用に行くので人足1・人馬5疋を差し出すようにというもの、⑤文化2丑2月、采女より右村宿中へ天文方高橋作左衛門・手附下河邊政五郎に馬1疋渡すようにというものである。差出の「采女」はこの時の老中戸田氏教と考えられ、幕府測量御用として周到な準備がされていたのであろう。なお、②から⑤は横帳に認められていたものの写しである。(3)「書上」(1-492)は村毎の高、家数、人数、海辺長、村長、御朱印高、寺、社、名所、旧跡、古城跡、名産、居村、海辺迄何町、当村、隣村何村家居迄、遠山見渡、島幾つを詳細に記した調書の雛形である。(4)「何某守領分何国何郡何村何村一町六分図写」(1-494)は6千分の1で描くように指示された詳細な村絵図の雛形で、包紙にはこの雛形を大切に写し取り、墨付やよごれがないようにと書きつけたものを添えて次の村に送るように書かれている。(5)「何某守領分何国何郡中引附絵図写」(1-495)は広域地図の雛形で、1郡あるいは1組で寄り合って認めるように指示している【図】。

「覚」(1-493)は寅7月11日に松江藩の目代である和十という人物から、伯州米子より越州敦賀までの大庄屋中・組合村方・年寄・御役人中へ、御証文写1封・御先触1通・御書上御案文帳1通・絵図面雛形2枚については、各村で写していたのでは時間がかかるので大庄屋のもとで写して先に送るようにという通達である。先に示した5点の文書が御証文写1封・御先触1通・御書上御案文帳1通・絵図面雛形2枚に相当する。



図「何某守領分何国何郡中引附絵図写」

(2) 地元が問い合わせた文書

これに対して村では出石に聞き合わせた覚書「出石聞合覚書之写」(1-497)を8月28日に作成している。これは10葉からなる縦帳(縦22.6cm×横15.5cm)でまず測量方の名前16人「伊能勘解由-吉平・丈助、葛橋善助-惣兵衛、下河辺政五郎-栄次、坂部貞兵衛-角次郎、門倉隼人、長沢孫次郎、平山郡蔵、伊能秀蔵、尾形賢次郎、佐藤伊兵衛、小坂巻兵衛」が書かれている。この内、葛橋善助は高橋の間違い、長沢孫次郎は長沢藤次郎、尾形賢次郎は尾形啓次郎とみられる。問い合わせ項目は出迎えの仕方、大庄屋などの服装から用意するもの、食事や夜具など51項目に上る。まず、測量方が領分境へ到着の前々日に大庄屋は手引き絵図を持参して万事引き継いで帰るとある。用意するものは、領分境へ6～7寸廻りの竹5～6本、4寸廻りの竹20本を馴れた人足が持参、かけや3挺、縄1～2束、中折2～3帖、芋少々、人足60人程、この他に人足は指図通りに出す、休息のところへ野風呂・茶碗・煙草盆・薄縁、傘などを用意、屋形船20石積3艘、この引船1艘につき2艘、屋形船は幕打・高張・屋根・畳・毛氈を用意、伊能勘解由殿が乗船の時は庄屋などが乗る。たれ駕籠10挺、病人が2人いるので引戸、峠には水茶屋を建てる等々である。御本陣は幕打ち、高張どちらも村になれば役付が出す。出石では仙石様(藩主)御役付が差し出したとある。また自身番を設け、大邪時(逢魔時力)の拍子木打ちなど夜も仕事があったようである。また勘解由殿の駕籠人足は髪月代で洗濯したもので様よくせよとか、風呂桶は粗末でも新しいもの、酒はタイミングを考え、吸い物や硯蓋はとりあえず出す、お菓子やくだものも出すこと、湯殿はなければ板囲いでざっと拵えるが伊能殿はなければ湯に入らない、朝は早いなどが書かれている。いかにもぜいたくはしないで伊能忠敬が先頭に立って仕事をする様子が伝わってくる。測量隊を二手に分けた時や急な変更にも対応するように書かれている。なお、5次測量は海岸筋を測量しており、出石城下は通っていないが、藩の格からいっても、時間的な問題からいっても出石に問い合わせるのが妥当だったと考えられる。

(3) 記録

さて、「測量割帳」(1-490)は12月に書かれているものなので実際にかかった経費である。横帳に測量割と城屋村焼割、生葛葉割が書かれている。測量経費は祖母谷組で266匁1歩5厘かかっている【表1】。藩全体でかかった経費の内、祖母谷組で支払うのが929匁8歩5厘なので、全体で1貫196匁となる。それを組内11ヶ村が1村22匁ずつ出す村割の合計242匁と、各村高に応じて100石につき18匁1歩で計算して出す高割の合計954匁で賄っている。木賃米代は出すとはいったが大きな出費である。「測量方二付組内人足割」(1-487)は祖母谷組内の役割表を縦帳に認めたものである。「人足附」(1-498)、「〔人足附〕」(1-499)、「〔人足附〕」(1-500)、「〔庄屋役書付〕」(1-501)は人足割の覚え書であり、「測量方二付組内人足割」の数字と多少のずれはあるが、かかった人足はいずれも300人以上となっている。「人足附」(1-498)には平組10人・泉源寺組2人・溝尻組(祖母谷組)2人・倉谷組5人・引土組5人・丸田組3人で、27人が藩内全行程を担当する人足、33人がその組内だけを担当する人足と書かれている。この60人は測量を実際に手伝う人足であろう。その他に駕籠人足や船人足などをあわせると300人以上となる【表1】。

おわりに

7月10日に出雲から出された文書が木船家に届いたのはいつであろうか。8月28日に「出石聞合覚書之写」が作成されていることを考えると、測量隊が来るまでの40～50日で調書1通と絵図2枚を作成しなければならない。さらに実際に測量隊を迎えて、組内から300人以上もの人足を出したのである。これは延享3年(1746)の祖母谷組の人口が3917人であるから働ける人の1割以上に当たるのではないかと考えられる。

しかも、田辺藩の測量は9月10日から17日までであり、ちょうど農村の繁忙期に当たる。例年稲刈りは8月から10月、初納所がだいたい9月の初めである。この時期によくこれだけの事業を成し遂げたといえる。伊能忠敬測量隊を迎えて短期・長期にどのような影響があったのか興味は尽きないが、ここでは木船衛門家文書に遺された史料の概要を紹介した。

参考文献

- 小川高「伊能忠敬田辺領沿岸測量」『舞鶴市史編さんだより』82号、舞鶴市史編さん室、1979年
- 小林清「伊能忠敬の丹後地方の測量—沿海日記よりその1—」『両丹地方史』38号、1983年
- 同上「伊能忠敬の丹後地方の測量—沿海日記よりその2—」『両丹地方史』39号、1984年
- 竹屋町(小畑勝蔵記)『竹屋町史』1965年
- 舞鶴市史編さん委員会編『舞鶴市史』通史編上、舞鶴市、1993年
- 伊能忠敬研究会『伊能忠敬日本列島を測る—忠敬没後二百年』2018年

表1 文化3丙寅年9月「測量方ニ付組内人足割」大庄屋惣右衛門組(1-487)

村名	総人足	内訳	役割	庄屋役割	庄屋名
行永村	75 人	33	通り人足 27 人、手廻り、間棹水縄持	人足廻し	甚左衛門
		40	測器長持人足	通り役	弥惣左衛門
		2	鋤桶持送り人足		
多門院村	26 人	12	御乗船人足	御本陣目附	伊左衛門
		4	風呂桶持人足		
		2	両懸ヶ同断		
		4	竹馬同断		
		4	連ン同断		
堂奥村	35 人	18	引船人足	大庄屋附	利右衛門
		9	控船同断		
		8	測量荷		
森村	50 人	20	小船引人足	跡押へ	喜太郎
		30	駄荷持人足		
清道	9 人		駄荷持人足		
天台村	9 人		駄荷持人足		
上安村	36 人	6	伊能殿御駕籠		
		18	たれ駕籠人足		
		12	幕持高張夜具		
与保呂上村	35 人		明荷持人足	御本陣目附	次右衛門
常村	35 人		明荷持人足	御本陣目附	七左衛門
木下村	23 人	1	下役方ニ付	人足廻し	平兵衛
		6	御代官ニ付		
		1	御組衆ニ付		
		2	傘持人足		
		2	下駄持人足		
		5	野風呂持、たはこぼん・茶碗其外小道具		
		2	薄縁り持人足		
		2	伊能殿茶方		
溝尻村				通り役	栄次郎
計	333 人				

丹後国田辺藩における入米と大庄屋

渡部 凌空

はじめに

近世社会において、百姓が生産し幕藩領主へ納めた年貢米は領主財政の根幹を成しており、収量の安定化は最重要課題であった。そのため領主は百姓の生活安定を図って御救を施したり、社会状況の変化や領民との対立を経て独自の年貢徴収方を確立させたりした。丹後国田辺藩（以下田辺藩）においては、高率の免による定免制を採用し、ここから「御用捨」、「御介抱」、「砂入」などの引きと呼ばれる免除分を差し引いて毎年の年貢高が決定された（『舞鶴市史』通史編上）。村方では大庄屋や庄屋が年貢の納入を管理し、未進の場合は村役人による立て替えが行われた。このほかに、当藩においては「入米」と呼ばれる制度（以下制度の意では入米制と表記する）が存在しており、それによって未進を回避することができた。木船衛門家文書（以下木船家文書）にもこの入米制に関する史料が含まれている。本稿ではこれらの史料に加え、その他の大庄屋・庄屋文書を用いながら入米制と大庄屋の関わりを明らかにすることを目的とする。

1. 入米制とは

入米制については、『舞鶴市史』にて「村々が年貢米に不足をきたした年、城下町の藩指定町人に不足米の弁納を依頼し、藩庫への入り米でもって当年の年貢を皆済するもの」（『舞鶴市史』通史編上）と定義されている。しかし、木船家文書に伝来する嘉永期（1848～1853）以降の入米証文からは大庄屋木船衛門へ入米が依頼されていることが確認できる。これは、弘化4年（1847）に入米の取り扱いが町人から大庄屋へ移管替えされたことによる。つまり、当藩における入米制を明らかにするためには同年以降の入米制も対象に加えて検討を進める必要がある。また、木船家文書を含め、『舞鶴市史』編纂以降史料整理が進んでおり、その成果を用いることで移管以前の入米制の実態もより詳細に明らかにすることが可能となる。そこで本稿は、1.2で町人が入米を担っていた弘化4年以前の入米制における大庄屋の役割や制度の成立・展開の過程、地域社会への影響について考察する。3では、弘化4年以降の入米制と大庄屋の関わりについて検討する。

大浦組大庄屋を勤めた斎藤久左衛門家には、弘化4年以前は文政12年（1829）～天保14年（1843）の間に計8通の証文が伝来しており、いずれも組内の庄屋が作成している。この内、文政12年「覚」（斎藤久左衛門家文書 440-1）を取り上げる。

一米高合貳百九拾壹石九斗五升四勺

代銀拾九貫八百五拾貳匁六分三厘

右之通御年貢残米借入仕候処相違無御座候、然上者右代銀半高来寅正月五日限り、同半高六月限り歩付二而皆済可仕候、万一不弁之村方有之候ハハ、連印之村々以割符を少茂無滞勘定可仕候、後日奥印証文仍如件

文政十二年丑十二月

平村庄屋新左衛門（印）

〈以下差出略〉

武内孫八郎殿

前書之通相違無御座候二付奥印仕候、以上

大庄屋六郎左衛門（印）

この史料から、文政12年の年貢米不足分は291石9斗5升4勺あり、代銀19貫852匁6分3厘で入米を依頼していることが確認できる。この代銀の半分を翌年正月5日、残り半分を翌年6月中に利足付きで返済することが定められている。なお、この史料には利足が表記されていないが、天保9年の証文（斎藤久左衛門家文書96）では月1分2厘の利足が加えられている。藩札の引替・貸付を行う藩の機関である御札所からの拝借時の利率が、文化期以降月1分であったことと比較すると、少し高い利率であったといえる（『舞鶴市史』通史編上）。文政12年は観音寺村を除く大浦組の各村（庄屋）が城下町の豪商武内（納屋）孫八郎へ入米を出願しており、各村は連帯責任を負った。また、大庄屋はこの証文に誤りがないことを示す奥印を捺している。近世後期に作成されたと推測される「〔藩御用留書帳〕」（木船衛門家文書14-940）に記されている大浦組の組高3226石3斗3升7合（観音寺村村高除く）に対し、入米によって上納した割合は約9%である。毎年入米を依頼している期間があることから、この制度が安定的な年貢皆済を行う上で重要な役割を果たしていたことが分かる。

次に弘化2年「〔入米証文認文例〕」（14-471）の一部を引用する。

大庄屋方組内入米相頼候節者、前文言之通二而村方ト申所を組内与相認大庄屋も連印致候事、（中略）前書之通大庄屋方入米相頼候節者、組内村々入米高一村毎ニ書記、庄屋連印之証文ニ一村ニ而も返済相滞候ハハ、組内江引請返済可致旨之証文大庄屋方江も取置可申事

この史料から、組単位で入米を利用する場合には大庄屋も連印したこと、また代銀の滞納は組の連帯責任とされたこと、その証文は大庄屋が保管したことが分かる。先に挙げた大浦組の事例では、複数の村による連名ではあるものの、依頼の主体はあくまでも村であるため庄屋のみが連印し、大庄屋は奥印を捺していた。その一方で、組が単位となって出願する場合もあり、大庄屋と庄屋の両方がその主体として連印した。この単位がどのような基準で決定されているのか現時点では明確でないが、複数村で入米を出願することで代銀滞納のリスクを分散・

軽減することができたと推測される。またこの点から、年貢皆済は個別村を超えた組で連帯して行われていたことが分かる。

以上から、弘化4年以前は豪商に対して複数の村（単一の村で出願する場合もある）や組ごとに入米を出願しており、いずれの場合も大庄屋は組の代表者として組内の入米状況を把握し管理する役割があったといえる。

2. 入米需要の拡大

本節では、入米制が藩の制度として成立し、展開していく過程を検討する。入米制の成立事情を示す一次史料は現時点では確認できないが、大庄屋の入米取り扱いが認められた際に作成された弘化4年「大庄屋中江入米取扱被仰付之記録帳」（斎藤久左衛門家文書213）に成立期の様子が僅かに記されている。

郷中百姓共々年々致上納候御年貢之儀、不足ニ相成候分ハ入米与（し脱カ）て致買入ニ、御収納皆済可仕処、前々ハ町人共人数も多くして入米いたし候由、其後壺屋与一左衛門・納屋孫八郎兩人へ入米所被仰付候

ここから、従来は入米を担った町人は数多く存在していたが、その後藩から壺屋与一左衛門と納屋孫八郎が入米取扱に任命されたと記されている。また、この変化が起きた時期について、同史料中から大庄屋が入米取り扱いを出願した願書の写しを引用する。

前々々年貢切米ニ相成候節者、其村方々町人共へ相願入米ニ而皆済仕来り候処、去ル文化之度銀納立之義御沙汰も御座候へ共、無間同年町方ニ而入米方被仰付

この史料から、文化年間（1804～1817）に藩による町人の入米方への任命が開始された可能性があり、その取り扱いを特定の町人へ限定することで入米制への統制が図られたと考えられる。この背景には入米需要の増加と代銀の滞納などの問題化があったのではないだろうか。

次に、この点と関わって、一次史料である藩の触書から入米所町人の増員について見ていく。文化期以降初めて入米所町人について言及されているのは文政4年11月の触書である（安久家文書舞鶴郷土資料館分2-5）。

入米之儀壺屋与一左衛門方弁納可致様申付候処、壹軒ニ限候而者百姓共繰廻無抛差支難渋之由ニ而、町方頭分之者共之内勝手ニ弁納茂仰付被下度願出候

ここから、先述のように成立時の入米町人は壺屋与一左衛門と納屋孫八郎の2軒であったが、文政4年時点では壺屋与一左衛門だけが入米所豪商に任命されていたことが確認できる。そして1軒では百姓共の需要に対応しきれず支障をきたしていたため、村方は藩が指定した町人以外にも主だった町人へ自由に入米ができるよう出願している。この時の願い出は一時保留されたものの、文政9年11月に「此度改而逸見藤右衛門・武内孫八郎兩人」が任命された

(伊佐津藤田家文書 1276)。そして、天保元年 11 月にはこの兩人に加えて西野嘉右衛門と壺屋市左衛門が任命され、合計 4 人に増員されている(安久家文書第 5 箱 15-4)。これ以降、弘化期に至るまで増員の触書は現時点で確認できない。このような短期間での増員は、先に触れたように入米需要の増加によるといえる。なお、触書の内容から与一左衛門は文政 9 年に一度解任されたと推測されるが、弘化 2 年の池之内組の入米証文(安久家文書真下氏搬入分 2 II-4)にその名前が確認できることから、この期間に再任したと考えられる。

このように、藩は当初数人の町人に入米取扱を任命してその統制を図ったが、村方からの要求に応じて増員を余儀なくされたと考えられる。しかし、村方にとって入米制は年貢を米の代わりに銀で納める制度であり、未進回避の代償として代銀の返済が課された。入米制は村方に深く浸透し、天保元年には入米代銀の滞納とそれによる潰れ百姓が問題となった。藩は入米高を年貢高の 10% 以内に収めるなど、入米へ依存せず自らが耕作した米穀によって年貢を納めるよう通達している(14-1067)。本稿ではこの事例の詳細な検討は行わないが、入米制による未進回避の側面だけでなく、代銀納化による領民の困窮という側面も合わせて多角的にこの制度を検討していく必要がある。

3. 大庄屋の入米取り扱い

先述のように弘化 4 年に入米取り扱いが大庄屋へ任命される。まずはその背景について見ていく。以下は 2 で引用した大庄屋による願書の続きである(斎藤久左衛門家文書 213)。

其後入米方之者へ掛合上納仕来り候処、問々心得違之者有之、勘定不都合成義御座候趣二而諸向へ差支、毎年押切前不都合成次第も御座候二付、大庄屋共一統深奉恐入候、就中百姓一統耕作二相励み罷在候へ共、至然与天災二而不作仕候節ハ稲痛二付、大庄屋共下見二罷出痛相応二見訳、此村方二而痛高何程与見積り居候義二御座候得者、入米之儀大庄屋共江被仰付候者、組内村々切米申出候節痛高之引競多少とも年貢入米二願出候様仕度候、左候得者百姓一統心得共相成可申儀二付為御試三ヶ年之間入米之儀大庄屋共へ御任被為仰付被下置候者、一組毎二御年貢切之分取調御収納方へ御年貢入相願御定法通り押切限皆納為仕、入米願高代銀ハ限月迄二追々大庄屋共取立御上納可仕候間、乍恐右之段奉蒙 御考慮度、仍而愚存奉申上候、以上

未仕月 大庄屋共

この史料には第一に、入米勘定に関して諸方で支障や皆済前の不都合が生じていること、第二に、入米取扱に任命されれば大庄屋が見積もる痛高のいくらかを年貢入米として出願すること、第三に、これが痛高を吊り上げようとする百姓の心得にもなるため試行期間として 3 年間任命されたい旨が記される。入米勘定に関する支障や不都合は、先に触れたように主に入米代銀の滞納であると推測される。田辺藩の裁判記録には「入米代銀滞出入」などと題された簿冊がいくつか確認でき、そのほとんどで町人が村方の百姓を訴え出ている(田辺藩裁判資料研究会『田辺藩裁判資料 テキスト』小西タイプ印刷、1995 年)。大庄屋が入米を扱うことで、代銀滞納などによる町人との摩擦や百姓の困窮を回避し、自らの管轄である組内で問題解決を

図ろうとしたのではないだろうか。次の第二、第三の点からは、年貢減免対象となる入米高に含めることで藩の年貢収量の減少を防ぎ、加えてより多くの負担免除を要求する百姓に対する抑止力にしようとしていたと考えられる。特に天保期以降の長期的な天候不順が当該期の痛高増加につながり、その引きによって実質的な年貢収量が減少したことが推測される。弘化年間の本年貢取立高は約2万1千石～2万3千石を推移しており（『舞鶴市史』通史編上）、表高3万5千石の6割程度に留まる。また、直近では天保14年の日光代参に伴う入用金や弘化3年の藩屋敷類焼など臨時出費が続いていた（『舞鶴市史』年表編）。こうした中で痛高を入米とすることは年貢収量の増加につながり、出願の際の十分な説得材料になると考えられたのではないだろうか。

この願書は大庄屋相談の上、御下役の牛田物右衛門に内密に案文を依頼して半切紙に認め、御元々である手嶋五兵衛へ提出された。その後10月29日に大庄屋が立会所へ呼び出され、御奉行今井角兵衛から「思召之儀有之二付、一兩年之處為試大庄屋共へ在方入米之取扱被仰付候」と口達があり、大庄屋の入米取り扱いが認められた。なお、痛高を入米に加えるという措置が実際に行われたのかは検討が及んでいないため、今後の課題としたい。

次に、大庄屋が入米を扱った時期の入米証文を検討する。木之下村から大庄屋木船衛門へ入米を出願した際の嘉永4年「借用申入米証文事」（15-59）を引用する。

一銀札八拾三匁四歩壹厘 御蔵上納不足

一同 壹貫目 御札所御拝借

々

右之通り村方当亥御年貢不足仕候二付、致入米借用申処実正也、然上者月壹歩二之加利足ヲ、来ル子ノ十月限り元利共無相違返済可仕候、若シ村方返済相滞候得者、連印者引請返済可仕候、為後日連印証文仍而如件

嘉永四辛亥ノ十二月

木之下村百姓惣代与平（印）

〈以下差出略〉

大庄屋木船衛門様

木之下村は、年貢米不足分の代銀として83匁4分1厘を計上すると同時に、御札所へ1貫目の拝借も出願している。第1節で挙げた町人宛ての証文と比較すると、代銀の返済期限は翌年10月の1回限りになり、返済期間は延長されている。木船家文書に伝来する元治元年（1864）と慶応元年（1865）の入米証文も同様に10月・11月が返済期限として設定されている（14-88～90、94～96）。これには組ごとの違いや制度的変化などが想定される。また、先述のように弘化4年には「一兩年之處」と期限付きで大庄屋の取り扱いが認められていたが、本史料などからその後延長されたと推測される。

入米代銀の返済過程について、祖保谷組各村から御札所への上納額を記した、嘉永4年正月「覚」（1-403）を見ると、組内12ヶ村からの上納額26貫714匁1分4リの内、25貫匁が入米代として計上されている。この入米代銀は大庄屋木船衛門から御札所へ上納された

後、御札所から銀札 25 貫匁を預かった旨を記した「切手」が藩の御収納方へ提出されている(1-400、401)。ここから、この時には大庄屋は代銀を上納するのみで、実際の米は上納されず、入米分の年貢米は完全に銀納化されていたと考えられる。

入米取り扱いのその後の経過について、安政 3 年(1856)「入米取扱大庄屋中御免ニ付町人共江被仰付候次第書帳」(斎藤久左衛門家文書 627)から、安政 3 年 10 月に再び町方へ入米取り扱いが任命されたことが確認できる。この再移管に際し、東五組の大庄屋は以下の願書を藩へ提出した。

奉願口上之覚

近年悪作或者荒強ニ而御引御介抱等被下置御蔭ニ而取続来候へ共、諸色高直ニ而自然御未進相嵩候ニ付、御講金・調達金残米代尻打□大庄屋所へ引延相頼、色々操替ニよツて漸御上納仕候へ共、容易ニ返済之見込も附不申甚心配仕罷在候処、此度御模様替ニ而入米所町方へ被仰付奉畏入候得共、前条之通り大庄屋所ニ而ハ不限入米代ニ諸割物ニ至迄何角引メ、限月ニ至候而も不納之分ハ他借ニ而立替、延々年長く御取立被下候様ニ相頼居候処、入米所町方へ相成候而ハ是迄之通ニ世話ニも不相頼必至難渋ニ奉存候、何卒厚以御慈悲是迄之通り大庄屋所へ入米被為仰付被下候ハ、重々難有仕合ニ奉存候、以上

安政三丙辰年

東五組大庄屋中

御月番御代官池内又市様

ここから、大庄屋は入米に限らず諸々の不足をまとめて他からの借り入れによって立て替えていたことが分かる。しかし、御講金・調達金上納などの見通しも立たない中、町方が入米を取り扱うこととなつては、これまで通りの世話(=「他借」)も頼むことができないと危機感を抱いていたことが読み取れる。

では、この「他借」は具体的にどのようなものであったのだろうか。表 1 は、史料の伝来状況から安政 2 年に記されたと考えられる「覚」(1-409)を基に、組内からの徴収額とその用途をまとめたものである。「組内より拝借元利」は御札所からの拝借と推測され、この拝借と入米代(利息含む)の合計 8 貫 67 匁 7 分 6 厘が組・濱村から徴収されている。これを資金源として御札所への返済、郷宿烏屋への支払い、上安村への貸付に合計 8 貫 4 匁 5 分 9 厘が計上されている。ここから分かるように、入米代銀として徴収された銀が、必ずしもそのまま入米代に充当された訳ではなかったのである。そして、その銀は御札所・郷宿・村の諸方面に対する返済や貸付に運用されており、先の願書で述べられる「色々操替ニよツて漸御上納仕」る大庄屋の資金運用の様子が読み取れる。

このように、入米代銀として徴収される銀は、大庄屋が取りまとめる組内の諸貸借と密接に関連していた。換言すれば、大庄屋が諸方面との資金運用によって組の成立を図る上で、入米代銀は不可欠な要素であったといえる。町方の入米取り扱いの件は、その後藩から「入米之義思召有之、当一廻之处半高入米被仰付候」と入米高の半高は大庄屋、残り半高を町方に任命するとした。この件についてはこれ以降も議論が続いているが、本稿の検討範囲を超えるため、ここでは言及を控える。

おわりに

本稿では田辺藩における入米制について、特に文化期～安政期を対象に入米制と大庄屋の関わりについて検討した。入米制は安定した年貢皆済を図る制度であり、弘化4年以前は、大庄屋は組の代表者として組内の入米状況を把握し管理する役割を果たしていた。しかし、入米制が村方に浸透する中で、代銀滞納によって町人との摩擦や潰れ百姓の問題が顕在化した。このような背景から、大庄屋は自らの管轄内で入米制に伴う問題の改善を図り、入米取り扱いを出願したのではないだろうか。また、弘化4年以降、大庄屋が入米を扱う中で、入米代銀の一部は組の諸貸借に運用されるようになっていた。幕末期には入米制は単なる年貢皆済の手段としてだけでなく、大庄屋によるその代銀運用を通じて、組の成立を維持するために不可欠な制度となっていたといえる。さらに、この入米制の分析を通じて、当該期の村方の成立が、地域社会における極めて複雑な貸借関係の下で維持されていたこと、そして、それを確実にする大庄屋の資金運用能力の重要性を窺うことができる。

表1 安政2年祖保谷組における資金運用

徴収額		徴収額の用途	
項目	金額	項目	金額
組内より拝借元利	7 貫 134 匁 7 分 9 厘	御札所返納	5 貫 504 匁 5 分 9 厘
濱村より入米代銀	860 匁 6 分 7 厘	烏屋支払	1 貫 500 匁
濱村より入米利札	72 匁 3 分	上安村貸付	1 貫匁
合計	8 貫 67 匁 7 分 6 厘	合計 (残金)	8 貫 4 匁 5 分 9 厘 (63 匁 1 分 7 厘)

史料・参考文献

斎藤久左衛門家文書（舞鶴市郷土資料館所蔵）

安久家文書（舞鶴市郷土資料館寄託）

伊佐津藤田家文書（舞鶴市郷土資料館所蔵）

丹後田辺藩裁判資料（綾部市郷土資料館所蔵）

舞鶴市史編さん委員会編『舞鶴市史』通史編上、舞鶴市、1993年、751頁～758頁、764頁、780頁、1101頁

舞鶴市史編さん委員会編『舞鶴市史』年表編、舞鶴市、1994年、259頁、261頁

幕末大庄屋の「葬儀諸記録」にみる人々の 動向・地域の慣習

―木船衛門家2代3冊の「御悔帳」から―

上井 孝雄

1. 木船家の先祖譚

木船家は4代にわたり衛門を名乗り、江戸後期から明治期に田辺藩祖母谷組大庄屋・倉梯村長・京都府会議員等を勤務し、地域に一定の影響・貢献をしてきた家である。子孫は当地から転住し、その先祖を含め家族構成は不明なところが多く、木船家文書群より断片的に情報が収集できるのみである。

遠祖佐々木源氏末裔京極高忠の子三郎が京都貴船村より溝尻村へ来住との書記⁽¹⁾もあるが、真偽は不詳である。確実視されるのは大庄屋2代目藤右衛門が残した高祖父からの覚書⁽²⁾で、惣右衛門→藤右衛門（行永村田中戌亥角より婿養子）→弥惣（三）右衛門→衛門（宗右衛門）→衛門（藤右衛門）と記されており、これ以降は衛門（衛助）→衛門（伊三郎）が知れる。木船家のその経営発展に一役を担ったのが、分家木船藤左エ門の世代の人々⁽³⁾である。藤左エ門子孫木船直樹・陽子氏御夫妻は、現在も舞鶴市溝尻に居を構えられ、当文書群を保管し木船家の屋敷・墓所を維持管理されてきた。藤左エ門家に相伝された系図に佐々木氏来住と木船改姓の記述があり、検証すれば新たな知見が得られるであろう。

今回取り上げた「御悔帳」は、藤右衛門・衛助妻・衛助（藤右衛門長男）の葬儀記録である。当該家族の他、取り巻く先祖の親族の関わりもまた記されている。

2. 3冊の「御悔帳」

木船家は幕末2年間に3人を見送っている。藤右衛門（74歳・元治元年〈1864〉6月）、衛助妻ふじ（42歳・元治2年〈1865〉2月）、衛助（45歳・元治2改元慶応元年〈1865〉12月）である。2人は若齢で、木船家の大きな不幸であった。衛助長男伊三郎は17歳から当主となり明治期には公職を歴任するのであるが、木船家の経営は明治期の激動と相まって厳しいものとなり、その一因は両親を早くに喪ったことでもあった。

香資帳は後日の返礼に期するもの⁽⁴⁾として到来物と金額だけの記帳の例が多く見られるが、この3冊はその葬儀一連次第が細かく記載されており、幕末の人々の動向と現代（筆者が見聞きした昭和時代）に続く慣習も見ることができる。

3. 藤右衛門（衛門・大庄屋2代目）の葬儀（箱4-16）

3人の内一番盛大であったのは、元大庄屋で現大庄屋衛助父の藤右衛門の葬儀であり、ふじ、そして衛助と規模は縮小していく。当日の昼食は350人前（悔客・僧侶・手伝人・親族含）用意され、溝尻村で当時一番の葬儀であったと推定される。木船家は溝尻村の石高筆頭であり、

木船家としての資力を注がざるを得ない葬儀であった⁽⁵⁾。僧侶の人数も別格で村内でこれほどの家が何軒あったであろうか。

悔み客は村内 59 人（親族 3 含）・城下 22 人・祖母谷組他近隣村 116 人・家中を含む他所 72 人（藩主からの弔慰金 100 疋を含む）の合計 269 人^{表 1 参照}であり、僧侶 7 人（菩提寺清光庵等 4 人と統括する雲門寺西堂と伴僧・弟子）⁽⁶⁾と諷吟（諷経）僧⁽⁷⁾ 4 人が記されている。ここにあげた悔み客全てが会葬したのではなく昼食もそれなりであったとしても、大工・紙細工・野人・内方の手伝人に親族を加えれば 350 人前も決して多くはなかったであろう。

当日の動員数は溝尻村が大村であることも一因ではあろうが、87 人（紙細工⁽⁸⁾ 他村からの 6 人を含む）を数える。内訳は賄方 29 人・寺方 6 人・各取持使 9 人・紙細工 7 人・香資場 7 人・寺送迎 9 人（船頭・駕籠舁含む）・休憩所 3 人（分家藤左エ門宅で田辺藩家中・大庄屋・庄屋応接）・野人 14 人・総取締 3 人（これは親族）で、別に日当を払う大工（行永村等他村）⁽⁹⁾ が 7 人あり、前日の手伝に 29 人・翌日の片付けに 10 人が記されている。

元治元年 6 月 25 日死歿し翌 26 日の葬儀は夏場（新暦 7 月末頃）であったからであろう。大工・紙細工をはじめ全てが慌ただしかったと推定される。記帳はないが、方々への報せは喪家からの飛脚であるが、翌日の周知は大庄屋のネットワークが活用されたからであろうか。

沐浴（湯灌）は藤右衛門の子供と女婿⁽¹⁰⁾で行われ（遠方のためか 3 男収司の名はない）、メインの葬列は昭和時代の花環・蓮華造花等の華々しいものはなく、当地方の慣習による簡素なもので家族・親族が携わっている^{表 2 参照}⁽¹¹⁾。ただ、悔み人名に「袈着用・葬供」と追記された村々庄屋・大庄屋等が 26 人あり、葬列に村人・縁故者と共に加わったとすれば、それは長い道中で到来物の善の綱⁽¹²⁾（木綿）5 反を全て必要としたのかもしれない。

昼食は 350 人前と記され、通し膳献立は一汁一菜に木皿・白飯の質素なものに酒肴であり、野人・紙細工・大工へは五ツ時（午前 8 時頃）・九ツ時（正午頃）・七ツ時（午後 4 時頃）に、通し膳に酒・煮しめ・瓜もみ・したし等を加え、また他品に変え応対している。僧侶昼食も同様ながら出立は一汁三菜に硯蓋で饗応し、仕上げ膳も同様である（諷経僧も同等である）。

注目すべきは、喪家より座頭・番人等に銀子・白米・黒米（玄米）を付与しており、これは田辺藩全体の村々での慣習として、当時貧民層への故人供養と位置づけられての施行であろう。池之内組大庄屋安久兵左衛門家及び分家藤左エ門家の幕末の香資帳にも座頭等への付与が記載されている⁽¹³⁾。

葬儀後は中陰供養を七七日まで略することなく逮夜勤めしている。忌明は四七日に行われ本膳には葬儀世話の労いとして 45 人を招いている。逮夜香料とは別に忌中見舞も赤飯・砂糖・素麺等 30 人の到来物が記されて交流範囲の広さを物語っている。

払方に寺院布施が筆頭に記されるのは、現代と同じくウェートがおかれていたからである。雲門寺に焼香礼 100 疋と菓子料 100 疋、雲門寺伴僧に 1 朱、菩提寺清光庵に音吟（引磬）礼 2 朱・幕料 4 反代 200 疋・上置⁽¹⁴⁾帷子 1 衣・水引絹 9 尺・善の綱 2 反・白米 2 舁・席料 1 朱、役僧太鼓礼 2 人に 7 匁づつ、饒鉞礼 2 人に 1 朱づつ、諷経僧へ菓子箱等を贈っている。

総経費は臨終から忌明（四七日）までで、銀 1 貫 7 匁 4 分と玄米 6 俵（代 562 匁 8 分）と記され、合計 1 貫 570 匁 2 分＝金 19.5 両となり、当時の実勢米価値は現代と比べれば図り難く推定に過ぎないが、現行価凡そ 80 万円～160 万円⁽¹⁵⁾に相当すると思われる。ちなみ

に雲門寺西堂和尚の布施は 100 疋＝金 1 歩＝ 1/4 両（1 万～2 万円）となる。

最後に藤右衛門形見分けが記録され、次女いさに 20 両と糸綿綿入れ 1 衣、同婿藤左エ門に 300 匁、次男六兵衛・3 男収司に 20 両と同 1 衣、長女婿惣左衛門に 10 両と青梅綿 1 衣、村内子方等 13 人に羽織等を贈っている。20 両は幕末で貨幣価値が下がっているとは言え大金であるから、当時木船家の家政は豊かであったことが実証される。

4. ふじ（衛助妻）の葬儀（箱 4-10）

藤右衛門の 8 ヶ月後に当主衛助は妻ふじを見送った。葬儀はほぼ藤右衛門同様であるが、元治 2 年 2 月 16 日死歿し 18 日葬儀と 3 日間にわたっている。昼食 250 人前で悔み客は村 58 人・町 30 人（家中含む）祖母谷組他近隣村 104 人・他所 57 人（松尾寺・知恩院の名がある）計 249 人である。僧侶 8 人で諷経人数は記帳がなく不明である。葬列役割は子供が未婚で、親族が肩代わりをしており通常と異なっている（史料翻刻 164～174 頁参照）。

五七日に忌明を行い、続けて藤右衛門の 1 周忌も勤め、3 仏事（衛助妻と藤右衛門と某）に清光庵へ 3 倍に当たる 30 匁・白米 6 舂と野菜物料 100 疋を布施している。また雲門寺西堂と樹徳庵住職の出座を依頼し、雲門寺へ 100 疋と菓子とその弟子へ 1 朱、樹徳庵へ 12 匁と菓子を謝礼し、葬儀時と同様にこの時にも番人・座頭等へ銀子・黒米を施行している。

形見分けは帯等を親族 6 人へ、金 100 疋等を村男女 10 人に贈っているのみで少額である。

5. 衛助の葬儀（箱 4-13）

妻ふじの 10 ヶ月後に、病中で大庄屋を 9 月に退役したばかりの衛助が慶応元年 12 月 9 日逝った。45 歳で若年の 1 男 2 女を残してであった。悔み客は村 60 人・町 28 人（立合小勘定方等家中含む）・近隣村々 82 人・他所等 48 人計 218 人で僧侶 8 人である。

年を越すために二七日に忌明をしている。当主長男伊三郎は若年のためか粗略な記帳で脱落もあるが、元大庄屋葬儀の体面は保たれていたようである。

6. 所感

大庄屋と言えども、江戸中期では許されなかった葬儀次第である。田辺藩は幾度も「儉約令」⁽¹⁶⁾を出して民衆の統制を図っており、葬儀には「酒無用」「野人は少人数」「袴着用」⁽¹⁷⁾は親子兄弟に限る」「香料一匁以下」等の達しがある。また、禅宗等の宗派での法名「院」諡号は旧幕時代百姓には許されないが、黙認される時世であった。3 年後に明治の改元を迎えるが、当時の人々はきな臭くとも幕藩体制は続くものとしながら、統制の揺らぎが拡大して行くのを肌で感じていたのではなかろうか。この「御悔帳」はそれを如実に物語っているのである。

本稿禿筆に際し木船直樹・陽子氏御夫妻・東光寺住職大道無礙師をはじめ多くの方々に用語等の御教示を頂いた。深く感謝申し上げるものである。

(1) 木船衛門家文書 9-232、なお、分家藤左エ門子孫木船直樹氏宅の「系図」には、佐々木氏裔義郷が溝尻村へ到り上羽彌三左衛門に養われ、定住婚姻後にその子が上羽家婿養子となり、元禄年間に貴布禰神社社名に因み上羽姓から木船姓に改姓したのが木船家の始まりと記されている。

- (2) 木船衛門家文書箱9-237、藤右衛門曾祖父次男利左衛門（次々代藤左工門改名）宝暦2年分家と記載あり。
- (3) 一例に、上武恒介「安政5年海防御見分における大庄屋木船家の役割」（『舞鶴木船衛門家文書調査報告 京都北部MALUI連携事業』2024）が触れているが、幕府海防御見分状況視察の大庄屋衛助越前出張に際し、その留守を溝尻村庄屋藤左工門は「大庄屋心得」として他組大庄屋との折衝に当たっている。また、衛助病中及び退役後、次大庄屋任命まで「大庄屋代役」を勤めて、衛助褒美頂戴・伊三郎祓下賜（箱14-110）も藤左工門が出仕している。明治期の木船家経営については長男木船盛蔵が保証人等多くに支援している。
- (4) かつて、香資は「義理」「借り」と言われ、後日喪家へ持参することを「義理を務めた」「借を返した」と言われ、それが為されないことは非難の対象であった（『葬送墓制研究集成第2巻』倉田一郎「香典の今昔」にも戦前の公界つきあいとして「ギリ」が紹介されている）。木船家でも後日の逐一の返礼は大変であったろう。
- (5) 『葬送墓制研究集成第2巻』有賀喜左衛門「不幸音信帳から見た村の生活」に木船家同様に、富家の村内における葬儀時の振る舞い等に係る立ち位置が記されている。また、分家藤左工門は本家葬儀に大きく助力し、親族総代として采配や、家中・大庄屋・庄屋等の休憩所に自宅を提供している。善の綱1反と共に白米1俵（約1両1歩に相当し親族中最高）・料理物を供物し、中陰は欠かさず香料を持参している。
- (6) 出座僧侶は、焼香雲門寺西堂（導師着座）・西堂和尚付雲門寺伴僧・引磬清光庵（維那兼カ）・太鼓樹徳庵並び報恩庵・鏡鉦雲門寺弟子並び興禅寺の7人、諷経は天台寺・施福寺（綾部上杉郷）・得月庵・龍興院の4人、各々に謝礼している。溝尻清光庵は本寺雲門寺末で、当時雲門寺の檀家預りの位置にあり、木船家は院謚号料を雲門寺に納めている（14-151）等が西堂和尚導師拜請の因であろう（幕末の雲門寺過去帳に藤右衛門・衛助妻・衛助の戒名が認められて、清光庵檀家でありながら大檀越としての計らいと見られる）。雲門寺（余部下村）は溝尻村からは遠く、船で市場村迄を駕籠で市場村から溝尻村迄を送迎する厚遇をしている。
- (7) 諷^ふ経^{きん}、本来は声を出して読経することを言うが、当地では葬儀の役に付かず出座する僧（招待された僧や会葬した僧が加わること）を指す、この葬儀では4人の名が挙がっている。
- (8) 紙細工、葬儀全般の大工方以外の諸細工を担う者で、常連の技巧者が携わった。輿・天蓋等を装飾する全て（当家の家紋・蓮華模様等）を切り刻むため前日午後より従事している。葬儀開始までに間に合わせる使命を負っている（紙細工が仕上がらないと葬儀が始まらない）ため、大工を急かすのは常である。四幡をはじめ役付の持ち物、上置・棺に巻く絹布・善の綱等の設けも紙細工の役目であった。
- (9) 大工、行永村平八が棟梁で棺は勿論、木船家ともなれば白木の輿（龕台・須屋根・杵等で、本来は故人葬送の都度に大工により新造されるものであるが、費用が掛かるため富家以外は紙細工のみで使い回しされていた。埋葬後その上に輿は朽ちるまで据えられるのであるが、大方翌日には取り除かれるため屋形等と称する祠形状の物が設置されたのはその名残である。現在ではそれも見るのがなくなった）・天蓋（写真1）・四幡・位牌・供膳等を含め葬儀道具一切を作成するのは手慣れている手間のかかるものである。7人が2日従事しており、材料代に66匁7分とあるから輿も新造されたと推定される。大工日当は忌仕事として通常の2倍が慣例であった（大工方支払合計80匁と記載）。
- (10) 藤右衛門子女は長男衛助、次男寛治（竹屋町林屋六兵衛へ養子）、亡長女りゅう（村内津田惣左衛門へ縁付）、次女いさ（村内木船藤左工門へ縁付）、3男収司（丹波上杉郷大石村福井藤右衛門へ縁付、後に不縁）。
- (11) 葬列役割、地域により呼び名も配役も大きく異なり、また親族間でもめる一因（役付により香資金額の

軽重をみる)にもなった。この中で「弓」は筆者の聞きなれぬ語で、同地域多門院の新谷一幸氏によれば「昭和50年代まで大工方が弦は麻で作り輿に飾った。道中の魔除け・清めの意味があったのであろう」と教示頂いた。

- (12) 善の綱、縁の綱とも呼ばれ、葬送の際輿に付ける木綿の曳き綱で墓所まで会葬者が手に取り進んだ。3反4反と継足し長ければ長いほど盛大な葬儀と言われ、他家へ縁付いた子供をはじめ親族から木綿1反が香料と共に贈られる。この時は木綿料の家もあるが現物5反が寄っている。使用後は何反かを寺に納めるのを常とした。

- (13) 『安久家文書目録第1集』舞鶴市郷土資料館4-179「安静院宗久日林居士出棺より忌明控」安政5年10月、「木船藤左衛門家文書」箱1-9「圓山宗覺居士御悔帳」文政8年正月。

- (14) 上置^{うわおき}、故人の衣裳を棺に掛け、葬列には輿の須屋根に結び付ける。葬儀後故人供養に寺へ納める例である。

- (15) この「御悔帳」の末尾の払方明細に、金1両が銀81匁3分6厘(公定60匁より銀安)で、玄米1舁は2匁3分4厘5毛と記されている(銀1匁500円とすれば玄米1舁約1200円・白米換算1kg960円、1匁1000円ならば玄米1舁約2400円・白米1kg1920円)。

- (16) 「竹屋町文書・町行政78」文政10年8月、「木船衛門家文書・14-237」文政3年1月、「井上収集文書・232-3」天保13年9月等。

- (17) 葬儀は無紋袴白装束で一刀を帯し、庄屋等の葬供に着用の袴は無紋浅黄袴か麻袴であろう。ちなみに女子は被^かきや綿帽子を被った白無垢(「いろ」と呼ばれた、写真2)であり、明治以降西洋に倣い上流では黒が用いられる風潮であったが、庶民の黒紋付喪服の多用は戦後から広まった風俗である(増田美子著『日本喪服文化史』2022年)。



← 天蓋
← 輿

← 善の綱

写真1 善の綱を曳く葬列



写真2 出棺間際の様子

大正8年12月、現京丹後市弥栄町にて撮影、個人蔵
(防寒のため白無垢の上にコート着用 of 女性がいる)

参考文献

- 京都府立大学文化遺産叢書第30号『舞鶴木船衛門家文書調査報告 京都北部MALUI連携事業』2024年
舞鶴市歴史資料目録第1集『木船衛門家文書調査報告1』2025年
増田美子著『日本喪服文化史』東京堂出版、2022年
井之口章次編『葬送墓制研究集成第2巻』名著出版、1979年
『行永史』元字行永会、2009年

舞鶴市史編さん委員会編『舞鶴市史・各説編』舞鶴市、1975

五来重著『葬と供養』東方出版、1992

文中は木船家現行使用の「木船」を、文書表記の「木船」を用いている場合もある。

表1 悔み人内訳（藤右衛門葬儀）

溝尻村	59 人	当時村戸数 65 前後で、そのほとんどが悔みに来ている。親族の分家木船藤左エ門（次女いさ縁付先）・矢野久兵衛（亡妻里方）・津田惣左衛門（亡長女りゅう縁付先）3 人を含む。
町（城下）	22 人	竹屋町林屋六兵衛（次男寛次養子先）とその縁故者、溝尻村定宿鳥屋三右衛門、周旋業上林屋孫右衛門、元惣年寄逸見与一左衛門等。
祖母谷村々・近隣村	116 人	組 11 村と市場・泉源寺・田中・小倉村の庄屋と縁故者、大庄屋仲間で親族の福西八左衛門・梅垣西浦をはじめ龍勝寺・天台寺・龍興院・泉源寺此御堂〈こみどう〉等。
賓客・親族を含む他所一般	72 人	藩主（金 100 疋）元締口上添・奉行城所次郎兵衛・同平井四郎右衛門・元家老森本太兵衛をはじめ家中と思しき 15 人、現元大庄屋仲間上野弥市郎他 12 人、祖母谷組庄屋中、雲門寺・金剛院・今田村座頭、上杉郷大石村福井藤右衛門（3 男収司の縁付先）とその一族、旧来の親族、縁故者等。
計	269 人	葬儀後の悔みを含む。

表2 葬列役割名 この時はすべて親族で割付（親族が少なければ村人が手助けの場合あり）

大松明	林田信蔵（孫）
四幡	福西八左衛門・荒木柴原・森脇源五郎・矢野市太郎
弓	林田六兵衛（次男）
花	木船はま（次女）・福西すま
盛物	林田よう・福井やを
杖笠	福井藤右衛門（3 男）
提灯	津田こう（代役その）・矢野はな
香炉	木船すゑ（孫）
茶筒	木船いさ（次女）
饗膳（供膳）	木船ふじ（長男妻）
位牌	木船伊三郎（孫・長男衛助役中に付代勤）
持方	津田石之助（孫）・木船守之助（孫）幼年に付介添忠右衛門・仁右衛門（前方と後方があるが、故人に面する後方が重役）
天蓋	津田惣平（亡長女婿）
棺付	木船衛助（長男）・矢野久兵衛・津田惣左衛門・高橋国平
留守居	木船藤左エ門（次女婿・分家当主）

福井収司と丹波大石村の助郷免除文書

東 昇

1. 福井収司と大石村

木舩衛門（藤右衛門）の二男である収司については、すでに渡邊幸奈氏により家相家としての側面が、また上井壱雄氏により、復之助期における若狭国高浜への養子婚礼について、それぞれあきらかにされている。木舩収司（1832～1913）は、安政2年（1855）に伊東家へ養子に入ったが、安政4年には丹波国何鹿郡大石村の福井家へ養子に入り、収司と改名した。その後、慶応3年（1867）に実名を明義としたことが確認できる（木舩衛門家文書 13-2165）。本稿では、木舩家文書の中に一定数まとまって存在する木舩収司関係文書を手がかりとして、大石村在住期のものと思われる助郷免除文書について検討する。

収司は、安政4年に丹波国何鹿郡上杵郷大石村の福井藤右衛門の養子となった（4-2）。福井家が居住した上杵村は、慶応元年12月の文書によれば、石高は1284石であり、その支配は、京都代官小堀数馬の幕府領964石（約75%）と、旗本太田善太夫の知行所319石（約25%）が入り組む相給の形態をとっていた（史料翻刻 162～164頁参照、17-104）。この時、上杵村には、幕府領に2名、太田領の大石村、小嶋村各1名と計4名の庄屋がおり、福井藤右衛門は、太田領大石村の庄屋であった（17-104）。また福井氏は、大永5年（1525）の光明寺寄進帳にその名が確認できることから、16世紀前半には当地における土豪の一人であった可能性が高い（『綾部市史』上）。

2. 慶応元年の助郷賦課

この文書は、前半に上杵村（大石村・小嶋村を含む）と大日村の石高、家数、人数、後半に「乍恐奉歎願口上書」が写されている。前半の上杵村分は、慶応元年12月に上杵村庄屋忠兵衛他10名から中川亮平・後藤忠一郎宛であり、大日村分は作成・宛名はない。石高は、支配別に山高、郷蔵敷、山崩引など諸引、取米が記される。上杵村の人数は男性611人の内、村役人、60才以上15才以下の老人・子ども、病身、他所奉公と、いわゆる御用に従事できない人数は495人、残り116人（全体の19%）が「可用立」と書き上げられている。大日村は39人の内15人、全体の38%が御用に従事できる人数で、両村ともに低い数字といえる。

宛名である中川亮平および後藤忠一郎については、慶応2年2月15日、丹波国桑田・船井・何鹿郡内の助郷免除見分に関する文書から、いずれも幕府の役人であった（『三和町史』資料編）。中川亮平は御普請役元メ格論所地改手附、後藤忠一郎は御普請役代を務めていた。同史料に付された大津宿・草津宿助郷惣代の添廻章によれば、助郷惣代も両名に同行しており、

本史料は両宿に関わる助郷免除文書である。

この助郷賦課は、慶応2年の第二次長州征討および将軍の移動に伴う大規模な軍勢動員に起因するものであったとされる（『三和町史』上）。大量の人馬動員に対応するため、東海道の大津宿・草津宿の助郷が、綾部落領の栗村組・小畑組・山裏組・川合組の各村に賦課された。このため、各組において助郷免除を求める運動が展開され、綾部落を通じて京都所司代および大坂道中奉行に嘆願書が提出され、最終的に免除が認められたという

また、上枚村と同様の石高や人数構成、宿場からの距離を示す史料として、摂津国豊嶋郡桜塚村の「村高家別人別書上帳」および「村改書上帳」が挙げられる（『豊中市史』史料編3）。これらの文書は、慶応2年正月に、武蔵国岡部落の飛地である安部摂津守領桜塚村の庄屋から、中川亮平・後藤忠一郎宛に提出されたものであり、同村が齋藤六蔵代官所（大坂代官）および畠山飛騨守（高家旗本）の相給支配下にあったことが記されている。安部領の村々は石部宿の助郷免除を道中奉行に嘆願したが却下されたとされる。

上枚村の場合には、大日村の石高に関する記載の中に「大津宿へ道法二十式里半」とあることから、大津宿の助郷免除を求めた願書である可能性が高いと判断される。

3. 幕末の村の状況と御用負担

後半の「乍恐奉歎願口上書」では、まず慶応元年12月の廻書によって村の状況報告を行うよう指示があり、10年分の年貢割付および定免等を調査したうえで旅宿へ持参したことが記されている。その際、各村において難渋の事情があれば、詳細に申し立てるよう求められたとされたが、これは中川達による見分の際の指示であったと考えられる。これを受けて、村の状況と問題について説明しており、以下の5点にまとめることができる。

①村々は丹後国境に近い山陰の山寄りに位置し、田地は山中や谷間に所在しており、土地条件が悪い。谷間には一部平坦地も存在するが、用水は出水に依存しており、夏の土用の頃に6～7日ほど日照りが続くと思われ、早魃に見舞われる。その際には昼夜を通して水を引くものの、毎年早損となる。また、秋には霧が深く、青立ちや籾の未熟による悪米しか収穫できず、城米としても通用しない状況が述べられており、地形および気候条件の不利が米の収穫に大きく影響していたことが示されている。

②収穫される米が悪米であるため、従来より年貢は銀納とされてきた。口丹波方面の米とは異なり、安値でなければ買い手がつかず、村のある奥丹波地域では各藩の銀札のみが流通し、正銀は用いられていない。米代金も銀札で受け取るため、銀札123匁を金1両に替えて京都で正銀に引き替えると97匁となり、26匁の損失が生じたという。さらに、従来は山城・摂津・河内と比べて安値であった年貢米石代値段が、近年では高騰し、これらの地域を上回る水準となった結果、1石につき130～140匁余の損失が生じており、藩札流通および米質による価格差が大きな負担となっていたことがわかる。

③近年では猪や猿による獣害が深刻化し、拝借鉄砲による見回りのため多くの人足を要していたこと、また冬季には大雪のため稼ぎができない状況にあったことが述べられている。

④太田領大日村は山家領分の中に一村のみ存在するため、耕作の厳しい田については村内や大石村・小嶋村の助力を得て荒田の開作を行っていたが引き合わなかった。これら3村では、

7年前から毎年20石の米や銀を領主・代官所より拝借していたものの、未進が続き、難渋は解消できていない。また、山家藩領および旗本領への山年貢の上納など、相給支配に起因する問題も指摘されている。

⑤御用として二条城御賄、京都御見廻、焚き出しの人足などに対応してきたが、これ以上の負担は困難な状況にあることが述べられており、幕末期における御用人足の負担増が村の存続を脅かしていた。

以上の5点の問題を理由として、村の存続が困難であり、亡村に至るおそれがあるとして訴え出ている。先述した綾部藩天田郡川合組・山裏組による草津宿助郷免除願書においても、「乍恐奉歎願口上書」と同様に、免除を求める理由が具体的に記されている（『三和町史』資料編）。これら両組は、山間部に位置する田地の条件、用水の問題、獣害、さらには他領へ納める役銀など、上杵村をはじめとする周辺地域と共通する課題を多く抱えていた。

御用負担に関しては、丹後・但馬方面から京都へ至る街道に継場が三か所設けられており、公儀役人や大名の通行に際して、東海道とは異なり宿馬料の支給がなかったと指摘している。加えて、近年では将軍の上洛や大坂在城、京坂の警衛が増加し、特に宮津藩の通行が頻繁であったことから、街道沿いの村々では入費がかさみ、困窮が深刻化していた状況が述べられている。このように幕末期における京坂周辺での御用負担の増加が、村々の疲弊を招いた一因であった点が共通しているといえる。

これらの文書は助郷免除を求める願書という性格上、実態との乖離が含まれている可能性もある。しかし、勘定所役人や大津宿助郷関係者による現地見分を伴っていることから、一定程度、当時の村の実情を反映しているものと考えられる。幕末期になると、地形や気候、獣害、相給支配といった村周辺に限定された問題だけではなく、藩札流通による経済面や、御用負担の増加といった、より広域的な課題が表面化していたといえる。

参考文献

『綾部市史』上、綾部市、1976年

上井壱雄「幕末の婚礼の風景—安政元年祝儀諸事附留帳より—」舞鶴市歴史資料目録第1集『木船衛門家文書調査報告』1、舞鶴市生涯学習部文化振興課、2025年

「土井優家文書」、『三和町史』資料編、三和町、1998年

『三和町史』上（通史編）、三和町、1995年

『豊中市史』史料編3、豊中市、1962年

渡邊幸奈「家相家木船収司と家相判断」『舞鶴木船衛門家文書報告書』京都府立大学歴史学科、2024年

幕末維新时期における田辺藩領内の頼母子講

山蔭 晴人

1. 頼母子講の概要

頼母子講とは、一定の期日ごとに頼母子講の加入者が定められた額の掛金を出し、抽選やれ札などで取得者を決め、順に加入者に分配するシステムである。頼母子講の利点として不確実な支出へ対応できるという現代に通じる保険の仕組みがあり、欠点として途中で掛金を払えない者や、分配金の支払いができなくなる場合があげられる。発起目的は様々であるが、特定の事業や個人への融資を目的とする場合や投機目的などがある。

近世に入ると貨幣経済の発展に伴い頼母子講が増加した。また、近世中後期では、多くの諸藩が財政難により、領民を強制的に加入させ事実上の上納金を徴収する領主金融の性格を持つ頼母子講が多く登場した。田辺藩においても領主金融的頼母子講は発起されており、不安定な頼母子講となっている。明治期に入ると銀行や保険会社などの金融機関が設立され、これらの機関が徐々に庶民階級へ受容される一方で、地域性や血縁性に根ざす相互共済機関として頼母子講は機能し続けた（池田 2022）。

2. 不安定な頼母子講

上述の通り頼母子講は掛金や支払金の問題などから不安定化することもあった。元治元年（1864）に西野嘉右衛門を発起人として、明治7年（1874）まで銀30貫匁の割合で継続した頼母子講の事例を取り上げる。頼母子帳では「通例之頼母子掛銀損値多有之候付、其段相改発起より十一番迄之内何れ江闔相当り候而茂無甲乙様致割合」（木船衛門家文書 12-96）とあり、通例の頼母子講は掛金が掛け捨てになる場合が多くあると認識されていたことが確認される。しかし、この頼母子講も明治元年に配当金が30貫匁から16貫374匁へと減少している【表1】。減額の理由として、幕末維新时期の政治・経済情勢の変化などの要因が想定されるものの、その詳細は不明である。

また明治4年に新貨条例が発布され貨幣整理が実施されたにも関わらず、明治7年の段階でも頼母子帳は銀目で記載されている。頼母子帳内で銀目が円に換算された箇所も見受けられず、貨幣制度の変化がすぐには地域社会に反映されなかったと推察される。

3. 救済のための頼母子講

頼母子講は投機目的以外に相互扶助の観点から救済の意味合いも含んでいた。安政5年（1858）に約8貫700匁の未進への対応策として、頼母子講への加入を願い出た史料をみていく。未進への対応として濱村庄屋嘉右衛門と行永村庄屋弥太夫を省略掛に命じ、その後「家

表1 明治11年頼母子講配当額一覧表

回数	年号	西暦	名前	配当額
1	元治元	1864	麴屋忠兵衛	30,000 匁 .00
2	慶応元	1865	林家六兵衛	30,000 匁 .00
3	慶応2	1866	国松屋市兵衛	30,000 匁 .00
4	慶応3	1867	岩田伊左衛門	30,000 匁 .00
5	明治元	1868	金村仁兵衛	16,374 匁 .00
6	明治2	1869	梅垣西浦	17,192 匁 .70
7	明治3	1870	木船衛門	18,052 匁 .33
8	明治4	1871	木船衛門	18,954 匁 .95
9	明治5	1872	山中吉右衛門	19,902 匁 .70
10	明治6	1873	近藤久兵衛	20,897 匁 .83
11	明治7	1874	大保村藤重郎	21,942 匁 .72

村の財政が苦しいことが窺える。行永村でも、嘉永4年に難渋人の救済を目的として、藩から銀札6貫匁を借用している。行永村も経済的に困難な状況に置かれていたと思われる。

前述した安政5年に頼母子講を求めた願書を分析すると「御憐愍之上者如何依之儉約も為仕御蔭二而一村為取続申度奉存候」（15-51）と書かれ、藩側に一村取続きのために頼母子講を求めている。借入状況を踏まえ、村の財政難に対処する手段として頼母子講が活用されたことを示す。

4. 頼母子講からみる明治初期の木船家の財務状況

明治11年には木船衛門が発起人となり、明治26年で満会となる「割合頼母子帳」（12-85）が現存する。毎年200円の配当金に加え、配当額を1割4分4厘増額して与えている。明治7年の段階では銀目で表記されていたが、明治11年の段階では円で表記されており、この期間で銀目から円へ通貨単位が変化したことが窺える。

管見の限り、木船衛門は明治11年に地所質入証文（12-68、12-78~79）で合計950円の借入を行っているほか、同年に別の頼母子講も発起している。これらの史料から、同年前後で多額の資金需要が生じていたと推察される。ただし、借入金の具体的な用途についてはなお検討を要する点が多く、今後の分析によって詳細を明らかにしたいと考える。

参考文献

池田治司「持寄融通社の取引形態と訴訟事件 明治期の頼母子講に関する一事例」（『大阪商業大学商業史博物館紀要』22号、2022年、109～117頁）

舞鶴市史編さん委員会編『舞鶴市史』通史編上、舞鶴市、1993年

宅・田畑・山林等又ハ少々品ニ御座候得共、手道具迄も為売払当組内江頼母子相頼彼是余程拵ニ見候得共」（15-51）とあり、困窮した村人が家屋敷や田畑、山林、手道具までも売り払い、さらに所属する大庄屋組に頼母子講を求めている。

また、濱村では嘉永2年（1849）に「別紙勘定書之通御未進ニ御座候而色々訳付仕候残九貫目余り」（15-61）とあり約9貫匁が未進であった。この内の約2貫匁は組内で処理するが、残り約7貫匁は藩へ年利5朱（0.5%）で拝借を願い出ており、濱

明治後期の龍宮遊廓と木船衛門

上武 恒介

はじめに

明治期に鎮守府がおかれた横須賀、舞鶴、呉、佐世保には必ず遊廓が設けられていたことが示すように、軍港都市では海軍軍人の需要を見込んで遊廓が形成されることが多い。このような軍港都市と遊廓をテーマとした研究では、都市景観の特徴（加藤 2012）、娼妓、遊客の実態、地域社会の動向（加藤 2021）などが明らかにされてきたが、地域住民側の対応や開発の具体的な経過を地域の史料から検討した事例は必ずしも多くない。

この軍港都市と遊廓に関して、木船衛門家文書には志楽村に所在した龍宮遊廓の関係史料が7点伝来している。これらの史料の検討は、木船衛門の人物像と彼が近代舞鶴の都市開発において果たした役割を探るうえで重要な作業となる。そこで本稿では、龍宮遊廓の開発に関与した木船衛門の視点から軍港都市における遊廓社会の一端を明らかにしたい。

1. 龍宮遊廓の概要と外部資本の参入

現在の舞鶴市域には遊廓が3ヶ所あったが、いずれも明治期以降に形成されたものである。まず明治21年に舞鶴町の朝代遊廓が貸座敷免許地に指定され、ついで同35年5月に志楽村の龍宮遊廓、同38年3月に余部町の加津良遊廓が開業した（『舞鶴市史』通史編中）。近代に設置された遊廓は明治前期とそれ以降とで立地を大きく異にするとされているが（加藤 2012）、上記の遊廓も立地と性格から2つに分けられる。詳細な開発経緯は不明であるものの、朝代遊廓は城下町の系譜をひく市街地に形成された。一方で、龍宮遊廓と加津良遊廓は、鎮守府関係者や軍人の需要を見込んで市街地郊外に新設されたため、両者は成立背景を大きく異にしているといえる。

このような市街地と龍宮遊廓の開発には、外部資本が急速に参入してきたことも注目すべき点である。たとえば、東舞鶴新市街と龍宮遊廓の造成に関わった秋田鍬三郎は福岡県門司港を本拠としていたが、舞鶴鎮守府開庁を見越して字浜に「秋田事務所」を設置した。彼は明治34年2～3月にかけて倉梯村海岸の埋立地約1万3000坪、字浜の地上権約7000坪、泉源寺村の遊廓予定地約9000坪を買収している（大阪経済社 1901）。

また同年3月20日付の「契約証」（木船衛門家文書 9-352）によれば、地主惣代である木船又三郎らと、神戸市の貿易会社・シーマン商会の島内義雄とのあいだで島内の地上権が設定された。鎮守府開庁を契機として外部資本の新規参入が進むなかで、地域住民は対応をせまられていく。

2. 遊廓候補地の選定と木船衛門

地域の側からみたとき、遊廓の開発は一般に地域振興策としての側面を持っていたことが指摘されているが（佐賀 2010）、龍宮地区周辺の住民たちはどのように対応したのであろうか。まずは木船が遊廓開発に関わっていく初期の史料として、倉梯村村長の池田梶五郎より木船へあてられた書状をみてみよう（史料翻刻 160 頁参照、16-555）。

貴家ニハ左程望ミアル件ニ無之トハ度々承リタルヲ（コト、筆者註）有之候へ共、町会ニテ今舞鶴ニ於テ分配額ニ用スル府税一万一千余円ノ内五千円余ハ遊廓税ト聞ク、之ニ一割附加税ヲ課シテモ五百円、二割ヲ課スルトキハ優ニ一千円ノ村収入アリ、今冷淡ニ打措キ向來批評ヲ受クルノ虞ナキヤ、倉梯村者東市街ニ対シテハウヌボレタル義ニハ候へ共、貴家ノ御供シテ兩人ノ意向ハ力アリ、因テ今利害得失ヲ其筋ニ陳情候トキハ決シテ遅キニアラズト存（中略）

二月十一日 池田

木船様

作成日は2月11日とあるのみで年号は記載されていないが、書状冒頭に「遊廓地ハ未ダ決シテ撰定相成タル義ニハ無之」とあることから遊廓地指定が下される直前の明治34年2月とみて間違いないだろう。本書状によれば、木船は候補地選定の段階では「左程望ミアル件ニ無之」のものであると何度も伝えており、詳細な理由は不明であるが積極的に関わろうとはしていなかったようである。これに対し、池田は遊廓からの税収の1割、2割が村の収入になるから今のうちに開発にとりかかるのが得策であると木船に再考をせまった。幅広い人脈を有し、村内外に土地を持つ木船の影響力を頼っていたことがうかがえる。

3. 龍宮遊廓の開発と経営

池田からの度重なる願いの結果、木船はこれに応じたらしく、同34年の11月から龍宮新地の開発に協力している。「覚」（16-583-3）によれば11月24日に龍宮地域設備計画願、舞鶴ヨリ平へ達スル里道変更願、道路敷地寄付願、12月5日に龍宮地域内道路溝渠新設改修願、同月15日に土地分割届、龍宮地域内設備計画変更願が出され、早くも「三月末迄ニハ

五千坪余ノ実地出来」する見込みであった。年次不明の「志楽村遊廓平面図」（12-722、【図1】）もこれに関わって作成されたものだと考えられるが、整然と区画された街路や排水路の景観からは「清潔」を重視する衛生行政の一端がみとれる。

こうして明治35年5月、龍宮遊廓は正式に開業をむかえる（『舞鶴市史』通史編中）。その後も木

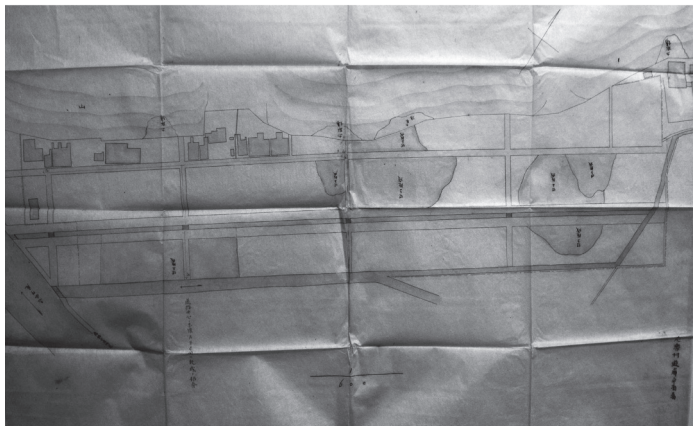


図1 志楽村遊廓平面図（木船衛門家文書 12-722）

船は遊廓に関わるのだが、彼に期待された役割をうかがえるのが「遊廓ノ関係金」をめぐる問題である。同 38 年 2 月 2 日付の池田梶五郎書状（9-51）によれば、龍宮遊廓をめぐる村田弥三兵衛が本来払うべきであった「遊廓ノ関係金」が支払われず、「市場他ノ連中」から出すことになったなどの言い訳が繰り返されていた。池田はさらに問い詰めたところ、村田忠兵衛から「秋田ヨリ出スヲ（コト、筆者註）ニ約束シテアル」と話があり、事態はいっそう混乱した。残念ながら「遊廓ノ関係金」の詳細やその後の動向を知ることはできないが、いずれにしても木船は調停者として期待されていたことが示唆される。このような協力関係は明治末年の倉梯村への鉄道誘致運動にも継承されており（廣瀬 2024）、当該期の地域運営の特徴であったといえるだろう。

一方で、龍宮遊廓内部でも問題が生じていた。明治 40 年 2 月 14 日の「誓約書」（12-488）によれば、昨年（明治 39 年）から龍宮地域貸座敷業組合員が「各自々論ヲ主張」していたため、木船は調停に入った。その結果、組合は「貴殿ニ無条件ニテ御任せ」することになった。このように、木船は遊廓地の選定段階では「冷淡」な態度をとっていたが、開発や関係者の利害調整、内部の経営へと次第に関与の度合いを高めていったと考えられる。

おわりに

池田や木船の尽力により開発された龍宮遊廓は、貸座敷 46 軒、娼妓 345 人を擁するまで成長するが（日本遊覧社 1930）、木船衛門家文書からはその後の実態をうかがうことはできない。史料の残存状況から推測するに、遊廓の開発が落ち着き、貸座敷の経営が軌道にのったのを機に積極的な関与をしなくなったことが考えられる。

しかし、大正 12 年には舞鶴が鎮守府から要港部に格下げ、ついで新舞鶴市街も大きな損害を被ることになる。この波は龍宮遊廓にもおよび、芸娼妓が大幅に減少したとされるが（日本遊覧社 1930）、かかる動向に地域住民はどのように対応したのだろうか。今後の課題としたい。

参考文献

大蔵省印刷局編『官報』5374 号、1901 年 6 月 4 日、4 頁

大阪経済社『大阪経済雑誌 第 9 年 (23)』大阪経済社、1901 年、3 頁

加藤晴美「軍港都市横須賀における遊廓の形成と開発者」『遊廓と地域社会 貸座敷・娼妓・遊客の視点から』清文堂、2021 年、139～171 頁

加藤政洋「軍港都市の遊興空間」上杉和央編『軍港都市研究Ⅱ 景観編』清文堂、2012 年、290～297 頁

佐賀朝「問題提起 - 近世～近代『遊廓社会』研究の課題」都市史研究会編『年報 都市史研究〈17〉遊廓社会』山川出版社、2010 年、7 頁

日本遊覧社編『全国遊廓案内』日本遊覧社、1930 年、340～341 頁

廣瀬邦彦「明治期舞鶴への鉄道誘致運動と木船衛門家文書」『舞鶴木船衛門家文書調査 京都府北部 MALUI 連携事業』京都府立大学文学部歴史学科、2024 年、36～39 頁

舞鶴市史編さん委員会『舞鶴市史』通史編中、舞鶴市、1978 年、630～631 頁

鎮守府設置に伴う新市街地建設と木船衛門

高尾 悠冬

はじめに

本稿では明治 20 年（1887）に舞鶴鎮守府の設立が内定して以降、京都府会議員を経て倉梯村村長を務めた木船衛門が東舞鶴地域の都市開発にどのように関わったのか検討する。小規模な集落が点在していた東舞鶴地域は、鎮守府設立に伴って急速に開発が進み、海軍用地の設定と買収が次々に行われた。木船衛門は海軍省による地所調査及び買収に大いに奔走した人物である。ここでは主に木船衛門が関わった新市街地建設に関する史料を紹介し、鎮守府がもたらした新たな利害関係に焦点を当てたい。

1. 明治 29 年鎮守府街道整備に伴う新市街地建設

海軍省による民有地買収は浜、北吸、余部下、長浜の 4 ケ村を中心に明治 20 年から行われた。しかし立ち退きが実施されたにも関わらず、当初海軍省は買収を放置していた（『舞鶴市史』通史編中）。『舞鶴市史』通史編中所収の「海軍御用地御買上之義ニ付嘆願」によれば、木船衛門ら余部下村、北吸村の住民は明治 21 年 8 月 9 日付で、耕地の分だけでも早々に買い上げてほしいという旨を府知事に伝えている。加佐郡行永村ほか 11 ケ村戸長を務めていた木船衛門が明治 21 年 10 月 23 日大阪朝日新聞掲載の記事「将来ノ舞鶴」を転写していることは、先述したような状況に対して危機感を抱き、積極的に情報を仕入れようとする姿勢の現れと考えられる（木船衛門家文書 16- 9）。

その後用地買収は完了し、日清戦争を経て停滞していた舞鶴鎮守府建設は急速に進められる。鎮守府街道は舞鶴町から直接鎮守府に至る道として計画されており、既に明治 26 年段階で舞鶴町議会では市街地のいずれの場所を通すかが議論されていた（戸祭 1978）。明治 29 年の京都府令で工費を「地方税ヲ以テ支弁」するものとして定められた鎮守府街道は、舞鶴町字寺内より北国街道から分岐して余内村、倉梯村を経て志楽村市場に至り北国街道に再び合流する計画であった（京都府 1896）。そして、鎮守府街道が倉梯村字浜・字北吸を通過するにあたり、新市街建設を目的とする共同事業が当時計画されていた。明治 29 年 4 月 7 日、倉梯村各字代表者らと南桑田郡亀岡町田中数之助の間で借入金取り決めがなされる（16-549）。浜の川尻畑地 302 畝 16 歩、海面埋立地 6920 坪を舞鶴町字竹屋の田中覚蔵より買い入れるための資本金 9300 円を田中数之助より借用した。先行する 4 月 3 日には既に借入金の契約は完了しており、7 日に坪数を含め具体化されたと考えられる（12-373）。その後、家屋建築の契約が取り結ばれ、公正証書が発行された。その案文が木船衛門家文書に残されている。まず契約書案は、資本主、浜、北吸並びに村共同組合の人々による第 1 次新市街に必要な家屋建設

事業を通して、将来の隆盛の基礎を定めるという趣旨のものである（12-374）。そして、明治29年5月14日の消印の田中数之助発木船衛門宛の封筒に入っていた公正証書案は双方の負担する資金割合や権利義務、契約年限を定めている（16-546-2）。興味深いのは「第四鎮守府街道カ軍港中ニ於テ何レノ方位ニ定メラルルモ、其地盤カ濱北吸ノ貳部落村民則前記名者取有ニ係ル以上ハ、両側奥行三拾間ハ（片側奥行拾五間）家屋建造其他事業ノ為メ、敷地トシテ使用スル事」という但し書きが付いていることである。新市街建設計画が未だ不安定な状況にあったことを思わせる。

2. 田中数之助と木船衛門

ここで資本主となっている田中数之助は明治17年亀岡銀行の重役に就任し、明治22年から7年間亀岡町長を務めた人物である（『亀岡市史』下巻）。さらに明治27年府会議員、36年及び45年の2度衆議院議員に当選している。当該の共同事業に関連して借入金の契約が結ばれた明治29年4月7日の数日後、4月20日に木船衛門に宛てて書簡が届いている。

まず4月20日到着の書簡によると、数日前に田中は視察のため九州地方に出張している（16-547）。同日に到着した葉書には4月11日出発の旅だったことが記される（16-547-2）。書簡からは当時設置されていた2つの鎮守府、呉と佐世保について当時の状況が読み取れる。呉港に関しては「益々繁昌」しており、その土地の多くは「他地方ノ人之所有セラル」状況である。これに対して佐世保は「旧藩主平戸氏ノ持地ハ地方人民所有者多分有之候」という状況で、このように両港の土地所有の現況を報告している。本道里道の区別など施設についても「随分重要」のこと故に、熟議を重ねるため加佐郡を訪れたいと申し出ている。

実際当時は呉、佐世保両港とも日清戦争を経て発展を遂げていた。特に呉鎮守府は明治20年に和庄本通・本通大道と呼ばれた国道・県道を開通させており、基幹道路は既に整備されていた（呉市史編さん委員会 1976）。当時の目標とすべき対象はやはり既設の鎮守府だったようだが、その実現は容易ではなく、視察を重ねて調整を行う様子が見て取れる。

おわりに

鎮守府建設は木船衛門ら東舞鶴地域の住民に少なからず大きな影響を与えた。木船衛門は其中で亀岡の名望家と手を組み、他地方の情報を集めながら、新市街地建設を支える存在になった。その後も海軍の影響を受けながら東舞鶴地域の景観は大きく変貌していく。木船衛門家文書からはその変貌の一端を見ることができる。

参考文献

京都府編『明治二十九年 京都府令 自一月至十二月』京都府、1896年

呉市史編さん委員会編『呉市史』第4巻、呉市、1976年

戸祭武「舞鶴における近代都市の形成」（『舞鶴工業高等専門学校紀要』第14号、1979年）

舞鶴市史編さん委員会編『舞鶴市史』通史編中、舞鶴市、1979年

亀岡市史編さん委員会編『亀岡市史』下巻、亀岡市、1965年

明治後期における政党政治家の支持基盤 —上野彌一郎・木船衛門を事例に—

山崎 敬幸

はじめに

飯塚一幸は日清戦争後の京都府北部で名望家主導の地域振興が頓挫する一方、積極主義を掲げる憲政党（＝立憲政友会）が名望家を取り込み、浸透していく過程を示した。この流れの帰結として明治35年（1902）の第7回衆議院総選挙における立憲政友会の躍進を位置づけた（飯塚2014）。本稿ではこれを踏まえて明治36年の第8回衆議院総選挙、同年の府会議員選挙に注目し、京都府北部における政友会系勢力の支持基盤の実相に迫る。とりわけ、加佐郡を地盤に代議士となった上野彌一郎と、上野を支持した木船衛門を中心に検討する。

1. 第8回総選挙と木船衛門

明治32年の京都府会選挙をきっかけに京都府の郡部では政友会勢力が優勢を占めた（京都府総合資料館1971）。加佐郡においてその代表的な存在だったのが上野彌一郎である。明治31年に上野は木船衛門をはじめ、自身に同調する京都府北部の名望家を引き連れて憲政党（後の政友会）に入党した（飯塚2014）。第7回総選挙で上野は地盤とする加佐郡を中心に支持を広げ、対立候補の神鞭知常（憲政本党）らを大きく引き離して当選した。この翌年、明治36年3月の第8回総選挙においても上野は当選する。衛門はこの選挙戦で「殊ニ風雪をも御厭ひなく」上野陣営の「諸般之事務ニ対し総指揮」を執った（木船衛門家文書12-3）。この選挙での衛門の働きについては、上野は別の書簡でも「君は余の為に自から進て其主動者となり衆ニ抽て数十日之間、寐食も忘るゝ迄に終始一貫幫助を給ひ」（史料翻刻160～162頁参照、12-292）と激賞している。以上から、第8回衆議院総選挙において衛門は上野の選挙を支援していたことがわかる。

2. 府会選挙の候補者選定 —明治35年補選—

木船衛門は明治12年の京都府会の開設時に府会議員に選出されて以降、断絶を挟みながらも明治36年までに5選した（京都府議会事務局1961）。木船衛門家文書には明治17、25、35年に京都府会議員に当選した際の当選証書が残されている（12-776、777、577）。明治32年9月の府会議員選挙にて失職し、以降は加佐郡の郡政に注力していたようで、同年の郡会議員選挙に加佐郡倉梯村選挙区から出馬し、当選している（12-576、617）。

ところが、明治35年に当時府会議員であった上野彌一郎が第7回衆議院総選挙に当選したため、府会議員を辞職した。それにともなう府会議員の補選において衛門は上野らの説得に応じて出馬し、府会議員に復帰した。このときに上野は加佐郡内の各町村長を集めて後任候補と

して衛門を内定したが、衛門本人はどういうわけかこれを一度辞退している。上野はこれに対して平野謙二郎、池田梶五郎、中西孫兵衛の3人を交渉役として衛門のもとに派遣し、説得にあたらせた。衛門は「続て再選スルヲ（コト、筆者注）」、すなわち翌明治36年に予定されていた府会議員選挙においても候補に内定することを条件に、上野の後任として補選に出馬することを承諾した（12-292）。なお、説得にあたった平野謙二郎は有路上村村長（明治32年～同36年）で、池田は倉梯村村長（明治31年～同39年）、中西は加佐郡会議員（明治23年～大正4年（1914））をそれぞれ務めていた（藤本1917、京都府議会事務局1961）。以上から、上野は各村長や郡会議員を集めて自身の公認候補を指名することを通して地方政治に影響力を持ち得ていたことがわかる。

3. 府会選挙における候補者選定－明治36年選挙－

前節で示した条件（明治36年選挙での候補内定）にもかかわらず、明治36年におこなわれた府会議員選挙では衛門が候補となることはなかった。上野彌一郎自身は衛門が示した条件に従って加佐郡選挙区（定数2）の候補として衛門を推したものの、結局は平野謙二郎の本家筋にあたる平野勇蔵と上野修吉が政友会から出馬し当選した（『日出新聞』1903）。この内、平野勇蔵は新人候補であり、上野彌一郎は親族の平野謙二郎を派遣して「辞退せしめ」るよう圧力をかけたが、結局「熟議の結果ハ一步も退く能ハさる旨」を伝えられた（12-292）。平野勇蔵の強硬姿勢の背景には加佐郡会副議長を務め、府会議員の経験もある岩田誼太郎の強力な後押しがあったと考えられる。岩田は中西孫兵衛と図って上野彌一郎の不在中に加佐郡西部の町村長を集めて平野勇蔵を擁立したとされる（12-292）。府会議員の候補者選定において代議士である上野彌一郎が大きな影響力を持っていたことは事実だが、一方で必ずしも思うがままに候補を選定できたわけではなかったことがわかる。

おわりに

本稿では上野彌一郎と木船衛門を中心に明治35～36年におこなわれた選挙を検討してきた。1では地方名望家が積極的に中央の政党政治家の選挙運動に参画していることがわかった。2、3では政党政治家は地方議会の候補者選定において大きな影響力を持ちつつも、必ずしも自身の意向を貫徹できなかった実態を確認した。この2点から、明治後期の政党政治家は、自らの輩出母体でもある名望家層を重要な支持基盤としながらも、名望家を自らの下に編成しきれず、必ずしもコントロールしきれていなかったといえる。

参考文献

飯塚一幸「京都府における政党化の進展」『明治期の地方制度と名望家』吉川弘文館、2017年

京都府議会事務局 編『京都府議会歴代議員録』京都府議会、1961年

京都府総合資料館 編『京都府百年の年表1（政治・行政編）』京都府、1971年

藤本薫 編『現代加佐郡人物史』太平楽新聞社、1917年

『日出新聞』1903年9月27日付朝刊（2頁）

2. 木船衛門家文書目録

木船衛門家文書目録

京都府立大学文化情報学研究室・舞鶴地方史研究会

凡 例

- ・木船衛門家文書は、京都府舞鶴市に伝来した近世から昭和にかけての 9022 点の文書群である。2025 年に舞鶴市へ寄贈された後、舞鶴市郷土資料館が所蔵している。本書では箱 12、15 ～ 17、19 の計 2598 点を収録した。
- ・袋や包紙等は、文書に付属して採用しているが、単体のものは個別に番号を付与した。
- ・表記は、原則として常用漢字を用い、常用漢字がないものは正字を用いた。一部の仮名（江、茂）等はそのまま使用した。虫損等で文字が判読できない場合、字数が判明するものは□で記し、字数不明なものは〔 〕で記した。
- ・番号は、番号 - 枝番号を表している。
- ・題名は、原則として原題を採り、原題のみで詳細が不明なものは（ ）で内容を補った。また、原題のないものは適宜文書名を付け〔 〕で記した。
- ・年月日は、原則として作成年代を採り、年月日が内容・干支等から推定できるものは（ ）で記した。記述がない時は「一」で表した。
- ・作成・差出→受取は、印判で推定できる場合は（ ）で補った。印判がある場合は「(印)」・殿・様・御中等の敬称もそのまま記した。
- ・形態は、古文書学の形状分類により、近代文書で分類にあてはまらないものは適した名称を記した。
- ・内容：状態は、文書の概要の他、一括状況や包紙・貼紙・端裏・奥書の有無とその記載内容、地名等上記で表せなかった内容を記した。

番号	題名	年月日	作成・差出→受取	形態	内容：状態
1	家相転調図	一	摂陽松浦流秀彦→木船衛門公	包紙 1	：包紙のみ
2	家相転調図	(天保 13 カ) 壬寅年 11 月	東易河瀬哲江→木船衛門公	絵図 1	家相方位、木納屋取払指示、土蔵・塩噌・米蔵、離れ：包紙反故年齢・九星気学本命、78 歳女、52 歳男、22 歳男、貼札糊はがれ
3	〔書状〕	明治 36 年 3 月 8 日	上野彌一郎→木船衛門殿侍史	継紙 1	衆議院議員総選挙、諸般の時勢に対し総指揮の任に専心、当選御礼：12-3 ～ 525 革張箱入
4-1	〔任命書〕	大正 11 年 5 月 8 日	裏日本鉄道全通記念全国物産共進会長山口俊一(印)→新舞鶴町木船衛門殿	一紙 1	全国物産共進会顧問に嘱託：割印、封筒「新舞鶴町役場」
4-2	〔任命依頼状〕	大正 11 年 6 月 7 日	共進会々々長山口俊一→木船衛門殿	罫紙 1	共進会顧問に嘱託：
5	〔当選書〕	明治 23 年 1 月 15 日	加佐郡蚕糸業組長川手達蔵(印)→加佐郡倉梯村木船衛門	切紙 1	京都府蚕糸業取締所議員：
6	〔当選書〕	明治 24 年 1 月 7 日	加佐郡蚕糸業組長川手達蔵(印)→加佐郡倉梯村木船衛門	切紙 1	京都府蚕糸業聯合組會議員：
7	〔任命書〕	明治 21 年 6 月 11 日	→加佐郡行永村外十一ヶ村戸長木船衛門	切紙 1	浦役人兼務：
8	〔当選書〕	明治 23 年 4 月 10 日	加佐郡蚕糸業組長川手達蔵(印)→加佐郡倉梯村木船衛門	切紙 1	京都府蚕糸業組會議員：

番号	題名	年月日	作成・差出→受取	形態	内容：状態
9	〔任命書〕	明治 17 年 7 月 1 日	京都府→加佐郡行永村外十一ヶ村戸長・部内学務委員木船衛門	切紙 1	浦役人兼務：
10	〔書状〕	9 月 4 日	木井下塩治郎→木船賢台（衛門）	継紙 1	種付飼養料は本年 4 月 1 日より実施の規程による：封筒
11	〔書付〕	—	—	罫紙 1	15 円 73 銭衛門、3 円藤太郎、22 円 45 銭 8 分西岡：
12-1	村田勘定	—	盛蔵→衛門様	切紙 1	ㄆ 780 円：12-12-1～7 まで封筒・包紙一括、封筒「正喜撰（印「御銘茶小売所、舞鶴竹屋町富鶴園）」
12-2	預り金証書	明治 44 年 12 月 21 日	願主新舞鶴町字溝尻 143 番地津田石太郎（印）、願主新舞鶴町字溝尻 23 番戸木船盛蔵（印）→村田彌惣兵衛殿	罫紙 1	金 787 円 20 銭、12 月 26 日御宅へ持参返済：
12-3	明治四十四年加佐郡農会、産牛、蚕糸組合臨時委員会議事	明治 44 年 12 月 23 日	加佐郡農会、産牛組合、蚕糸組合副組長辻本猪之助→	綴 1	会長組長選挙、45 年度以後蚕種製造高割、蚕糸同業組合経営等：印刷
12-4	借入金証書	明治 42 年 11 月 2 日	借人丹後国加佐郡新舞鶴町字溝尻 18 番戸木船衛門（印）、保証人同国同郡同町字同同番戸木船藤太郎（印）、保証人木船貫助（印）→加佐郡新舞鶴町村田弥惣兵衛殿	一紙 1	金 600 円、明治 43 年 10 月 30 日限返済、印紙 10 枚貼付、加佐郡新舞鶴町字大溝尻、小濱田 84 番、宅地 1 反 5 畝 1 歩：借入金証書用紙
12-5	保証書	明治 44 年 12 月 21 日	保証人加佐郡新舞鶴町字市場 56 番戸村田嘉吉（印）、保証人同郡同町字濱 658 番地森菊蔵（印）→	一紙 1	加佐郡新舞鶴町字溝尻小字濱田 84 番地ノ 1、宅地 320 坪 1 合、抵当権設定登記、登記義務者木船衛門：登記申請用紙
12-6	領収書	明治 44 年 12 月 21 日	加佐郡新舞鶴町字市場村田弥惣兵衛（印）、代書人山本市蔵（印）→木船衛門殿	罫紙 1	金 600 円、明治 44 年 11 月 5 日登記、元利金返済：
12-7	金子借用証	明治 41 年 7 月 31 日	新舞鶴町字溝尻木船衛門（印）→高倉勘蔵殿	罫紙 1	金 200 円、利率月 1 分、明治 42 年 7 月 30 日限返済、印紙：
13	〔書類送付状〕	大正 7 年 6 月 26 日	株式会社京都府農工銀行（印）→木船衛門外一人殿	一紙 1	本年上半期年賦金払込にて完済故、登記抹消申請書類送付、地裁にて手続必要：封筒
14	記	明治 44 年旧 11 月	高倉勘蔵→木船衛門殿	切紙 1	明治 42～44 年の勘定書付、1 年・5 か月元利：
15	送記	44 年 12 月 25 日	木船盛蔵→木船衛門様	切紙 1	預金・村田返金・借入金等計 206 円 72 銭支払：
16	貸付償還金払込通知書	大正 10 年 12 月 1 日	京都市下京区東洞院通六角下ル御射山町 272 番地株式会社京都府農工銀行→加佐郡新舞鶴町字浜木船衛門殿	一紙 1	12 月 20 日までに 152 円 41 銭を当行又は舞鶴銀行へ返済：12-16～24 封筒一括（「金百五拾貳円四拾壹銭／九年六月農工銀行年賦」）
17	特殊（通常小包）郵便物受領証	19 日	溝尻木船衛門→舞鶴町字寺内林田弥寿夫	一紙 1	書留通常：

番号	題名	年月日	作成・差出→受取	形態	内容：状態
18	貸付償還金払込通知書	8年12月1日	京都市下京区東洞院通六角下ル御射山町272番地株式会社京都府農工銀行→加佐郡新舞鶴町木船衛門殿	一紙 1	12月20日までに152円41銭を当行又は代理林田彌壽夫へ返済：
19	貸付償還金払込通知書	9年12月2日	京都市下京区東洞院通六角下ル御射山町272番地株式会社京都府農工銀行→加佐郡新舞鶴町木船衛門殿	一紙 1	12月20日までに152円41銭を当行又は舞鶴銀行へ返済：
20	貸付償還金払込通知書	9年6月1日	京都市下京区東洞院通六角下ル御射山町272番地株式会社京都府農工銀行→加佐郡新舞鶴町木船衛門殿	一紙 1	6月20日までに152円41銭を当行又は代理林田彌壽夫へ返済：
21	大正九年下半期償還金領収証	大正9年12月18日	株式会社京都府農工銀行代理店（印「株式会社京都府農工銀行」）→木船衛門殿	一紙 1	元金129円47銭・利金22円94銭 合計152円41銭領収：
22	大正九年上半期償還金領収証	大正9年6月16日	株式会社京都府農工銀行代理店林田弥壽夫（印「株式会社京都府農工銀行舞鶴代理店」）→木船衛門殿	一紙 1	元金129円46銭・利金22円95銭 合計152円41銭領収：金額箇所に林田の印
23	大正七年下半期償還金領収証	大正7年12月20日	株式会社京都府農工銀行頭取田中數之助（印「頭取之印」）→木船衛門殿	一紙 1	元金109円98銭・利金42円43銭 合計152円41銭領収：金額箇所に印（塩澤）
24	大正八年下半期償還金領収証	大正8年12月20日	株式会社京都府農工銀行代理店林田弥壽夫（印「株式会社京都府農工銀行舞鶴代理店」）→木船衛門殿	一紙 1	元金119円92銭・利金33円9銭 合計152円41銭領収：金額箇所に印（大槻）
25	〔書状〕	（大正）8年4月22日	峯山石田莊蔵→木舟父上様	継紙 1	14日～20日出来事、宮津会議開催、池辺氏死去21日葬式済：封筒
26-1	〔書状〕	（大正）4年3月9日	峯山町石田莊蔵→木舟父上様	罫紙 1	借金詳細、事情、41年1950円拝借：12-26-1・2封筒一括、2枚
26-2	〔貸借一覧〕	大正4年1月10日	—	罫紙 1	明治41年2月からの勘定書：ピン留
27	大正拾年下半期償還金領収証	大正10年12月12日	株式会社京都府農工銀行代理店（印）→木船衛門殿	切紙 1	償還金152円41銭：
28	手数料計算書	明治44年12月8日	京都地方裁判所管内公証人竹上正之助（印）→	切紙 1	嘱託人農工銀行・木船衛門、 $\times$ 2円70銭分：12-28～45封筒一括、（印）「農工銀行受取書／宇治銘園、明月、舞鶴平野屋町廣小路東へ入真下彦造」
29	手数料計算書	明治44年12月8日	京都地方裁判所管内公証人竹上正之助（印）→	切紙 1	嘱託人農工銀行、 $\times$ 90円：
30	〔貸借金明細〕	—	—	切紙 1	連帯・利子、 $\times$ 278円72銭：
31	記	—	盛蔵→衛門様	切紙 1	$\times$ 280円：
32	貸付償還金払込通知書	（大正）5年12月1日	株式会社京都府農工銀行代理店→加佐郡新舞鶴町木船衛門殿	継紙 1	152円41銭、12月20日まで、林田弥壽夫払込：
33	大正七年上半期償還金領収書	大正7年6月20日	株式会社京都府農工銀行代理店林田弥壽夫（印）→木船衛門殿	切紙 1	152円41銭、（印）「大槻」：

番号	題名	年月日	作成・差出→受取	形態	内容：状態
34	貸付償還金払込通知書	大正元年 12 月 1 日	株式会社京都府農工銀行 →加佐郡新舞鶴町木船衛門殿	継紙 1	152 円 41 銭、12 月 20 日まで、林田弥寿夫払込：
35	貸付償還金払込通知書	大正元年 12 月 1 日	株式会社京都府農工銀行 →加佐郡新舞鶴町木船衛門外 1 名殿	継紙 1	152 円 41 銭、12 月 20 日まで、林田弥寿夫払込：
36	明治四十五年上半期償還金領収書	明治 45 年 6 月 1 日	株式会社京都府農工銀行 →加佐郡新舞鶴町木船衛門殿	継紙 1	152 円 41 銭、6 月 21 日まで払込、林田弥寿夫払込：
37	大正五年下半期償還金領収書	大正 5 年 12 月 20 日	株式会社京都府農工銀行 代理店林田弥寿夫（印） →木船衛門殿	切紙 1	152 円 41 銭、(印)「大槻」：
38	大正五年上半期償還金領収書	大正 5 年 6 月 19 日	株式会社京都府農工銀行 田中數之助（印）→木船衛門殿	切紙 1	152 円 42 銭：
39	大正六年上半期償還金領収証	大正 6 年 6 月 16 日	株式会社京都府農工銀行 頭取田中數之助（印）→木船衛門殿	切紙 1	152 円 41 銭、(印)「塩澤」：
40	大正貳年下半期償還金領収証	大正 2 年 12 月 20 日	株式会社京都府農工銀行 頭取田中數之助（印）→木船衛門殿	切紙 1	152 円 41 銭：
41	大正二年上半期償還金領収証	大正 2 年 6 月 20 日	株式会社京都府農工銀行 頭取田中數之助（印）→木船衛門殿	切紙 1	152 円 41 銭：
42	明治四拾五年上半期償還金領収証	明治 45 年 6 月 20 日	株式会社京都府農工銀行 舞鶴代理店林田弥寿夫（印）→木船衛門殿	切紙 1	152 円 41 銭（印）：
43	大正元年下半期償還金領収証	(大正元)	株式会社京都府農工銀行 代理店舞鶴代理店林田弥寿夫（印）→木船衛門殿	切紙 1	152 円 41 銭（印）「大槻」：
44	大正元年下半期償還金領収証	(大正元)	株式会社京都府農工銀行 代理店舞鶴代理店林田弥寿夫（印）→木船衛門殿	切紙 1	190 円 51 銭（印）「大槻」：
45	明治四拾四年下半期償還金領収証	明治 44 年 12 月 22 日	株式会社京都府農工銀行 頭取田中數之助（印）→木船衛門殿	切紙 1	11 円 18 銭（印）「島田」：
46	〔町功劳褒賞送付添文〕	大正 12 年 6 月 4 日	新舞鶴町長山口俊一（印） 「京都府加佐郡新舞鶴町長印」→木船盛蔵殿	罫紙 1	故木船衛門へ町功劳者として表彰状・銀盃 1 個送付、木船衛門死亡のため盛蔵へ送る：封筒
47	証	明治 22 年陰暦 6 月 30 日	借主加佐郡倉梯村字堂奥羽賀治（印「羽賀治」）、 借主同郡志染村字吉阪福村弥七（印）、借主同郡倉梯村字行永池田梶五郎（印）→加佐郡倉梯村字北吸山崎弥作殿、同郡同村山崎梶五郎殿	罫紙 1	220 円連借、利子年 8 朱、明治 24 年 12 月 30 日までに元利完済：封筒
48	〔実名〕	—	—	切紙 1	義、七画一穴、花押付：12-48-1・2 包紙「実名」一括
48	〔実名考定〕	明治 4 年夷則（7）月 22 日	魯堂散人考定施（印）（印） →木船氏	折紙 1	五行に基づく「義智」・「義」診断、父母の字を配置、嘉永 2 年 10 月 20 日誕生：

番号	題名	年月日	作成・差出→受取	形態	内容：状態
49	〔認可状〕	明治 43 年 4 月 30 日	新舞鶴警察署長警部山崎一（印「京都府警部山崎一」）→京都府加佐郡新舞鶴町字溝尻 81 番地木船衛門	罫紙 1	建物増築許可：
50	〔認可状〕	明治 42 年 12 月 28 日	京都府加佐郡長山縣鈺之助（印「京都府加佐郡長之印」）→新舞鶴町字溝尻 18 番戸木船衛門	罫紙 1	12 月 17 日付願の山林伐採許可：
51	〔認可状〕	明治 43 年 4 月 19 日	京都府加佐郡長山縣鈺之助（印「京都府加佐郡長之印」）→新舞鶴町字溝尻 18 番戸木船衛門	罫紙 1	4 月 11 日付願の地盤堀鑿許可：
52	〔譲渡明細〕	—	—	一紙 1	數蔵、田畑合計 1 反 4 畝 1 分、地価 52 円 94 銭及農具・家財道具一切添：
53	〔譲渡明細〕	—	—	一紙 1	伊太郎分、田畑合計 1 反 8 畝 24 分、地価 80 円 10 銭・木屋 1 棟を両親・弟に譲渡：
54	〔譲渡明細〕	—	—	一紙 1	菊治、田畑合計 1 反 3 畝 7 分、地価 27 円 75 銭及び家宅・土蔵、両親を引取同居すること：
55	名則	慶応 2 年丙寅夏	北涯逸人脩（印）→木船賢契	一紙 1	「義毅」の韻鏡序列、花押、音韻表解：包紙「名則」
56	抵当田畑二関スル表	—	—	罫紙 1	加佐郡新舞鶴町田地 1 反 12 歩、持主木船盛蔵、郡村宅地 100 歩、持主木船衛門：
57	〔各字町総代人名〕	—	—	冊子 1	和庄町、宮原町、二川町、合計 76 カ所、字・戸数・住所・氏名：印刷
58	帝国農会大正六年度経費収入決算書・追加決算書	(大正 7)	—	一紙 1	会費、雑収入、会報収入、補助金、繰越金、講習会費、合計 21732.076 円：印刷
59	帝国農会大正六年度経費支出決算書・追加決算書	(大正 7)	—	一紙 1	事務所費、会議費、事業費、会報費、予備費、講習会費、合計 17371.752 円：印刷
60	大正六年度帝国農会会務状況報告	(大正 7)	—	一紙 1	1 事業、講演会、講習会、表彰、1 事業、帝国農会報毎月一面刊行ス、2 調査、3 会議、総会、道府県農会会長副会長協議会、評議員会、4 議員ノ任命職員異動、5 指令、6 雑件、文書発着件数：印刷
61	自作農調査費大正六年度経費収入決算書・支出決算書	(大正 7)	—	一紙 1	収入、補助金、繰越金、合計 1510.975 円、支出、備給、旅費、印刷費、雑費、合計 1076.430 円：印刷
62	自作農調査事務報告	(大正 7)	—	一紙 1	自作農調査大正 5 年度から継続、「各国ノ自作農創定二関スル施設」等として公表：印刷
63	帝国農会大正六年度事務所建築費決算書	(大正 7)	—	一紙 1	収入、道府県農会分賦金、帝国農会基本金より納入金、繰越金、預金利子、合計 24000 円、支出、帝国農会事務所建築費、合計 0 円：印刷
64	帝国農会基本財産明細書	大正 7 年	—	一紙 1	金 2930 円 83 銭、内会報発行保証金、十五銀行預金、大正 7 年 3 月 31 日調：印刷

番号	題名	年月日	作成・差出→受取	形態	内容：状態
65	年賦定期償還借入請求書	明治 43 年 10 月	借入請求人、京都府加佐郡新舞鶴字溝尻 18 番戸、木船衛門(印「木船衛門」)→株式会社京都府農工行頭取田中數之助殿	冊子 1	金額、牧畜事業資金、返済年限 10 力年、他抵当、事業地名、元利支払時期等、抵当宅地ニ関スル表、木船衛門嘉永 2 年 10 月生：罫紙
66	抵当権設定金銭貸借契約証書正本	明治 41 年 5 月 2 日	債務者：京都府加佐郡新舞鶴町字溝尻 18 番戸平民農木船衛門他 2 人、代理人 2 人、立会人 1 人→	冊子 1	抵当権設定に関する 16 条の契約、京都府裁判所管内京都市上京区車屋町通御池北人塗師屋町 344 番地住居、公証人竹上正之助(印「公証人竹上正之助」)、田邊長太郎(印)：裏表紙内：記、大正 7 年 6 月 20 日、株式会社京都府農工銀行取締役田中數之助(印)、柱「京都府裁判所管内公証人役場」
67	〔官林覚〕	—	—	継紙 1	地名・町反畝歩、千歳博奕崎 4 町 8 反歩、長浜乙嶋 3 町 2 反 6 畝 20 分他 9 力所：
68	田地質入金子借用証書	明治 11 年 2 月 1 日	質入主加佐郡第拾区溝尻村木船衛門(印、抹消)、受人同郡同区同村津田惣左衛門(印、抹消)→牧野磐二郎殿	切紙 1	金 300 円、質物田反別 7 反 2 畝 21 歩、来明治 13 年迄 3 力年質地、溝尻村戸長矢野久左衛門奥書：
69	橋梁架設工事設計書	—	—	冊子 1	加佐郡新舞鶴町地内志楽川市場より東西大浦へ通る道路、架橋工費金 956 円 35 銭内訳、表：名称・材料・長・巾厚・数量等：罫紙
70	借用証書	明治 35 年 1 月 16 日	加佐郡倉梯村字溝尻木船衛門、木船藤太郎→加佐郡有路上村字北有路平野吉左衛門殿、平野謙二郎殿	罫紙 1	金 300 円、借財整理の為改めて借用：
71	証	明治 38 年 3 月 10 日	倉梯村長池田梶五郎(印「京都府加佐郡倉梯村長池田梶五郎」)→木船衛門殿	罫紙 1	金 100 円、倉梯村基本財産金預、来 3 月 17 日限返戻：柱「京都府加佐郡倉梯村役場」
72	借用証書	明治 35 年 1 月 16 日	加佐郡倉梯村字溝尻借用人木船衛門、借用人木船藤太郎→加佐郡有路上村字北有路平野吉左衛門殿、平野謙二郎殿	罫紙 1	金 300 円、借財整理の為改めて借用、家計取直し次第返済：
73	〔書状〕	(近代) 12 月 27 日	城丹蚕業講習所所在京都府綾部町会計石川(印)→木船衛門殿	罫紙 1	26 日付を以て本年 4 月 25 日送金の借入金利子金 28 円、2 円 8 銭差上：柱「城丹蚕業講習所」
74	質入田地一筆限帳	—	丹後国加佐郡第拾区溝尻村木船衛門(印、抹消)→	切紙 1	1110 番・字岡之下田 3 畝 27 歩・地価 15 円 68 銭・7 等・預米 14 石 7 斗 1 升他 6 力所、480 番・字清水田 4 畝 26 歩・地価 29 円 54 銭・4 等・預米 7 斗 1 升、他 4 力所、反別 6 反 7 畝歩、地価 360 円 20 銭、預米 9 石 14 斗 5 升：
75	別紙書	明治 16 年旧 12 月 21 日	木之下村木下治右衛門(印)→溝尻村衛門頼母子御連中	冊子 1	金高 300 円、抵当 2 等田 5 畝 3 歩・此地価金 31 円 62 銭他 4 力所、合反別 3 反 7 歩、地価金 162 円 56 銭、木之下村戸長木下平左衛門奥書：罫紙

番号	題名	年月日	作成・差出→受取	形態	内容：状態
76	請負直小作証書	明治 11 年 1 月 1 日	小作人加佐郡溝尻村木船衛門（印）、保証人木船盛蔵（印、抹消）、津田惣左衛門（印、抹消）→林田六兵衛殿	切紙 1	田反別 5 反 6 畝 19 歩、但し別冊通、私所有の田地来明治 13 年迄 3 カ年質地、直小作引負、米 4 石宛毎年 12 月限相納：
77	質入田地一筆限り帳	—	丹後国加佐郡第拾区溝尻村木船衛門（印）→	冊子 1	348 番・字大林・田 1 畝 18 歩・地価 7 円 62 銭、349 番・字同所・田 7 畝歩・地価 33 円 32 銭、2 口預米 1 石 5 升他 8 カ所、ノ反別 5 反 6 畝 19 歩、地価 301 円 7 銭、預米 7 石 7 斗 4 升：
78	地所質入金子借用証	明治 11 年 3 月 31 日	質入主丹後国加佐郡第拾区溝尻村木船衛門（印、抹消）、引受人同国同郡同区同村木船盛蔵（印、抹消）・津田惣左衛門（印、抹消）→同国同郡北有路村平野吉左衛門殿、平野謙二郎殿	切紙 1	金 350 円借用、質入田反別 6 反 7 畝歩、但し別冊一筆限帳の通、来明治 13 年迄 3 カ年質入、朱字「十四年四月二十九日消印」「第四号」、溝尻村戸長矢野久左衛門奥書：反故印紙 4 枚、印 3
79	地所質入金子借用証	明治 11 年 1 月 1 日	質入主加佐郡溝尻村木船衛門（印）、同引受人木船盛蔵（印、抹消）、同同津田惣左衛門（印、抹消）→同郡舞鶴町林田六兵衛殿	切紙 1	金 300 円借用、質入田反別 5 反 6 畝 19 歩、但し別冊一筆限帳の通、来明治 13 年迄 3 カ年質入、朱字「第五号、十四年四月廿九日消印」、溝尻村戸長矢野久左衛門奥書：表：印紙 3 枚、印 3
80	〔当選通知書〕	明治 29 年 3 月	加佐郡農会（印「京都府加佐郡農会印」）→加佐郡倉梯村木船衛門氏	罫紙 1	郡農第 41 号、本会副会長今安直蔵氏辞職のため 3 月 13 日に後任選挙、当選、承諾書提出指示：
81	第三種所得金高調査書	明治 36 年 7 月 16 日	舞鶴税務署長税務官小島榮三（印）→調査委員会長木船衛門殿	罫紙 1	印「舞第 2251 号」、所得税法第 10 条により調査書送付：柱「舞鶴税務署」
82	奉願上口上書	明治 9 年 1 月 12 日	第十五大区二小区職人町高橋豊七（印）、井ノ上茂七（印）、門角徳蔵（印）他 2 人、右町用掛り西野嘉右衛門（印）→豊岡県権令三吉周亮殿	冊子 1	加佐郡舞鶴職人町裏地面、改正の地所改の砌鑑計書差上：罫紙
83	年賦償還借入請求書	明治 41 年 3 月 17 日	→株式会社京都府農工銀行頭取田中數之助殿	一紙 1	2500 円、果樹培養費として借用、返済年限 15 年 4 カ月他抵当物等：
84	熊本県菊池郡大正五年度歳入出予算書	大正 5 年 3 月 15 日	菊池郡長小田原勇角→	冊子 1	經常・臨時の歳入・歳出、朱字訂正、表：科目・本年度予算高・前年度予算高・比較・付記：印刷
85	割合頼母子帳	明治 11 年 4 月 8 日	発起木船衛門→	縦帳 1	200 円割合、明治 12 ～ 26 年に毎年 1 月 30 日限で 1 割 4 分 4 厘の割合で講掛、滞納時抵当地所懸済：
86	通知書	大正 5 年 10 月 25 日	京都市下京区三条通り堺町西入京都区裁判所執達吏越野秀男（印）→加佐郡新舞鶴町字溝尻木船衛門殿	葉書 1	京都人造肥料株式会社資本減少により新発行株式 91 株の競売、関係する旧株は乙 93 号 5 株：
87	不動産登記済通知書	大正 2 年 2 月 10 日	舞鶴区裁判所新舞鶴出張所（印）→新舞鶴町字溝尻 18 番戸木船衛門殿	葉書 1	溝尻の畑 2 畝 8 歩売買により所有権移転、登記権利者は何鹿郡志賀郷村の相根豊吉：
88	不動産登記済通知書	明治 38 年 8 月 5 日	舞鶴区裁判所志楽出張所（印）→倉梯村大字溝尻木船衛門殿	葉書 1	溝尻の田 2 畝 8 歩貸借により抵当権認定：

番号	題名	年月日	作成・差出→受取	形態	内容：状態
89	不動産登記済通知書	明治 43 年 8 月 9 日	舞鶴区裁判所新舞鶴出張所（印）→新舞鶴町大字溝尻木船衛門殿	葉書 1	溝尻の田 5 畝 7 歩貸借により抵当権認定、登記権利者は新舞鶴町の西村安治：
90	〔住所案内〕	（明治）42 年 9 月 28 日	泉源寺村福西八左衛門→倉梯村字溝尻木船衛門様	葉書 1	北海道室蘭港 4 丁目熊谷健助方に居留：
91	領収証	大正 8 年 11 月 10 日	舞鶴区裁判所新舞鶴出張所内司法代書人山本市蔵（印）→囑託人木船衛門殿	一紙 1	分筆申請書・函面、計 37 銭：
92	領収証	大正 8 年 10 月 27 日	舞鶴区裁判所新舞鶴出張所内司法代書人山本市蔵（印）→囑託人木船衛門殿	一紙 1	売買登記申請書・保証書等、計 57 銭：
93	領収証	大正 8 年 10 月 27 日	舞鶴区裁判所新舞鶴出張所内司法代書人山本市蔵（印）→囑託人木舟衛門殿	一紙 1	抵当権申請書・領収証等、計 1 円 26 銭：
94	領収証	大正 8 年 11 月 1 日	舞鶴区裁判所新舞鶴出張所内司法代書人山本市蔵（印）→囑託人木船衛門殿	一紙 1	売買登記申請書等、30 銭：
95	覚	文政 3 年辰	—	横帳 1	数年分の年間米収支、御下札銀・蔵出米控：
96	割合頼母子帳	元治元年甲子 12 月	発起西野嘉右衛門→	縦帳 1	30 貫目割合、通例の掛銀損得多く改、発起から 11 番まで甲乙なく割合：
97	地所賃貸借契約書	—	—	冊子 1	溝尻東大門通り千歳通東北側間口奥行 15 間の新市街宅地貸借、土地用途規定等但書 9 条：雛形カ、罫紙
98	地所賃貸借契約書	明治 35 年 3 月	—	罫紙 1	溝尻濱田鎮守府街道筋、新市街宅地 451 坪 3 合 5 勺賃借、土地用途規定や貸借年限等但書 11 条：下書、紙綴一括
99	〔地所賃貸借契約書〕	—	—	罫紙 1	土地面積や用途規定等但書箇条書：前後欠
100	地所売渡仮証	明治 39 年 8 月 28 日	加佐郡新舞鶴町字溝尻木船衛門→	罫紙 1	溝尻小字濱田 54 番地の宅地 3 畝 13 分、売代金 762 円 54 銭 3 厘で仮約束：
101	地所売渡仮証	—	—	罫紙 1	溝尻小字濱田 54 番地の宅地 3 畝 13 分、売代金 762 円 54 銭 3 厘で仮約束：12-100 の案文カ
102	〔書付〕	35 年	—	罫紙 1	35 ～ 38 年度分の未納金額、内訳に繰越と棄権分：
103	地所賃貸借契約証	明治 37 年 6 月 24 日	加佐郡倉梯村字溝尻 18 番戸木船衛門（印）→竹原友吉殿	罫紙 1	新市街宅地 39 坪を当年 1 月 1 日～明治 54 年 12 月 31 日の 18 年間賃貸：
104	金子借用証	—	→木船衛門殿	罫紙 1	雛形、利子 100 円に 1 カ月 1 円 20 銭：綴穴
105	金借用証	明治 41 年 7 月 31 日	新舞鶴町字溝尻木船衛門→高橋勘蔵殿	罫紙 1	金 200 円、利率月 1 分、明治 42 年 7 月 30 日返済期限：
106	米預り証	明治 23 年旧 12 月 9 日	加佐郡倉梯村字溝尻木船衛門（印）→桜井清次郎殿	罫紙 1	正米 125 俵、石数 50 石、利子 1 俵に 4 斗 3 升：
107	金子借用証	明治 23 年旧 12 月 9 日	借主加佐郡倉梯村字溝尻高橋林吉（印）他 2 名→倉梯村字濱櫻井清次郎殿	罫紙 1	金 200 円、利息月 1 歩 1 厘 5 毛、抵当正米 125 俵、来旧 8 月 15 日期限返済：

番号	題名	年月日	作成・差出→受取	形態	内容：状態
108	覚	明治 41 年旧 7 月 8 日	木船盛蔵→木船衛門様	一紙 1	茅ドアミ 150 把借用：
109	借入金証書	明治 41 年 11 月 26 日	借主加佐郡新舞鶴町字溝尻 18 番戸木船衛門(印)、保証人同郡新舞鶴町字溝尻 84 番地竹原友吉印(印) →三崎嘉蔵殿、代書人山本市蔵(印)	綴 1	金 300 円、利子月 1 歩 2 厘 5 毛、明治 42 年 5 月 30 日返済期限、抵当宅地：
110	弁済証	明治 42 年 7 月 21 日	新舞鶴町字浜三寄嘉蔵(印) →木船衛門殿	一紙 1	金 300 円、明治 42 年 7 月 31 日元利共受取：
111	仮請取証	明治 29 年 4 月 7 日	舞鶴町字竹屋 146 番戸田中覺蔵(印) →加佐郡倉梯村字溝尻木船衛門殿	罫紙 1	土地 2 カ所代金 8000 円、追って登記出願及売渡証渡：
112	〔金借用書類〕	明治 38 年	木船衛門→	綴 1	加佐郡農会書記嵯峨根熊蔵、同所井上熊蔵宛金借用証 4 通：
113	四十一年十二月収入金及支払金調	(明治 41)	—	罫紙 1	入金 2603 円 80 銭、燃料代等差引 544 円 17 銭不足、12 月末生糸代 600 円見込：
114	蚕業講習所教師就任及進給年月調	—	—	罫紙 1	大嶋好太郎他 5 名、37～41 年の昇給：
115	仮証	明治 41 年 4 月 11 日	株式会社京都府農工銀行書記島田周次郎(印) →木船衛門殿外壺名御中	罫紙 1	金 25 円借入、本領収書交付後は仮証無効：12-116・117 挟込
116	記	6 月 23 日	木船盛蔵→木船衛門様	切紙 1	後済引 1 円を差引、諸勘定不足分 11 円 44 銭 4 厘支払：
117	記	6 月 20 日	木船衛門→木船盛蔵殿	切紙 1	不足分 12 円 44 銭 4 厘請求：
118	〔書状〕	8 月 18 日	大島教師、石川書記(印)「城丹蚕業講習所印」→木船組長殿	罫紙 1	本月 1～17 日、繭代金支払額及後買入資金等別紙の通り取調、高木銀行借続交渉するも今回 31 日返戻決定：
119	四十一年(八月一日ヨリ同十七日マデ)買入繭概算	(明治 41)	—	罫紙 1	夏繭 689 円 66 銭、秋繭 885 円 89 銭、650 円不足：12-118 の別紙に該当カ
120	京都府下選挙有権者調(衆議院議員)	—	—	冊子 1	京都府下計 16343 名、加佐郡・与謝郡・竹野郡・熊野郡の各字員数：
121	堂奥学区内分離願	明治 12 年 12 月 25 日	保護人加佐郡第六組溝尻村左近忠左衛門(印)、総代矢野市太郎(印) →京都府知事榎村正通殿	綴 1	溝尻・堂奥・多門院 3 カ村学校堂奥村に設置、通学不都合につき隣学区遵法校と合併、堂奥村が違約し元通り三カ村で堂奥校設立申出、当村は合併後の遵法校へ組込希望：
122	略履歴	—	—	一紙 1	元治 2 年 12 月旧藩主御内用掛、明治 5 年 5 月豊岡県 15 大区小区副区長、大正 4～9 年帝国農会評議員：紙背「御香資／字鹿原富永浅吉」「一金一円」
123	領収証	明治 39 年 11 月 9 日	百三十七銀行綾部支店中山朔次郎(印) →木船衛門殿	罫紙 1	明治 38 年 7 月 15 日付貸付元金 700 円の一部 20 円入金：
124	条約書	明治 12 年 12 月 26 日	多門院村保護人山本傳助(印)、堂奥村保護人木村五郎右衛門(印)、溝尻村保護人左近忠左衛門(印) →	罫紙 1	元堂奥校は遵法校へ合併、堂奥村・多門院村中央に支校設立、建築費用 2 カ村分割：
125	〔上申書案文〕	明治 12 年 12 月 27 日	第六組多門院村総代新谷仁左衛門○、同保護人山本傳助○、堂奥村総代羽賀槇次郎○他 3 名→	罫紙 1	堂奥校組合 3 カ村和談につき連印：

番号	題名	年月日	作成・差出→受取	形態	内容：状態
126	技手打合会問題	—	—	一紙 1	老衰桑園の改良法、冬期蚕業試話に関する件等全 9 件：印刷、ペン書
127	丹州桑田郡野々今官城、秦姓端田家之系図	—	—	継紙 1	河勝氏系譜、井尻家、佐々木家、佐々木信綱、清和天皇、子孫丹後国宮津残す、建武 2 年 7 月、爲定一天正 10 年 9 月、明智の為落城：
128	証	明治 42 年 9 月 2 日	弁護士原法律事務所(印) →木船衛門殿	切紙 1	訴訟費用金 5 円：
129	土地売渡証	明治 34 年 12 月 10 日	加佐郡倉梯村字溝尻共有地管理者村長池田梶五郎(印) →加佐郡倉梯村字溝尻木船衛門殿	罫紙 1	加佐郡倉梯村字〈大溝尻／小橋上〉764 番地ノ 1、原野 2 歩、売代金 20 銭で売渡し：
130	物品売渡之証	明治 42 年 8 月 10 日	新舞鶴町字市場高橋雲僊(印) →有本是吉殿	罫紙 1	夜平翁無村筆山水紙本立幅、弘坊大師筆西行坊師之筆小双、百年之筆山水紙本立幅の代金 20 円：
131	告知申立届	明治 41 年 2 月 10 日	告知人株式会社成松銀行取締役山田喜誉治(印) →木船衛門殿	冊子 1	担保品の時価低落、告知人の有する債権額に對等せず、目的物件の担保は解除できず：罫紙
132	〔名刺〕	—	丹波成松株式会社成松銀行取締役支配人荻野熊三郎→	名刺 1	：12-131 挟込
133	領収証	明治 42 年 11 月 5 日	株式会社佐治銀行新舞鶴支店支配人難波忠次(印) →木船衛門殿	罫紙 1	金 300 円、利子金悉皆、完済の領収書、印紙 1 枚貼付：
134	建物所有権保存登記申請書	明治 42 年 9 月 4 日	加佐郡新舞鶴町字溝尻 18 番戸木船衛門、右代人同所同町同字同番戸木船藤太郎(印) →舞鶴区裁判所新舞鶴町出張所御中	冊子 1	木造瓦葺 2 階建本家の登記、宅地図：
135	証明書	明治 43 年 8 月 22 日	舞鶴区裁判所執達吏伊藤寿馬(印) →	冊子 1	第 58 号債権者より執行解除請求の証明、金 50 円の支払命令：
136	償還請求通知書	明治 38 年 8 月 29 日	京都府加佐郡倉梯村字濱 1165 番地株式会社日野銀行東舞鶴支店支配人麻田熊二郎(印) →京都府加佐郡倉梯村字溝尻 18 番戸木船衛門殿	罫紙 1	手形額面 7257 円 16 銭：
137	金子借用証文	明治 42 年 7 月 30 日	丹後国加佐郡新舞鶴町字溝尻 18 番戸借用主木船衛門(印)、保証人同国同郡同町同字同番戸木船藤太郎(印) →株式会社佐治銀行新舞鶴支店御中	一紙 1	金 300 円、利息元金 100 円に 1 カ月金 1 円 20 銭、返金期日明治 42 年 12 月 25 日、収入印紙 3 枚貼付：
138	証	明治 10 年 7 月 15 日	借主木船衛門(印) →上羽與三左衛門殿、津田惣左衛門殿	一紙 1	金 365 円、利息月 2 歩、来 11 年 1 月 30 日限返済、印紙 4 枚貼付：
139	弁済証書	明治 40 年 2 月 28 日	兵庫県多紀郡篠山町ノ内二階町 70 番屋敷株式会社百三十七銀行取締役波部本次郎、右代人同銀行員中山朔五郎(印) →木船衛門殿	冊子 1	金 700 円弁済、波部本次郎より中山朔五郎へ代理委任状：
140	借用証	(明治) 42 年旧 10 月 3 日	左近安太郎(印) →木船衛門殿	罫紙 1	25 円借用、旧 10 月 30 日までに返金：

番号	題名	年月日	作成・差出→受取	形態	内容：状態
141	売渡証	明治 42 年 12 月 31 日	売主加佐郡新舞鶴町字溝尻 15 番戸左近安太郎(印) → 加佐郡新舞鶴町字溝尻木船衛門殿	罫紙 1	溝尻小字橋上の田 3 歩、原野 7 歩、4 円 50 銭：登記済印押印
142	町名明細図	明治 35 年 11 月 21 日	—	一紙 1	舞鶴鎮守府付近倉梯新市街の白地図、通名や河川名印字、命名式、6000 分 1：桃色鉛筆で道筋書込、印刷
143	履歴	明治 12 年 6 月 4 日	木船衛門→	罫紙 1	当月 29 歳 8 か月、当村本籍、農業従事、地租 58 円余納入、15 大区 5 小区副区長や徴兵議員等歴任：12-143 ～ 164 封筒「新舞鶴棧橋倉庫株式会社株券、株主木船要太郎殿、5 株券 1 枚」一括、12-143 ～ 147 包紙（干支環状スタンプ押印）一括
144	履歴	明治 12 年 6 月 4 日	木船衛門（印）→	罫紙 1	15 大区 5 小区副区長や徴兵議員等歴任、辞令写に添え提出：
145	履歴	明治 12 年 6 月 4 日	木船衛門（印）→	罫紙 1	12-144 とほぼ同、明治 9 年職務差免追加：
146	履歴	—	—	綴 1	明治 5 年旧豊岡県第 15 大区副区長拝命～明治 25 年村会議員再選の職歴：
147	〔履歴〕	—	—	綴 1	明治 5 ～ 20 年の職務・奇特表彰歴：
148	有限責任新舞鶴信用組合出資証券	大正 12 年 2 月 5 日	有限責任新舞鶴信用組合組合長理事西村幸平(印) → 組合員木船要太郎殿	一紙 1	組合出資金 25 円受領証、裏面で証券の扱い方や出資払込期限規定：裏面に大正 12 年 2 月 4 日木船要太郎印鑑証明貼付
149	〔通知状〕	昭和 2 年 12 月 24 日	新舞鶴棧橋倉庫株式会社精算事務所→株主各位	一紙 1	本社 11 月 13 日解散し精算中、社所有の現金を所有株式の割合に応じ譲渡、希望者来所願：12-149・150 封筒一括、印刷
150	株券預り証書	昭和 2 年 12 月 28 日	新舞鶴棧橋倉庫株式会社清算人代表廣部吉蔵(印) → 木船要太郎殿	一紙 1	1 株 4 円 50 銭の割合で 5 株所有：
151	売買登記諸収支控	—	—	罫紙 1	差額補填や弁償金、相続登録税等内訳書上：
152	売渡証	大正 14 年 12 月 16 日	加佐郡新舞鶴町字溝尻 23 番戸木船盛蔵（印）→ 木船要太郎殿	罫紙 1	溝尻小字濱田宅地 99 坪の売代金 940 円 50 銭領収、司法代書人山本要太郎：登記済印押印
153	領収証書	大正 14 年 12 月 11 日	新舞鶴町収入役山崎利衛蔵→左近清太郎納	一紙 1	証明手数料 20 銭：
154	領収証書	大正 14 年 12 月 11 日	新舞鶴町収入役山崎利衛蔵→木船義太郎	一紙 1	証明手数料 20 銭：
155	通常貯金通帳	昭和 5 年 7 月 7 日	有限責任新舞鶴信用組合→木船要太郎殿	冊子 1	昭和 9 年 8 月 22 日まで使用：繰越済
156	相続税納税保証書	大正 14 年 12 月 10 日	保証人京都府加佐郡新舞鶴町大字溝尻 171 番地木船義太郎（印）、保証人同府同郡同町同字 731 番地左近清太郎(印) → 宮津税務署長殿	冊子 1	大正 12 年 1 月 28 日に家督相続した木船要太郎の相続税年賦納税保証、差出 2 人の印鑑証明綴込：12-156 ～ 162 封筒一括
157	〔通達〕	昭和 6 年 1 月 13 日	宮津税務署（印）→ 新舞鶴町溝尻木船要太郎殿	一紙 1	相続税・年賦延納税完納、納税保証書還付書類返送願：
158	〔領収証書〕	昭和 5 年 12 月 8 日	日本銀行新舞鶴代理店（印）→ 木船要太郎、納付人木船義太郎納	一紙 1	相続税 35 円 22 銭：

番号	題名	年月日	作成・差出→受取	形態	内容：状態
159	領収証書	15 年 12 月 10 日	新舞鶴郵便局分任出納官吏通信書記三島廣太郎(印)→納入木船義太郎	一紙 1	15 年度随時金 35 円 26 銭：
160	領収証書	昭和 4 年 12 月 11 日	日本銀行新舞鶴代理店(印)→木船要太郎、納税代理人木船義太郎納	一紙 1	相続税 35 円 22 銭：
161	領収証書	2 年 12 月 12 日	新舞鶴郵便局分任出納官吏通信書記三島廣太郎(印)→納入木船義太郎、代理人木船義太郎	一紙 1	相続税 35 円 22 銭：
162	領収証書	昭和 3 年 12 月 4 日	日本銀行新舞鶴代理店(印)→木船要太郎、納税代理人木船義太郎納	一紙 1	相続税 35 円 22 銭：
163	〔書状〕	大正元年 11 月 24 日	(字濱) 整理委員西村弥重郎外拾名→木船衛門殿	継紙 1	在職中功績感謝、旧跡池田梶五郎始末成らず日々煩悶、源水補償金皆満回避・西村儀蔵名義山林売却賛成願：12-163・164 封筒一括
164	〔葉書〕	1 年 11 月 26 日	池田梶五郎→新舞鶴町字溝尻木船衛門様	葉書 1	西村儀蔵名義地所売却し公共用途に充てるも差支、木船は差支なし：
165	土地分割登記申請書	明治 42 年 9 月 20 日	加佐郡新舞鶴町字溝尻 18 番戸申請人木船衛門(印「木船衛門」)→舞鶴区裁判所新舞鶴出張所御中	罫紙 1	加佐郡倉梯村字大小堂奥妙ヶ迫 5 番地、畑反別 4 畝 6 歩を 3 分割：
166	田畑宅地売渡証書	明治 19 年 8 月	売渡人丹後国加佐郡溝尻村木船衛門、証人木船盛蔵、証人左近忠右衛門→丹後国加佐郡北有路村平野吉左衛門殿	綴 1	田地売渡証書雛形、明治 32 年 7 月平野吉左衛門より木船衛門宛地所売渡証、約定証文等：罫紙 10 枚紙縫一括
167	所有権保存登記申請書	大正 3 年 7 月 6 日	加佐郡新舞鶴町字溝尻 18 番地木船衛門、同郡同町同字 158 番地右代人木船佐蔵(印)→舞鶴区裁判所新舞鶴出張所御中	罫紙 1	加佐郡新舞鶴町字大溝尻小中川 150 番、田 8 畝 26 歩、地価 172 円 90 銭他 1 カ所、代書人山本市蔵(印)：
168	借用金子年賦証	明治 11 年 5 月	借用主魚屋町砂原吉三郎(印)、引請人同町池部儀兵衛(印)→加佐郡溝尻村木船衛門殿	罫紙 1	元金 10 円、明治 8 年 1 月 11 日借用返済、元金内 2 円ずつ明治 11 年 8 月 30 日他 2 円ずつ 4 回：
169	金借用証	明治 11 年 7 月 4 日	借主加佐郡吉坂村福村亦重郎(印)、請人福邨又之丞(印)→加佐郡溝尻村木船衛門殿	罫紙 1	金 26 円、利足月 1 歩 2 厘半、明治 11 年 10 月 30 日限元利共返済：
170	〔役場記入用紙〕	(大正)	—	罫紙 1	保存、決了発送月日、発送番号等の記入欄、京都府加佐郡新舞鶴町役場：
171	地所売買契約	大正 8 年 2 月 18 日	木船衛門→倉梯村字行永森口治三郎殿、倉梯萬吉殿	罫紙 1	新舞鶴町字溝尻小字清水田、田反別凡 3 反 9 畝 6 分、代金凡 1058 円 40 銭：
172	表彰状	大正 12 年 1 月 31 日	新舞鶴町長勲四等山口俊一(印「京都府加佐郡新舞鶴町長印」)→故木船衛門君	一紙 1	新舞鶴町功労者として町会決議の上名簿記録、銀杯 1 個贈る：柱「京都府加佐郡会」
173	〔封筒〕	明治 39 年 9 月 25 日	東京新橋丸屋町 3 番地江木写真店→京都府新舞鶴町字溝尻木船工門様	封筒 1	平野殿、4 枚、4 カ所送る、青字印刷、絵入：

番号	題名	年月日	作成・差出→受取	形態	内容：状態
174	海面埋立設計書	明治 32 年 3 月 1 日	加佐郡倉梯村字溝尻 18 番戸木船衛門（印）、同郡舞鶴町字竹屋 113 番戸上野修吉（印）→京都府知事内海忠勝殿	綴 1	加佐郡餘内村・倉梯村分、明治 31・32 年、海面埋立面積坪数、表：名称・材料・長・幅経・数量等、朱字訂正：罫紙 13 枚紙縫一括
175	〔書状〕	38 年 9 月 17 日	謙二郎字廣直、俳名竹鷲→木船尊大人	綴 1	松尾上人探毫願上、平野謙二郎君の 61 の賀祝、漢詩 2 首、和歌 2 首、海軍中將伊藤男爵、東久世伯爵、猪熊憂樹：罫紙 5 枚、切紙 1 枚紙縫一括
176	土地売買契約証書	明治 39 年 8 月 29 日	買主与謝郡岩滝字弓木武部修（印）、買主加佐郡新舞鶴町字溝尻木船衛門（印）他保証人 3 人→	綴 1	加佐郡新舞鶴町大字溝尻小字濱田 54 番地、宅地 3 畝 13 歩、実測坪数 137 合 3 勺、代金 759 円 73 銭 5 厘、代金請取証書：罫紙 7 枚紙縫一括
177	〔宅地覚〕	—	—	継紙 1	大字溝尻小字濱田 84 番地、宅地反別 1 反 5 畝 1 分、地価金 71 円 15 銭、他間口、奥行、坪数等：12-177～187「舞鶴竹屋町支舗富鶴園、御銘茶小売所」封筒一括
178	記	7 年 1 月 31 日	木船衛門（印）→竹原友吉殿	継紙 1	宅地料米 1 石 2 斗 1 升 5 合、代 28 円 13 銭 8 厘受取：
179	〔宅地覚〕	—	—	切紙 1	木造屋敷 2 階建 11 坪 7 合、平屋 3 坪：
180	〔土地分割〕	43 年 9 月 16 日	—	切紙 1	43 年 9 月 16 日分割、図：
181	〔宅地図〕	—	—	切紙 1	84 番地 1 反 6 畝 16 分、81 番 1 反 2 畝 13 分、坪数・所有者名：
182	〔宅地図〕	—	—	切紙 1	坪数・所有者名：
183	〔坪数覚〕	—	安田いま→	折紙 1	惣間数 18 間 3 分、惣坪数 274 坪 5 合、他惣地料、安田分にて 1 分広めたい：
184	〔宅地図〕	—	—	切紙 1	土地借用者、間数・坪数等：
185	〔坪数覚〕	—	—	一紙 1	土地所有者、 メ 211 坪 5 合 5 勺：裏面、第 1 号議案第 8 条の改正
186	〔勘定書〕	（大正カ）	—	一紙 1	土井、4～5 年度金銭書上、合 78 円 70 銭不足：裏面、京都府農会大正 3 年度経費収入決算書
187	〔勘定書〕	（大正カ）	—	一紙 1	3～6 年過不足金書上、過引 15 円 20 銭：裏面、第 30 回郡農会会長会問題提出
188	四十四年度製糸部増築及移転費	（明治）44 年	—	縦帳 1	増築費金 6320 円 50 銭の内訳、移転費金 1950 円 22 銭の内訳等、府費補助額一覧表、城丹蚕業講習所：罫紙 21 枚紙縫一括
189	土地謄本請求書	大正 8 年 1 月	木船衛門印→舞鶴税務署御中	切紙 1	加佐郡新舞鶴町字大溝尻小上良何番地、畑反畝歩、持主木船衛門：
190	〔反別覚〕	明治 32 年 1 月 3 日	区長→木舟衛門様	切紙 1	小字上良 97 番地木船衛門持、3 等の 2、畑反別 7 畝 29 歩、地価 17 円 71 銭、明治 32 年 1 月荒起返：
191	〔封筒〕	—	京都府加佐郡新舞鶴町役場→木船盛蔵殿	封筒 1	—
192	大正八年調	大正 8 年	—	切紙 1	暮大霊、清永善古霊、天保 3 年 11 月 87 年、寛文 5 年 11 月 154 年他元治 2 年 2 月まで 13 件の戒名死亡年：反故使用（品評会費・試験費等）

番号	題名	年月日	作成・差出→受取	形態	内容：状態
193	連帯借用金証書	大正 3 年 5 月 4 日	借主加佐郡新舞鶴町字溝尻木船衛門（印「木船衛門」）、同中郡峰山町石田莊蔵（印、削除）、同加佐郡新舞鶴町字溝尻木船盛蔵（印、削除）→合名会社平野銀行御中	一紙 1	300 円借用、利子 100 円に 1 日金 2 銭 8 厘、来大正 3 年 12 月 30 日限に元利金返済：印紙 5 枚
194	府下撰出代議士宿所	—	—	罫紙 1	東京市京橋区木挽町 1 丁目岡本旅館、濱岡光哲君、他 6 カ所：柱「京都府蚕糸同業組合連合会」
195	城丹蚕業講習所二属地調	—	—	罫紙 1	地目・番地・反別・地価等、計 3 反 304 歩、地価 125 円 60 銭：柱「城丹蚕業講習所」
196	〔反別覚〕	—	—	罫紙 1	桑園地、計 1 町 5 反 5 畝 19 歩、敷地、3 反 5 畝 18 歩、借地 1 反 5 畝 16 歩：柱「大島用箋」
197	〔書付〕	9 月 10 日	—	冊子 1	皆済の郡、字、金額、所得額、日付等：
198	〔金額覚〕	(明治カ)	—	罫紙 1	41 ～ 44 年度の組合負担割金、巡回数別費、技手給補助 1650 円、差 2670 円：柱「京都府蚕糸同業組合連合会」
199	各組合技手俸給及旅費調(44 年度分)	(明治 44)	—	罫紙 1	山城、南桑田、北桑田、他 8 組合、合計 6653 円 22 銭：柱「京都府蚕糸同業組合連合会」
200	〔方位印〕	—	—	一紙 2	東西南北、24 方位：
201	〔書付〕	—	—	一紙 1	七条ステーション南側：
202	左近安太郎所有地	—	—	罫紙 1	字上良 24、畑 2 畝 21 歩、地価 4 円 61 銭、他 7 カ所、計 1 反 5 歩、15 円 41 銭：柱「京都府加佐郡新舞鶴町役場」
203	勘定書	6 月 4 日	—	罫紙 1	元金 44 円、木舟要太郎等、計金 37 円 96 銭：柱「城丹蚕業講習所」
204	勘定書	—	—	罫紙 1	元金 85 円、木船かね等、計金 100 円 15 銭：柱「城丹蚕業講習所」
205	勘定書	—	—	罫紙 1	金 11 円、木舟かねより預分、他 3 件、計金 27 円 96 銭：柱「城丹蚕業講習所」
206	〔書状〕	—	—	罫紙 1	蚕業政策に関する建議案の配慮要請、現行の蚕病予防法改正、蚕業講習所卒業生蚕種製造管理者資格の便、養蚕講習所卒業生 900 名を超え府下蚕業の中堅、改正後も職に従事、蚕種製造の管理者資格を得よう：
207	立替金扣	—	—	綴 1	送金・靴代等諸費用書上、計 20 円 12 分：
208	〔書状〕	—	—	折紙 1	中山親和翁慰安会へ加入の儀不本意ながら断、家計改方中、宅地田畑借家の面積：反故使用（帝国農会報酬給料旅費支給規則改正案）
209	精算書	—	—	罫紙 1	金 45 円 24 銭、金 21 円 50 銭借用、内訳、月日、用途：柱「京都府蚕糸同業組合連合会」
210	〔種繭展鑑査開催依頼状〕	大正 4 年 10 月 7 日	組長木船衛門→城丹蚕業講習所所長大島好太郎殿	罫紙 1	蚕業講習所への依頼：
211	〔桑園経営明細〕	—	木船衛門→	一紙 1	桑園反別畑・種類・反分収桑量等記載、定植後 33 年、改植の要、桑園は当時は売桑：右端に糊跡

番号	題名	年月日	作成・差出→受取	形態	内容：状態
212	〔意見聴取依頼状〕	—	—	罫紙 1	春季組長会での議題、府下桑園問題桑園実体調査の完成他 2 項目、桑園改良実行方法の協定：柱「京都府何鹿郡蚕糸同業組合」
213	〔川柳習書〕	—	—	一紙 1	川柳 6 首：七の文字墨書
214	〔所得金申告書〕	—	—	罫紙 1	650 円：ホチキス跡
215	〔桑園経営明細雛形〕	—	—	一紙 1	12-215 作成の雛形カ：
216	四十五年度製品部春繭買入高	(明治 45)	—	罫紙 1	上繭 2334 貫 330 匁、玉繭 108 貫匁：柱「城丹蚕業講習所」
217	〔予算覚〕	—	—	罫紙 1	建築予算惣額内訳：柱「城丹蚕糸時報社」
218	紛失物届	明治 41 年 7 月 23 日	木船衛門→舞鶴警察署新舞鶴分署	罫紙 1	20 日列車にて煙草入、竹印材の小印を紛失：錆付着
219	〔会則草案〕	—	—	一紙 1	第 8～14 条：
220	〔時刻表〕	—	—	罫紙 1	新舞鶴、舞鶴、綾部、園部、二条各駅の時刻表か：
221	〔書状〕	—	—	罫紙 1	金銭問題は責任あるが字濱の者より利害関係希薄、池田氏が一層迷惑受ける、新舞鶴町が否決ではないが表面取引の時期無し、裁判所に於て陳情するは甚だ危険：柱「京都府蚕糸同業組合連合会」
222	〔養蚕組合関係統計〕	—	—	罫紙 1	組合員数養蚕・製糸・製種・其他、繭産額、製糸産額、蚕種産額、桑園反数、春種、夏秋蚕種、郡是製糸株式会社：柱「京都府蚕糸同業組合連合会」
223	〔養蚕関連統計〕	—	—	綴 1	蚕種掃取枚数并二卵量、収繭表、製糸産数、蚕種製造高：罫紙 4 枚綴
224	盗難御届	大正 5 年 12 月 25 日	新舞鶴町字溝尻木船衛門→新舞鶴警察署御中	罫紙 1	金凡 16 円 60 銭、1 円紙幣 3 枚、50 銭銀貨 10 円、20 銭銀貨大判 1 円 80 銭他貨幣、12 月 24 日午前 10 時 20 分より 11 時自宅で盗難：
225	所得金高申告	大正 5 年 4 月 22 日	新舞鶴町字溝尻木船衛門→舞鶴税務署御中	罫紙 1	金 600 円大正 5 年第 3 種所得惣額、金 105 円山林 1 カ所売却：
226	所得金高申告書	大正 4 年 4 月 28 日	新舞鶴町字溝尻木船衛門→舞鶴税務署御中	罫紙 1	金 700 円大正 4 年第 3 種所得額、但来年 4 月以後雑酬金 300 円計算：
227	所得金申告	大正 6 年 4 月 23 日	加佐郡新舞鶴町木船衛門→舞鶴税務署御中	罫紙 1	金 650 円、但し雑酬金共：
228	所得申告二関スル注意書	—	税務署→溝尻木船衛門	罫紙 1	第 3 種所得金額の申告様式、記載例：
229	所得金高申告	大正 7 年 4 月 24 日	新舞鶴町字溝尻木船衛門→舞鶴税務署御中	罫紙 1	金 520 円本年度所得金総額、備考雑酬金は本年 4 月以後は無し：
230	明治四十四年度各組合未納金調書	明治 45 年 4 月 7 日	京都府蚕糸同業組合連合会→	綴 1	未納金総額金 2284 円 78 銭 1 厘、山城・南桑田郡・北桑田郡・天田郡・加佐郡組合支部、興謝郡・竹野郡・熊野郡組合の精算書：ホチキス留
231	地所賃借契約証	—	借地人足立茂三郎、保証人村田嘉兵衛→木船殿	罫紙 1	加佐郡新舞鶴町字溝尻小字濱田、郡村宅地 103 坪 5 合：2 枚
232	証	—	—	罫紙 1	金 20、下書：柱「京都府加佐郡農会」
233	明治彰功帖見本	明治 25 年 2 月 10 日	編纂兼発行者芝区西久保葦手町 1 番地長尾景弼、印刷者京橋区南紺屋町 26 番地香山秀吉→	一紙 1	岡守節、明治書画帖、定価金 2 銭、斜日霊於同春回人未日七年如一夢又藤応時柄：印刷

番号	題名	年月日	作成・差出→受取	形態	内容：状態
234	〔書付〕	—	—	罫紙 1	竹村氏へ売却の家屋代金、19 日受取、農工銀行支店の林田氏に尋ねる：柱「第三回京都府水産品評会」
235	〔書状〕	7 月 27 日	木船衛門→高田宗孝殿	罫紙 1	松本支場へ栄転、恐悦至極、府下桑葉開く感謝：
236	〔書状〕	大正 7 年 7 月 21 日	京都府新舞鶴町木船衛門→竹村一氏殿	罫紙 1	去 9 日付桑葉拝見、米価調達の件、農業家の反響大なるもの、評議員会議を開く：
237	〔書状〕	—	—	罫紙 1	去 9 日付桑葉拝見、米価調達の件、農業家の反響大なるもの、評議員会議を開く：12-236 下書
238	記	大正 2 年 2 月 7 日	大工吹田→三浦様	罫紙 1	金 1 円 35 銭、大工手間 1 人、釘代、戸障子直し、木代共：
239	記	11 月 2 日	左近忠左衛門代（印） 矢野又吉→木船衛門殿	一紙 1	畑 4 反 7 歩、涌池 1 反 5 歩、20 円入金：
240	証	大正 元年 11 月 27 日	木船衛門（印）→永尾関蔵殿	罫紙 1	金 150 円、利率 1 カ年 9 朱定、一時借用：柱「京都府蚕糸同業組合連合会」、印紙、印
241	年賦定期償還借入請求書	明治 43 年 10 月	京都府加佐郡新舞鶴町字溝尻字溝尻、借入請求人木船衛門、嘉永 2 年 10 月生→株式会社京都府農工銀行頭取田中数之助殿	冊子 1	使用方法牧畜資金、返済年限 10 カ年済、抵当宅地に関する表、加佐郡新舞鶴町字溝尻濱田 24-1、宅地地図：
242	〔書付〕	大正 8 年 3 月	永尾関蔵→	一紙 1	大正元年 12 月～大正 8 年 3 月利子、計 603 円 15 銭：
243	証	大正 2 年 2 月 1 日	木船衛門（印）→永尾関蔵殿	罫紙 1	金 200 円、利率 1 カ年 9 朱定、借用：柱「京都府蚕糸同業組合連合会」、印紙、印
244	記	（明治）41 年 4 月 30 日	福井亭五郎（印）→木船衛門殿	継紙 1	金 306 円、辻本猪之助殿へ渡す：
245	領収書	明治 41 年 5 月 5 日	加佐郡新舞鶴町字溝尻長谷川憲一（印）、代理人山本市蔵（印）→木船衛門殿	罫紙 1	金 990 円、明治 41 年 2 月 1 日、土地登記第 258 号、元利金返済：印紙
246	借用証書	明治 41 年 2 月 1 日	加佐郡新舞鶴町字溝尻木船衛門（印）→長谷川憲一殿	罫紙 1	金 990 円、利子月 1 歩 2 厘、新舞鶴町字大溝尻小濱田 81 番地、郡村宅地 1 反 2 畝 4 歩、元金本年 6 月 30 日返済：印紙
247	〔宅地図面〕	—	—	一紙 1	玄関 9 間 7 分、奥 8 間 7 分、行間数 14 間 7 分：反故使用（諸経費計算表）
248	〔書付〕	—	—	罫紙 1	去 17 日返事到着、城丹講習所西村教師より辞表、4 月 1 日後は採用ならず：
249	所得金高申告書	—	—	罫紙 1	金 700 円、大正 4 年金所得額、但本年 4 月已後年割金 300 円：柱「京都府蚕糸同業組合連合会」
250	証	大正 2 年 4 月 6 日	八幡講総代津田忠太郎（印）→木船衛門殿	切紙 1	金 17 円 84 銭、八幡講中預金、領収：
251	奉願口上之覚	—	—	一紙 1	古蔵 1 ケ所、持主丹波上林小和木村小源次、代銀 100 目材木取寄人足 200 人、非常囲蔵屋敷大森の宮地、山方様改：

番号	題名	年月日	作成・差出→受取	形態	内容：状態
252	土地抵当権移転登記申請書	大正 13 年 1 月 7 日	申請人東京市麴町区内山下町 1 丁目 1 番地、株式会社日本勧業銀行右京支店、支配人京都市下京区東洞院通六角下ル御射山町 272 番地大橋信吉、右代人加佐郡志楽村字田中 558 番地山本要太郎（印）→舞鶴区裁判所新舞鶴出張所御中	冊子 1	加佐郡新舞鶴町字大溝尻小濱田 84 番地の 1、宅地 320 坪 1 合、大正 12 年 2 月 5 日会社合併に因る抵当権移転、明治 44 年 12 月 21 日受付第 942 号、債権金 2000 円：12-252・253 封筒一括、封筒「加佐郡新舞鶴町字溝尻木舟衛門代木船盛蔵殿、抹消登記書類在中、13 年 1 月 7 日」
253	抵当権設定金銭貸借契約証書	明治 44 年 12 月 21 日	債権者株式会社京都府農工銀行法定代理人取締役田中数之助、委任代理人斎藤安次郎、債務者木船衛門、保証人木船盛蔵、委任代理人浅野善兵衛→	冊子 1	年 1693 号、第 3864 号、16 条、京都府京都市上京区車屋町通御池上ル塗師屋町 344 番地京都地方裁判所所屬公証人竹上正之助印：裏面「（印：公証人竹上正之助）」
254-1	不動産登記済通知書	明治 39 年 2 月 8 日	舞鶴区裁判所志楽出張所（印）→倉梯村大字溝尻木船衛門殿	葉書 1	溝尻の田 5 畝 18 歩抵当権設定、権利者は株式会社百三十七銀行柏原支店：12-254-1～12 同一綴
254-2	〔領収証〕	（明治 30 年代）	倉梯村収入役西村髪太郎（印）→木船衛門納	一紙 1	区分証明手数料 10 銭：12-254-2～6 封筒一括
254-3	証	正月 18 日	松鶴楼→御客様	継紙 1	宿泊費等計 3 円 20 銭請求：
254-4	記	7 月 14 日	大内→上様	切紙 1	酒肴・中飯 2 日分計 1 円 80 歩：
254-5	記	7 月 17 日	山本市蔵（印）→高橋吉蔵殿	罫紙 1	印紙・保証人・代書料等計 5 円 23 銭：
254-6	〔記〕	—	—	罫紙 1	700 円の利子支払後差引 678 円 20 銭：
254-7	領収証書	明治 39 年 11 月 2 日	兵庫県氷上郡柏原町之内柏原古市場町 12 番地株式会社百三十七銀行柏原支店支配人小島甚三郎（印）→	罫紙 1	明治 39 年 2 月 8 日登記の土地 5 件、300 円の元利共に皆済：
254-8	契約書	明治 39 年 11 月 9 日	兵庫県多紀郡篠山町之内二階町 70 番屋敷株式会社百三十七銀行取締役波部本次郎、右代人同銀行員中山朔五郎（印）→新舞鶴町字溝尻木船衛門殿	罫紙 1	明治 38 年 7 月 17 日登記の溝尻土地 5 件貸付金 700 円の抵当権設定、当年 11 月 2 日付契約により売却抹消：
254-9	委任状	—	兵庫県多紀郡篠山町之内二階町 70 番屋敷株式会社百三十七銀行取締役波部本次郎（印）→兵庫県多紀郡篠山町之内二階町 70 番屋敷株式会社百三十七銀行員中山朔五郎	罫紙 1	木船衛門貸付金抵当物件の売却抹消契約書作成代理人：12-254-8 関連
254-10	金銭借用抵当権設定証書	明治 39 年 2 月 7 日	借用主丹後国加佐郡倉梯村字溝尻 18 番戸主能力者木船衛門（印）→株式会社百三十七銀行柏原支店御中	綴 1	300 円借用、溝尻の土地 5 件担保、期限明治 40 年 1 月 30 日、保証人高橋吉蔵：
254-11	登記義務者ノ人違ナキコトノ保証書	明治 39 年 2 月 7 日	保証人加佐郡志楽村字市場 27 番戸村田幸太郎、他 1 人→	綴 1	抵当権設定、木船衛門の保証人 2 人の登記証明：

番号	題名	年月日	作成・差出→受取	形態	内容：状態
254-12	保証書	明治 38 年 7 月 15 日	保証人加佐郡志楽村字田中 21 番戸山本市蔵 (印) 他 1 人→	綴 1	溝尻の土地 5 件登記義務者木船衛門の保証：
255	証	明治 38 年 12 月 21 日	兵庫県氷上郡柏原町ノ内古市場町株式会社百三十七銀行柏原支店 (印) →木船衛門殿	一紙 1	同年 7 月 18 日貸付 700 円、6 カ月分利子 42 円受領：12-255 ～ 257 折込、254 挟込
256	証	明治 39 年 6 月 27 日	株式会社百三十七銀行綾部支店中山朔五郎 (印) →倉梯村木船衛門殿	一紙 1	前年 7 月 17 日貸付 700 円、6 カ月分利子 42 円受領：
257	証	明治 39 年 6 月 27 日	株式会社百三十七銀行綾部支店中山朔五郎 (印) →倉梯村木船衛門殿	一紙 1	同年 2 月 7 日貸付 300 円、6 カ月分利子 16 円 50 銭受領：
258	〔通知〕	明治 38 年 12 月 21 日	百三十七銀行柏原支店貸付係 (印) →木船衛門殿	郵便 1	貸付金利息 42 円落手、支払期限明治 39 年 6 月、担保品貸付金 300 円増額：12-258 ～ 262 挟込、254 挟込、2 枚
259	〔書状〕	7 月 19 日	高橋吉蔵→木船衛門殿	綴紙 1	出張用金 3 円を幸太郎に出金し松鶴楼の宿料支払できず：封筒
260	記	—	市場駐車場林源蔵→高橋様	切紙 1	溝尻行 13 銭：
261	記	—	幸太郎→	一紙 1	代書・保証人料 20 銭：
262	記	—	山本市蔵 (印) →木船様	郵便 1	用紙・印紙・代書料・委任状等計 2 円 73 銭 5 厘受領：
263	蚕糸同業組合中央会其ノ会ニ左ノ事項ヲ諮問ス	大正 5 年 6 月 22 日	農商務大臣河野廣中→蚕糸同業組合中央会	綴 1	蚕糸業法改正案ノ要項、蚕糸業法改正案参考事項：印刷
264	藤太郎借金整理帳	大正 12 年 2 月	—	横帳 1	2 月 4 日～ 12 日借金返済の書上：
265	火災保険証券	明治 41 年 12 月 2 日	大阪火災海上運送保険株式会社者著宇右近権左衛門 (印) →被保険者保険契約者木船衛門殿	切紙 1	保険金 500 円、保険料金 4 円、明治 41 年 11 月 27 日から 1 年間、保険物所在新舞鶴町字溝尻 81 番地、保険物：住宅・炊事場・便所、裏面火災保険約款：3 銭印紙 1 枚
266	帝国農会事務所建築費大正 8 年度収支予算書	(大正 8)	—	切紙 1	計 11054.219 円：印刷
267	特別会計大正 9 年度帝国農会々報費収支予算書	(大正 9)	—	切紙 1	収入、支出計 5000 円：印刷
268	大正 9 年度帝国農会経費収入予算書	(大正 9)	—	切紙 1	計 27620 円：印刷
269	帝国農会大正 9 年度経費分賦収入方法	(近代)	—	切紙 1	北海道農会とその他府県農会での経費の分担、賦課金額徴収時期：印刷
270	大正 9 年度帝国農会経費支出予算書	(大正 9)	—	切紙 1	事務所、会議費他、計 27620 円：印刷
271	寐物語	明治 36 年 9 月 24 日	彌一郎→木船盟兄座下	綴紙 1	上野彌一郎府会議員後任として木船を推薦するが反対を受け争論、一連の出来事を詳述：
272	鹿原山金剛院略縁起	(近代)	—	切紙 1	鹿原山金剛院、平城天皇の皇子真如法親王の御草創、後小松天皇応永 9 年まで：印刷
273	祭文	明治 38 年	加佐郡参事会員木船衛門→(本村出身故陸軍歩兵上等兵池田島蔵君)	切紙 1	国難を排す、皇軍に従い遙かに遼東の一角に上陸、奮戦激闘、本会員を代表して哀悼：包紙「祭文」

番号	題名	年月日	作成・差出→受取	形態	内容：状態
274	証	大正 7 年 4 月 26 日	西野米蔵（印）→木船衛門殿	切紙 1	旧村源水金借用金の内 15 円領収：封筒「木船衛門様貴下、西野米蔵」、12-274・275 同封
275	証	大正 6 年 12 月 18 日	西野米蔵（印）→木船衛門殿	切紙 1	源水金の内借入金代 45 円預り：封筒「木船衛門様貴下、西野米蔵」
276	第参期決算報告書	大正 14 年 4 月	新舞鶴棧橋倉庫株式会社→木船要太郎殿	冊子 1	資本・営業・庶務・貸借対照表等、正誤表：封筒「木船要太郎殿、京都府加佐郡新舞鶴町字濱式百四拾貳番地（二條海岸）新舞鶴棧橋倉庫株式会社、大正年月日」、印刷
277	勘定書	大正 5 年 6 月 17 日	盛蔵→木舟衛門様	切紙 1	大正 4 年 6 月 20 日現在高金 200 円、利 12 円他：
278	証	大正 5 年 6 月 3 日	村田寅吉→木船衛門様	切紙 1	金 50 円、利子 1 カ年に 5 円請取：
279	〔手紙〕	（大正）3 年 11 月 18 日	要太郎→祖父様（木船衛門）	罫紙 1	小生在学中、今月末までに御送金願う、1～3 学年ごとの費用一覧：封筒「京都府加佐郡新舞鶴町字溝尻木船衛門様親展」「東京市上野櫻木町修禪院内要太郎、十一月十七日」2 枚
280	記	（近代）6 月 11 日	丹後加佐郡倉梯村字堂奥瓦製造業中川寅吉→溝尻木船様	切紙 1	上瓦、唐破風 15 枚・かんぶり 6 枚等 〆 1 円 44 銭：
281	〔覚〕	（近代）6 月 17 日	廻船問屋委託売買京都府新舞鶴港濱萩野商店→木船衛門様	切紙 1	6 月 9 日、雪止・中並べ等 〆 6 円 2 銭 5 厘：
282	所得決定額通知書	大正元年 8 月 10 日	舞鶴税務署長税務官有澤秀雄（印）→新舞鶴町字溝尻木船衛門殿	切紙 1	明治 45 年（判「大正元年」）分第三種所得金額 700 円：12-282～290 封筒「農工銀行受取、所得税通知、為替請取」一括
283	所得決定額通知書	明治 42 年 8 月 20 日	舞鶴税務署長税務官藤堂金太郎（印）→木船衛門殿	切紙 1	第三種 660 円、外金 315 円同居家族藤太郎分と合算：
284	所得決定額通知書	大正 7 年 8 月 11 日	舞鶴税務署長副司税官北井得三（印）→新舞鶴町字溝尻木船衛門殿	切紙 1	第三種 620 円：
285	特殊郵便物受領書	（大正）4 年 11 月 27 日	→木船要太郎殿	切紙 1	受取人宿所氏名・郵便料等：
286	特殊郵便物受領書	（大正）5 年 12 月 22 日	→長澤常助	切紙 1	受取人宿所氏名・郵便料等：
287	所得決定額通知書	明治 42 年 8 月 20 日	舞鶴税務署長税務官藤堂金太郎（印）→木船藤太郎殿	切紙 1	第三種 315 円、外金 660 円同居戸主衛門分と合算：
288	小為替金受領証書	4 年 11 月 27 日	—	切紙 1	記号番号ちいや 0746 番、金 8 円領収、裏印刷：
289	小為替金受領証書	5 年 12 月 22 日	—	切紙 1	記号番号ちいや 3921 番、金 5 円受領、裏印刷：
290	通常為替金受領証書	明治 44 年 9 月 11 日	京都府須知→	切紙 1	為替金 20 円領収、記号番号ろ 〆 00080：
291	〔書状〕	（近代）4 月 14 日	大槻順太郎→木船衛門殿貴下	罫紙 1	原蚕種製造所の件発表、新聞の内容写、貴下の都合で日取決定、22 日候補：欄外「城丹蚕業講習所」、2 枚綴
292	〔書状〕	（明治）41 年 5 月 30 日	書記石川正時→木船連合会組長殿	罫紙 1	昨年の水害に加え丹波銀行閉店のため預金引出・貸付金できず、資金調達：欄外「城丹蚕業講習所」、2 枚綴

番号	題名	年月日	作成・差出→受取	形態	内容：状態
293	四拾年度繭代支払月別	(明治) 40 年	—	綴 1	6～9 月繭代、購繭資金・繭代金支払期日調査、臨時修繕費、新調器具等：欄外「城丹蚕業講習所」、5 枚綴
294	〔書状〕	(近代) 7 月 27 日	石田拝→木船大父様	罫紙 1	軸正物なれば是非購入しては、一先御見合の勧め：柱「峰山郵便局」
295	〔書状〕	(近代) 12 月 29 日	大島好太郎→木船様貴下	罫紙 1	年内中は一方ならざる御懇親、代金高価、一二位とに働かき下さるよう、三田君へ御頼：柱「大島用箋」
296	〔書状〕	明治 44 年 12 月 1 日	京都府農工銀行（印）→木船衛門殿	罫紙 1	別紙の件、書類至急御送付頼、印鑑証明書・保証人所有地価証明書：
297	〔書状〕	(近代) 26 日	石田庄蔵→父上様	罫紙 1	軸修繕、期間や修繕跡、費用に関する表具屋の回答共有：4 枚綴
298	〔書状〕	(明治) 44 年 10 月 18 日	城州蚕業講習所長大島好太郎（印）→木船衛門殿	罫紙 1	原蚕種製造所敷地に関する道路寄付願、旧道廃棄の前に差出、職印捺印の至急確認：
299	〔書状〕	(近代) 9 月 7 日	大島好太郎→木船組長様	罫紙 1	商人から預りの藤本鉄石山水画軸の価値：
300	〔書状〕	(近代) 6 月 30 日	大島好太郎→木船組長殿	罫紙 1	建築補助申請の図面訂正、請負金額等俸給 4 カ月分：柱「城丹蚕業講習所」
301	〔書状〕	(近代) 7 月 13 日	大島教師（印）、石川書記→木船組長殿	罫紙 1	購繭資金の件、百三十銀行は追加出資承諾、由良源太郎氏と出売繭の件、権利関係の交渉必要：柱「城丹蚕業講習所」
302	〔書状〕	明治 44 年 8 月 21 日	—	罫紙 1	送付申込書捺印無し、印紙消印氏名下に捺印し返送依頼：
303	〔書状〕	(近代) 10 月 5 日	大槻順太郎→木船衛門様殿貴下	罫紙 1	羽室町長から一件書類拝借し今朝中に手続、道路寄付手続は分割登記を待たず履行：柱「城丹蚕業講習所」
304	〔書状〕	明治 44 年 8 月 2 日	石川善六→組長木船衛門殿	罫紙 1	山城国組合養蚕戸数及掃立枚数取調大略、綴喜・相楽・他 6 郡：2 枚組
305	〔書状〕	(近代) 9 月 21 日	大島好太郎→木船組長様貴下	罫紙 1	大槻順太郎君私議申越、郡是、秋産繭相場引上げ等報告：2 枚組
306	〔書状〕	(明治) 41 年 6 月 29 日	石川正時→木船組長殿（印）	罫紙 1	頭金利子や生糸出荷等：2 枚糊付
307	〔書状〕	(近代) 6 月 29 日	大島好太郎→木船組長殿	罫紙 1	石川君より、借入方御尽力願、府庁より補助等も御尽力：柱「城丹蚕業講習所」
308	〔書状〕	(近代) 10 月 10 日	塩見幸治→木船様	切紙 1	借宅雨漏、壁に雨水伝わり損害、畳傷み甚だしい、布敷至急依頼：
309	〔通知〕	明治 44 年 6 月 10 日	日本海員掖済会舞鶴支部（印）→各委員御中	罫紙 1	養成水火夫志願者心得改正：印刷
310	記	(近代)	—	罫紙 1	計 38 円 44 銭、綾部行旅費等：欄外「京都府蚕糸同業組合連合会」
311	〔書状〕	明治 44 年 7 月 12 日	船井郡長明田重次郎代筆→京都府蚕糸同業組合組長木船衛門殿	罫紙 1	敷地寄付金等今まで申上通、20 日頃からは難しく予め了承：
312	〔書状〕	(近代) 5 月 27 日	石川善六→組長木船衛門殿	罫紙 1	御承引願：欄外「京都府蚕糸同業組合連合会」
313	〔書状〕	(近代)	大槻順太郎殿→木船衛門殿貴下	綴 1	工場建物移転し修理を加える、第二実習工場新築に補助を当てたい：罫紙 4 枚紙綴一括、柱「京都府蚕糸同業組合連合会」
314	〔書状〕	(明治) 44 年 9 月 25 日	要太郎拝→祖父、祖母様	罫紙 1	毎年 4、5 年級の修学旅行に向け 5 月頃から費用積立 12 円程送金願、但馬、出石から姫路方面を予定：

番号	題名	年月日	作成・差出→受取	形態	内容：状態
315	〔書状〕	明治 44 年 9 月 21 日	上野選挙事務所ニテ木下貞一、外委員一同→木船衛門殿	一紙 1	選挙、確定に背き余部町から個人的な候補者出馬、弊害あるので多数得票の結果に至るよう御高配願：
316	〔書状〕	(近代) 8 月 31 日	大槻順太郎→木船衛門殿貴下	罫紙 1	蚕種製造地工事、桑園部分は余裕有、建物敷地部分は延期致難く、上京途中綾部町に用務を生ずる事も有：柱「京都府蚕糸同業組合連合会」
317	〔書状〕	(近代)	山本竹蔵→木船衛門様	罫紙 1	高橋栄次郎氏の桑葉貰受、不在中にて女の方に咄、貫数 120 貫：
318	〔書状〕	(近代) 11 月 17 日	大槻順太郎→木船衛門殿貴下	罫紙 1	講習所建築費補助及残員の件原案通、農業技手 11 名増、山崎技師多少憤慨、1 人月額旅費 12 円等、桑 100 円分配虫、日本画家人名鑑は 1 枚刷物：柱「京都府蚕糸同業組合連合会」、2 枚組
319	〔書状〕	(近代) 7 月 8 日	製糸部ニテ西村太衛→木船組長殿	罫紙 1	3 日上京、織業生糸売行、本年は一般の人気余程警戒、春玉繭を郡是に売却、80 円余利益：
320	〔書状〕	(近代) 6 月 11 日	石川善六→組長木船衛門殿	罫紙 1	火事は向いの酒屋に延焼せず比較的騒ぎ小さい、焼跡に囲を作る、見舞の礼広告を日出・毎日新聞に掲載依頼：柱「京都府蚕糸同業組合連合会」
321	〔京都府山林会新幹事任命〕	明治 44 年 6 月 12 日	京都府山林会長大森鐘一(印)→評議員木船衛門殿	罫紙 1	香川静一氏辞任のため斎藤勝蔵氏選任：
322	〔各年度収穫・経費覚〕	—	—	綴 1	改植 2～10 年目の収穫・経費、春 308 貫、未改植茶園 2 反 2 畝より収穫、1 反 140 貫、合計 590 貫等：6 枚組
323	死亡届	大正 2 年	→京都府加佐郡新舞鶴町戸籍吏殿	罫紙 1	木船収司、大正 2 年 11 月 5 日午後 7 時、大阪市北区若松町 27 番地にて死亡：柱「長谷川代書事務所」
324	〔青乃石土所画解題〕	(近代) 庚申	吉備鍼寒士→	罫紙 1	南京報恩寺瑠璃塔中具五色則方出岡瑠璃門昵土所作、藤本鉄石：
325	〔書状〕	(近代)	—	罫紙 1	関西地方蚕業発展のため等蚕業京都講習所の妥当性、蚕糸専門学校に改組：2 枚綴
326	〔書状〕	(近代) 12 月 26 日	重右衛門→木船大兄	罫紙 1	井尻君の件、大槻君とも内談も出来難：3 枚組、柱「京都府船井郡蚕糸同業組合事務所」
327	〔書状〕	(明治) 12 月 20 日	重右衛門→木船大兄	罫紙 1	就任期等面談で相談したい、井尻氏呼寄せ面会、会合日時の都合：3 枚糊付
328	〔書状〕	(近代)	園部宮町にて井尻萬次郎返→木船大人御尊下	罫紙 1	須田氏に仕することに決心、氏より詳細の話：
329	〔書状〕	(近代) 10 月 5 日	大島好太郎→木船尊台	罫紙 1	同好会加入、元府会議員、当地郵便局長 2 名を同好会会員に加入勧：
330	〔書状〕	(近代) 1 月 9 日	重右衛門→木船大兄貴下	罫紙 1	井尻君赴任迄に地方の方々と会合要務、21 日に連合会へ出席依頼：柱「京都府船井郡蚕糸同業組合事務所」
331	〔書状〕	(近代) 11 月 19 日	大槻順太郎→木船衛門殿貴下	罫紙 1	要用出来帰宅、製造所土地登記承諾書に関し綾部町行、要用あれば通知願：
332	〔書状〕	明治 44 年 7 月 24 日	林田信蔵→木船衛門様	罫紙 1	大石良雄の竹画、文晁絵買求、来阪願、調講の節指定地へ送金：
333	〔書状〕	明治 44 年 10 月 30 日	林田信蔵→木船衛門様	罫紙 1	宝物拝見断、頼山陽の方深く希望等：
334	〔書状〕	明治 44 年 6 月 8 日	林田信蔵→木船衛門様	罫紙 1	軸物の価格交渉・拝見願、物品交換品提示等：

番号	題名	年月日	作成・差出→受取	形態	内容：状態
335	〔書状〕	明治 44 年 6 月 16 日	林田信蔵→木船衛門様	罫紙 1	何時にても当方より送金、謝儀金額の相談、軸物の他購入、物品交換の相談、京都出張につき面会等：
336	〔書状〕	明治 44 年 10 月 25 日	蚕友連合大運動会→木船衛門殿	一紙 1	10 月 27 日大運動会実施来観案内：印刷
337	〔通知書〕	明治 44 年 12 月 28 日	石川書記（印）城丹蚕業講習所在京都府綾部町→木船衛門殿	罫紙 1	寄付金、加佐郡長へ催促、別紙回答：
338	〔回報書〕	明治 44 年 12 月 27 日	加佐郡長穴戸秀策（印）→木船衛門殿	罫紙 1	原種製造所の敷地寄付金、蚕種製造業者異議のため困難、一時町村費から立替：
339	〔手紙〕	明治 44 年 6 月 4 日	林田信蔵→木船衛門様	罫紙 1	御令孫御出勤、其後宮津中学校卒業：2 枚一括、林田株式店便箋
340	記	(近代)	—	罫紙 1	40 年度分、春・夏・秋繭目方代金：柱「城丹蚕業講習所」、端綴穴
341	明治四拾年度城丹蚕業講習所経費歳入出調	(明治 41) 4 月 26 日	—	罫紙綴 1	養蚕部、製造部：柱「城丹蚕業講習所」、3 紙綴、端綴穴
342	〔書状〕	(近代) 5 月 15 日	大島好太郎→木舟組長殿	罫紙 1	原蚕種製造所寄付一件、上京知事へ依頼：柱「サコ大島用箋」
343	〔書状〕	明治 44 年 4 月 14 日	品田泰蔵→木船衛門様侍史	罫紙 1	蚕種製造所設立の件面談、京都府へ設置確定、場所は日本海方面：「米国法学博士岡田弁護士事務所用箋」
344	〔通知書〕	(明治) 44 年 11 月 20 日	書記石川正時（印）→木船衛門殿	罫紙 1	大島所長 22 日より府庁の会議出席、21 日午後出発：「城丹蚕業講習所」
345	〔覚〕（帝国農会評議員選出名簿）	(近代)	—	罫紙 1	西村正則、石川／石井二郎、佐賀／尾形安近、宮城他 5 名、横井時政特選、3000 円基本金、1 万年 3 万 4 円：「東京市赤坂区溜池町一番地帝国農会」
346	死亡届	大正 2 年 11 月	届出人木船衛門→新舞鶴町戸籍吏小幡忠蔵殿	罫紙 1	溝尻第 18 番戸平民木船収司、天保 3 年 6 月 9 日生、死亡大正 2 年 11 月 5 日午後 7 時、大阪市北区若松町 27 番地にて：
347	本日開票ノ報告	(近代)	—	罫紙 1	郡名、政友会、国民：
348	記	(近代)	—	折紙 1	保存登記、売渡証、移転、謄本料、郵便料、反別等：
349	〔覚〕	(近代)	—	罫紙 1	小越行 1069 番地畑反別 4 畝 4 歩地価 6 円 72 銭、同 1168 番地畑反別 2 畝 8 歩地価 3 円 69 銭：
350	キ	(近代)	—	折紙 1	保存登記、売渡証、委任状、移転、謄本料、郵便料等：
351	キ	(近代)	—	折紙 1	保証人料、保証書、保存登記印紙、反別等：
352	記	(近代) 3 月 25 日	舞鶴軍港新舞鶴三条通大門西村商店→木舟様	罫紙 1	15 銭生紙大判 25 枚、19 銭 5 厘中折障子紙 3 帖、36 銭半切 200 枚：「海軍」罫紙
353	おぼへ	(近代) 11 月 11 日	佐々木柴三郎母うた→木舟様	切紙 1	金 340 円受取：「佐々木」印 2
354	〔事業計画書雛形〕	(近代)	—	冊子 1	資本主、地主、村の共同組合の事業配分取決：罫紙、貼紙 6
355	公正証書案中訂正ヲ乞事項	(近代)	—	罫紙 1	田中數之助のため、借地料条項に朱で訂正：3 枚綴、柱「加佐郡蚕糸業組合事務所」
356	契約書	(近代)	—	罫紙 1	雛形、海面埋立事業、資本主名：2 枚綴

番号	題名	年月日	作成・差出→受取	形態	内容：状態
357	証	明治 29 年 4 月 3 日	京都府加佐郡倉梯村字濱西埜末蔵（印）、西村藤兵衛（印）、他 3 名、同村字北吸前田儀市（印）、同村字溝尻木船衛門（印）、同村字行永池田梶五郎（印）→南桑田郡亀岡町田中數之助殿	罫紙 1	加佐郡倉梯村字濱小字川尻海面埋立地、持主舞鶴町字竹屋田中覚蔵より土地を買受けるため金 9300 円借用：木船以外の 7 名は押印し抹消
358	契約書	—	—	罫紙綴 1	雛形、村共同組合を以て倉梯村字濱・北吸地内鎮守府街道筋両側を借地、第一次新市街地に必要な家屋建設、将来隆盛の基礎を定、資本主・地主惣代間の契約：
359	記	43 年 12 月 31 日	ハマ朝日通り平三郎→溝尻村木船衛門様	切紙 1	畳表替仕切：
360	〔領収書〕	—	内浦村日引森本与右衛門（印「ワカサヒ、キ森與」）→木船衛門殿	切紙 1	石碑一組代 17 円 35 銭：
361	記	3 月 22 日	新舞鶴大門千歳橋西入材木商岡崎支店→貴船様	切紙 1	領収：12-361 ～ 363 巻込
362	証	3 月 31 日	金森定次郎→木船衛門様	切紙 1	領収、障子紙・ナマコ板 97 銭：
363	記	3 月 30 日	吹田大工→貴船様	切紙 1	領収、金 10 円請負分・60 銭手間 1 人：
364	領収書	明治 38 年 8 月 29 日	井上熊吉（印）→木船衛門殿	罫紙 1	金 2 円撰挙事務書記 5 人分日給料：12-365 巻込
365	〔領収書〕	8 月 9 日	山本源一→福村彌平次殿	継紙 1	金 9 円 50 銭：欄外「竹野郡吉野字吉沢高橋万吉ノ男」
366	〔領収書綴〕	明治 38 年 7 月 25 日	丹後国加佐郡舞鶴町丹州時報（角印「丹州時報社営業部印」）→上野事務所御中	冊子 1	書簡、状袋他、13 枚綴：挟込領収書
367	〔坪当単価覚〕	—	—	切紙 1	溝尻大門通り他：前欠
368	建家修繕費扣へ	明治 41 年 2 月	金森定次郎→木船衛門様	横半帳 1	大工左官等費用：
369	〔下書〕	—	—	罫紙 1	土地売渡証：加佐郡新舞鶴町大字溝尻小字濱田 54 番地、大門通巖嶋南角屋敷、農商務省立興津・静岡県立農事試験場参観、愛知県清洲試験場、愛知県蔬菜の需要多：
370	土地売渡証	明治 39 年 11 月	加佐郡新舞鶴町字溝尻 18 番戸木船衛門→與謝郡岩滝村武部修殿	罫紙 1	加佐郡舞鶴町大字溝尻小字濱田 54 番地、大門通巖嶋南角屋敷、代金受取：欄外「扣」
371	土地売渡証	大正 3 年 2 月	加佐郡新舞鶴町字溝尻木船衛門（印）→倉梯村字行永田中七三郎殿	罫紙 1	加佐郡新舞鶴町字大溝尻小越行 1069 番地、同郡同町同字 1070 番地の畑 2 カ所、代金 40 円：印に抹消線
372	土地永久売渡証	大正 3 年 2 月	木船衛門→	罫紙 1	新舞鶴町字大溝尻小越行 1067 番地：12-371 に巻込
373	委任状	明治	—	切紙 1	弁護士尾崎を代理人、原告自分他 1 人、被告岡本進 1 人に係る地料請求事件一切：
374	〔通知書〕	明治 42 年 12 月 13 日	舞鶴税務署長税務官芹澤秀雄（印）→加佐郡新舞鶴町字溝尻 18 番戸木船衛門（印）	罫紙 1	明治 42 年 12 月 7 日申請、自家用醬油製造免許取消：

番号	題名	年月日	作成・差出→受取	形態	内容：状態
375	〔書状〕	—	福西八左衛門→木船ひさどの	罫紙 1	病氣全快にも至らず困難、多分の入費、親父上京を幸い一先帰国の提案、親父帰国迄に相談：
376	証	明治 35 年 1 月 12 日	平野吉右衛門（印）、平野謙二郎（印）→木船衛門殿	罫紙 1	地所売戻代金 300 円受取：
377	地上権設定売約証書正本	明治 33 年	—	罫紙綴 1	字濱鎮守府街道南北両側、地上権者石炭商門司市西本町秋田鍬三郎：冒頭朱筆 9786 号
378	契約証	明治 32 年 2 月 16 日	池田梶五郎他 15 名→	綴 1	舞鶴鉄道倉梯線運動費用、鉄道運動に関する日誌：
379	概算書	明治 34 年 7 月 11 日	池田梶五郎（印）→木船衛門様	罫紙 1	個人分海面埋立地分、計 7705 円 80 銭：
380	〔屋敷図面〕	—	—	切紙 1	浴室、竈、大便所等：
381	舞鶴鎮守府附近新市街地面積調表	—	—	罫紙 1	大字別総面積、宅地面積、道路其他潰：
382	〔通知書〕	大正 3 年 9 月 10 日	帝国農会（印）→木船衛門殿	切紙 1	本会要覧の査収依頼、議員氏名等訂正は改刷送付：
383	〔通知書〕	大正 3 年 9 月 21 日	帝国農会長侯爵松平康莊（印）→木船衛門殿	切紙 1	第 5 回総会、農商務大臣より諮問、施設を必要とすべき事業・遂行方法：
384	〔通知書〕	大正 3 年 9 月 25 日	帝国農会長侯爵松平康莊（印）→木船衛門殿	切紙 1	第 5 回総会、文部大臣より諮問、農業学校の施設経営の要改善意見：
385	〔通知書〕	大正 7 年 7 月 10 日	帝国農会（印）→木船衛門殿	一紙 1	大正 6 年度決算書誤謬訂正：
386	〔現計書〕	—	—	一紙 4	大正 7 年度経費大正 7 年 9 月分収入・支出、自作農調査費大正 7 年 9 月分収入・支出：印刷
387	〔書状〕	9 日	藤太郎→木船父上様	罫紙 1	大阪病院入院費用、真性ジフテリア伝染病室へ、現在快癒、要太郎の件：柱「大阪府」、4 枚
388	〔書状〕	5 月 26 日	山崎義方→木船衛門様	罫紙 1	債務は元利 60 円 80 銭となり金利の為にはすぐに支払の願：柱「京都府蚕種検査所」、2 枚
389	〔書状〕	7 月 12 日	盛蔵→木船衛門様	切紙 1	藤太郎儀武部の差押金策工面、貴殿の武部口への対応、宅地価修正調査委員選挙、池田彌惣蔵に確定か：2 枚
390	〔書状〕	27 年 7 月 1 日	平野謙二郎→木船衛門様	罫紙冊子 1	平野より借入金の詳細：
391	〔通知状〕	明治 39 年 1 月 29 日	京都府立療病院（印）→井上弘文殿	罫紙 1	木舟ヒサ殿入院料等滞納の督促：柱「京都府立療病院」
392	近畿評論代送金証	35 年 1 月 21 日	嵯峨根盛蔵→木船衛門殿	罫紙 1	勝田孫左衛門他 13 人分明細：柱「京都府加佐郡農会」
393	〔債権者内訳〕	—	—	罫紙 1	元金利息等一覧表：柱「京都府加佐郡会」
394	〔書状〕	（明治）38 年 亥 5 月 24 日	山崎義方→木船衛門様	罫紙 3	入院費の差引、患者自身の大阪行を望まず、国元での静養の勧め：柱「京都府蚕種検査所」
395	〔所得申告催促書〕	明治 43 年 5 月 1 日	舞鶴税務署長税務官芹澤秀雄（印）→新舞鶴町字溝尻木船衛門殿	罫紙 1	本年の所得申告未済：京都税務監督局管内、税務署便箋
396	〔送付通知書〕	大正 7 年 8 月 5 日	帝国農会（印）→評議員木船衛門殿	冊子 1	大正 7 年度帝国農会経費大正 7 年 7 月分収入支出、自作農調査費大正 7 年 7 月分収入支出現計書：上部に割印、右上綴跡の錯

番号	題名	年月日	作成・差出→受取	形態	内容：状態
397	〔送付通知書〕	大正 7 年 11 月 5 日	帝国農会（印）→木船衛門殿	冊子 1	大正 7 年 11 月分帝国農会経費・自作農調査費・特別会計・事務所建築費収支現計書：上部に割印、右上金具綴
398	履歴書	(明治)	木船藤太郎（印）→	罫紙縦帳 1	学事・職歴、明治 3 年 10 月 10 日生、京都府技手、明治 37 年 3 月 15 日大阪府技手、但し内務部第 4 課度量衡係：紙縫綴
399	〔土地貸借規約〕	—	—	綴 1	土地貸借年限 40 年、1 年借地料 1 坪初年玄米 5 合、11 年目以降玄米 2 升 3 合、代金払は郡平均標準：
400	〔通知書〕	大正 7 年 11 月 16 日	帝国農会長侯爵松平康莊（印）→木船衛門殿	一紙 1	会場費予算不足、議員旅費流用承認願：
401	〔通知書〕	大正 7 年 11 月 4 日	帝国農会（印）→木船衛門殿	一紙 1	帝国農会内規有給役職員表彰規定第一條改正：
402	〔書状〕	4 月 4 日	大島主事→木船衛門殿	罫紙 1	組長就任認可書着、平野氏へ通知、工事は戸障子はめ込み、壁塗最中、来 10 日迄には竣工：柱「京都府蚕糸同業組合連合会」
403	〔書状〕	4 月 1 日	要太郎→お祖母上様	罫紙 1	無事第 1 期検閲終了、祖父は 4 月で蚕糸業の組合長の辞任、除隊の際、着物一枚と冬服の作成、11 月除隊：2 枚一括
404	〔覚〕	—	—	罫紙 1	南 156 蛾、北 300 蛾計 456 蛾、中央 208 蛾、仮蚕 145 蛾、計 353 蛾：「城丹蚕業講習所」、端に穴 2
405	〔通知書〕	大正 7 年 8 月 6 日	帝国農会々長侯爵松平康莊（印）→評議員木船衛門殿	一紙 1	事業費において調査費、講演費より流用の承認願：印刷
406	〔書状〕	大正 7 年 9 月 15 日	帝国農会会長侯爵松平康莊（印）→木船衛門殿	一紙 1	帝国農会の臨時集会、通常集会、集会の目的、集会の場所通知：印刷、右上部に割印
407	帝国農会事務所建築費大正六年度決算訂正書収入之部	—	—	一紙 1	：印刷
408	〔通知書〕	大正 4 年 11 月 29 日	専売局長官櫻井鐵太郎印→帝国農会会長侯爵松平康莊殿	一紙 1	御建議にて煙草の数量査定、生産量、現時告示公示反別、耕作反別の公示、葉煙草の収納、決定事項：切紙 3 枚一括
409	〔書状〕	(明治) 39 年 2 月 1 日	山崎義方→木船衛門様机下	罫紙 1	入院費 40 円銀行為替送付、落掌、残高、送金請取額の覚：罫紙 2 枚紙縫一括、中央に穴 2、柱「京都府」
410	所得調査委員辞表	明治 40 年 6 月 26 日	加佐郡新舞鶴町字溝尻木船衛門（印）→舞鶴税務署長小嶋栄三殿	罫紙 1	加佐郡所得調査委員当選を辞退：
411	〔書状〕	4 月 30 日	山崎義方→木船衛門殿	罫紙 1	25 日御送金 15 円領収、退病院のため医師戻り療養の勧め、精神病患者として甲室に置くことの推奨、前回残高、今回送金：罫紙 2 枚一括、中央に穴 2、柱「京都府」
412	〔書状〕	6 月 2 日	衛門→木船盛蔵様	罫紙 1	返済も及ばず利子だけ立て延期、上野氏への書面添、面会不可、一先日津田が持参した上野よりの計算書の提示依頼：柱「舞鶴税務署」

番号	題名	年月日	作成・差出→受取	形態	内容：状態
413	〔書状〕	—	盛蔵→木船本家様	罫紙 1	個人の金子用達は不得策、津田へ 250 円渡し、拙者も 300 円受取債務の方へ廻す：
414	〔書状〕	4 月 29 日	池田梶五郎→木船衛門様	罫紙 1	池田弥三蔵・井岡・山本・矢野、村会議員辞職届、一昨日郡衙へ出張し事情を郡長に申置、明 30 日に出張依頼：
415	〔契約証提出請求〕	(大正) 7 年 6 月 16 日	木船衛門→川島熊蔵殿	罫紙 1	竹原宅地料の件了解、米価の変動、契約無視の変更不可、契約証の提出、登記の受領：柱「第三回京都府水産品評会」
416	大正八年度各町村農会追加負担分賦課全額表	—	—	一紙 1	町村名、地価分賦額、戸数分賦額、合計：裏面に坪数、右端に穴 1、印刷
417	〔通報〕	明治 44 年 5 月 20 日	副会組長辻本猪之助→農会議員蚕糸業組合委員産牛組合委員木船衛門殿	一紙 1	本会組長欠員、選挙延長回答、当分副組長にて処理：裏面に数字
418	〔依頼書〕	—	—	一紙 1	新舞鶴町大字溝尻小字濱田 84 番地宅地 1 反 5 畝 1 歩持主木船衛門、右反別誤謬訂正願：左面に歳入歳出表枠
419	土地台帳謄本請求書	明治	右一→舞鶴税務署御中	切紙 1	加佐郡新舞鶴町字大溝尻小濱田何番地：上側「五銭」
420	坂本勘定	—	—	一紙 1	不足金：裏面「副業資料調査費大正八年九月份収入・支出現計書」
421	土地台帳謄本請求	—	—	一紙 1	加佐郡新舞鶴町字大溝尻小濱田 84 番ノ 1、持主木船衛門宅地：左面「誤謬訂正地増反別之儀二付願」、端に穴 4 一括紙縫跡
422	不動産ノ表示	大正 3 年 2 月 23 日	—	罫紙 1	加佐郡新舞鶴町字大溝尻小越行 1070 番畑 2 畝 6 畝歩、田中七三郎へ所有権移転：
423	〔送付状〕	大正 7 年 10 月 21 日	帝国農会（印）→木船衛門殿	一紙 1	本会大正 7 年度経費、9 月份収入・支出、自作農調査費 9 月份収入・支出現計書別紙送付：契印
424	佐世保呉両鎮守府諸取調要項	—	—	罫紙縦帳 1	鎮守府起工及開庁年月、病院の設置有無、近傍の村の蒙る影響等 80 項目調査：罫紙 12 枚紙縫一括
425	北吸西方兵作	—	—	切紙 1	坪数書上：城崎温泉武内開泉堂広告裏使用
426	〔書状〕	6 月 17 日	川島熊蔵→木船衛門殿	継紙 1	竹原の件、返事了解：封筒
427	地料	—	—	横帳 1	川尻、石原、坂本、永田等の坪数・地代：「大正八年度追加予算各町村小組負担参考表」裏使用
428	記	大正 3 年 12 月	—	切紙 1	大正 2 年旧 12 月不足 110 円、差引 14 円 30 銭：
429	〔敷地図面〕	—	—	罫紙裏 1	：柱「城丹蚕業講習所」
430	新市街地地割平面図、加佐郡倉梯村大字溝尻地内	—	—	絵図 1	大門、高千穂通周辺図、番地、坪数、所有者名、12-437 関連：
431	建物分筆登記申請書	大正 8 年 11 月 10 日	加佐郡新舞鶴町溝尻 18 番木船衛門（印）→舞鶴区裁判所、新舞鶴出張所御中	罫紙綴 1	溝尻字浜田 81 番地：罫紙 2 枚綴
432	〔建築物坪数書上〕	明治 41 年 11 月 26 日	—	罫紙 1	新舞鶴興業合資会社の為債権額：柱「京都加佐郡役所」

番号	題名	年月日	作成・差出→受取	形態	内容：状態
433	〔棟単位坪数賦課個 数一覧〕	—	—	罫紙 1	隠居、下の倉、本屋：柱「京都府加佐 郡新舞鶴町役場」
434	市街宅地及借家料	—	—	横帳 1	金額・人名：反故紙大正 8 年
435	〔覚〕	(明治)	—	一紙 1	81 番地、34 坪の内間口 24 間 2 分 67、人名・年月日・期限：断簡と一括、 反故紙「御銘茶録並ニ定価表」「明治 四十三年神戸製茶改良奨励会三重金 盃受領」等
436	金子借用証	明治 29 年 8 月 8 日	石田庄蔵（印）→木船盛 蔵殿	罫紙 1	要用のため金 5 円、明 9 月より 1 円 ずつ 5 カ月間に元利共返納：包紙「廿 九年八月八日、証書宅通、石田庄蔵」
437	金銭借用抵当権設 定証書	明治 38 年 7 月 15 日	借用主丹後国加佐郡倉 梯村字溝尻 18 番木船 衛門（印）→株式会社 百三十七銀行御中	冊子 1	金 700 円、保証人志楽村字市場高橋 吉蔵押印、他に図版・委任状・認諾書 等：
438	記	4 月 30 日	村山→木船様	切紙 1	煤祓等 790 銭：
439	〔愛国婦人会会費催 促状〕	大正 3 年 10 月 5 日	愛国婦人会京都支部加佐 郡幹事部新舞鶴町収入委 員津田石太郎→木船賀ね 子殿	切紙 1	未納額金 10 円を 10 月 5 日までに回 送依頼：
440	〔葉書〕	7 月 29 日	山城宇治郡池尾多田巳之 助→丹後新舞鶴町字溝尻 木船衛門様	葉書 1	先般大宅竹本様より承りの自製茶早 速送付の筈、延引御断、送金の覚：
441	記	明治 43 年 2 月 7 日	ハマ朝日通り平兵衛→溝 尻村木船衛門様	継紙 1	明治 42 年 10 月分からへり取替、表替、 炬ふた代：12-441 ~ 458 一括封筒「銘 茶販売所新舞鶴町五条□」印
442	記	(明治) 10 月 25 日	荒田啓次郎→木船様	継紙 1	不動軸、南額めぐり代：
443	〔記〕	(明治) 41 年 12 月	堀内乙之助（印）→木船 衛門様	継紙 1	借家ノ造作板材木釘代一切、大工等 代：上部に割印
444	〔記〕	(明治)	—	切紙 1	よしをか、いわさき、山もと他 6 名 の名前・金額：
445	記	(明治) 10 月 20 日	村上市店→上様	継紙 1	硝子板大小金 1 円 25 銭を領収、「京 都府新舞鶴町東三条…」印 2 カ所：
446	記	(明治) 42 年 8 月 27 日	西村平兵衛→溝木船様	切紙 1	畳表かへ代：
447	買物覚	(明治)	高倉勘四郎→	切紙 1	干びょう、砂糖、いわし等代：反故紙 「御香資」「高倉勘四郎」
448	〔記〕	(明治)	—	切紙 1	長谷川証文抹消印紙、長谷川領収書印 紙等農工銀行登記入用：
449	〔書状〕	(明治)	盛蔵→木船衛門様	一紙 1	元の 451 坪の内、345 坪を増加の訂 正未済につき銀行担保地として提供：
450	〔記〕	(明治)	—	切紙 1	家賃・地料：インク汚れ
451	〔記〕	(明治)	—	切紙 1	借家ノ造作板材木くき一切、大工等 代：
452	証	(明治) 4 月 30 日	金森宇次助→木船衛門様	継紙 1	家造作に関する代金：
453	〔記〕	(明治) 4 月	左官山本→木船様	一紙	荒かべ付手間代等修繕費：ミシン目加 工
454	〔記〕	(明治)	(印「運送業物貨舞鶴村 由」)→ミソシリ木船殿	切紙 1	夫賃、印 2 カ所：
455	記	(明治) 旧 7 月 13 日	ハマ平兵衛→溝尻村木船 衛門様	切紙 1	表かへ等畳代金：
456	記	(明治) 5 月 31 日	ハマ平兵衛→溝尻村木船 衛門様	継紙 1	畳代金：
457	〔記〕	(明治)	—	一紙 1	「丹波福知山町字内記服部出張所」：

番号	題名	年月日	作成・差出→受取	形態	内容：状態
458	〔記〕	(明治)	—	罫紙 1	「大坂市東区北久太郎町書林竹内堂事竹内則三郎」：鉛筆
459	〔覚〕	—	—	切紙 1	絵画、作者名、金額、直入筆日の出松之図 25 円、竹田筆山水図 10 円、芦雪人物之図 10 円、蕪村田植之図 5 円等：「長澤」の印複数箇所
460	〔受取書〕	—	木船盛蔵→木船衛門殿	切紙 1	借入金 50 円受取、利子計算後 89 銭 4 厘不足：
461	記	8 月 11 日	吹田大工→上様	切紙 1	大工手間・木代 72 銭：
462	〔名刺〕	—	東京市帝国殖産協会特派員東野市太郎→	切紙 1	：印刷
463	領収書	大正 2 年 7 月 26 日	東京市帝国殖産協会(印)→木船衛門殿	切紙 1	入会金 25 銭領収：印刷に鉛筆書
464	〔納品書〕	—	—	継紙 1	西風 4 枚 2 円 50 銭ツツ、9 点：
465	〔書状〕	(大正) 2 年 3 月 22 日	金森登次郎→木船衛門様	継紙 1	差押により財産処分、株の現金化清算、故郷への帰還予定、証書の返却：封筒
466	〔書状〕	6 月 8 日	木船衛門→角館喜一郎殿	継紙 1	要太郎義奉謝、明年西ヶ原へ入所の受験準備の予定、松下兄へもよろしく：
467	〔地価計算書〕	—	—	罫紙 4 枚 1	上羽伊太郎、数蔵、上羽菊治分：柱「京都府加佐郡役所」、罫紙 2 分割
468	〔通知状〕	大正 2 年 5 月 22 日	新舞鶴町役場(印)→木船衛門殿	綴 1	山林会会費納入告知書送付：告知書と通知状綴、「京都府新舞鶴町役場」用箋
469	〔通知状〕	大正 2 年 3 月 25 日	京都府衛生会加佐郡支会新舞鶴町分区委員(印)→木船衛門殿	切紙 1	会費納入の案内：封筒、印刷
470	借用申銀札之事	弘化 5 年戊申正月	借主儀左衛門、受人治助→平四郎殿	一紙 1	銀札高 500 目、来申暮までに返済、抵当質地引渡し：包紙「証文、砂原吉三郎」
471	記	9 月 5 日	荻野表具店→木舟様	切紙 1	額面仕立直し、竹田打直し、星巖、大徳寺松月、計 10 円：
472	記	大正 6 年 4 月 5 日	福知山京町表具所中村亀蔵→木船衛門様	一紙 1	文晁隻幅表具打直し 1 幅、金 6 円：金額下に印
473	〔記〕	1 月 24 日	木船衛門→木船市兵衛殿	切紙 1	字大門通 84 番地 1・2 の 2 筆の反別記入依頼、84 の 1 は 320 坪 01、316.87 円、84 の 2 は 17 坪 2、195.4 円：
474	〔建物買受関連書類〕	(明治)	—	綴 15	木船衛門足立茂三郎より建物買受け、建物所有権保存登記申請書、宅地図、返り証等：紙綴一括
475	建物売渡証	明治 40 年 8 月 15 日	売渡人新舞鶴町字濱 395 足立茂三郎(印)、証人新舞鶴町字濱 596 武田久継(印)→木船衛門殿	罫紙 1	木造瓦葺平屋建本家 1 棟、200 円：
476	認許証	大正 12 年 1 月 31 日	京都府加佐郡新舞鶴町長山口俊一(印)→	罫紙 1	木船衛門病死、埋葬、届出木船要太郎：
477	建物売渡証	明治 41 年 8 月 18 日	新舞鶴町字濱 395 足立茂三郎(印)→全字溝尻木船衛門殿	罫紙 1	木造瓦葺式階建本家 1 棟、木造瓦葺平屋炊事場便所、300 円：
478	保証書	大正 8 年 10 月 27 日	司法代書人山本市蔵(印)→	冊子 1	不動産抵当権登記義務者を新舞鶴町興業合資会社が保証、保証人山本要太郎、森菊造：
479	領収書	大正 8 年 10 月 20 日	氷上郡黒井村内黒井村三崎嘉蔵(印)→堀口乙吉殿	罫紙 1	金 300 円、利子金悉皆、抵当権記書に対する元利金返済：

番号	題名	年月日	作成・差出→受取	形態	内容：状態
480-1	領収書	大正8年10月27日	新舞鶴町興業合資会社清算人櫻井太八(印)→足立茂三郎殿	罫紙 1	抵当権記書に対する元金額返済：紙綴一括
480-2	保証書	大正8年10月27日	加佐郡志楽村字田中保証人山本要太郎(印)・新舞鶴町同森菊造(印)→	冊子 1	不動産新舞鶴町字溝尻小字濱田木造建物保証書、司法代理人山本市蔵(印)：
481	〔許可状〕	大正8年10月4日	京都府加佐郡長多久安信(印)→木船衛門	罫紙 1	大正8年7月21日付願山林伐採を許可、伐採期間、補植期間：封筒「溝尻木船衛門殿、京都府加佐郡新舞鶴町役場」
482	〔八幡社境内地売却一件〕	明治39年10月4日	加佐郡志楽村字泉源寺此上五良右衛門(印)他2名→木船衛門殿	罫紙綴 1	八幡講中：5点綴
483	地所貸借契約書	明治38年1月13日	倉梯村字溝尻地上権設定者字市場村田忠兵衛→	冊子 1	—
484	苗木仕訳書	—	—	罫紙 1	富有柿他金1円69銭5厘：「京都府加佐郡農会」用箋
485	借家証書	—	—	冊子 1	新舞鶴町大字溝尻小字濱田82番地に建築：
486	借家証	明治44年4月8日	家借主→木船衛門殿	冊子 1	新舞鶴町大字溝尻小字濱田834-1：下書
487	借用証書	明治41年12月29日	借用主新舞鶴町大門通千歳橋福嶋ユキ(印)→木船衛門殿	罫紙 1	50円：収入印紙3銭
488	誓約書	明治40年2月14日	龍宮地域貸座敷業組合→	罫紙 1	組合員間の意思疎通できず、貴殿の調停に無条件委任：柱「龍宮地域貸座敷営業取締事務所」
489	地所賃貸借契約書	—	—	冊子 1	雛型：
490	地所賃貸借契約書	明治42年7月	加佐郡与保呂村字木ノ下11地上権借主小村谷兵助(印)保証人池田林平(印)→木船衛門殿	冊子 1	新舞鶴町字溝尻東大門通千歳通東南側81番地、奥書(明治43年1月19日木船衛門)：
491	土地貸借契約証	—	木船衛門→	冊子 1	雛形、木船衛門所有の新舞鶴町字溝尻小字浜田81番地宅地借受、土地使用料1ヵ月金5銭、借地人都合により6ヵ月分か1ヵ月分前払：
492	〔土地一覧〕	—	—	冊子 1	田の部、雑地の部、宅地の部、小字、番号、地目、反別、地価：柱「舞鶴税務署」
493	誤謬訂正地増反別之儀ニ付願	明治44年7月29日	加佐郡新舞鶴町字溝尻18番戸木船衛門→舞鶴税務署御中	罫紙 1	新舞鶴町字大溝尻・小浜田元84番地、宅地反別1反5畝1歩、持主木船衛門、分割出願：
494	土地台帳謄本請求	明治44年7月29日	加佐郡新舞鶴町字溝尻18番戸木船衛門→舞鶴税務署御中	罫紙 1	新舞鶴町字大溝尻・小浜田84番地の1、宅地反別1反20歩1厘、全上84番地の2、宅地反別5畝22歩、持主木船衛門分：
495	土地売渡証	明治39年5月21日	加佐郡倉梯村字溝尻6番戸木船衛門→加佐郡倉梯村字溝尻上羽數蔵殿	罫紙 1	畑反別3畝14歩、地価金5円39銭：控
496	借家証書	—	—	罫紙 1	新舞鶴町大字溝尻小字濱田の借家：3枚
497	地所賃貸借契約書	明治38年1月	借主加佐郡志楽村大字市場村田忠兵衛→木船衛門殿	綴 1	倉梯村大字溝尻東大門通千歳橋東南側地所：柱「舞鶴税務署」

番号	題名	年月日	作成・差出→受取	形態	内容：状態
498	契約証	明治 38 年 4 月 15 日	加佐郡倉梯村字溝尻木船衛門（印）→地主惣代矢野熊太郎殿・木船又三郎殿・木船盛蔵殿	冊子 1	新市街地上権設定契約解除代償として：
499	物件売渡証書	—	—	罫紙 1	雛型：
500	委任状	大正 2 年 1 月	加佐郡新舞鶴町字溝尻木船衛門（印）→	罫紙 1	土地所有権保存登記申請、代理人木船佐蔵：
501	借家証	明治 44 年 4 月 8 日	家借主京都府中郡峯山町大幡たみ（印）・保証人大幡勢以（印）→木船衛門殿	冊子 1	新舞鶴町大字溝尻小字濱田の借家：
502	建物借用証書	明治 42 年	—	綴 1	雛型：
503	土地所有権保存登記申請書	大正 2 年 1 月 27 日	加佐郡新舞鶴町字溝尻木船衛門（印）・右代人木船佐蔵（印）→舞鶴区裁判所新舞鶴出張所御中	罫紙 1	土地価格金 24 円：柱「便利登記申請用紙」
504	売渡証	大正 2 年 1 月	加佐郡新舞鶴町字溝尻木船衛門→同字上羽数蔵殿	罫紙 1	新舞鶴町大字溝尻小字越行の畑：
505	〔土地目録〕	—	—	罫紙 1	新舞鶴町大字溝尻小字越行の畑：複写とも 2 枚
506	保証書	大正 8 年 4 月 5 日	加佐郡志楽村字田中 21 番 保証人山本要太郎（印）、同郡新舞鶴町字濱 1142 番地同上森菊造（印）→	冊子 2	新舞鶴町字濱、不動産の登記申請：各罫紙 2 枚紙縫一括
507	土地所有権移転登記申請書	（大正）	加佐郡新舞鶴町字溝尻買主上羽数蔵、同郡同町同字売主木船衛門→	冊子 1	新舞鶴町字大溝尻小越行 1069 番地、同郡同町同字 1070 番の畑 2 カ所：
508	委任状	大正 2 年 1 月	加佐郡新舞鶴町字溝尻木船衛門（印）→	罫紙 1	上羽数蔵へ売却の畑、舞鶴区裁判所新舞鶴出張所へ土地所有権登記申請の代理委任：
509	金子借用証	大正 4 年 12 月 22 日	木船衛門（印）→城丹蚕糸講習所所長大島好太郎殿	罫紙 1	金 500 円：柱「京都府蚕糸同業組合連合会」、綴穴
510	領収書	大正 2 年 4 月 9 日	大工今井（印）→三浦様	罫紙 1	金 6 円 50 銭受取、材木板釘手伝大工手間：
511	〔任命状〕	明治 38 年 3 月 13 日	農商務省（印）→木船衛門	一紙 1	京都地方森林会議員：
512	〔通知書〕	明治 25 年 1 月 11 日	京都府加佐郡蚕糸業組合組長山崎義丈（印）→加佐郡倉梯村木船衛門	切紙 1	京都府蚕糸業取締所議員当選：
513	〔通知書〕	明治 24 年 4 月 23 日	京都府加佐郡蚕糸業組合組長山崎義丈（印）→加佐郡倉梯村木船衛門	切紙 1	京都府加佐郡蚕糸業組合議員当選：
514	当撰状	明治 26 年 6 月 1 日	京都府加佐郡蚕糸業組合組長山崎義丈（印）→加佐郡蚕糸業組合会議員木船衛門	切紙 1	丹後国連合会議員：
515	当撰状	明治 26 年 6 月 1 日	加佐郡蚕糸業組合組長山崎義丈（印）→加佐郡蚕糸業組合会議員木船衛門	切紙 1	本組合常議員：
516	〔申付状〕	明治 19 年 2 月 1 日	京都府加佐郡役所→行永村外十一カ村連合戸長木船衛門	切紙 1	明日 2 日より除服：
517	〔囑託状〕	明治 28 年 5 月	会長渡邊千秋→木船衛門殿	切紙 1	大日本武徳会勧誘委員：

番号	題名	年月日	作成・差出→受取	形態	内容：状態
518	〔通知状〕	明治 38 年 11 月 27 日	京都府山林会長従三位勲二等大森鐘一（印）→木船衛門君	切紙 1	本会常議員当選：
519	〔通知状〕	明治 26 年 2 月 11 日	京都府加佐郡長多田郁夫（印）→倉梯村字溝尻木船衛門	切紙 1	郡徴兵参事員半数改選の節泉源寺分会場立会人任命：
520	〔通知状〕	明治 25 年 2 月 6 日	京都府加佐郡長多田郁夫（印）→倉梯村字溝尻木船衛門	切紙 1	府会議員半数改選の節泉源寺分会場立会人任命：
521	〔通知状〕	明治 24 年 2 月 28 日	京都府加佐郡長野田新（印）→木船衛門	切紙 1	本郡徴兵参事員当選：
522	〔通知状〕	明治 22 年 4 月 26 日	京都府加佐郡長野田新→倉梯村字溝尻木船衛門	切紙 1	郡徴兵参事員選挙の節市場分会場立会人任命：
523	〔通知状〕	明治 27 年 2 月 2 日	京都府加佐郡長多田郁夫（印）→倉梯村字溝尻木船衛門	切紙 1	府会議員半数改選の節泉源寺分会場立会人任命：
524-1	〔通知状〕	明治 38 年 12 月 27 日	京都府山林会会長従三位勲二等大森鐘一（印）→木船衛門君	切紙 1	本会評議員当選：
524-2	会員証	明治 35 年 12 月 15 日	京都府山林会（印）→木船衛門君	切紙 1	—
525	当選証書	明治 39 年 10 月 9 日	京都府加佐郡長山縣鈺之助（印）→新舞鶴町字溝尻木船衛門	切紙 1	新舞鶴選挙区郡会議員：
526	〔書状〕	明治 45 年 4 月 4 日	各講中惣代津田石太郎（印）→城丹蚕業講習所木船衛門殿	野紙 1	法事の礼、八幡講金 33 円余払い戻し領収書：12-526～528 封筒で一括
527	〔書状〕	27 日	盛蔵→衛門様	継紙 1	義太郎嫁取に金が必要：
528	勘定書	45 年旧 2 月 16 日	盛蔵→木船衛門様	継紙 1	42 年より差引計算にて 1 円 76 銭 8 り過：
529	貸付償還金払込通知書	—	株式会社京都府農工銀行→加佐郡新舞鶴町木船衛門殿	一紙 1	金 152 円 41 銭を 6 月 20 日までに当行か代理店林田彌壽夫へ：12-529～550 封筒一括、左上に 3 銭印紙 1 枚
530	貸付償還金払込通知書	大正 7 年 5 月 31 日	株式会社京都府農工銀行→加佐郡新舞鶴町木船衛門殿	一紙 1	金 152 円 41 銭を 6 月 21 日までに当行か代理店林田彌壽夫へ：「切手別納郵便」印 2 カ所
531	大正八年上半期償還金領収証	大正 8 年 6 月 20 日	株式会社京都府農工銀行代理店林田彌壽夫（印）→木船衛門殿	一紙 1	金 152 円 41 銭：左上に 3 銭印紙 1 枚
532	大丹生枇杷	—	→福岡県企救郡湯川安部熊之輔	野紙 1	栽培反別、栽培戸数、枇杷栽培に精通の者等項目のみ：端に穴 2、紙縫一括の跡か、柱「京都府蚕糸同業組合連合会」
533	大正六年下半期償還金領収証	大正 6 年 12 月 19 日	株式会社京都府農工銀行頭取田中數之助（印）→木船衛門殿	一紙 1	金 152 円 41 銭：左上に 3 銭印紙 1 枚
534	貸付償還金払込通知書	大正 6 年 12 月 2 日	京都府農工銀行→加佐郡新舞鶴町木船衛門殿	一紙 1	金 152 円 41 銭を 12 月 24 日までに当行か代理店林田彌壽夫へ：左下に 3 銭印紙 1 枚
535	〔覚〕	—	—	継紙 1	小児の着物・纏の扱いに関する心得等：
536	証	明治 14 年 3 月 31 日	（印「丹後舞鶴土井市兵衛」）→市場太右衛門様	切紙 1	貸金 100 円請取：左下焼跡

番号	題名	年月日	作成・差出→受取	形態	内容：状態
537	保証書	大正 3 年 2 月 23 日	加佐郡新舞鶴町字市場 26 番地保証人村田藤十郎 (印) →	罫紙 1	不動産登記義務者木船衛門：右端に穴 1、後欠
538	小為替金受理証書	44 年 12 月 4 日	→	切紙 1	金 4 円領収、裏印刷：
539	小為替金受理証書	5 年 3 月 25 日	→	切紙 1	金 10 円領収、裏印刷：
540	特殊郵便物 (通常小包) 郵便物受理証	(大正) 5 年 3 月 25 日	→「麻田」押印	切紙 1	受取人宿所氏名・差出人宿所氏名・郵便物・郵便料等、受取人：木船要太郎：
541	所得金額決定通知書	大正 3 年 8 月 20 日	舞鶴税務署長副司税官芹澤秀雄 (印) →新舞鶴町字木船衛門殿	切紙 1	大正 3 年分第 3 種所得金額 850 円：12-541 ~ 546 折込
542	領収書	大正 5 年 9 月 27 日	梅垣判→石川善六様	一紙 1	金 3 円木船藤太郎氏治療費：
543	送り券	大正 7 年 4 月 19 日	山陰線綾部駅内国通運株式会社取引店大槻運送店→新舞鶴溝尻木船衛門殿行	一紙 1	品目個数量目・差向点・届先・儲掛り金等：綴穴 1
544	証	大正 6 年 11 月 6 日	発企者扱者 (印) →木船衛門様	一紙 1	石川正時氏寄贈記念品代金 1 円請取：印刷
545	小口当座預金請求書	明治	→株式会社百三十銀行御中	切紙 1	預金号通帳にて渡す：印刷、用紙
546	土地台帳謄本	大正 8 年 1 月 9 日	舞鶴税務署 (印) →	一紙 1	溝尻上良の畑、木船衛門：
547	所得金額決定通知書	明治 35 年 7 月 30 日	京都税務管理局長鳥海弘毅→木船藤太郎殿	一紙 1	所得金額 240 円、全額を木船衛門と合算：上部に「舞鶴税務署之印」
548	所得金額決定通知書	明治 35 年 7 月 30 日	京都税務管理局長鳥海弘毅→木船衛門殿	一紙 1	所得金額 206 円、全額を木船藤太郎と合算：上部に「舞鶴税務署之印」
549	送達書	明治 35 年 8 月 2 日	倉梯村役場 (印) →木船衛門殿、木船藤太郎殿	一紙 1	別紙通り所得額通知、記名・捺印依頼：
550	金子借用証文	明治 42 年 11 月 1 日	加佐郡新舞鶴町字溝尻 18 番戸借用主木船衛門 (印) 保証人同郡同字同番戸木船藤太郎→株式会社佐治銀行新舞鶴支店御中	一紙 1	金 300 円借用、期間 6 カ月、返金期日明治 43 年 3 月 31 日、利息割合元金 100 円にき 1 カ月金 1 円 20 銭：中央下部に穴 1、印紙 5 枚、上部に訂正印 1
551	〔書状〕	2 年 10 月 13 日	藤太郎 (珈琲雜貨店楽天堂)→父上様 (木船衛門様)	継紙 1	要太郎学資礼、二男誕生報告等：12-551 ~ 553 封筒で一括
552	出生届	大正 2 年 10 月 10 日	届出人木船衛門→加佐郡新舞鶴町戸籍吏小幡忠蔵殿	罫紙 1	父木船藤太郎・母なつ・二男潤二 (衛門嘉永 2 年 10 月 20 日)：
553	〔覚書〕	—	—	切紙 1	嘉永 2 年 10 月 20 日、明治 3 年 10 月 2 日書付：
554	〔葉書〕	13 年 10 月 6 日	京都市堺町二条下ル高田源之助→府下新舞鶴町字濱木船衛門様	往復葉書 1	去月 22 日の照会の返答依頼：
555	〔葉書〕	大正 2 年 9 月 28 日	櫻井熊吉→新舞鶴町字溝尻木船衛門殿	葉書 1	両名差し入れの証書、今月中に返達なければ断然処置する：
556	〔書状〕	4 月 19 日	いし田庄三→木舟父上様	継紙 1	三田君より品預かり、金 50 円間に合わせ、老父より催促依頼、精算、貸金書上：12-556・557 封筒一括「新舞鶴町木船衛門様、中郡峯山いし田船□ (之カ)」
557	証	4 月 27 日	三田八之助 (印) →石田莊造殿	継紙 1	金 50 円借用、引当品書込：封筒
558	〔依頼書〕	明治 33 年 12 月	全国肥料取次所牛込金三 (印)、石井鎌之助 (印)、桑原羊次郎→木船衛門殿	一紙 1	肥料取締法発布、共同購入肥料は取次紹介、別紙推薦状：12-558 ~ 616 袋・紐一括

番号	題名	年月日	作成・差出→受取	形態	内容：状態
559	〔依頼書〕	明治 33 年 12 月	東京市京橋区越前堀 1 丁目 1 番地全国肥料取次所（印）→	一紙 1	肥料共同購入依頼ならびに要点：
560	〔賞状〕	明治 41 年 1 月 15 日	京都府知事従三位勲一等大森鐘一（印）→京都府加佐郡新舞鶴町木船衛門	一紙 1	倉梯村小学校建築費 30 円寄附につき木杯 1 個下賜：
561	〔賞状〕	明治 19 年 12 月 28 日	京都府（印）→加佐郡行永村外十一ヶ村戸長木船衛門	一紙 1	事務勉強につき 1 円賞与：
562	〔賞状〕	明治 21 年 3 月 28 日	京都府（印）→加佐郡行永村外十一ヶ村戸長木船衛門	一紙 1	事務勉強につき 1 円 50 銭給与：
563	〔賞状〕	明治 22 年 3 月 29 日	京都府（印）→加佐郡行永村外十一ヶ村戸長木船衛門	一紙 1	事務勉強につき 2 円給与：
564	〔賞状〕	明治 22 年 2 月 16 日	京都府（印）→加佐郡行永村外十一ヶ村戸長木船衛門	一紙 1	土地整理事務従事勤労につき 2 円給与：
565	〔証書〕	明治 24 年 10 月 10 日	日本赤十字社総裁大勲位彰仁親王（印）、日本赤十字社長正三位勲一等子爵佐野常民（印）→木船衛門氏	一紙 1	正社員に列す：包紙「締盟状／木船衛門殿」一括
566	〔拝賀状〕	明治 9 年 1 月	第十五大区副区長木戸益藏（印）、木船衛門（印）、梅原六右衛門（印）、区长内海雄右衛門（印）→豊岡県権令三吉周亮殿	一紙 1	豊岡県舞鶴組土族、謹奉賀新正：
567-1	〔嘱託状〕	明治 38 年 6 月 6 日	帝国海事協会総裁大勲位功四級威仁親王（印）→木船衛門氏	一紙 1	帝国義勇艦隊建設京都府地方委員：12-567-2 挟込
567-2	〔書状〕	明治 38 年 6 月 10 日	帝国義勇艦隊建設加佐郡委員部常務委員山縣軌之助→木船衛門殿	一紙 1	地方委員諸般準備のため参会打合せ予定：宛名のみ墨書、12-567-1 と関連
567-3	〔書状〕	明治 38 年 6 月 8 日	帝国義勇艦隊建設京都府地方委員長大森鐘一→木船衛門殿	一紙 1	京都府地方委員嘱託につき協力依頼：印刷、宛名郡名のみ墨書、12-567-1 と関連
568	〔嘱託状〕	明治 35 年 2 月 17 日	第三回京都府水産品評会会長川本正路（印）→木船衛門殿	一紙 1	第 3 回京都府水産品評会委員：
569	〔賞状〕	明治 18 年 9 月 25 日	京都府（印）→加佐郡行永村外十一ヶ村戸長木船衛門	一紙 1	事務勉強につき 2 円 50 銭給与：
570	〔賞状〕	明治 18 年 10 月 28 日	宮内省（印）→京都府平民木船衛門	一紙 1	明治 6 年皇城炎上に金 3 円献納：
571	顧問人心得書	（近代）	—	罫紙 1	地租改正心得、偏重偏軽を免れ私情に及ばない：柱「豊岡県」
572	〔賞状〕	明治 35 年 2 月 1 日	京都府知事従四位勲三等高崎親章（印）→京都府平民木船衛門	一紙 1	漁業者遭難遺族救助のための寄付金 1 円に謝状：
573	〔履歴書下書〕	（明治）	—	継紙 1	明治 5 年 6 月～33 年 3 月まで、豊岡県大区副区长等：
574	〔委嘱状〕	明治 35 年 2 月 14 日	大会事務長従三位勲二等大森鐘一（印）→木船衛門殿	一紙 1	第 3 回日本海方面府県連合水産業大会評議員：

番号	題名	年月日	作成・差出→受取	形態	内容：状態
575	〔委嘱状〕	明治 36 年 5 月 20 日	日本海員掖済会長正三位勲一等男爵赤松則良(印)→木船衛門殿	一紙 1	日本海員掖済会舞鶴支部特別委員：
576	当選証書	明治 32 年 10 月 3 日	京都府加佐郡長川本正路(印)→加佐郡倉梯村字溝尻 18 番戸木船衛門	一紙 1	倉梯村選挙区にて郡会議員：
577-1	当選証書	明治 35 年 10 月 6 日	京都府知事大森鍾一(印)→加佐郡倉梯村字溝尻 18 番戸木船衛門	一紙 1	加佐郡選挙区にて府会議員：12-577-2 巻込
577-2	〔通知状〕	明治 35 年 9 月 26 日	京都府加佐郡長川本正路(印)→倉梯村字溝尻木船衛門殿	郵紙 1	京都府会議員当選告知、10 日以内に府知事へ承諾書：柱「京都府加佐郡役所」、貼紙
578	〔賞状〕	明治 21 年 10 月 15 日	京都府知事従四位勲三等北垣國道(印)→京都府丹後国加佐郡溝尻村木船衛門	一紙 1	尋常小学校増築費 18 円 50 銭、木盃下賜：
579	〔賞状〕	明治 20 年 6 月 1 日	京都府知事従四位勲三等北垣國道(印)→京都府丹後国加佐郡溝尻村木船衛門	一紙 1	貧民救助金 9 円 9 銭差出、謝状：
580	当選証書	明治 36 年 10 月 6 日	京都府加佐郡長川本正路(印)→京都府加佐郡倉梯村字溝尻 18 番戸木船衛門	一紙 1	倉梯村選挙区にて郡会議員：
581-1	〔嘱託状〕	大正 2 年 6 月 20 日	大礼記念京都大博覧会会長京都府知事大森鍾一(印)→木船衛門殿	一紙 1	大礼記念京都大博覧会評議員：
581-2	〔書状〕	大正 2 年 6 月 20 日	大礼記念京都大博覧会会長大森鍾一→木船衛門殿	一紙 1	大礼奉祝の大博覧会開設のため貴下に評議員嘱託：
582	〔任命状〕	明治 19 年 10 月 19 日	(印「京都府印」)→加佐郡行永村外十一ヶ村戸長木船衛門	一紙 1	準判任官九等：京都府印
583	〔書状〕	明治 24 年 10 月 17 日	神宮教京都本部(印)→加佐郡倉梯村取締木船衛門殿	一紙 1	皇大神宮へ諸般尽力を感謝、御蔭年神符を寄贈：
584	〔嘱託状〕	明治 36 年 4 月 1 日	了以会会長公爵鷹司熙通(印)→木船衛門君	一紙 1	了以会評議員：
585	〔嘱託状〕	明治 38 年 4 月 1 日	日本海員掖済会舞鶴支部長日高壯之丞(印)→日本海員掖済会通常会員木船衛門	郵紙 1	舞鶴海員家族同協会ノ顧問：日本海員掖済会辞令用紙
586	〔通知状〕	明治 37 年 5 月 10 日	日本海員掖済会→木船衛門君	一紙 1	醵金約束額を完了、終身会員証を贈る：
587	〔任命状〕	明治 7 年 6 月 27 日	豊岡県→第十五大区副区長木戸益蔵	一紙 1	学区取締専務を兼務：
588	〔任命状〕	明治 9 年 2 月 2 日	豊岡県(印)→第拾八大区副区長木船衛門	切紙 1	准十五等：
589	〔罷免状〕	明治 9 年 2 月 22 日	豊岡県(印)→第拾八大区副区長准十五等木船衛門	切紙 1	職務差免：
590	〔依頼状〕	明治 36 年 2 月 13 日	京都府内務部長代理参事官藤本充安(印)→木船衛門殿	郵紙 1	京都府地方森林会議員辞令請書差出：柱「京都府」
591	〔通知状〕	明治 32 年 4 月 10 日	京都府加佐郡長川本正路(印)→木船衛門殿	郵紙 1	本郡徴兵参事員当選：柱「京都府加佐郡役所」

番号	題名	年月日	作成・差出→受取	形態	内容：状態
592	〔委嘱状〕	明治 15 年 5 月 30 日	京都府→木船衛門	切紙 1	加佐郡第五番学区学務委員：袋一括
593	〔任命状〕	明治 23 年 12 月 15 日	日本赤十字社京都支部加佐郡委員長從七位野田新(印)→木船衛門氏	切紙 1	倉梯村委員委嘱：
594	〔任命状〕	—	→木船衛門	切紙 1	山岡地価調査の監査人：後欠カ
595	〔嘱託状〕	明治 30 年 2 月 1 日	第一回丹後水産品評会長川本正路(印)→木船衛門君	一紙 1	丹後水産品評会加佐郡委員：
596	〔通知状〕	明治 7 年 9 月 22 日	→木船衛門	一紙 1	徴兵使派出徴募事務担当申付：
597	〔任命状〕	明治 19 年 5 月 10 日	京都府→加佐郡行永村外十一ヶ村戸長木船衛門	一紙 1	准十六等官：
598	〔通知状〕	明治 24 年 1 月 28 日	会長野田新→木船衛門殿	一紙 1	農業協会向け農事通信の嘱託を受け、農事の景況報道：
599	〔任命状〕	明治 33 年 10 月 5 日	農商務省(印)→木船衛門	罫紙 1	京都地方森林会議員選定：農商務省用紙
600	〔照会〕	明治 36 年 9 月 3 日	倉梯村役場早水助役(印)→木船衛門殿	罫紙 1	徳行者名望家事蹟報告資料の為履歴送付依頼：柱「京都府加佐郡倉梯村役場」
601	〔通知状〕	明治 33 年 10 月 12 日	加佐郡役所→木船衛門殿	罫紙 1	辞令請書差出し依頼：「京都府加佐郡役所」用紙
602	〔招集状〕	明治 7 年 1 月 31 日	→木船衛門殿	継紙 1	31 日午前 10 時出掛：
603	〔招集状〕	明治 7 年 6 月 3 日	豊岡県宮津支庁庶務課→木船衛門	継紙 1	7 日午前 10 時礼服用着：
604	〔任命状〕	明治 8 年 2 月 10 日	豊岡県→木船衛門	一紙 1	徴兵議員：
605	〔任命状〕	明治 36 年 2 月 7 日	農商務省(印)→木船衛門	罫紙 1	京都地方森林会議員：農商務省用紙
606	履歴書	明治 36 年 5 月 14 日	京都府加佐郡倉梯村字溝尻第 18 番戸平民木船衛門→	冊子 1	嘉永 2 年生、職歴、賞与、明治 26 年、明治 36 年まで 2 点綴：
607	履歴書	明治 36 年	京都府加佐郡倉梯村字溝尻第 18 番戸平民木船衛門→	冊子 1	郡役所より再応取調差出控：12-606 後半と大部分一致
608	当選告知書	明治 36 年 9 月 30 日	倉梯村長池田梶五郎(印)→木船衛門殿	罫紙 1	加佐郡会議員倉梯選挙区当選、承諾可否を郡長へ申立：
609	承諾書	明治 36 年 10 月 1 日	加佐郡倉梯村木船衛門→加佐郡長川本正路殿	罫紙 1	加佐郡会議員倉梯選挙区当選請書：
610	〔任命状〕	明治 7 年 6 月 7 日	豊岡県→木船衛門	切紙 1	准十五等官：
611	〔申付状〕	明治 8 年 5 月 10 日	豊岡県→木船衛門	継紙 1	地租改正のため地味の肥瘦収穫の過寡地価の当否顧問随行：
612	〔新正拝賀〕	明治 9 年 1 月	第十五大区副区長木戸益蔵、木船衛門、梅原六右衛門、区長内海雄右衛門→豊岡県権令三吉周亮殿	切紙 1	貫属舞鶴組士族より拝賀を受け言上：
613	〔天長節拝賀〕	明治 8 年 11 月 3 日	第十五大区副区長木戸益蔵、木船衛門、梅原六右衛門、区長内海雄右衛門→豊岡県権令三吉周亮殿	切紙 1	貫属舞鶴組士族より拝賀を受け言上：
614	〔感謝状〕	明治 33 年 3 月 1 日	京都府知事從三位勲三等内海忠勝(印)→京都府加佐郡倉梯村字溝尻木船衛門	一紙 1	風水害罹災者救助費差出奇特につき：貼紙「明治廿九年水害舞鶴町救恤ノ分」
615	領収書	明治 34 年 7 月 11 日	京都府教育会加佐郡部会(印)→木船衛門殿	断簡 1	金 30 銭：12-614 に挟込
616	協賛員推薦状	明治 33 年 12 月	全国肥料取次所(印)→加佐郡農会長木船衛門殿	一紙 1	第 7 回全国農事大会の決議に基き推薦：

番号	題名	年月日	作成・差出→受取	形態	内容：状態
617	当選通知書	明治 32 年 9 月 30 日	倉梯村長池田梶五郎(印)→木船衛門殿	罫紙 1	加佐郡会議員倉梯選挙区：
618	戦役行賞賜金受給者心得	大正 9 年 2 月	陸軍省→	切紙 1	一時賜金請求、受領、保管の件：封筒「軍隊ニ関スル諸件」12-618～620一括、印刷
619	〔包紙〕	—	平野→木船様	切紙 1	鹿品贈呈：
620	〔包紙〕	—	舞鶴都屋→	切紙 1	みやこやもなか：印刷
621-1	森田蔵改帳	天保 7 年丙申 7 月	大庄屋衛門→	横帳 1	稗員数委細に記す：横帳に 12-621-2～7 紙紐一括を括付
621-2	〔田蔵員数書付〕	天保 4 年癸巳	大庄屋衛門→飯野孫三治様、今田久内様	継紙 1	村別稗高、667 俵田蔵有稗：前欠
621-3	〔惣稗高書上〕	—	—	切紙 1	惣 稗 1250 匁、667 匁有 稗 内 痛 俵 200 匁村々内訳：
621-4	稗代銀取書覚	西 8 月 2 日	庄屋中→大庄屋衛門殿	継紙 1	12 カ村 7 貫 684 匁 5 分 1 り：
621-5	覚	西 8 月 2 日	組内中→大庄屋衛門殿	継紙 1	稗代札 7 貫 684 匁 5 分 1 り、家割高割：
621-6	御米納口覚	—	—	継紙 1	行永 23 俵等村々 7 100 俵：
621-7	覚	申 6 月	行永村作右衛門→大庄屋衛門様	継紙 1	札 25 匁田蔵人足日雇賃、稗 710 俵：
622	平八様御蔵入用	巳	行永村孫左衛門→	横帳 1	釘ノ通、田蔵建設の為の納品書類：個別の 6 枚を一括、1 枚挟込
623	覚	—	—	横帳 1	村々俵数、嘉永 2 年 5 月 21 日行永村壺屋下積分痛俵差出：
624	〔覚帳〕	—	—	横帳 1	弘化 3 年 3 月 24 日入稗：
625	〔覚帳〕	—	—	横帳 1	弘化 3 年 3 月 24 日各村石数：
626	覚	3 月 21 日	孫左衛門→溝尻村大庄屋衛門様	継紙 1	松、水無月迄に船積の報告：
627	〔地割図〕	—	—	一紙 1	木船衛門・渡邊弥蔵・矢野・村田等書込：鉛筆・インク書
628	感謝状	大正 4 年 4 月	加佐郡農事研究会→木船衛門君貴下	一紙 1	明治 29 年本会創立以来会長職の功労：包紙「感謝状」
629	株式申込証	大正 8 年 11 月 5 日	→舞鶴電気株式会社発起人御中	冊子 1	発起人引受株数 12 名氏名、3776 株峰山町吉村伊助他、住所、株数：12-629～650 封筒「舞鶴電気株式会社関係書類在中」一括
630	舞鶴電気株式会社定款	大正 8 年 7 月 5 日	京都府中郡峰山町字浪花 17 番地吉村伊助、他 12 人→	一紙 1	第 33 条まで：印刷
631	起業目論見書	(近代)	—	一紙 1	舞鶴電気株式会社関係、株数を書いた紙片挟込：印刷
632	株式募入決定通知書	大正 8 年 11 月 8 日	京都府与謝郡宮津町字河原 1862 番地舞鶴電気株式会社発起人→京都府加佐郡新舞鶴町字溝尻木船衛門殿	葉書 1	申込 3 株の内 1 株募入：
633	株式会社合併契約書	大正 8 年 11 月 28 日	三丹電気株式会社取締役社長吉村伊助、舞鶴電気株式会社取締役社長吉村伊助、他 2 人→	一紙 2	大正 8 年 12 月 1 日舞鶴電気株式会社より株主各位へ報告：12-633～635 封筒「加佐郡新舞鶴町字溝尻木船衛門殿」一括
634	〔通知〕	(近代)	—	一紙 1	株主臨時総会欠席委任状、総会前日までに委任状送付依頼：

番号	題名	年月日	作成・差出→受取	形態	内容：状態
635	〔臨時総会通知書〕	大正 8 年 12 月 1 日	京都府与謝郡宮津町字河原舞鶴電気株式会社取締役社長吉村伊助→株主木船衛門殿	一紙 1	大正 8 年 12 月 15 日午後 1 時、宮津町郡会議事堂、三丹電気株式会社と合併の件：
636	〔出席依頼状〕	大正 8 年 11 月 8 日	京都府与謝郡宮津町字河原 1862 番地舞鶴電気株式会社発起人→木船衛門殿	一紙 1	舞鶴電気株式会社創立総会、宮津町郡会議事堂、目的事項 6 項：12-636 ～ 639 封筒「加佐郡新舞鶴町溝尻木船衛門殿」一括
637	舞鶴電気株式会社定款	(近代)	—	一紙 1	第 33 条まで：印刷
638	契約書	大正 8 年 7 月 9 日	大阪電灯株式会社取締役社長田所美治、舞鶴電気株式会社発起人総代吉村伊助→	一紙 1	売買契約締結、第 14 条まで：印刷
639	〔通知〕	(近代)	—	一紙 1	創立総会欠席委任状、総会前日までに委任状送付依頼：
640	〔葉書〕	(近代)	日高郡御坊町東雲通上羽生→京都府加佐郡新舞鶴町字溝尻木船衛門殿	葉書 1	大正 10 年 7 月には財産買い戻し契約：12-640 ～ 644 封筒「伊太郎往復書状之扣」一括
641	証	大正 11 年 1 月	上羽伊太郎→	罫紙 1	相続代換の節、残代金請取異議申し立てず：
642	〔書状下書〕	(近代) 8 月 8 日	→日高郡御坊町字東雲上羽伊太郎殿	綴 1	河守田地その他の相続処分：
643	〔書状下書〕	(近代) 8 月 11 日	→上羽伊太郎殿	切紙 1	財産の処分：裏「大正六年二月二十四日提出」
644	〔書状下書〕	(近代) 8 月 1 日	木船衛門→上羽伊太郎殿	罫紙 1	財産の処分：
645	〔書状〕	大正 8 年 7 月 29 日	上羽伊太郎→木船衛門殿、木船仁平殿	罫紙 1	契約成立依頼：封筒「日高郡御坊町東雲通上羽伊太郎」、罫紙「南海醋酸株式会社」6 枚
646	預り金契約書	明治 21 年 8 月 1 日	加佐郡溝尻村番戸預人木船盛蔵、保証人同郡同村 18 番戸木船衛門→加佐郡長野田新殿	冊子 1	116 円 49 銭 9 厘抵当書入の地所一覧：罫紙 4 枚
647	記	明治 21 年 8 月 16 日	加佐郡溝尻村木船盛蔵→加佐郡長野田新殿	継紙 1	金 3 円 87 銭 9 厘等凶荒予備金利子預り証：12-646 に挟込
648	凶荒予備金拝借証	明治 24 年 2 月 28 日	借主加佐郡倉梯村字溝尻 43 番戸高橋林吉（印）、請人同郡同村字同 49 番戸永尾伊三郎（印）、代筆同郡同村字同 15 番戸左近安蔵（印）→加佐郡凶荒予備金管理者加佐郡長野田新殿	冊子 1	金 40 円抵当等一覧：罫紙 2 枚、朱書「登記済明治廿四年五月二日」、他に差込紙片
649	売渡証	明治 42 年 12 月 30 日	加佐郡新舞鶴町字溝尻 15 番戸左近安太郎（印）→同字木船衛門殿	一紙 1	代金 25 円、畑 4 畝 7 歩・養水溜池 1 畝 5 歩：印「登記済明治四貳年拾貳月参拾日、第貳九〇号」
650	〔書状〕	(近代) 3 月 1 日	山崎技師→木船組長殿	罫紙 1	4 日より城丹講習所に出張、経営その他篤と懇談致したく：柱「京都府」
651	細川（幽齋）藤孝ノ略歴	(近代)	—	綴 1	天文 3 年 4 月 22 日誕生から 77 歳まで：硬筆、12-651~653 封筒「木船衛門殿」「富永孫太郎」一括

番号	題名	年月日	作成・差出→受取	形態	内容：状態
652	〔書状写〕	大正 9 年 3 月	舞鶴町字京口安久賢吾 (印) →富永孫太郎殿	継紙 1	拙宅所蔵の細川公の賞状を末裔たる 貴殿へ還付し謝礼受取、御礼状の写・ 附記、前所有者大屋某より困窮により 我父落手の経緯（掃部家より大屋某に 移る謂れ不明、状箱の裏面に記）：
653	〔感状写〕	9 月 3 日	幽斎（花押）→鹿原村掃 部嘉十郎殿	一紙 1	大坂出陳：青焼
654- 1	〔覚〕	(弘化 2) 8 月 2 日	組内→大庄屋殿	継紙 1	葛葉預、過銀渡：12-654 ～ 685 包一 括「天保十五甲辰年八月ヨリ、行永 蔵書付入普請入用帳」、端裏書「弘化 二乙巳年八月二日勘定」紙紐一括
654- 2	囲蔵入用取かへ	巳 7 月 3 日	庄屋藤右衛門→大庄屋様	切紙 1	辰大波預：
654- 3	覚	(弘化 2) 8 月 6 日	行永村→大庄屋様殿	継紙 1	浜村渡等銀払明細、人々渡、1 貫 438 匁 7 分 8 厘：端裏書「弘化二乙巳年 八月二日」
655	〔書状〕	11 月 5 日	行永村庄屋中→大庄屋衛 門様急々	切紙 1	囲蔵土台浜村残り材木を大工小屋の 囲へ願：
656	杣出人覚	—	—	切紙 1	囲蔵刈出、溝尻村次助、堂奥村国次郎、 木之下村小平、浜村与次兵衛：
657	乍恐口上之覚	—	大庄屋衛門印→御代官名 当テ	継紙 1	組内囲蔵増築入用材木下渡願、松栗、 下書：
658	覚	天保 15 年 甲辰 11 月	与保呂村庄屋甚四郎→大 庄屋衛門様	切紙 1	栗 7 本木挽山出人足作料共願：
659	覚	辰 12 月 17 日	—	折紙 1	銀子支払明細、囲蔵柴積銀、船頭渡：
660	口上	2 月 18 日	孫左衛門→大庄屋木船衛 門様貴下	継紙 1	愛宕山板木改：封印「はまむらゐ」
661	覚	巳正月 30 日	浜村与左衛門（印）→み そしり村御役人様	切紙 1	材木代：
662	覚	巳 7 月朔日	浜村庄屋孫右衛門→大庄 屋衛門様	継紙 1	石代・人足等銀子明細：
663- 1	覚	巳 4 月 12 日	森村庄屋又兵衛→溝尻村 大庄屋様	継紙 1	板数 730 枚、代 159 匁 5 分 5 厘： 12-663-2 巻込
663- 2	覚	7 月 6 日	森村庄屋又兵衛→溝尻村 大庄屋様	切紙 1	行永村社惣蔵費用銀覚：
664	〔覚〕	—	—	継紙 1	水無月より抱上ヶ人足 7 日達、6 人と 保呂村 3 人、木之下村 6 人、常村 15 人：
665	覚	—	—	切紙 1	堂奥村木挽、銀子覚：
666	〔人足割覚〕	—	—	折紙 1	大工小屋作人足・大波山木挽小屋作人 足等 189 人半：
667	覚	4 月 15 日	行永瓦や惣四郎→大庄様	切紙 1	針金・手間賃代：
668	覚	10 月 25 日	行永村庄屋惣兵衛、与惣 左衛門→大庄屋衛門様	切紙 1	囲蔵大工平八請取、普請作料銀高人夫 85 人代札 221 匁等入用申付願、浜村 より道具出来分：貼付切紙「覚」「庄 屋与惣左衛門様」竹わらなわ人足覚
669	〔書状〕	10 月 27 日	堂奥村庄屋次左衛門→大 庄屋衛門様	継紙 1	浜村石上げ人足 30 人に請、材木運人 足 10 人は他村へ申付云々：
670	〔書状〕	11 月 2 日	行永村役人中→大庄屋衛 門様	切紙 1	浜村より大工小屋入用なわ 3 束 2 把 行永村より遣：
671	口上	11 月 8 日	はま村孫左衛門→大庄屋 衛門様	継紙 1	森村人足凡 18 人分、3 人増し依頼状：
672	覚	—	—	切紙 1	松杉等材木寸法、掛り人足：

番号	題名	年月日	作成・差出→受取	形態	内容：状態
673	奉願口上之覚	弘化 3 年丙午 5 月	大庄屋衛門→荒川渡平様	継紙 1	組内囲蔵の内上安村分入用木材古木用い不足分腰林伐取、梁 3 間半 1 軒：端裏「弘化三丙午年」、雛形・下書
674	〔書状〕	8 月 11 日	堂奥村庄屋次左衛門→大庄屋衛門様	継紙 1	囲蔵駄賃立替明細状 4 匁 9 分 5 厘：
675	〔書状〕	8 月 4 日	—	切紙 1	別紙差出、余り伐出し銘々罷越、明後日山方一統西方へ巡在：
676	〔書状〕	10 月朔日	大波下村 〆 小林銀兵衛→大庄屋溝尻村衛門殿	切紙 1	急御用、其組内囲蔵入用材木伐出人足 36 人明日 2 日 6 時までにて弁当・なた持参：
677	覚	—	—	継紙 1	松寸法材木 〆 24 本、下福井村浜にて：
678	奉願口上之覚	—	—	切紙 1	下書、松・栗用材寸法本数：
679	〔覚〕	—	—	継紙 1	貫・土台等用材明細、瓦 1500 枚 300 匁斗、釘 70 匁斗、工人 85 日 210 匁斗等：前欠
680	御用	10 月 2 日	佐野昌長→大庄屋衛門殿	継紙 1	内囲蔵入用願、与保呂上村伐出栗 6 本：
681	覚	—	—	切紙 1	用材明細、大波下村前嶋御林浜・傘松山西浦大波下村分谷切出：
682	覚	10 月 2 日	山懸り→大庄屋衛門殿	切紙 1	下福井村浜と与保呂上村・多門院村腰林の松と栗伐出、願通り木数受取：
683	御用	10 月 5 日	山掛り→大庄屋衛門殿	切紙 1	人足 20 人多門院村若宮山運人足差出：
684	〔書状〕	—	山雄伊右衛門、宇野小助→大庄屋衛門殿	継紙 1	囲蔵伐木願御聞済：
685	覚	—	浜村徳左衛門→	継紙 1	角材等伐出明細本数、尺 〆 1465 出来、代 29 匁 3 分：
686	〔葉書〕	大正 8 年 8 月 20 日	帝国工業株式会社取締役社長風間八左衛門→京都府加佐郡新舞鶴町字溝尻木船衛門殿	葉書 1	臨時株式総会にて資本減少決議、貴殿所有 1 株券提供依頼、提供なければ失権：12-686~716 封筒一括「帝国工業株式会社往復書類在中人造肥料会社也」
687	〔葉書〕	8 年 11 月 3 日	加佐郡新舞鶴町木船衛門→京都市下京区高辻通東洞院西入帝国工業株式会社御中	葉書 1	8 月 20 日付御照会の件、貴株券 1 葉送付状：付箋「再調・新舞鶴局」肩書地不明
688	〔葉書〕	大正 5 年 11 月 10 日	京都人造肥料会社社会社→丹後加佐郡新舞鶴町字溝尻木船衛門殿	葉書 1	当会社減資実行に伴う株式併合完了、別便新株券送付案内状：
689-1	〔通知状〕	明治 44 年 7 月 4 日	京都人造肥料会社社会社創立委員長木村良（印）→発起人木船衛門殿	罫紙 1	当社定款作成し、別紙創立委員選任納報告書（木村良・木村慶太郎・伊藤秀次郎・山村次郎吉 4 名）：封筒明治 44 年 7 月 4 日「加佐郡新舞鶴町木船衛門殿、京都市高辻通東洞院西入京都人造肥料株式会社創立事務所」
689-2	京都人造肥料株式会社目論見摘要	—	京都人造肥料会社社会社創立事務所→	切紙 1	諮問勤使用ノ概算、京都人造肥料会社社会社定款：印刷
690	〔書状〕	9 月 1 日	京都人造肥料会社社会社創立事務所創立委員長木村良→木船衛門殿	切紙 1	株式決定通知挨拶状：封筒明治 44 年 9 月 2 日「加佐郡新舞鶴町字溝尻木船衛門殿、京都市高辻通東洞院西入京都人造肥料株式会社創立事務所」、印刷
691	〔封筒〕	明治 44 年 8 月 21 日	京都市高辻通東洞院西入京都人造肥料株式会社創立事務所→後新舞鶴町字溝尻木船衛門殿	封筒 1	—

番号	題名	年月日	作成・差出→受取	形態	内容：状態
692	〔通知状〕	明治 44 年 8 月 17 日	京都人造肥料株式会社創立事務所（印）→木船衛門殿	罫紙 1	申込証別紙のとおりに 1 株金 2 円 50 銭：封筒
693	〔通知状〕	明治 44 年 10 月 1 日	京都人造肥料株式会社創立委員長木村良（角印「京都人造肥料株式会社創立委員長印」）→木船衛門殿	切紙 1	当会社創立総会明治 44 年 10 月 16 日御出席依頼状：封筒、印刷
694-1	〔照会状〕	明治 44 年 6 月 9 日	発起人総代木村良（印）→木船衛門殿	切紙 1	各発起人の引受株数別紙記入送付依頼状：封筒、印刷
694-2	通知書	明治 44 年 6 月 9 日	京都人造肥料株式会社発起人総代木村良（印）→木船衛門殿	切紙 1	田中清七方にて 6 月 20 日定款作成・創立委員選挙の発起人会開会通知：印刷
694-3	京都人造肥料株式会社仮定款	—	—	切紙 1	京都人造肥料株式会社仮定款：印刷
695	〔書状〕	8 月 14 日	木村良→木船賢台侍史	切紙 1	株式申込書捺印の上至急送付依頼：封筒
696	京都人造肥料株式会社設立趣意書	明治 44 年 5 月	京都市下京区高辻通東洞院西入南側京都人造肥料株式会社創立事務所発起人総代木村良→	切紙 1	京都人造肥料株式会社設立趣意書・設立目論見摘要・資本金使用ノ概算・営業収支計算及利益金処分：印刷
697	〔書状〕	24 日	木村良→木船賢台侍史	罫紙 1	肥料会社設立計画のため御上京の節面談を請う：封筒：明治 44 年 5 月 24 日「丹後国加佐郡新舞鶴町木船衛門殿至急覧用、京都市下京堀川通万寿寺木村良」
698	第一回株金払込要領通知状	明治 44 年 9 月 1 日	京都人造肥料株式会社創立委員長木村良（角印「京都人造肥料株式会社創立委員長印」）→木船衛門殿	切紙 1	第 1 回株金払込要領・1 株に金 15 円、44 年 9 月 15 日～20 日の 6 日間払込、場所創立事務所・南桑銀行・高木銀行・丹後商工銀行：12-698～701 封筒一括「京都市下京区高辻通東洞院西入京都人造肥料株式会社創立事務所御中」
699	〔葉書〕	明治 44 年 12 月 1 日	京都人造肥料株式会社京都府紀伊郡深草村字深草→京都府加佐郡新舞鶴町字溝尻木船衛門殿	葉書 1	第 1 回払込領収書引換に株券返送、領収書送付依頼：
700	受領書	明治	株主→京都人造肥料株式会社御中	切紙 1	株式、無記入：印刷
701	創立事項報告書・創立総会決議要領・定款	明治 44 年 10 月	京都府紀伊郡深草村字深草小字新門丈 17・18・19 番地京都人造肥料株式会社→	冊子 1	：印刷
702	〔通知状〕	大正 4 年 12 月 31 日	京都人造肥料株式会社取締役社長風間八左衛門→株主木船衛門殿	切紙 1	資本金減少、定款変更仮決議のため臨時株主総会開催出席要請：12-702～703 封筒一括「丹後加佐郡新舞鶴町字溝尻木船衛門殿、東京市小石川区同心町 19 山縣林作方（京都人造肥料株式会社封筒利用）」
703	第六期営業報告書	大正 4 年 12 月 8 日	京都人造肥料株式会社取締役社長風間八左衛門、常務取締役風間菊一他取締役 3 名監査 2 名→	切紙 1	株式異動、処務（貸借対照表・財産目録・損益計算書）：印刷

番号	題名	年月日	作成・差出→受取	形態	内容：状態
704	第七期営業報告書	大正 5 年 12 月 9 日	京都人造肥料株式会社取締役社長風間八左衛門、常務取締役風間菊一他取締役 3 名監査 2 名→	冊子 1	株式異動、処務（貸借対照表・財産目録・損益計算書）：封筒「丹後加佐郡新舞鶴町字溝尻木船衛門殿、京都人造肥料株式会社京都府紀伊郡深草」
705	定時株主総会招集通知	大正 3 年 1 月 9 日	京都人造肥料株式会社取締役社長風間八左衛門→株主各位	切紙 1	：12-705 ～ 706 封筒一括「京都府加佐郡新舞鶴町字溝尻木船衛門殿、京都府紀伊郡深草村京都人造肥料株式会社」、印刷
706	京都人造肥料株式会社第三回営業報告	大正 2 年 7 月	京都人造肥料株式会社取締役社長風間八左衛門常務取締役風間菊一他取締役 3 名監査 2 名→京都府加佐郡新舞鶴町字溝尻木船衛門殿	一紙 1	8 月 28 日消印、株式異動、処務（貸借対照表・財産目録・損益計算書）、第 4 種業務書類：印刷
707	〔通知状〕	大正元年 11 月 1 日	京都人造肥料株式会社取締役社長風間八左衛門→	切紙 1	臨時株主総会結果風間八左衛門氏取締役社長当選、木村良氏顧問推薦通知状：12-707 ～ 708 封筒一括「丹後加佐郡新舞鶴町字溝尻木船衛門殿、京都府紀伊郡深草村字深草京都人造肥料株式会社」、印刷
708	〔挨拶状〕	大正元年 11 月 1 日	風間八左衛門→	切紙 1	社長就任：印刷
709	〔挨拶状〕	大正元年 10 月 16 日	木村良→株主各位	切紙 1	社長就任：12-709 ～ 710 封筒一括「府下加佐郡新舞鶴町字溝尻木船衛門殿、京都府紀伊郡深草村字深草京都人造肥料株式会社」、印刷
710	臨時株主総会通知	大正元年 10 月 16 日	京都人造肥料株式会社常務取締役風間菊一→株主御中	切紙 1	取締役 1 名補欠選挙、10 月 31 日、場所伏見商業会議所内、場所：
711	〔葉書〕	大正 5 年 1 月 25 日	京都人造肥料株式会社取締役社長風間八左衛門→丹後加佐郡新舞鶴町字溝尻木船衛門殿	葉書 1	当会社資本金減少実行、貴殿所有 5 株株券返送通知：12-711 ～ 713 封筒一括「丹後新舞鶴町字溝尻木船衛門殿、京都府紀伊郡深草村京都人造肥料株式会社」
712	〔通知状〕	大正 4 年 12 月 12 日	京都人造肥料株式会社取締役社長風間八左衛門→株主木船衛門殿	切紙 1	定時・臨時株主総会出席：印刷
713	京都人造肥料株式会社第四期営業報告	大正 3 年 1 月 16 日	京都人造肥料株式会社→府加佐郡新舞鶴町字溝尻 18 木船衛門殿	切紙 1	製造・株式（貸借対照表・財産目録・損益計算書）：印刷
714	臨時株主総会招集通知書	大正 8 年 7 月 31 日	帝国工業数式会社取締役社長風間八左衛門→株主木船衛門殿	切紙 1	資本金減少・定款変更の件：12-714 ～ 715 封筒一括「丹後加佐郡新舞鶴町字溝尻木船衛門殿、京都府紀伊郡深草村京都人造肥料株式会社・帝国工業株式会社」2 枚、ガリ版
715	〔報告書〕	大正 8 年 7 月 31 日	帝国工業数式会社風間八左衛門→各株主殿	切紙 1	資本金半額動議可決并臨時株主総会招集の件報告書：ガリ版
716	〔通知状〕	大正 8 年 7 月 31 日	京都人造肥料株式会社取締役社長風間八左衛門→株主木船衛門殿	切紙 1	資本金半額動議の議案の臨時総会開催通知：2 枚、ガリ版
717	〔粉〕	—	—	粉 4	判読不明：紙紐一括
718	〔上り・下り時刻覚〕	—	—	罫紙 1	門司行・鳥栖行等上り時刻、鹿児島行・八代行等下り：
719	〔時刻覚〕	—	—	罫紙 1	三角行：

番号	題名	年月日	作成・差出→受取	形態	内容：状態
720	城丹蚕業講習所 四十六年度以後 十五ヶ年間ノ経営 方針	—	—	罫紙綴 1	46～60年度入出金予定額明細：柱「京 都府蚕糸同業組合連合会」再調分を合 冊
721	舞鶴鎮守府附近倉 梯新市街町名明細 図	明治 35 年 11 月 21 日	—	地図 1	6000 分の 1、彩色、印刷：12-721 ～ 733 紙包（油紙）一括、印刷
722	志楽村遊郭平面図	—	—	地図 1	600 分の 1、彩色：
723	郡内玄米平均相場 表	明治 40 年 1 月	—	切紙 1	明治 6～39 年分、1 石 7 升 5 合、折 線グラフ：
724	京都府公報八〇七 号	明治 39 年 6 月 5 日	京都府知事官房→	冊子 1	京都府告示第 194 号・新舞鶴町配置 等：2 枚、印刷
725	余部鎮守府附近新 市街地平面図	—	—	地図 1	6000 分の 1、朱墨二色：
726	舞鶴新市街道路改 修略図	—	—	地図 1	：印刷
727	舞鶴鎮守府所在地 餘部町市街町名明 細図	明 治 36 年 6 月 14 日	餘部本町 1 丁目前田刻 →	地図 1	6000 分の 1、彩色：印刷
728	京都府公報号外	明 治 33 年 3 月 26 日	京都府知事高崎親章→	折紙 1	京都府令第 27 号舞鶴軍港附近新市街 建設物制限規則・市街割平面図付：印 刷
729	舞鶴鎮守府附近倉 梯新市街町名明細 図	明治 35 年 11 月 21 日	—	地図 1	6000 分の 1、朱字：印刷
730	埋築地附近平面図	—	—	地図 1	6000 分の 1、彩色：印刷
731	京都府加佐郡新舞 鶴町全図	—	—	地図 1	通り名、彩色：
732	〔舞鶴停車場敷設 図〕	明 治 37 年 7 月 11 日	金加製図→	地図 1	1200 分の 1、彩色：
733	〔覚〕	—	—	切紙 1	市街・倉梯村各字人口反別等：
734	〔覚〕	—	—	罫紙 1	京都市・紀伊郡・船井郡等金額：
735	国立原蚕種製造所 敷地寄附金	—	—	罫紙 1	京都市・紀伊郡・船井郡等金額：
736- 1	製糸部損益累年表	明治 31 年	—	罫紙綴 1	収入支出過不足記入、城丹蚕業講習所 創立以来経費府補助累年表、明治 31 ～大正 2 年度：
736- 2	製糸部実習歳入出 対照表	明治 36 年	—	罫紙 1	明治 36 年以前は城丹蚕業講習所補充 として計上のため不明、明治 36～大 正 2 年度：
737	旅行日誌	明治 44 年 10 月 16 日	第 4 学年甲組木船要太 郎→	縦帳 1	10 月 16～21 日修学旅行、生野、姫 路、神戸、大阪、有馬：手描き近畿線 路図挟込
738	日誌	明治 44 年 10 月 22 日	第 4 学年甲組木船要太 郎→	縦帳 1	10 月 22 日～11 月 14 日：
739	日誌	明 治 44 年 9 月 15 日	第 4 学年甲組木船要太 郎→	縦帳 1	9 月 15 日～10 月 14 日招魂祭、ボー ト、宮津：
740	記	—	—	罫紙 1	金 211 円 63 銭 3 厘、与謝郡国立原 蚕種製造所負担金残り：城丹蚕業講習 所用紙
741	〔封筒〕	明 治 42 年 7 月 12 日	舞鶴税務署→加佐郡新舞 鶴町字溝尻木船衛門殿	封筒 1	—
742	領収書	明治 34 年 12 月 26 日	加佐郡長川本正路（印） →加佐郡倉梯村字溝尻木 船衛門殿	罫紙綴 1	元金 80 円、加佐郡凶荒予備金管理者 多田郁夫宛借用証綴：柱「京都府加佐 郡役所」

番号	題名	年月日	作成・差出→受取	形態	内容：状態
743	土地変更登記申請書	明治 39 年 10 月 31 日	加佐郡新舞鶴町字溝尻木船衛門（印）、加佐郡志楽村字田中 21 番戸右代人山本市蔵→舞鶴区裁判所新舞鶴出張所御中	罫紙綴 1	不動産表示を田から郡村宅地、角印「舞鶴区裁判所新舞鶴出張所印」：743～751 帯封一括「市街地其他登記書類一切在中、木船衛門分」大正 4 年 7 月 5 日以後済
744	登記義務者ノ人違ナキコトノ保証書	明治 43 年 8 月 5 日	加佐郡新舞鶴町字市場保証人村田和蔵（印）、同郡同町字浜保証人森菊造（印）→	罫紙 1	大溝尻田 3 筆、登記義務者木船衛門抵当権設定の登記保証書、角印「舞鶴区裁判所新舞鶴出張所印」：登記学会用紙
745	地目変更登記申請書	大正 4 年 1 月 14 日	加佐郡新舞鶴町字溝尻 18 番戸申請人木船衛門、同郡同町同字 23 番戸右代人木船藤太郎（印）→舞鶴区裁判所新舞鶴出張所御中	罫紙 1	田を宅地：
746	土地分割登記申請書	大正 4 年 1 月 14 日	加佐郡新舞鶴町字溝尻 18 番戸木船衛門（印）、同郡同町字市場 51 番地安田藤太郎（印）→舞鶴区裁判所新舞鶴出張所御中	罫紙 1	田を 2 筆分割、登記申請新舞鶴町字溝尻木船盛蔵：
747	小字名変更登記申請書	明治 39 年 9 月 13 日	加佐郡新舞鶴町字溝尻木船衛門（印）、加佐郡志楽村字田中 21 番戸右代人山本市蔵（印）→舞鶴区裁判所新舞鶴出張所御中	罫紙綴 1	小字小濱田へ：
748	土地所有権保存登記申請書	明治 35 年 4 月 17 日	加佐郡有路上村字北有路 74 番戸平野吉左衛門、同郡志楽村字田中 21 番戸代人山本市蔵（印）→舞鶴区裁判所志楽出張所御中	罫紙綴 1	田 10 筆、加佐郡倉梯村大字溝尻木船衛門売買所有権移転：
749	土地所有権保存登記申請書	明治 35 年 4 月 24 日	加佐郡有路上村字北有路 平野吉左衛門、同郡志楽村字田中 21 番戸代人山本市蔵（印）→舞鶴区裁判所志楽出張所御中	罫紙綴 1	田 8 筆、加佐郡倉梯村字溝尻 18 番戸木船衛門売買契約土地所有権移転：
750	土地合併登記申請書	明治 41 年 1 月 23 日	加佐郡新舞鶴町字溝尻 18 番戸木船衛門（印）→舞鶴区裁判所新舞鶴出張所御中	罫紙綴 1	田 3 筆を 1 筆：
751	地目変更登記申請書	明治 39 年 10 月 31 日	加佐郡新舞鶴町字溝尻 18 番戸木船衛門（印）、加佐郡志楽村字田中 21 番戸右代人山本市蔵（印）→舞鶴区裁判所新舞鶴出張所御中	罫紙綴 1	郡村宅地 4 筆を田：
752	覚	弘化 4 年丁未 3 月	与保呂村庄屋甚四郎→大庄屋衛門様	切紙 1	稗上納 22 俵：12-752～767 木版刷断簡封筒一括、12-752～755 紙紐一括
753	覚	未 3 月 4 日	森村庄屋光之助→大庄屋衛門様、御組内庄屋御衆中様	切紙 1	稗上納 26 俵、行永村囲蔵へ：
754	覚	弘化 4 年丁未 3 月	木下村庄屋治右衛門→大庄屋衛門殿	切紙 1	稗上納 15 俵：端裏「未三月四日、木下」

番号	題名	年月日	作成・差出→受取	形態	内容：状態
755	覚	弘化 4 年丁未 3 月	常村庄屋七左衛門→大庄屋衛門様	切紙 1	俵数人名書上：端裏「未三月四日、常」
756	覚	午 3 月 24 日	与保呂村庄屋甚四郎→大庄屋衛門様	切紙 1	稗上納 32 俵、役人勘定間違：12-756～765 紙紐一括、端裏「午ノ三月廿四日」
757	覚	3 月 24 日	多門院村庄屋重助→大庄屋衛門様	切紙 1	稗上納 28 俵、内 3 俵買入：
758	覚	3 月 29 日	常村→大庄屋衛門様	切紙 1	稗上納 28 俵、内 18 俵買入：
759	〔覚〕	—	常村→大庄屋様	切紙 1	—
760	囲蔵稗覚	—	天台村庄屋伊左衛門→大庄屋衛門様	切紙 1	買入依頼：
761	覚	午 3 月 26 日	はま村庄屋孫左衛門→大庄屋衛門様	切紙 1	出稗：
762	覚	弘化 3 年丙午 2 月	与保呂村庄屋甚四郎→大庄屋衛門様	切紙 1	24 石 5 斗上納、内 8 石買入願：
763	覚	1 月晦日	森村庄屋光之助→大庄屋衛門様	切紙 1	正稗 7 石買入：
764	覚	3 月 24 日	木之下村→大庄屋衛門殿	切紙 1	稗 24 俵、4 俵不足：
765	覚	午 3 月 24 日	森村庄屋当番→大庄屋衛門様、御組内庄屋御衆中様	切紙 1	稗 58 俵 2 カ年分、残 23 俵跡より買入：
766	口上	12 月 13 日	はま村孫左衛門→大庄屋木船衛門様	継紙 1	組頼母子旧冬取組：
767	〔書状〕	5 月 14 日	森下傳蔵、佐土条助→大庄屋衛門殿	切紙 1	上安村、太郎右衛門御礼廻：虫損甚し
768	〔書状〕	明治 26 年 5 月	舞鶴鉄道委員今安直蔵他 9 名→木船衛門殿	継紙 1	京鶴線が単独線のごとき勢力を得たるは貴台の御賛助、運動費の御礼：12-768～786 茶封筒一括
769	非常囲蔵取建諸入用帳	文政 3 年庚辰 5 月	大庄屋衛門組→	横帳 1	丹波上林小和木村小源治の古蔵買取、同年 10 月「非常囲蔵入雑穀員数帳」綴込：開披難
770	行永村囲蔵取立規録	天保 15 年甲辰 8 月	大庄屋衛門→	横帳 1	1 組千石指示、森囲蔵 500 石、行永村観音堂に新增建、同年 12 月「囲蔵入用諸払帳」（行永村庄屋与惣右衛門）綴込：
771	〔囲蔵村々割符帳〕	文政 3 年庚辰	—	横帳 1	稗、粃：表紙欠カ
772	為取替証書之事	明治 7 年 5 月 21 日	杵山村百姓惣代高岸南他 4 名、副戸長増田助左衛門、戸長柴垣長左衛門（印）→松尾村戸長尾崎久兵衛殿、副戸長仲西久右衛門殿、百姓御中	罫紙縦帳 1	字通り谷、桂ヶ谷、不動山、北田の山林桐畑が地検取調の際松尾村と争論、行永村太左衛門と林次郎兵衛の取扱、杉山村に決定、謝金 40 円贈、奥書：区長梅原六右衛門、権区長木船衛門：柱「県印紙証書用紙、豊岡県管下」
773	差上申済状之事	明治 7 年 5 月	杉山村百姓惣代高岸南（印）他 4 名、副戸長増田助左衛門（印）、戸長柴垣長左衛門（印）、松尾村百姓惣代 5 名連記（印）、副戸長仲西久右衛門（印）、戸長尾崎久兵衛（印）→区長梅原六右衛門殿、権区長木船衛門殿、副区長行永太左衛門殿、同見習次郎兵衛殿	罫紙縦帳 1	杉山村・松尾村争論解決：

番号	題名	年月日	作成・差出→受取	形態	内容：状態
774	履歴書	明治 33 年 8 月	加佐郡倉梯村字溝尻木船衛門→	罫紙綴 1	明治 5 年副区長から府会議員、倉梯村長、加佐郡蚕糸業組合長、加佐郡会議員、議長：12-774～786「山城国紀伊郡向嶋村、向春園袋布卯之松謹製」袋一括
775	〔指定書〕	明治 24 年 3 月 14 日	京都府加佐郡長野田新（印）→加佐郡倉梯村長木船衛門	切紙 1	衆議院議員選挙行永投票所管理者：
776	〔通知書〕	明治 17 年 1 月 31 日	京都府加佐郡長野田新（印）→加佐郡溝尻村 18 番戸居住人民木船衛門	切紙 1	府会議員当選、800 点：
777	〔任命書〕	明治 21 年 6 月 11 日	（印「京都府印」）→木船衛門殿	切紙 1	加佐郡行永村他 11 村戸長：
778	〔認可書〕	明治 22 年 5 月 29 日	京都府知事北垣国道（印）→木船衛門	切紙 1	倉梯村長当選：
779	〔通知書〕	明治 25 年 2 月 20 日	京都府加佐郡長多田郁夫（印）→木船衛門	切紙 1	府会議員当選：
780	〔任命書〕	明治 12 年 3 月 24 日	加佐郡長野田新（印）→加佐郡溝尻村平民木船衛門	切紙 1	加佐郡議員：
781	〔通知書〕	明治 16 年 1 月 13 日	行永村他十一ヶ村戸長惣代池田梶五郎（印）→木船衛門	切紙 1	加佐郡連合町村会議員当選：
782	〔認可書〕	明治 26 年 5 月 29 日	京都府知事千田貞暁（印）→木船衛門	切紙 1	倉梯村長当選：
783	〔任命書〕	明治 9 年 2 月 2 日	豊岡県（印）→第十五大区副区長准十五等木船衛門	切紙 1	第 18 大区副区長（旧氷上郡北部）：
784	〔任命書〕	明治 23 年 1 月 28 日	京都府加佐郡長野田新（印）→倉梯村字溝尻木船衛門	切紙 1	府会議員選挙田中分会場立合人：
785	〔任命書〕	明治 23 年 3 月 22 日	京都府加佐郡長野田新（印）→加佐郡倉梯村村長木船衛門	切紙 1	衆議院選挙倉梯村字行永投票所管理者：
786	〔任命書〕	明治 17 年 7 月 1 日	京都府大書記官従六位尾越玄蕃輔奉→木船衛門	切紙 1	加佐郡行永村他 11 村戸長兼部内学務委員：
1	〔占覚書〕	—	—	折本 1	主命吉神干支表、有卦無卦之歌、大將軍施行日等：外題剥
2	新撰易学小筌享	—	—	版本 1	江戸室町一扇述、六十四卦二割附図、吉凶占等：表紙内「木船収司」
3	新撰易学小筌貞	文化 7 年庚午春	皇都書林富小路三條下ル町須原屋平左エ門蔵板→	版本 1	八卦占：表紙内「木船収司」
4	新撰易学小筌元	文化 7 年庚午春	京都書林遠藤花説堂蔵→	版本 1	小泉陰陽大允識、八卦占等：表紙内「木船収司」
5	新撰易学小筌利	—	—	版本 1	洛書八卦図、解説：表紙内「木船収司」
6	和漢運氣指南後編全	享保（元）丙申	長崎西川求林齋→	版本 1	目録、暦大意等：
7	新刻看命一掌金和解全	宝永 2 年乙酉 9 月吉辰日	書林京都村上勘兵衛→	版本 1	馬場信武和解、月日別、刻別出生者の占：
8-1	方鑑	癸亥季秋	東鷄館（印）→	継紙 1	巳辰の方角に仮住、45 日間宿留、9～12 月普請・家移の吉祥日等：15-8-1・2 包紙「勘文二通、松浦長門掾」一括

番号	題名	年月日	作成・差出→受取	形態	内容：状態
8-2	宅相鑑	癸亥季秋	東梁松浦茂之撰→	継紙 1	地相家相、磁石の天門、家形其備乾坤艮の三隅を揃える、井水、3 の数を禁ず：
9	日本ニ於ケル販売肥料ノ現在及将来	大正 3 年 9 月 20 日	著作者小林傳四郎、発行兼印刷者遠藤廉治、印刷所公木社、発行所大日本土壤肥料講究会→	冊子 1	地方別販売肥料消費額、耕地利用反別、肥料消費総額中に含有する肥料成分量等：
10	秘宝伝	—	木船明義→	冊子 1	方除之定則、冷泉大納言御真伝、真ノ太陽制化神祭方等：挟込紙
11-1	覚	文久元年辛酉 11 月	大庄屋木船衛門判→木戸益蔵様	切紙 1	米 9 升、内 8 升大庄屋木船衛門、1 升溝尻村、野形見分の節扶持米の御礼：15-11-1・2 挟込紙「文久元年辛酉年野形御扶持米請取手形扣、但十一月初旬出し」一括
11-2	〔覚〕	文久元年辛酉	—	継紙 1	野形見分に関する藩士名、同行家来数、扶持米数：
12	奉願口上之覚	安政 4 年丁巳 4 月	堂奥村庄屋友三郎、行永村庄屋與惣左衛門（印）、同村同断弥太夫（印）他 5 名→御奉行様	継紙 1	拝借筒・獵師筒・威筒等持主書上、鎌鷲（クロトキ）多く作物荒し、当 4 月より 8 月まで空筒にて威嚇、大庄屋木船衛門奥書：
13	覚	嘉永 4 年辛亥 12 月 24 日	行永村加庄屋堂奥村次左衛門（印）、行永村庄屋与右衛門（印）、同弥太夫（印）他 2 名→大庄屋木船衛門様	継紙 1	行永村難渋人取立手当として御上様より銀札 6 貫目借用：15-13・14 紙縫一括、包紙「証文一札、行永村」
14	借用申銀札之事	嘉永 4 年辛亥 12 月	行永村省略掛り堂奥村次左衛門（印）、常村庄屋七左衛門（印）→木船衛門様	継紙 1	行永村省略、頼母子として銀札高 3 貫目借用、12 月限元利共返済：包紙「借用状、行永村懸り兩人」
15	奉願大麦之事	天保 12 年辛丑 6 月	大庄屋衛門→	継紙 1	村別元麦希望俵数、12 カ村計 70 俵、御用の節は上納、各村庄屋名前訂正の付紙：15-15 ～ 18 紙縫一括、端裏「御支配分ニ相認メ二通夏土用中差可出事」等
16	奉願大麦之事	嘉永 7 年甲寅 6 月	大庄屋木船衛門→公庄貫蔵様	継紙 1	村別元麦希望俵数、8 カ村計 54 俵、御用の節は上納、各村庄屋名の修正：
17	拝借仕大麦之事	天保 2 年辛卯 3 月	大庄屋衛門（印）→	継紙 1	村別大麦拝借俵数、12 カ村計 70 俵、来辰年に大麦出来利息共返済：
18	拝借仕大麦之事	天保 15 年甲辰 3 月	大庄屋衛門（印）→木戸又蔵様、石黒安右衛門様	継紙 1	村別大麦拝借俵数、12 カ村計 70 俵、来巳年に大麦出来利息共返済：
19	奉願大麦之事	安政 6 年己未 6 月	大庄屋木船衛門判→秋保小三二様、池内又市様	継紙 1	村別元麦希望俵数、12 カ村計 70 俵、御用の節は上納、差出文書控：
20	御鉄砲拝借奉願口上之覚	天保 15 年甲辰 11 月	溝尻村庄屋久左衛門判、堂奥村庄屋次左衛門判、同断利右衛門同他 4 名→木戸又蔵様、石黒安右衛門様	継紙 1	計 19 挺借主名、猪鹿退治の為、大庄屋衛門奥書：15-20 ～ 23 紙縫一括、端裏「十一月中二人々御鉄砲御役所へ差上二而御同所へ願書…」
21	奉願口上之覚	閏 4 月 8 日	堂奥村庄屋次左衛門→大庄屋衛門様	継紙 1	彦三郎、富三郎、鉄砲 2 挺新規拝借：
22	御拝借鉄砲	嘉永 2 年酉	傳治郎→	継紙 1	木之下村 1 人、常村 2 人、堂奥村 4 人、溝尻村 2 人の名前書上：
23	〔鉄砲拝借控〕	（嘉永 2）	—	継紙 1	多門院村・与保呂村等の鉄砲借用者名・期限書上、嘉永 2 年 5 月分まで：

番号	題名	年月日	作成・差出→受取	形態	内容：状態
24	御鉄砲奉拝借証文之事	天保 15 年 甲辰 11 月	溝尻村庄屋久左衛門判、堂奥村庄屋次左衛門判、同断利右衛門判他 4 名→御奉行様	継紙 1	計 19 挺の借主名、猪鹿退治の為、他者への貸出禁止、大庄屋衛門奥書：糊はがれ、端裏「十一月願書差上御拝借…」
25-1	〔札〕	—	—	切紙 1	拝借筒、天台村伊左衛門：15-25-1～6 包紙「行永村獵師筒弥太夫、同与右衛門、同惣兵衛、威筒与惣左衛門、同甚左衛門」一括
25-2	御用	4 月 22 日	福井六右衛門、木崎宗吾→溝尻村庄屋藤左衛門殿	継紙 1	行永村より鎌鷲威筒願、他村より類願、大庄屋より威筒・空筒所持者を取調指示：
25-3	〔書付〕	3 月 27 日	借主清道村作助→	切紙 1	拝借鉄砲清道村破損、朔日に引替願上：
25-4	〔覚〕	—	—	切紙 1	拝借鉄砲、11 月中頃に願書・証文認、借用者は鉄砲・印形、庄屋は印形持参、代官へも願書差上：
25-5	覚	—	庄屋友三郎→大庄屋衛門様	切紙 1	堂奥村鉄砲持主、弥右衛門、重治郎、惣兵衛：
25-6	奉願口上之覚	安政 4 年 丁巳 4 月	堂奥村庄屋友三郎判、行永村庄屋與惣左衛門、同村同断弥太夫他 5 名→御奉行様、御代官宛	継紙 1	獵師筒・威筒所有者、借用者書上、鎌鷲多く作物荒し、4～8 月空筒にて威嚇：
26	奉願口上之覚	—	—	継紙 1	獵師筒・威筒持主、拝借筒持主書上雛形、鎌鷲多く作物荒し、4～8 月空筒にて威嚇：
27-320	御鉄砲奉拝借証文之事	文政 10 年 丁亥 11 月	堂奥村庄屋次左衛門（印）、多門院村同仁左衛門（印）、与保呂村同隠岐（印）他 4 名→御奉行様	継紙 1	合 19 挺、猪鹿荒の為、他者への貸出禁止、鉄砲持主書上、計 13 名、大庄屋衛門奥書：端裏「十一月願書差上拝借御聞済之上、御代官所へ御内見之上御役所へ差上鉄砲引替可申候事、御控二不及、文政十丁亥年改」
28	御鉄砲拝借奉願口上之覚	文政 10 年 丁亥 11 月	堂奥村庄屋次左衛門、多門院村同仁左衛門、与保呂村同隠岐他 4 名→植木半吾様、山中丹右衛門様	継紙 1	鉄砲持主書上、ノ 9 挺、猪鹿荒の為、大庄屋衛門奥書、天保 14 年まで追記：端裏、11 月中に御鉄砲御役所へ差上等
29-1	〔御札〕	—	—	切紙 1	奉修方除守護所、病祭二ハ奉祈病災皆除平癒守護攸ト記ス等：15-29-1～5 一括
29-2	〔御札〕	—	—	切紙 1	貴船大明神、八卦：
29-3	〔御札〕	—	—	切紙 1	奉方除猿田彦大神：
29-4	〔御札〕	—	—	切紙 1	奉修猿田彦大神方災皆除祈攸：
29-5	方除察方心得	—	—	切紙 1	辛卯年旧 2 月 5 日己亥日乙亥刻、本宅の五方で清静な土を取る等、小札を四方に祀れば災害止む等
30	借用申入米証文之事	嘉永 4 年 辛亥 12 月	森村百姓組頭惣代甚左衛門（印）、善兵衛（印）、弥右衛門（印）他 6 名、年寄 2 名、庄屋 2 名→大庄屋木船衛門様	継紙 1	村方亥の年貢不足の為、入米高 20 石 1 斗 5 升 8 合 8 勺等、ノ 3 貫 902 匁 6 分 2 厘、予 10 月元利共返済：包紙「上、森村」
31	一札之事	嘉永 2 年 己酉 12 月	浜村百姓惣代一、同村年寄一、同庄屋一→大庄屋、組庄屋中	切紙 1	去冬御免不足并拝借残りの元利、不都合のため来戌 3 月晦日迄差延、案紙：端裏「案紙書ひかへ」

番号	題名	年月日	作成・差出→受取	形態	内容：状態
32	一札之事	—	百姓惣代→	継紙 1	去申年入米代不足、去 10 月組内役定、残銀 7 歩立相願、質物として加印者居家・建物不残書入、来戌 3 月晦日限上納：15-32 ～ 39 紙縫一括
33	〔書状〕	11 月朔日	大庄屋衛門→濱村庄屋孫左衛門様	継紙 1	組内衆中仕立文言至極尤、組中役前には難儀かけず、金子 15 両御越の内 2 両 2 歩少し悪銀：
34	〔書状〕	11 月朔日	庄屋孫左衛門→大庄屋木船衛門様貴下	継紙 1	私儀案内の通り困窮、頭百姓惣連印にて一両日延引、町方質物渡し 4 貫目請取等：虫損
35	口上之覚	嘉永 2 年酉 12 月	大庄屋木船衛門→林徳右衛門様	継紙 1	浜村近年未進嵩、当年差延ては弥々立行難く、組内立会にて聞糺、7 貫目拝借願：
36	〔書状〕	11 月朔日	森下伴蔵、佐野九郎助→大庄屋木船衛門様	継紙 1	拝借の義浜村孫左衛門引負、不許可の沙汰：
37	一札之事	—	—	継紙 1	下書、元利当酉 12 月改、組内連印拝借、不都合のため来戌 3 月晦日迄差延：
38	〔書状〕	—	—	継紙 1	浜村一件、未進多分、孫左衛門様他一同 7 歩立切出来ず甚難渋、組内一統へ拝借願：
39	覚	10 月 21 日	上安村庄屋吉郎左衛門→大庄屋木船衛門	継紙 1	年 54 水吞市次郎、年 50 女房、年 17 女子よし、 ノ 3 人、四国巡拝名、反故使用（10 月 16 日年寄嘉左衛門親類弥次郎参り孫左衛門へ世話頼、18 日連印、20 日拝借願等）：糊はがれ
40	口上之覚	嘉永 2 年己酉 11 月	大庄屋木船衛門→林徳右衛門様	継紙 1	濱村近年未進嵩、今年も差延ては弥々立行難く、一村立行の為拝借 7 貫目許容願：包紙「上／拝借願／十一月十一日出ス／濱村」
41-1	奉願口上之覚	—	—	継紙 1	居村未進嵩立行難く、別紙勘定書の通 9 貫目余未進、7 貫目年賦にて拝借願、案紙：15-41-1・2 一括
41-2	〔拝借願〕	—	—	切紙 1	訳付残 9 貫匁余の内 2 貫匁余は組内にて世話、7 貫匁分は 50 年賦で拝借願、案紙：
42-1	覚	—	行永村→大庄屋衛門様	切紙 1	御中間掛り 13 人半、内出入 ノ 8 人、残 5 人半引切：15-42-1 ～ 6 紙縫一括、15-42 ～ 50 紙縫一括、15-42 ～ 61 紙縫一括
42-2	調金当未納	10 月 16 日	與保呂村庄屋隠岐→大庄屋木船衛門様	切紙 1	16 石 1 斗、御中間掛り高 1 人半、内訳：
42-3	御中間出人	—	森村→	切紙 1	3 人 2 歩 5 厘引切、出人 4 人、2 歩 5 厘木之下村より組合等：
42-4	覚	—	—	切紙 1	御中間 4 人半堂奥村掛り、 ノ 2 人半出人、2 人引切：
42-5	〔覚〕	辰 10 月	多門院村→木船衛門様	切紙 1	米 50 俵、調金宛願上、御中間 4 人半引切：
42-6	〔覚〕	—	常村→	切紙 1	御中間出人 2 人、他に 1 人半引切：
43-1	大庄屋自分心得	—	—	継紙 1	溝尻村へ代官手代宿申付の際は茶菓子 1 人 6 匁づつ等、計 17 カ条：15-43-1 ～ 2 紙紐一括
43-2	奉願稲木之覚	天保 5 年甲午 8 月	大庄屋→駈野弥三次様、今西久内様	継紙 1	8 荷溝尻、他 11 村 ノ 91 荷、池之内 67 荷、志楽 24 荷：
44	〔覚〕	安政 3 年辰	—	切紙 1	野形見分御出役人書上、上下 20 人泊扶持 1 升、上下 2 人昼扶持 5 合：

番号	題名	年月日	作成・差出→受取	形態	内容：状態
45	[覚]	弘化2年乙巳	—	切紙 1	野形見分御出役人、 ノ 18 人溝尻村泊、御差継米 9 升：
46	野形扶持米仕出し人数	—	—	継紙 1	御家老付 ノ 7 人、御奉行・御代官等惣 ノ 23 人行永村泊、御差継米 1 斗 1 升 5 合等：
47	[覚]	弘化4年丁未 11 月	大庄屋衛門→今西彦六様	継紙 1	野形見分御扶持米上納へ差継の礼、惣 ノ 21 人、御差継米 1 升 5 合等：
48	[覚]	子	—	継紙 1	野形見分出役人書上、 ノ 20 人、ふち米 1 升等：
49	[覚]	嘉永6年丑	—	切紙 1	野形見分出役人書上、 ノ 17 人、ふち米 8 升 5 合等：
50	覚	嘉永元年戊申 10 月	大庄屋衛門判→今西彦六様	切紙 1	御米 1 斗 2 合 5 勺、野形見分御扶持米上納へ差継の礼：端裏「野形見分御扶持米手形ひかへ、天保中凶年 ノ 御家老様御料理人御止ニ被成組内ニ而相弁」
51	奉願口上之覚	安政5年戊午 8 月	行永村庄屋弥太夫、はま村同嘉右衛門、大庄屋衛門→秋保小三二様	継紙 1	常村近年未進追々嵩、嘉右衛門・弥太夫兩人へ省略仰付、家宅・手道具等売払せ当組内へ頼母子、不相応の未進にて省略残 8 貫 700 目余、当午～来未年に御捨御米願：15-51 ～ 56 紙綴一括、端裏「安政五戊午年八月当村省略願ニ付差上願書扣」
52	奉拝借証文之事	文久元年辛酉 12 月 24 日	大庄屋木船衛門（印）→御札所	継紙 1	銀札 25 貫目、月 1 歩、来戊 7 月限上納：印に×
53	奉拝借銀札之事	文久2年壬戌 6 月	大庄屋木船衛門（印）→御元締様	継紙 1	銀札 15 貫目、月 1 歩の利息、8 月晦日限返納：印に×
54	奉拝借銀札之事	文久2年壬戌 12 月 4 日	大庄屋木船衛門（印）→御札所	継紙 1	銀札 20 貫目、月 1 歩、来亥 7 月限上納、皆納、木戸益蔵・林政兵衛奥書：印に×
55	奉拝借証文之事	文久元年辛酉 12 月 24 日	大庄屋木船衛門（印）→御札所	継紙 1	銀札 20 貫目、月 1 歩、来戊 7 月限上納、各年返納、林政兵衛・木戸益蔵奥書：印に×
56	奉拝借証文之事	万延元年庚申 12 月 3 日	大庄屋木船衛門（印）→御札所	継紙 1	銀札 20 貫目、月 1 歩、来西 7 月限上納、秋保小三二・林政兵衛奥書：印に×
57	濱村過不足調帳	嘉永2年己酉 11 月	懸り常村庄屋七左衛門（印）、同木之下村庄屋次右衛門（印）→大庄屋木船衛門殿	縦帳 1	惣不足 ノ 31 貫 463 匁 2 分、過方取 ノ 11 貫 477 匁 9 分：表紙「濱村懸り」
58	湊御巡国二付公私御役人様宿割帳	安政5年戊午 11 月	—	横帳 1	泉源寺村・市場村、由良村等：
59	借用申入米証文事	嘉永4年辛亥 12 月	木ノ下村百姓惣代与平（印）、作助（印）、次右衛門（印）他 4 名→大庄屋木船衛門様	継紙 1	御蔵上納不足銀札 83 匁 4 分 1 厘、御札所御拝借 1 貫目、月 1 歩 2 の利息、来子 10 月限返済：包紙「上ノ木之下村」
60	奉願口上之覚	嘉永2年己酉 11 月	懸り木ノ下村庄屋治右衛門印、同断常村庄屋七左衛門印→林徳右衛門様	継紙 1	浜村年貢未進分の一部を 5 朱 10 年賦、大庄屋木船衛門奥書、下書：端裏「本紙扣」
61	奉願口上之覚	嘉永2年己酉 12 月	濱村百姓惣代弥治右衛門、同嘉右衛門、年寄藤右衛門他 2 名→林徳右衛門様	継紙 1	浜村年貢未進分の一部を 5 朱 10 年賦、掛り木下村庄屋次右衛門・常村同七左衛門、大庄屋木船衛門奥書、削除線：
62-1	方位考訂書	明治24年辛卯仲夏	木船鶴壽軒→赤井雅君	一紙 1	父母、主人、内室等の九星、建物普請に適した日時等：

番号	題名	年月日	作成・差出→受取	形態	内容：状態
62-2	三要奇書方鑑秘竅全書前編卷之三	—	淡州鳴鳳多田→	冊子 1	月神考弁、太陽泊宮の表等：書写
63-1	日露戦争実測地図附録早わかり	明治 37 年 8 月 20 日	大阪市東区釣鐘町 2 丁目 111 番邸川瀬鉄蔵→	地図 1	印刷、朱、「旅順港早わかり」：
63-2	三要奇書方鑑秘竅全書後編之二	—	—	冊子 1	論月、月家附録三徳格等：書写
64-1	〔符図〕	—	—	切紙 1	2 種、如夫和合且風日急急如律令等：
64-2	三要奇書方鑑秘竅全書前編卷之二	—	—	冊子 1	制化要法、太歳歳破等、陰陽道関係：書写
65	三要奇書方鑑秘竅全書後編之一	—	—	冊子 1	陰陽道関係、方位図：書写
66	三要奇書方鑑秘竅全書前編卷之一	—	—	冊子 1	陰陽道関係、述旨、三要奇書附言、河図、納甲直図等：書写
67-1	〔付札〕	—	—	一紙 1	東京風流、足袋、守住製、おたふくの絵：彩色、印刷
67-2	〔書付〕	—	—	切紙 1	祈祷文言、毎朝向北濡手ニテ三返唱フベシ：包紙「是ヲ毎朝唱テ信心スレバ十年ノ内財帛ヲ得…」
67-3	方位極秘天機妙訣造命宝典卷之坤全	—	—	冊子 1	淡州多田鳴鳳編纂、論主命吉神等、相主命表：書写
68-1	〔栞〕	—	—	木材 1	穴 1：15-68-2 挟込
68-2	方位極秘天機妙訣造命宝典卷之乾全	—	—	冊子 1	陰陽、方位、二十四山吉凶表等：書写
69	造命宝典附属主命吉神飛泊到方表	—	—	冊子 1	主命吉神飛泊到方表、九星本命、吉凶等：書写
70-1	〔覚〕	(近代)	—	一紙 1	30 銭東雲村岸本茂吉、40 銭入、差引 6 銭 4 厘過：15-70-5 挟込
70-2	破軍星繰方	(近代)	—	一紙 1	北斗七星の剣先(破軍星)と勝負事の吉凶占、御土御門天皇より明治 31 年迄：15-70-2・3 一括、15-70-5 挟込
70-3	獲蚕利法	—	—	一紙 1	蚕官を土旺ノ日に用い修報すれば蚕利を得る：15-70-5 挟込
70-4	薬湯開業	—	製剤本舗福井県遠敷郡鳥羽村小原第 17 号 8 番地北脇宇三郎、特約販売店京都府下新舞鶴西角 122 番地出沖吾作→各位	一紙 1	新舞鶴千歳橋西角 122 番地霧の湯(千歳湯)の湯薬特約、用法・効能等：15-70-5 挟込
70-5	三要奇書方鑑秘竅全書後編卷三全	—	—	冊子 1	敷詮神殺条例、動土心得之弁説等：書写、大正 2 年 1 月 31 日、森下薬局より木船殿、首こり薬 80 銭購入領収書挟込
71-1	〔名刺〕	—	—	札 1	養父郡大蔵村字岡千種醇、芳加野：15-71-2 挟込
71-2	地理山法風水秘録上	文化 (12) 乙亥 3 月	皇都苗村先生口授、同西岡玉全翁著、浪速書賈五星堂発行→	版本 1	五星図、老九星図、天机九星図等：表紙内「木船収司」
72	地理山法風水秘録下	文化 13 年丙子 4 月	文榮堂蔵版、阪府書林東区南久寶寺町 4 丁目 19 番屋敷前川善兵衛→	版本 1	乾山断、艮山断、九星属八卦五行歌、乾局九星之図等：表紙内「木船収司」
73	地理山法風水秘録中	—	—	版本 1	水口砂論、配龍水論、明堂論等：表紙内「木船収司」
74	本命的煞精義下	—	南紀柏木覺深中州→	版本 1	五行星辰定局等：柱「蓮池堂」
75	本命的煞精義中	—	—	版本 1	現行本命的煞之図、真金神十二ヶ月起例等：柱「蓮池堂」

番号	題名	年月日	作成・差出→受取	形態	内容：状態
76	本命的煞精義上	文政 13 年庚寅	蓮池堂蔵梓（印）→	版本 1	本命星年の煞起例指南、伐木煞、三合五行図等：
77-1	〔九字覚〕	—	—	罫紙 1	セーモンドーマン、九字に伊弉諾・伊弉冉尊、大己貴尊等配当：
77-2	方鑑秘訣四命要法書	—	丹陰加佐郡舞鶴港之住鶴壽軒木船明義（印）→	冊子 1	二十八宿日之吉凶、四命要法、明治 30 年より木船親類の宿星、太真瓊教会結社：
78	方鑑秘訣集成全	文政（6）癸未	四維堂発行→	版本 1	河図洛書、天干五合化気図、地支六合図等：表紙内「木船収司」
79	〔名刺〕	—	—	一紙 1	士族三宅定義：
80	〔太陽略暦〕	明治 5	弘暦者京都菊澤藤蔵→	冊子 1	明治 6 ～ 28 年太陽略暦：複数綴
81	卜筮早考全	明和（7）庚寅仲秋望日	浪速三省堂梓→	版本 1	序、東都平信子篤謹書、目録、八卦六十四卦之図等：
82-1	〔書状〕	—	木船衛門→木船収司様	継紙 1	二男の儀非常配慮深謝、糸井親戚の間柄につき断、峯山へ断等：15-82-1 ～ 4 包紙「加佐郡有路下村字二箇新井重右衛門様ニ付木船収司様／無異大至急」「倉梯村字溝尻木船衛門」一括
82-2	〔封筒〕	—	舞鶴木船衛門→加佐郡有路下村字二ヶ新井重右衛門様方木船収司様	封筒 1	—
82-3	〔書状〕	9 月 19 日	糸井拝→木舟貴兄	継紙 1	庄蔵貫請の分、糸井家へ対し遣わすべく、一同へ木舟の意見を物語、糸井代々血筋も相続等：
82-4	〔書状〕	9 月 21 日	木船衛門→木船収司様	一紙 1	先日岩滝、昨日留主宅へ郵書配達、忤該書携滞出町困入：
83	法華題目和談鈔	—	—	版本 1	十界絵：柱「題目抄中」
84	法華題目和談鈔	（元文 5）申 5 月吉日	日蓮宗御經書籍製本発売所、御用書林京都市東洞院通三條上町平樂寺村上勘兵衛→	版本 1	絵入、近代の復刻：柱「題目抄下」
85	法華題目和談鈔	—	深艸元政上人著、宗門書肆京都村上勘兵衛板→	版本 1	序文、母の願により去秋 8 月 13 日に深草を出て相模国鎌倉等参詣、功德、絵：柱「題目抄上」
86	聚類参考梅花心易掌中指南二	—	—	版本 1	雛下賤者馬場信武述、無名指の上を沢、中指の上を火等五指と八卦、観梅の占、地理の応を明る事等：柱「掌中指南卷二」、印「加佐郡舞鶴木船収司」
87	聚類参考梅花心易掌中指南一	—	—	版本 1	元禄 9 年林鍾上院泉田梅翁識、家伝郡康節先生心易卦数の序、八卦乾一兌二之数有事等：柱「掌中指南卷一」、印「加佐郡舞鶴木船収司」、裏表紙「坪井歳書」
88	聚類参考梅花心易掌中指南三	—	—	版本 1	洛下賤者馬場信武述、聞声聞音占、鳥獸の類吉凶占、風覚の占等：柱「掌中指南卷三」、印「加佐郡舞鶴木船収司」
89	聚類参考梅花心易掌中指南四	—	—	版本 1	洛下賤者馬場信武述、体用の総訣、人間一代善惡の占、家宅占等：柱「掌中指南卷四」、印「加佐郡舞鶴木船収司」
90	聚類参考梅花心易掌中指南五	元禄 10 年丁丑正月吉日	時習齋源信武（印）、書林錦小路通新町西へ入町永田調兵衛、四條通麴屋町東へ入町上坂勘兵衛→	版本 1	鶏悲鳴占等、寛延 4 年新刻：柱「掌中指南卷五」、印「加佐郡舞鶴木船収司」

番号	題名	年月日	作成・差出→受取	形態	内容：状態
91-1	〔名刺〕	—	—	一紙 1	稲作改良教師平田スマ、福岡県筑前国早良郡有田村士族：15-91-1～9一括、10に挟込
91-2	〔名刺〕	—	—	一紙 1	京都府新舞鶴警察署在勤巡查宮永恒治、英語の署名：
91-3	〔名刺〕	—	—	一紙 1	京都府天田郡上豊富村字樽水 58 番古蘆田百太郎：反故使用（官許、方鑒ト相真家相病解祈禱守修）
91-4	〔名刺〕	—	—	一紙 1	高松市中新町松原方谷本晋、反故使用（片原町川六屋）：
91-5	〔葉書〕	（明治）42 年 11 月 13 日	字溝尻木船衛門→新舞鶴町字北吸鉄道フミ切榎屋方木船収司殿	葉書 1	本覚自姓 25 回忌、来 15 日晚より 16 日供食、焼香：
91-6	〔染色保険証〕	—	—	一紙 1	絵、せんしょうそめ、大阪：
91-7	染色保険証	—	—	一紙 1	絵、はげぬこと請合：
91-8	〔絵〕	—	—	一紙 1	男女の絵、直衣、小桂：
91-9	〔絵〕	—	—	一紙 1	武内宿禰の絵：
91-10	相法無尽蔵一	寛政（4）3 月穀旦	武田格翁先生秘授、多田太洞先生著述、能化堂蔵版（印）→	版本 1	平安松典撰、面上総部位、十二宮、八卦九州等の図、眉・唇等の顔の特徴による占：表紙「平和元右衛門」
92	相法無尽蔵二	—	格翁武田先生秘授、多田希真述、門人比元齋長貞、蘆塚齋孟辰校→	版本 1	頭髮・頭の形・前髪際等の特徴による占：表紙、裏表紙「平和元右衛門」
93	相法無尽蔵四	—	格翁武田先生秘授、多田希真述、門人比元齋長貞、蘆塚齋孟辰校→	版本 1	手相等：表紙、裏表紙「平和元右衛門」
94	相法無尽蔵三	—	格翁武田先生秘授、多田希真述、門人比元齋長貞、蘆塚齋孟辰校→	版本 1	九曜、十二宮：表紙、裏表紙「平和元右衛門」
95	相法無尽蔵五	寛政 4 年壬子仲夏	格翁武田先生秘授、多田希真述、門人比元齋長貞、蘆塚齋孟辰校→	版本 1	気血色之秘事并有形之口訣、能化堂蔵版、書肆江戸須原屋茂兵衛他：表紙、裏表紙「平和元右衛門」
96	大增補法華經御圖靈感籤上	—	書林村上平樂寺→	版本 1	立像釈迦仏御影、舟守書等：題箋外
97	大增補法華經御圖靈感籤中	文久元年辛酉首冬	—	版本 1	数珠之説、数珠曼荼羅之図、優婆塞宇喜田練要識：
98	大增補法華經御圖靈感籤下	—	日蓮宗御經書籍製本発売所、御用書林京都市東洞院通三條上町平樂寺村上勘兵衛→	版本 1	妙法蓮華經序品第一各礼仏足退座一面、第 1～96 番の吉占、近代復刻か：
99	御かぐら歌全	明治 21 年 11 月 1 日	著者故奈良県平民中山美支、相続人同中山新治郎、発行兼印刷人同前川菊太郎（印）→	版本 1	あしきをはらってたすけたまへ等、神道直轄天理教会所本部蔵版：
100	永年吉方全	—	木船明義→	冊子 1	吉方は紅ヲ以て記し、凶方は墨ヲ以て記す、光ノ宮親王明治三十八年生誕：朱書
101	家相必用方鑑精義大成全	明治 27 年 5 月 7 日	著作者松浦東鷄、発行者伊澤駒吉、印刷者前野茂久次→	刊本 1	暦学・方角・陰陽等：「南部健治郎」名刺、木船収司様宛葉書 2 枚挟込
102	地理風水家相一覽全	明治 27 年 5 月 7 日	著作者松浦琴鶴、発行者伊澤駒吉、印刷者前野茂久次→	刊本 1	風水・方角等：女性画挟込
103	方鑑秘伝集全	明治 27 年 5 月 29 日	発行者岡本仙助、印刷者前野茂久次→	刊本 1	松浦琴鶴著、天保 11 年序、陰陽・占術等：

番号	題名	年月日	作成・差出→受取	形態	内容：状態
104	四目録占秘密大全	寛政2年戊正月	皇都書林寺町通松原下ル町菊屋喜兵衛板→	版本1	弘法大師、八卦の数・占術呪文等：裏表紙内「丹后市場池上吉三郎」
105	方鑑真理八宅明鏡弁解全	明治23年6月2日	著作者菊地正太夫、印刷兼発行者井上勝五郎→	刊本1	陰陽・方位・吉凶等：ラベル「東海名産御海苔」挟込
106	〔書状〕	5月16日	京都市上京衣棚丸太町角駒井様御内ニテ木船はる→木船御家内様	継紙1	女中との事で父上様に上京願誠に気の毒：15-106・107 封筒「加佐郡舞鶴町字竹屋町木船収司様参る／平安」一括、15-106～130 包紙紐一括
107	〔書状〕	5月16日	同はる→木船お母様	継紙1	駒井様の御内に参り4、5日身体えらく一日お暇、伊藤へ行き休み、奉公先の紹介：
108	〔伊東直温名前由来〕	14日	四郎左衛門→安左衛門殿	継紙1	伊東復次郎の実名を考、温の字にこやか、あたたか、やわらか、外に訓多し等：包紙「伊東直温」
109	〔書状〕	5月11日	—	継紙1	由良御尊父病氣、四国の人物を養子約定は大いに齟齬：15-109～114 封筒「京都府下丹後国加佐郡舞鶴町字竹屋木船収司様／東京芝区三田二丁目二番地濱野先生方平野石蔵拜」一括、挿絵
110	〔書状〕	1月13日	林田六兵衛、同信蔵→阪根準一様、木船収司様	継紙1	御両君ニ預家屋抵当、2～3万円他借周旋願：
111	〔書状〕	4月25日	林田信蔵→木船伯父君	継紙1	木船衛門様へ申上、彼の件落着、今日の幸福は得難い、本年は第3回博覧会設置、案内、衛門様・盛蔵様へ伝言：
112	〔書状〕	2月	妙光寺日誦→木船復之助様貴下	折紙1	改年の喜、年始の御祝詞：
113	〔書状〕	10月22日	岡本→木舟様	継紙1	私御世話に成たく、少々いりこみ返事いたしかね：封筒「木舟様」「岡本内／十月廿二日」
114	〔書状〕	5月11日	—	継紙1	突然慶應義塾を思立、無事入塾、濱野定四郎宿所、御尊安否、土地の模様を御報知依頼：
115	〔書状〕	(明治)22年11月3日	大槻部左衛門→木船収司様	継紙1	御良医診察を乞う、長く身養生、病氣全快：封筒「丹後国加佐郡舞鶴町字竹屋町新地木船収司様御机下／上六人部村字岩崎大槻部左衛門」
116	〔書状〕	12月6日	木船盛蔵→木船収司様	一紙1	病人有、松田先生の易術御考断願たく旨前妻申す、生憎生年月日承れず、返事託し、亀之助20歳：
117	〔書状〕	3月16日	由良光之助→船木兄	継紙1	妻一条、小生不在中にて愚父共と懇談の上取決依頼：
118	日々心之事	明治24年5月13日	木船父→きふねはるのどの	一紙1	虚言慎み、買喰禁止、主人への従順等7箇条を守ること：
119	〔書付〕	—	—	一紙1	46番、離別を説う、春野に書付：
120	〔書状〕	—	木船収司→由良御尊父様	罫紙2	病氣の容態伺、お柳と其後1カ月和解せず心配、御尊父様存命中の面会願：柱「十五大区」
121	〔書状〕	—	—	折紙1	由良御尊父病氣、四国の人物養子に約定、戸籍一件依頼、反故使用（雲州松江士族金弦太蔵年31才、父上病氣の件、年賀延引）：15-109、123 関連
122	〔書状〕	—	—	一紙1	一昨年柳と其後1カ月和解せず、はるの身の上の世話等、奥に「御礼」：120 下書カ

番号	題名	年月日	作成・差出→受取	形態	内容：状態
123	〔書状〕	—	木船収司→平和彌三次郎様	一紙 2	由良御尊父病氣、四国の人物養子に約定、戸籍一件依頼：
124	〔書状〕	—	—	継紙 1	準一氏の金件、登記所一覽金 400 円地所代、金 500 円家屋代、面会し承知：
125	〔書状〕	—	—	一紙 1	換金の件、準一氏より衛門様へ不足の書状、同人の邪推僻み根性：
126	〔書状〕	—	ゆき→小松さま	罫紙 1	国元から父上まいづるへまいり、今日大坂までかえす：
127	金子借用証	—	舞鶴町字本木船柳相続人木船一〇→宛	継紙 1	利子 1 日元金 10 円に金 4 厘、平野屋地所登記第 67 号建物他抵当、来何月何拾日限元利共返済、雛形：
128	〔書状〕	—	—	一紙 1	拙宅夫婦不和合、由良老人も承知、戸籍の件：反故使用「播磨国曾我井本舗宝玉堂謹製、宝神丹、主治功能」
129	〔書状〕	12 月 6 日	三宅峰吉→平和様	継紙 1	加佐郡舞鶴町（油嘉）田中嘉左衛門、弟貞吉を養子に貰受けるため尽力、斡旋：封筒「丹波何鹿郡物部村平和廣殿、依頼書」「宮津城東出三宅峰吉、十二月六日」
130	〔包紙〕	(明治) 27 年 7 月 9 日	從京都嶋原行→京都府加佐郡舞鶴町字竹屋嶋崎木舟様方由良小松様行	罫紙 1	宛先、切手：
131	万覚帳	嘉永 7 年卯正月	伊東栄→	横半帳 1	7 匁くし等の買物、黒朱子半へり 1 ばゝ殿方等もらい物、外郎もち 2、魚住へ等進物覚：15-131 ~ 143 麻紐一括
132	万覚帳	嘉永 7 年卯月朔日	栄→	横半帳 1	1 匁 5 分かんざし・1 匁 2 分仕立ちん等出銀覚、帯一筋中町方・かめ 1 小濱古屋おば殿方・ふくさ 1 生のや方等もらみ物、小濱原様薬 15 貼、吉井様薬 30 貼栄分等：
133	口上	3 月 23 日	—	継紙 1	本町へ尋ねおかつ殿より無事しらせ、嘉三郎同道、あなた様の帰りをひたすらお待ち：
134	〔書状〕	10 月 21 日	復次郎→お栄殿	継紙 1	24 日地藏尊祭のため帰宅延引、そもじ殿の御心配察しおり、近日中に帰宅の上御咄：
135	〔書状〕	正月	ゑい方→木舟御あね殿参	折紙 1	新年挨拶、あなたさま御不快の由御心配お尋：
136	一札之事	—	—	継紙 1	三行半、去状の雛形、本人、去女等：
137	〔書状〕	文月 21 日	栄方→伊東旦那様へ御返事迄	継紙 1	貴船様御内ご機嫌よく、はやはやお帰りをお待ち、その節お話申上：
138	〔書状〕	初夏	御ぞんじ方→恋しき御かた様まいる	継紙 1	恋文：根引松模様入雲母刷
139	目録	安政 2 年乙卯 2 月吉日	伊東安左衛門→木船衛門様	継紙 1	熨斗・扇子・清米等結納品：
140	〔書状〕	4 月吉日	中ばゝ方→木舟周治様御まへニ	継紙 1	市左衛門の儀何卒衛門様御夫婦殿へよろしく斡旋依頼：
141	〔包紙〕	—	—	切紙 1	文ふうし、飾紐の絵：彩色
142	〔包紙〕	—	—	切紙 1	四季の章、牡丹・紅葉の絵：15-142-1 ~ 10 一括
142-1	〔木版封筒〕	—	—	切紙 1	熊手、立斎画：
142-2	〔木版封筒〕	—	—	切紙 1	菖蒲・蜘蛛、英泉画：

番号	題名	年月日	作成・差出→受取	形態	内容：状態
142-3	〔木版封筒〕	—	—	切紙 1	丹頂鶴、英泉画：
142-4	〔木版封筒〕	—	—	切紙 1	合歡、立斎画：
142-5	〔木版封筒〕	—	—	切紙 1	藤、溪斎画：
142-6	〔木版封筒〕	—	—	切紙 1	扇子、立斎画：
142-7	〔木版封筒〕	—	—	切紙 1	老白梅、英泉画：
142-8	〔木版封筒〕	—	—	切紙 1	松に注連飾、立斎画：
142-9	〔木版封筒〕	—	—	切紙 1	菊にキリギリス、英泉画：
142-10	〔木版封筒〕	—	—	切紙 1	白菊、溪斎画：
143	〔包紙〕	—	—	切紙 1	「御礼／岡山半右衛門」金封、林源左衛門の相見の下書、家相図下書等：15-131～142の包紙
144	易学小筌	宝暦（4）甲戌 2 月	新井白蛾著、門人山熙校→	版本 1	六十四卦目案、解説等：表紙内「木船収司」、「福岡県豊前国企救部小倉船頭町千四百七拾四番地渡邊正守（印）」名刺挟込
145	早引紋帳大全	文政 7 年申 12 月	書肆江戸日本橋南一丁目須原屋茂兵衛、大坂心斎橋通安堂寺町秋田屋太右衛門他 2 名→	版本 1	弘化 5 年再刻、家紋・名称、篆刻一覧、紋の画法等：
146	周易風俗通全	明和 4 年 10 月	吉川祐三著、村上周青校→	版本 1	占法、八卦占等：札「登録商標」、由良方左衛門名刺挟込
147	六十四卦象意和解抄	明治 17 年 4 月	西京古峰謙制述（印）、門人山田薫筆→	刊本 1	乾為天・坤為地・水天需等：
148	歡喜大天発信抄全	明治 17 年 9 月 4 日	編輯兼出版駒岡乗空、製本所鹿田静七→	刊本 1	大悲大聖双身歡喜大天は陰陽二道の根源等：包紙「駒岡乗空編／歡喜大天発信抄…」挟込、題箋はがれ
149	五虎遁本命操方	—	—	包紙 1	本命的殺之事：15-149-1～7一括
149-1	〔方位盤〕	—	—	一紙 1	複数印刷、東西南北、干支：
149-2	京都粟田青蓮院門跡之図	—	—	一紙 1	見真大師御得度之旧跡：
149-3	方位考訂書	—	—	一紙 1	晴雨御みくじ、綿相場高下、米相場、麦・綿・稲作の占：
149-4	水中ニ文字ヲ浮す極秘伝	—	—	一紙 1	ろうは 3 匁、キハダの粉 1 匁、米ぬか 2 匁等：
149-5	書物価	—	—	一紙 1	造命上下 2 冊等、京都麴屋町通三条北入土岐新之助、同嵯峨角倉町細川金治郎、伏見墨染東深草村大久保治郎助：
149-6	三光占札取様之伝	—	書肆皇都東六条魚之棚高倉東へ入巴屋庄次郎板→	一紙 1	星座、縁談・待人・病人・願望等の占：
149-7	方位盤	—	—	一紙 1	15-149 付属品、四柱推命：
150	懷中要便七十二候略曆	明治 11 年	東京、大阪頒曆商社蔵→	折本 1	神武天皇即位紀元 2538 年、太陽曆、二十四節日の出入表、祝日等：

番号	題名	年月日	作成・差出→受取	形態	内容：状態
151	歓喜天拝礼作法全	明治 21 年 12 月 15 日	著作兼発行人奈良県平民寶山寺住職駒岡乗空、印刷人京都府平民河合彌七郎→	折本 1	三礼、文曰、解穢真言 7 遍等、諸仏真言：
152	歓喜天和讃全	—	和州生駒山寶山寺蔵版→	折本 1	尊天功德、降魔調伏除病等：
153	普門品	明治 15 年 8 月 29 日	編輯兼出版者生駒山寶山寺、開運組→	折本 1	妙法蓮華經觀世音菩薩普門品第二十五尔時等、經文：
154	護国大善神般若和讃	—	大英撰→	折本 1	功德、南無本師釈迦牟尼仏、朝夕謹んで三大願唱ふべし、禁発売、講社員へ分与：
155	高王観音經	文久 2 年壬戌 9 月	但州生野銀山大野氏鈴女施印→	折本 1	奉請八菩薩、經文、天保 3～7 年阿波の病氣・眼病治癒の功德等：
156	高王観音經	—	京六角通御幸町西江入町柳枝軒小川多左衛門板元→	折本 1	奉請八菩薩、經文、印「未之年女施之」：
157	万家要録	明治 33 年 11 月 2 日	発行兼編輯人後藤重助→	刊本 1	曆・本命九星干支納音表等：15-157～173 紐一括
158	神武天皇即位紀元二千五百五十九年明治三十二年大陽曆	明治 30 年 10 月 20 日	印刷兼発行者神宮司庁→	刊本 1	明治 31・32 年太陽曆、略歴表等：複数綴、表紙「木船明義」
159	明治三十六年略本曆	明治 35 年 10 月 20 日	印刷兼発行者神部署→	刊本 1	上元癸卯歳方鑑拔萃、方位便覧、太陽曆、方角等：複数綴
160	神武天皇即位紀元二千五百六十一年明治三十四年略本曆	明治 33 年 10 月 20 日	印刷兼発行者神宮司庁→	刊本 1	農商記、本命九星干納音表等：複数綴、表紙「木船明義」
161	紀元二千五百五十九年明治三十二年略本曆	明治 32 年 10 月 20 日	印刷兼発行者神宮司庁→	刊本 1	明治 33 年略本曆、神の司、星運予知等、九星六曜・吉凶等：複数綴、表紙「木船明義（印）」
162	明治三十七年当用日記	明治 36 年 11 月 1 日	静岡県平民後藤重太郎→	刊本 1	曆・本命九星干納音表等：
163	明治三十七年略本曆	明治 36 年	神部署→	刊本 1	曆・年数表：
164	廿八宿吉凶表	明治 32 年 3 月 21 日	著作兼印刷発行者宮崎八十八→	刊本 1	天気予報表、年号早見等：
165	明治三十年略本曆	明治 29 年 10 月 20 日	印刷兼発行者神宮司庁→	刊本 1	年齢月数表：
166	明治三十二年大陽曆訂ハカルタ、ストマル	明治 31 年 5 月 11 日	著作兼印刷発行者宮崎八十八→	刊本 1	廿八宿吉凶表・年齢星操表：表紙後付
167	廿八宿吉凶表	明治 32 年 3 月 27 日	著作兼印刷発行者宮崎八十八→	刊本 1	相場予顕書：
168	明治四十年略本曆	明治 39 年	神部署→	刊本 1	新旧曆対応表：
169	明治三十九年農家便覧	明治 38 年 10 月 28 日	著作印刷兼発行者杉本平太郎→	刊本 1	万民宝、明治 38 年略本曆・農家便覧等：表紙「木船明義（印）」、封筒切端挟込
170	明治三十七年方位便覧	明治 36 年 10 月 29 日	著作印刷兼発行者京都府平民寺田清助→	刊本 1	本命九星干支納音表、吉凶表等：
171	神武天皇即位紀元二千五百五十七年明治三十年星操	明治 29 年 11 月 9 日	印刷兼発行者井上吉太郎→	刊本 1	気象便覧、曆等：表紙「木船明義」、挟込紙 3 点
172	明治八年乙亥太陽略曆	(明治 7)	—	刊本 1	明治 9～28 年、太陽略曆、草木雜書鑑、庚寅方位表等：複数綴、挟込紙

番号	題名	年月日	作成・差出→受取	形態	内容：状態
173	紀元二千五百三十五年明治八年乙亥太陽曆	明治8年乙亥	大阪頒曆商社中弘曆者西京降谷明晴→	刊本 1	明治4、6、8年の太陽曆：複数綴、朱印（定価5銭）
1	〔田辺城絵図〕	—	—	絵図 1	石垣、堀等着色：彩色
2	〔人体解剖図〕	—	—	絵図 1	「木船明義所持（印）」、「木船収司」の朱印：彩色
3	明治卅七甲辰年星廻り独占	明治36年9月15日	大阪市北区地下町12番地天神表門西入宮崎八十八→	刊本 1	占い、九星性質弁：両面印刷、一枚物、大判
4	日露戦役参与艦艇比較図	明治38年10月23日	東京市日本橋区通四丁目角春陽堂→	刊本 1	大日本海軍幕僚校閲：片面印刷、特大版、二色
5	〔占書〕	—	—	一紙 1	福西八左衛門、天英生門：小谷呉服店の広告の裏を使用
6	部長永野乃	—	—	切紙 1	福西八左衛門・家族の氏名、生年月日：
7	滑稽欧亜外交地図	明治37年4月28日	東京市芝区三田四団町2番地1号小西天津館→	絵図 1	ロシアを蛸とみたてて進出するユーラシア大陸を表現、法学博士中村進午先生閲、慶應義塾大学生小原喜三郎君案：特大版、彩色
8	列国版図識別世界全図	明治38年5月3日	大阪市南区松屋町39番地榎本松之助→	絵図 1	世界地図：特大版、彩色
9	将来ノ舞鶴	明治21年10月23日	木船衛門→	縦帳 1	舞鶴が鎮守府に決定、将来の舞鶴の発展を述べる、末尾「朝日新聞記載ス」：
10	印鑑	嘉永6年3月	—	小帳面 1	印影多数：手製の小型綴帳、家相図で16-10～11包、16-10～14家相図の包紙一括
11	〔型紙〕	—	—	型紙 6	染め物用、植物や馬：
12	〔紙片〕	—	—	紙片 12	桜花形2枚、他切り紙：「御礼木村」家相図包、紙片裏筆跡、「御礼」包紙に16-13・14包
13	〔紙片〕	—	—	紙片多数	小折紙状、「足袋包」「万葉金貨包」等、折紙：華道関係切紙の包紙
14	〔紙片〕	—	—	紙片多数	小折紙状、「大豆粉包」「花形御酒口」等、折紙：
15	〔紙片〕	—	—	紙片多数	小折紙状、「小野小町ノフクサ切」等、折紙：包紙包込
16	〔画案〕	—	—	一紙 1	矢野熊太郎、書証：絵等八枚挟込
17	家相転調吉格之図	—	木船明義（印）→福井傳兵衛雅君	封筒 1	：16-16挟込
18	〔家相見道具〕	—	—	切紙他 15	家相見の方法、方位盤、「九星生貨善悪」等：方位表包込
19	大日本歴代	—	—	切紙 1	年号等一覧：16-19～21「大化以来年号并二三元調、明細記、木船明義」封筒一括
20	大化ヨリ御歴代	—	—	切紙 2	天皇名一覧：
21	神武天皇ヨリ大化元迄	—	—	切紙 2	天皇名、元号：
22	夏物大売出し	—	新舞鶴二條通八嶋南へ入、小谷呉服店→	切紙 1	景品目録：16-22～25一括封筒「丹宕加佐郡舞鶴木船明義」
23	〔葉書〕	—	—	葉書 1	未使用、「明治卅七八年戦役海軍記念日」印、軍艦画：
24	〔葉書〕	—	—	葉書 1	未使用、「明治卅七八年戦役海軍記念日」印、半紙巻込、軍艦画：
25	〔ポチ袋〕	—	—	袋 16	未使用、柄入：
26	京都毎朝新聞66号附録	大正2年4月22日	—	新聞 1	勤王七卿西竄記念画会（立入家）：

番号	題名	年月日	作成・差出→受取	形態	内容：状態
27	裁判書	明治 16 年 6 月 1 日	大阪控訴裁判所判事田中春風・判事後藤廣貞・判事中田憲信→	豎帳 1	多門院村京都府庁野山入会判決、全部入会権アクハ不明：
28	丹後国細見全図全	明治 12 年 4 月	大島綱吉校閲、上島長助編→	地図 1	：彩色、木版
29	金銭出入通	明治 8 年 4 月 25 日	林屋六兵衛（印「丹後田辺林屋六」）→泉源寺村八右衛門殿	横帳 1	利足年 1 割半定：
30	堂奥村新林改帳	明和元年甲申 10 月	溝尻村→	豎帳 1	新林の伐採、大庄屋上安村五郎左衛門他挨拶により解決：
31	〔下賜状〕	明治 17 年 1 月 4 日	京都府→遵法校	豎紙 1	幼学綱要一部：
32	異国船御手当書	安政元年甲寅 12 月	—	切紙 1	安政 3 年 12 月迄の分記す：
33-1	御用	卯 2 月	→大庄屋江	継紙 1	公儀より異国船渡海の手当指示、上安村外各村廻状（大庄屋木船衛門から上安村）：16-33 ～ 40 袋「此書附写相済、安政三丙辰十二月迄、海岸手当書附入」、紙縫一括、糊はがれ
33-2	〔添書〕	—	—	切紙	此御達写相済：
34	〔達書〕	正月 19 日	—	切紙 1	海岸御手当夫役割増減、追て沙汰：16-34 ～ 39 紙縫一括
35	夫役割	—	—	継紙 1	一番手 400、2 番手 600、町方持夫 350 人：
36	〔書付〕	正月 28 日	—	継紙 1	人足割、20 ～ 60 才役人家除：糊はがれ
37	〔書付〕	—	—	継紙 1	各持場組村人足割方：
38	覚	—	—	継紙 1	若党 50 人、鍵持等夫役差出：
39	〔達書〕	12 月 27 日	→在方へ	切紙 1	異国船防御、本庄・京極への援兵のため武役心得：
40	〔触書〕	安政 2 年乙卯 4 月 19 日	小旗忠右衛門・宇野小助→東四人当	継紙 1	海岸防御の為、梵鐘を大砲小銃に鑄換の達、その他仏具も木製・陶器：
41	異国船渡来二付被仰出并御手当書記録	安政元年甲寅 12 月	大庄屋木船衛門→	横帳 1	丑 12 月～安政 3、16-33 ～ 40 写他：袋「式千両四千両八千両、寄書帳、所割、於磯殿」
42	〔料紙〕	—	—	料紙 1	打雲、箔：
43	〔料紙〕	—	—	料紙 1	打雲、箔：
44	〔田畑宅地書上〕	—	—	横帳 1	番、反畝、字、作人、荒：
45-1	〔甚助・別家吉助畑分願書付〕	安政 5 年	—	継紙 1	村方一同水帳改に際し相談、吉助困窮諸事本家に頼み京都通、親病死：16-45 ～ 52 は封筒「大庄屋門ト口御制札写」等、一括
45-2	〔田地売買書付〕	—	—	一紙 1	弥右衛門宮奥堤上畑、溜池取切、田地売買の節杉原大井手の溝引渡、村方評定：16-45 巻込
46	〔強訴徒党触写〕	酉 9 月	—	継紙 1	安永 6 年公儀触、去巳年飛驒国百姓地所改越訴：端裏書「大庄屋門ト口御制札写」
47	〔触写〕	—	—	継紙 1	年来の御介抱、格別御用捨、困米：端裏書「右三ノ丸御米御囲始之節被仰出候様二有之候」
48	溜池地敷覚	天保 13 年壬寅 5 月	溝尻村→	継紙 1	溜池普請正徳元年卯 2 月 21 日、池掃除之村、字こすぎう：16-48 ～ 50 紙縫一括
49	覚	—	溝尻村→	継紙 1	菰、名前、預ケ口：
50	覚	寅 11 月	片山八郎兵衛・梅垣其右衛門→溝尻村役人中	切紙 1	溜池増敷年貢差継：

番号	題名	年月日	作成・差出→受取	形態	内容：状態
51	〔浪人体之者村々徘徊触写〕	申 6 月	—	継紙 1	梅垣御代被仰出者、寛政十二年位之由：
52	〔虚無僧共修行之体ねだり触写〕	弘化 5 年 戊申 2 月 23 日	山雄伊右衛門、森下傳藏、今安五郎左衛門→大庄屋衛門殿、同兵三郎殿、同西浦殿、同久左衛門殿	継紙 1	：端裏書「虚無僧ねたりヶ間敷義無之様被仰出書」
53	大改正大阪実測図	明 治 34 年 1 月 30 日	大阪市東区瓦町 4 丁目 91 番邸山本完蔵→	地図 1	：彩色、印刷
54	〔書状〕	7 月 26 日	青機→	継紙 1	浅井君御保護、溝尻社中、俳句：
55	明治十五年六月中等師範学科卒業試験成績表	明治 15 年 6 月	京都府師範学校→	一紙 1	個人名と各教科ごとの成績：大判、印刷
56	宇治保勝会趣意書	明治 35 年 10 月	宇治保勝会→	冊子 1	：印刷
57	芭蕉翁文集上下全	明 治 23 年 8 月 25 日	京都市五条橋中島南入都市町 1 番戸、京都俳諧道場観風会草紙発行部→	冊子 1	松嶋の賦他：印刷
58	加佐郡一般連合町村会規則、加佐郡連合村会規則、加佐郡一般連合町村会議事細則	—	印刷、丹後舞鶴元永活版所→	冊子 1	朱書、訂正、追加：木船朱印
59	記	明治 9 年 1 月 15 日	—	罫紙 1	明治 7 ～ 9 年元利：包紙「勘定書、甚右衛門」
60	〔時刻換算表〕	—	—	切紙 1	日本と西洋の時法の対応表：
61	公学費仕払決算簿	明治 17 年 7 月	遵法学校担学務委員→	横帳 1	教員給料、書籍費：
62	詩学便覧下	—	平安藤良國編輯、大阪書林河内屋佐助板→	版本 1	季語等収集：
63-1	明治四十三年略本曆	明治 42 年	神部署（印）→	刊本 1	：16-63 ～ 69 紙縫一括、手製表紙綴
63-2	明治四十三年農家日用便覧	明 治 42 年 11 月 2 日	著作印刷発行京都府松田幸五郎→	刊本 1	—
64-1	明治四十二年略本曆	明治 41 年	神部署（印）→	刊本 1	：綴
64-2	明治四十二年農家便覧	明 治 41 年 11 月 2 日	著作印刷発行兵庫県杉浦直次郎→	刊本 1	—
65-1	明治四十年説明表	明 治 39 年 11 月 6 日	著作印刷発行三重県藤井守四郎→	刊本 1	：表紙「木船収司」印、綴
65-2	明治三十九年農商記	明 治 38 年 11 月 6 日	著作印刷発行奈良県奥田直吉→	刊本 1	—
66-1	曆（明治四十一年略本曆）	明治 40 年	神部署（印）→	刊本 1	：16- 66-5・6 挟込、手製表紙、綴
66-2	明治四十一年戊申人民毎日大宝	明 治 39 年 11 月 6 日	著作印刷発行東京市桶川謙次郎→	刊本 1	—
66-3	明治四十一年九星日表	明 治 40 年 11 月 1 日	著作印刷発行神戸市森林茂→	刊本 1	—
66-4	明治四十丁未年九星表	明 治 39 年 11 月 2 日	著作印刷発行兵庫県杉浦直次郎→	刊本 1	：表紙「木船収司」印
66-5	〔葉書〕	37 年 10 月 26 日	東京神誠館（印）→東舞鶴字溝尻木船盛蔵殿	葉書 1	出版問合せ返事、代金請取：
66-6	〔手習〕	—	—	切紙 4	「喜」字：
67-1	明治四十五年略本曆	明治 44 年	神部署（印）→	刊本 1	：表紙「二十八宿吉凶表、四十五年略本曆」「木船収司」印、綴
67-2	廿八宿吉凶表	明 治 44 年 7 月 16 日	大阪市宮崎八十八→	刊本 1	附相場高低表：

番号	題名	年月日	作成・差出→受取	形態	内容：状態
67-3	日要	明治 44 年 6 月 15 日	大阪市宮崎八十八→	刊本 1	—
67-4	明治四十五年農家日用記	明治 44 年 11 月 2 日	著作印刷発行東京市大牧豊治郎→	刊本 1	—
67-5	明治四十四年略本曆	明治 43 年	神部署（印）→	刊本 1	:表紙「明治四十四年新曆」「木船収司」印、16-67-5・6 綴
67-6	明治四十四年農家の宝	明治 43 年 11 月 2 日	著作印刷発行市内西区松浦常次郎→	刊本 1	—
68	豊岡県官員録	—	—	版本 1	参事田中光儀他：朱字訂正
69	特別員家族年齢簿	—	—	横帳 1	朝来郡法興寺村北垣市郎右衛門家族他、家族名・生年・年齢、九星占：
70	時代品展覧会出品目録第二	明治 28 年 7 月 7 日	編者京都市大澤敬之・発行者村上勘兵衛→	刊本 1	:背はがれ
71	明治三十年略本曆	明治 29 年 11 月 1 日	神宮司庁（印）→	刊本 1	明治 30 ～ 39 年略本曆 11 冊合冊：
72	本朝新刀一覧	弘化 2 年 10 月	江戸須原屋茂兵衛→	版本 1	文政 3 年薩摩雞口居士五代秀堯撰、天保 9 年 2 月刻：
73	〔謄本〕	—	—	横帳 1	高砂等写：
74	〔白紙〕	—	—	継紙 1	:紙縫
75	京都府府・市部・郡部会議員席次	—	—	一紙 1	木船衛門・上野彌一郎他：16-75 ～ 100 紙縫一括、印刷物
76	〔書状〕	30 年 11 月 1 日	中郡五十河村長岡田平左衛門（印）→木船衛門殿	罫紙 1	本村より與謝郡野間村への道路や本村河川地方税補助の賛同依頼：封筒「中郡五十河村役場」
77	〔書状〕	11 月 10 日	石田與兵衛→木船衛門様	罫紙 1	親族紹介、病院設置計画等：柱「石田用紙」
78	京都府加佐郡倉梯村外三ヶ村組合明治二十八年年度歳入出総決算	—	—	綴 1	:蒟蒻版
79	〔覚書〕	—	—	切紙 1	木船藤太郎住所：
80	京都宿払	—	—	切紙 1	—
81	〔覚書〕	—	—	罫紙 1	谷井・加藤住所：京都府用箋
82	〔封筒〕	10 月 12 日	舞鶴町字本谷口貞吉→公会堂ニテ木船様	封筒 1	—
83	鐵道局乗車賃銀割引証	—	第二回水産博覧会事務局（印）→	切紙 2	:印刷
84	〔書状〕	31 年 11 月 11 日	中西孫兵衛→木船衛門様	切紙 1	神社額字依頼：封筒
85	〔書状〕	7 月 23 日	平野勇蔵→木船尊兄	継紙 1	郡是や製糸巡回教師：封筒
86-1	河川漁業取締規則	—	—	罫紙 1	明治 19 年：16-86-1 ～ 4 封筒（由良村長三森西之上→加佐郡蚕業組合事務所木船衛門殿）一括
86-2	魰二関シ御参考迄調書	—	—	罫紙 1	由良・神崎村運営、鮭・鱒他：
86-3	由良村ヨリ魰建設願之儀ニ付左之通相伺書	明治 14 年 10 月 21 日	加佐郡長野田新→京都府知事北垣國道殿	冊子 1	:罫紙
86-4	郡内魰漁二関スル意見上申案	明治 27 年 8 月 23 日	加佐郡役所→府庁第五課宛	冊子 1	:罫紙
87	〔通知状〕	明治 30 年 11 月 6 日	京都府知事男爵山田信道→府会議員木船衛門	切紙 1	府会開催通知：封筒、蒟蒻版
88	〔通知状〕	明治 30 年 11 月 6 日	京都府知事男爵山田信道→府会議員上野修吉	切紙 1	府会開催通知：封筒、蒟蒻版
89	〔書状〕	旧 12 月 27 日	石田與兵衛→木船衛門様	継紙 1	歳暮の礼等：封筒、糊はがれ

番号	題名	年月日	作成・差出→受取	形態	内容：状態
90	〔電報〕	31 年 1 月 21 日	イワタキムライトイイチ ロヘイ→キブネエモン	切紙 1	セヒコシラエクレ：封筒
91	〔書状〕	明 治 31 年 1 月 21 日	日本赤十字社京都支部加 佐郡委員長川本正路→木 船衛門殿	継紙 1	舞鶴町九霞楼酒宴招待：封筒
92	〔定規見本図〕	—	—	切紙 1	1 目 1 間目盛：
93	量器売価表	—	(印)「量器製作修覆所京 都市福井棧吉」→	罫紙 1	：柱「○京量器製作所」
94	縁無量器之分	—	—	罫紙 1	：柱「○京量器製作所」
95	〔覚書〕	—	—	罫紙 1	郡農産品評会開設：柱「京都府加佐郡 農会」
96	〔覚書〕	—	—	罫紙 1	枅、斗概、運賃等：「京都府」用箋
97	〔葉書〕	30 年 11 月 23 日	廣小路機布衾→蛸薬師通 烏丸木船衛門様	葉書 1	枅、斗概等の件：
98	〔葉書〕	30 年 11 月 18 日	途中ニテ機浮衾→蛸薬師 通烏丸木船衛門様	葉書 1	衡器直段運賃等説明：
99	日之出新聞附録	明治 30 年 11 月 17 日	—	新聞 1	「出品総数」等墨書メモ：
100	日之出新聞附録	明治 30 年 11 月 20 日	—	新聞 1	28 年数字等墨書：
101	海面埋立願	明治 30 年 1 月	加佐郡倉梯村木船衛門、 同郡舞鶴町竹屋上野修吉 →京都府知事男爵山田信 道殿	縦帳 1 罫紙	溝尻小字宮下他：16-101・102 合冊、 罫紙
102	海面埋立設計書	明治 30 年 1 月	加佐郡倉梯村木船衛門、 同郡舞鶴町竹屋上野修吉 →京都府知事男爵山田信 道殿	縦帳 1	溝尻小字宮下他：罫紙
103	海面埋立願	明治 30 年 1 月	加佐郡倉梯村木船衛門、 同郡舞鶴町竹屋上野修吉 →京都府知事男爵山田信 道殿	縦帳 1	溝尻小字濱田他：罫紙
104	海面埋立願	明治 30 年 1 月	加佐郡倉梯村木船衛門、 同郡舞鶴町竹屋上野修吉 →京都府知事男爵山田信 道殿	縦帳 1	大波下小字前田他：罫紙
105	海面埋立願	明治 30 年 1 月	加佐郡倉梯村木船衛門、 同郡舞鶴町竹屋上野修吉 →京都府知事男爵山田信 道殿	縦帳 1	泉源寺小字チチウ：罫紙
106	海面埋立願	明治 30 年 1 月	加佐郡倉梯村木船衛門、 同郡舞鶴町竹屋上野修吉 →京都府知事男爵山田信 道殿	縦帳 1	長濱：罫紙
107	〔書状〕	—	—	折紙 1	方位等占、虚弱病：16-107～120 包 紙一括
108	八門遁甲之術	—	—	折紙 1	方位等占、平野謙治郎：
109	〔覚書〕	—	—	折紙 1	大波下村梅原米蔵普請等占：
110	〔葉書〕	明 治 42 年 6 月 20 日	木船衛門→新舞鶴字北吸 八嶋ますや内木船収司殿	葉書 1	退院の報告：
111	後藤留吉家相	—	—	切紙 1	「東普請」等：
112	〔家相図〕	—	—	切紙 1	雪中松：
113	方位考訂書	明治 40 年 10 月	木船明義→平野様	切紙 1	「井戸掘」「西平野」等：

番号	題名	年月日	作成・差出→受取	形態	内容：状態
114	〔封筒〕	明治 41 年 3 月 19 日	北有路平野吉左衛門→新舞鶴字北吸高橋久吉殿方木船収司様	封筒 1	—
115	〔書状〕	4 月 25 日	木船収司→平野廣泰殿	切紙 1	謝礼礼状下書：
116-1	名前附	—	木船衛門→	継紙 1	平野吉左衛門他、扇子・風呂敷書上：16-116-1～5 封筒（明治 41 年 5 月 29 日、平野廣泰→木船収司殿）一括
116-2	御目録下書	—	梅垣西浦→	継紙 1	平野吉左衛門他名前、扇子・風呂敷書上：
116-3	本命星	—	東平野→	罫紙 1	—
116-4	〔生年月日書上〕	—	—	継紙 1	嘉永 2 年忠治他 9 名：
116-5	〔生年月日書上〕	—	—	切紙 1	弘化 3 年平野謙二郎他 5 名：
117	〔書状〕	42 年 2 月 7 日	東平野（有路上村平野忠治）→木船収司様	継紙 1	普請の進捗、追加家相の相談：封筒
118	〔封筒〕	44 年 7 月 14 日	大阪市林田嘉蔵商店林田信蔵（印）→新舞鶴千歳木船収司様	封筒 1	—
119	方位考訂書	40 年 6 月 23 日	木船明義（印）→赤井千代蔵雅君	継紙 1	：封筒（赤井千代太郎→木船明義殿）
120	〔書状〕	明治 42 年 9 月 24 日	字久田美河崎安太郎→木船収司殿	継紙 1	蚕室新築の相談：封筒、北吸から新舞鶴高橋久吉方へ転送貼紙
121	管内一覧表全	明治 7 年 1 月	（印「豊岡県庶務印」）→	版本 1	豊岡県要覧：16-121～134 包紙一括
122	御梅春着水	—	—	版本 1	俳句摺物、ナニハ眉山他 22 名、彩色画：包紙
123	美術研精舎傑作	—	—	切紙 1	雑誌はがれの絵：
124	〔家屋写真〕	—	—	写真 1	—
125	巨勢金岡真筆	明治 27 年 1 月 1 日	大阪毎日新聞社→	印刷 1	大阪毎日新聞附録、備中吉備津神社古額：印刷
126	蕪詞	—	桑陽居稲水（南桑田郡倉橋廣太郎）→木船先生	切紙 1	包紙のみ：16-127・128 包紙カ、帯封
127	〔俳句〕	—	稲水→	短冊 1	木船先生永々滞在せらるるに
128	〔俳句〕	—	稲水→	短冊 1	木船先生より挿花寄贈さるうれしさ
129	寿恵廣	—	大阪久保田製品→	包紙 1	扇子包紙カ、彩色：
130	〔絵図〕	—	—	絵図 1	東地区、村名、彩色：
131	〔御用地所絵図〕	—	—	絵図 1	舞鶴湾付近、「鎮守府」「火薬倉庫所」、21214 坪：糊はがれ、彩色
132	追福	—	—	印刷 1	俳句摺物、乙貫堂他 22 名：包紙、彩色
133	大阪大火災実況図	明治 42 年 8 月 14 日	西村商会→	地図 1	堂島、曾根崎：印刷、彩色
134	舞鶴鎮守府附近倉梯新市街町名明細図	明治 35 年 11 月 21 日	—	地図 1	東新市街地通り名、命名式：印刷、彩色
135	子之福寿到来帳	文久 4 年 甲子 正月 吉日	木船義員→	横帳 1	鏡大一升五六合取、代四匁余、釣柿・白砂糖・年玉控三匁伊三郎おすへおはま・一匁盛蔵他：
136	池之部谷行永村森村争論一件	天保 14 年 癸卯 4 月 29 日	—	横帳 1	4 月 29 日森村より行永村の山へ入込：
137	浜村森村芝口明争論	弘化 2 年 乙巳 4 月 15 日	—	横帳 1	芝口明争論経緯：
138	田畑預ヶ口帳	文久 4 年 甲子 正月 2 日	木船姓→	横帳 1	預け所一覧：
139	〔書状〕	4 月 2 日	上羽拝→木船御氏様	切紙 1	高橋に頻に督促、御教示伺：

番号	題名	年月日	作成・差出→受取	形態	内容：状態
140	金銭出入通	明治 14 年巳	林田六兵衛（印）→木船衛門殿	横半帳 1	勘定差引：
141	金銀出入通	明治 11 年寅	林田六兵衛（印）→木船衛門殿	横半帳 1	金受取：
142	金銭出入通	明治 12 年卯	林田六兵衛（印）→木船衛門殿	横半帳 1	勘定差引：
143	金銭出入通	明治 13 年辰	林田六兵衛（印）→木船衛門殿	横半帳 1	勘定差引：
144	〔口伝書〕	—	—	横半帳 1	華に雪をふらす伝、箆籠（いかき）に水をいれもらぬ伝、花白く致す伝他：
145	改正柵補日夜重宝万歴両面鑑	嘉永 4 年辛亥	大阪書林天満九丁目鳥居南之辻角奈良屋松兵衛→	版本 1	千支一覽・改正九族服忌令・太平武将年代略記・万年八将神方位之事他、慶応 4 年まで記入：
146	記	旧 12 月 30 日	→重助殿	継紙 1	金 75 円 90 銭 手取：16-146 ～ 165 包紙一括
147	記	旧 20 年 12 月晦日	市惣左衛門（印）→溝尻木舟様	切紙 1	頼母子金 41 円 9 銭 6 厘受取：
148	覚	—	弥一郎→衛門様	切紙 1	100 円 9 銭受取：
149	記	亥 12 月晦日	市場村平四郎→溝尻村木船衛門様	切紙 1	5 円 9 銭無尽戻り金受取：
150	記	20 年旧 12 月 10 日	木船衛門→高橋惣兵衛殿	切紙 1	米 1 斗受取：
151	覚	20 年旧 12 月 16 日	木船衛門→佐波賀村忠衛門殿	継紙 1	1 石 2 斗 6 升銀納受取：
152	送り	20 年旧 12 月 30 日	木船衛門→木船和蔵様	継紙 1	金 75 円 90 銭 手取金送、受取（印木和）：
153	記	20 年旧 12 月 30 日	村田弥平治→木船衛門様	継紙 1	金 5 円 9 銭頼母子戻受取：
154	記	旧 12 月 28 日	宇留間盛蔵→木船衛門殿	切紙 1	金 10 円 80 銭無尽買受取：
155	記	明治 20 年旧 12 月 29 日	矢野久左衛門→木船衛門様	切紙 1	金 5 円 9 銭頼母子欠戻り受取：
156	記	20 年 12 月 29 日	村田惣左衛門→溝尻木船様	切紙 1	金 33 円頼母子金受取：
157	記	20 年旧 12 月 29 日	田中村馬場重右衛門（印）→溝尻村木舟衛門様	切紙 1	金 5 円 9 銭無尽買戻り受取：
158	請取口・渡口	—	—	切紙 1	平・小倉請取覚、泉源寺・田中渡覚：
159	記	明治 20 年旧 12 月 29 日	木船和造（印「木和」）→木船衛門様	切紙 1	金 33 円受取：
160	記	24 年旧 12 月 30 日	馬場重右衛門→木船衛門殿	切紙 1	金 19 円 91 銭頼母子分ヶ取金受取：
161	証	24 年旧 12 月 30 日	左近忠左衛門→木船衛門様	罫紙 1	金 19 円 91 銭 1 厘頼母子配取金受取：
162-1	〔紙片〕	—	—	切紙 1	覚・27 円 12 銭 8 厘：16-162-4 に巻込
162-2	記	明治 24 年 12 月 30 日	加佐郡志楽村字市場村田太郎右衛門（印「加佐郡志楽村字市場村田太郎右衛門店之印」）→溝尻木船衛門様	切紙 1	金 4 円 14 銭市場山口廣助頼母子掛金受取：版刷
162-3	記	明治 24 年旧 12 月	村田→木舟衛門様	切紙 1	4 円 14 銭明治 23 年度分山口廣助頼母子金持参依頼：
162-4	記	24 年旧 12 月 30 日	木船衛門→村田太良右衛門殿	切紙 1	金 12 円 80 銭 24 年無尽受取：
162-5	紙片	—	—	切紙 1	安久兵左衛門様：
163	記	—	—	折紙 1	頼母子金掛け金氏名覚カ：
164	証	—	—	折紙 1	頼母子金 300 円、金額氏名 1 口 10 円 18 銭宛：

番号	題名	年月日	作成・差出→受取	形態	内容：状態
165	頼母子勘定帳	明治 12 年	発起人木船姓→	横帳 1	明治 12 年寅暮頼母子掛金仕出、金 300 円、明治 20 年迄：
166-1	〔木船衛門持分新川東新田間量改 6 筆坪数・稲束苅数・図〕	慶応 3 年丁卯 11 月	製嶋惣平図之→	継紙 1	282 坪 1 分 05 毛 2 = 27 束 3 把 1 分 5 厘 6 毛 2082 余他：包紙「新大川東西新田間量之図面式枚、慶応三丁卯年極月中旬、寫惣平、木船衛門様」
166-2	〔木船衛門持新大川西土手際添新田間量改 4 筆坪数・稲束苅数・図〕	慶応 3 年丁卯 12 月 13 日	—	切紙 1	155 坪 4 分 4 厘 7 毛 125 = 25 束 9 把 7 厘 9 毛 6875 他：
167	学費仕払決算簿	明治 17 年 1 月 15 日	遵法校担学務委員→	横帳 1	入出金内訳、教員給料・書籍・器械・校舎修繕・薪炭油等：
168	学費金出納帳	明治 17 年 1 月 4 日	遵法校→	横帳 1	溝尻・市場・泉源寺・田中村割、諸支払：
169	預り申証文之事	文久 2 年壬戌正月 25 日	福井収司（印「丹上大石、藤右衛門」）→木船御老母様	切紙 1	借入金 5 両、田辺相場 75 匁替：包紙「証文、沓通入、福井収司」
170	小遣切出帳	明治 10 年 1 月	西浦→	横半帳 1	出金覚：
171-1	丹波岩崎千歳女追善句合	—	—	野紙 1	西京深水園宗匠評 12 句、丹後山秀園大人副評 7 句句集、集句一万句余：
171-2	丹波岩崎千歳女追善句合	—	—	野紙 1	同文、集吟一万句余：
172	覚	明治 3 年庚午 6 月	〔行永村〕→	継紙 1	溝尻村田面水口に新溜池築造、溝尻村と和談成立、今後運営取決申入：
173	〔大乘十来〕	—	相國獨園書（印）→	版本 1	端正者忍辱来、福貴者善根来、記録して日々修身：
174	池田方引受勘定	未	—	継紙 1	売払稗代 10 貫 397 匁 6 分 3 厘等差引勘定：
175	乍恐奉伺口上之覚	嘉永 3 年庚戌 3 月	溝尻村→今西彦六様当	継紙 1	溝尻村・堂奥村・多門院村入込、新畑新林多く争論次第取調依頼状案：端裏書「嘉永三庚戌年三月八日差遣控」
176	豊岡県官員録	8 年 4 月	—	版本 1	—
177	〔覚〕	—	—	切紙 1	元利、上羽勘定控：
178	和字便覧	—	京師出雲寺文治郎山本平左衛門、浪華渋川与左衛門→	折本 1	字引：木版
179	祝喰	元治元年春月	—	切紙 1	俳句、熨斗小槌絵：彩色木版
180	差上申御請一札之事	嘉永 5 年壬子 5 月	堂奥村百姓惣代伝次郎判他 11 名、年寄五郎右衛門・友三郎、庄屋利右衛門・次左衛門、溝尻村百姓惣代藤左衛門他 11 名、年寄徳右衛門・忠左衛門、庄屋久左衛門→御代官公庄貫蔵様御役所	継紙 1	堂奥村野山にて多門院村溝尻村入込山の内、近來新林桐実畑等多く山論、両村へ仰渡：奥書、大庄屋木船衛門
181-1	亥之福寿到来帳	文久 3 年癸亥正月吉日	木船義員→	横帳 1	到来物・遣物・支払等覚：
181-2	亥盆後方秦氏勘定仕出し	—	—	継紙 1	練薬勘定等：16-181-1 括付
181-3	〔秦氏勘定〕	—	—	継紙 1	練薬勘定等：16-181-1 挟込
182	大仲根性記	—	—	切紙 1	大庄屋 8 人斎藤・千坂・岩崎・木船・白井・波多野・梅垣・福田：

番号	題名	年月日	作成・差出→受取	形態	内容：状態
183	送木船先生	明治 8 年 11 月 1 日	増山守正頓首再拜→大英傑木船衛門先生明大人梧桐机右	綴 1	医術、明治 6 年何鹿郡 13 区小学校句読、厚恩礼状：罫紙
184	〔西洋料理覚〕	—	—	折紙 1	ビフステキ・ローズ等記：
185	日記	明治 14 年 9 月 17 日	木船→	横半帳 1	大阪・京都在住者住所、出金覚：
186	記	明治 12 年 7 月 15 日	左近忠左衛門→木船衛門様	継紙 1	頼母子銀計算：
187-1	〔地割面積図〕	—	—	切紙 1	2 筆：
187-2	〔地割面積図〕	—	—	切紙 1	吉次郎持・佐太郎持 2 筆：
188	回文錦字之詩蕪若蘭、和韻寶滔字連波	—	—	一紙 1	晋の寶滔、妻の蘇若蘭：
189	〔俳諧刷物〕	申春	—	一紙 1	マイツル、アヤへ、白梅に巾着模様画、彩色木版：
190	救民妙薬集全	元禄（6）癸酉	常陽水戸府医士穂積氏甫庵宗與撰→	版本 1	民間療養手引、六角通御幸町西え入町書林茨城多左衛門：
191	西洋年代記	明治 4 年辛未	名古屋市本町通 25 丁目文明社→	印刷 1	元禄 7 年～西洋時事、各国帝王紀略等：彩色
192-1	〔戯言句〕	明治	—	罫紙 1	：京釜鉄道株式会社用箋、16-192- 2 挟込
192-2	世界統一の天業	明治 42 年 9 月 28 日	田中智学述、相州鎌倉要山 428 師子王文庫→	刊本 1	日蓮宗による世界統一を目指そうとする説論書：
193	応用骨相学	明治 38 年 11 月 17 日	市川紀元二遺著、山懸操・東京市本郷区駒込西片町 10 番地内外出版協会→	刊本 1	骨相学：「R o o s e b e l t」裏表紙サイン
194	現行森林法解釈	明治 31 年 8 月 29 日	初瀬川健増、東京市京橋区南伝馬町 2 丁目 13 番地有隣堂→	刊本 1	—
195	訂正増補第 18 版、生殖器病要鑑	明治 40 年 4 月 15 日	東京市京橋区桶町 32 番地河岸通り丸山萬五郎、第一生司院→	刊本 1	：「京都市停車場前七條郵便局斜向第八生司院」表紙ゴム印
196	天田郡案内と事蹟の一斑	明治 42 年 11 月 23 日	氷上覺太郎・山口竹太郎・日下林三郎、天田郡福知山町字呉服 58 番戸越山益三→	刊本 1	—
197-1	〔振替預金案内書〕	—	大阪為替貯金支局長野添愛善→	一紙 1	：包紙「通信事務、京都府加佐郡新舞鶴町字溝尻 18 木船衛門殿、大阪振替貯金課」、印刷
197-2	〔郵便振替貯金加入手続案内書〕	—	為替貯金局→	一紙 1	：印刷、色刷
198	京都市案内	（大正）	—	一紙 1	京都市内地図、大典記念：印刷、色刷
199	定款并二規程	大正 4 年 4 月	京都府蚕糸同業組合連合会→	冊子 1	活版謄写：
200	北海道模型案内	明治 28 年 4 月 28 日	北海道札幌区北一條西 7 丁目 1 番地協賛会北海道支部→	刊本 1	北海道有志者より桓武天皇神前に献納した北海道模型の縦覧案内：
201	大阪万便覧	大正 2 年 7 月 1 日	中村孝男編、大阪市東区東雲町 2 丁目 175 番地東雲新報社→	刊本 1	大阪市沿革等案内：「大阪市北区□本町 57 番地公債株式現物売買山崎孝次郎」ゴム印
202	〔白紙〕	—	—	横帳 1	帳外：
203	病中見舞請帳	明治 14 年 12 月	木船→	横帳 1	御祈禱西川・煮しめ 2 梔市場・煮豆津田等：

番号	題名	年月日	作成・差出→受取	形態	内容：状態
204	〔書状〕	10 月 21 日	潮水→如石様	継紙 1	村田嘉蔵催句、御礼金 2 円 50 銭落手、認物拝見：
205	遠藤奉柯香資寄縁記々文	—	—	継紙 1	辞世句・追善句等：
206	〔大庄屋堂奥村掛合覚書〕	申 4 月 28 日	木船衛門カ→	継紙 1	堂奥村へ掛合、天明年中上様より新林切採仰付、等閑に致し近年新林切取願の堂奥村返答応酬一件：端裏書「堂奥一件」
207	詩韻碎金幼学便覧全	—	大阪書林心斎橋通北久宝寺町角河内屋佐助板→	版本 1	用語辞書：表紙「木船庄蔵」
208	〔諸事控〕	明治 5 年壬申 6 月 10 日	木船衛門→	横半帳 1	高成詰・戸長・副区長拜命等：
209	〔用便箋〕	—	—	罫紙 2	投票総数 1213：
210	記	明治 10 年辰旧 12 月大年	市場郵村田太郎左衛門(印)→溝尻木船衛門様	切紙 1	100 円受取：
211	音訓名頭字	明治 13 年 6 月 26 日	京都府平民内藤彦一、下京区第 13 組大寿町 406 番地→	版本 1	音訓辞書、舞鶴竹屋町小谷喜造他府下販売人：
212	大日本道中独案内図	天保 12 年辛丑 2 月	江戸日本橋一丁目須原屋茂兵衛他 6 名記名→	絵図 1	東海道他道諸国案内：包紙、色刷、木版
213	布令字弁	明治元年戊辰 11 月	大坂心斎橋通南一丁目大野木市兵衛、同所松村九兵衛、同北久太郎町柳原喜兵衛→	版本 1	辞書：
214-1	〔書状〕	明治 25 年 12 月 26 日	西原利兵衛、河野与右衛門、神谷廣生→高田久兵衛様、布川範兵衛様、木船衛門様	継紙 1	6 区議員推挙当選御礼：
214-2	〔葉書〕	23 年 9 月 4 日	与謝郡吉津村河野与右衛門→加佐郡倉梯村木船衛門殿	葉書 1	神鞭君本月中旬墓参予定、過日高田君へ報告：
214-3	〔封筒〕	—	与謝郡加悦町西原利兵衛、山田村神谷廣生→加佐郡倉梯村木船衛門様親展	封筒 1	：16-214-1・2 入
215	〔アラビア数字一覧〕	—	—	継紙 1	—
216	覚	—	—	折紙 1	拾人講利息計算：
217-1	〔書状〕	23 年 7 月 9 日	神鞭知常→四所村総代高田久兵衛様(印)、高野村総代森脇治平様、倉梯村総代木船衛門様、池内村総代波多野真部様、朝来村惣代林次郎兵衛様、梅原正右衛門様、四所村惣代福田重兵衛様、上野忠治様、余内村水嶋亀吉様、柴田吾市様、与保呂村総代常塚清吉様、西大浦村総代安田藤太郎様、斎藤久左衛門様、東大浦総代志楽幸太郎様御中	継紙 1	京都府第 6 選挙区当選御礼：封筒、東京府南豊嶋郡渋谷村字渋谷宮益町 75 番地神鞭知常→京都府加佐郡中筋村高田久兵衛様、同郡倉梯村木船衛門様親展
218-1	〔書状〕	1 月 20 日	池田村長→木船衛門殿	切紙 1	大阪の一行到着のため出張の依頼：

番号	題名	年月日	作成・差出→受取	形態	内容：状態
218-2	〔封筒〕	—	→木船衛門殿	封筒 1	至急：
218-3	記	旧 12 月 13 日	木舟盛蔵→本家様	切紙 1	6 寸竹 17 本代：
218-4	〔封筒〕	33 年 1 月 22 日	京都市寺町今出川木船藤太郎→溝尻木船衛門殿	封筒 1	—
218-5	〔書状〕	1 月 26 日	今安直蔵→木船老兄貴下	継紙 1	濱・北吸・余部村の新市街地地図送付 依頼：封筒、舞鶴町丸市屋今安直蔵→ 溝尻木船衛門
219	〔通知状〕	明 治 33 年 1 月 25 日	加佐郡尚武会（印）→倉梯村委員御中	罫紙 1	貸附利子送金依頼：封筒、倉梯村役場 →木船衛門殿、柱「加佐郡尚武会」
220	〔通知状〕	明 治 33 年 1 月 29 日	加佐郡蚕糸同業組合事務所（印）→木船組長殿	罫紙 1	顧問練木喜三氏巡回講話日程通知：封 筒、柱「加佐郡蚕糸同業組合事務所」
221	〔封筒〕	—	丸尾甚助→溝尻村木船貫治様	封筒 1	—
222	〔封筒〕	—	山崎弥作→木船衛門様	封筒 1	：16-224 封筒カ
223	〔書状〕	33 年 1 月 24 日	（字中田）和田精左衛門→木船衛門殿	切紙 1	両村差出の願書の引立依頼：封筒
224	〔書状〕	1 月 21 日	山崎弥作→木船衛門様	継紙 1	96 円証送付礼：
225	〔封筒〕	—	京都府加佐郡倉梯村役場→木舟衛門殿	封筒 1	—
226	〔書状〕	33 年 1 月 24 日	蚕糸同業組合事務所ニテ岩崎勝蔵→木船衛門様	罫紙 1	講話巡回報酬の問合：封筒、柱「加佐 郡蚕糸同業組合事務所」
227	〔書状〕	1 月 18 日	（寺町今出川）木船藤太郎→（溝尻）木船父上様	継紙 1	量衡器買入の件、配当金明細報告等： 封筒
228	〔覚書〕	—	—	封筒 1	量衡器代書付：
229	〔書状〕	33 年 1 月 19 日	峯山町石田與兵衛→倉梯村木船衛門様	継紙 1	金融恐慌の様子、西村氏仙台等視察の 件等：封筒
230	〔書状〕	1 月 12 日	北吸区長山崎弥作→木船衛門殿	切紙 1	年末の印を進上御笑納：封筒、裏に手 紙下書
231	〔書状〕	33 年 1 月 19 日	（京室町出水上野）彌一郎→木船大兄	継紙 1	議案調整費等は府費から、議会の質 問、憲政党諸費等：封筒
232	〔書状〕	33 年 1 月 17 日	（京室町出水）上野彌一郎→木船君・池田君	継紙 1	郡会で協議の新市街設備の件、大阪加 納なる人物は確実との内聞等しらせ： 封筒
233	〔書状〕	1 月 10 日	池田（倉梯村役場）→木舟衛門様	切紙 1	慰労会雪のため延期、郡会後に実施、 年末の上京費用等：封筒
234	〔添書〕	—	—	罫紙 1	傳蔵分元証書と改メ証書の件：
235	〔書状〕	33 年 1 月 16 日	（余部上）林次郎兵衛→木舟大君	継紙 1	仕事の周旋願：封筒
236	〔書状〕	12 月 25 日	兵吉→木船様	罫紙 1	自作椎茸と埋木細工の盆送付、御笑 納：
237	〔書状〕	明治 32 年 1 月 1 日	（上京区御幸町二条）奥繁三郎→木船衛門殿	切紙 1	新年挨拶、転宅法律業務開業挨拶：封 筒、印刷
238	〔書状〕	1 月 27 日	（峰山）石田帛蔵→木船尊大様	継紙 1	歳暮の行き違い等わび：封筒、糊はが れ
239	〔書状〕	1 月 20 日	池田→木舟衛門様	継紙 1	半澤伏太氏着到、舞鶴倉梯間定期航路 計画、嘉納氏、田中氏等熟談：封筒
240	〔封筒〕	32 年 10 月 4 日	加佐郡役所→木船衛門殿	封筒 1	：
241	春蚕養育試験表	明治 13 年辰 3 月	橋垣桑谷園→	冊子 1	清涼飼、罫紙：
242	日誌	明治 13 年 3 月	木船→	横半帳 1	蚕買付他精算表、府会開場心得：
243-1	扶桑金借入諸事記録	明治 9 年 1 月 22 日	—	横帳 1	貸金、定約金：16-243-2 ～ 4 挟込

番号	題名	年月日	作成・差出→受取	形態	内容：状態
243-2	〔勘定書〕	—	—	折紙 1	前欠、朱字：
243-3	〔勘定書〕	—	—	継紙 1	大区納金、木戸氏・木船・扶桑社等差引勘定：糊はがれ
243-4	記	—	—	折紙 1	大区受取、一小区・五小区・梅原氏等差引勘定：
244	〔扇絵〕	—	迷泉齋画（印）→	切紙 1	牛・漢詩：扇骨なし
245	日記	明治 14 年 10 月 18 日	木船→	横半帳 1	出納帳：
246	〔田畑調査帳〕	—	—	横半帳 1	形、持主、面積、収穫高：
247	〔田畑図〕	—	—	切紙 1	—
248	古貸取立通	文久 3 年癸亥 12 月	木船衛門（印）→矢野久兵衛様	横帳 1	市場太右衛門為替：
249	桑粥ノ法	—	—	写本 1	千光祖師相伝妙術、按摩導引之法、喫茶養生記：
250	〔田畑図〕	—	—	切紙 1	1011 番他 8 筆地価入、朱色：
251	金方受取帳	—	—	横帳 1	人別金高：
252	〔依頼状〕	明治 15 年 9 月 15 日	（印「多賀教会之印」）→木船衛門殿	切紙 1	多賀教会講社世話係：
253	長州追討被為唱時之御大名	—	—	継紙 1	紀州殿留守居横井次太夫借写：
254	〔名前書上〕	—	—	継紙 1	東在梅垣西浦他 45 名：
255	文久二壬戌歳晴雨考	文久元年初冬	尾張医学館門人信陽平井太一郎直之著→	切紙 1	江戸日本橋、須原屋茂兵衛他：木版
256	伝受花水上之次第	文化 10 年癸酉 11 月上旬	木船藤右衛門→右傳受先生	切紙 1	京都六角門人、市場宿、市場高橋半治他伝授：16-256 ～ 258 紙縫一括、焼損
257	本草花水上	—	—	折紙 1	竹・藤・朝顔：
258	水揚秘伝	—	—	切紙 1	—
259	証	明治 11 年 6 月	京都種痘館（印）→木船衛門男莊蔵	切紙 1	初種、莊蔵 5 年 6 か月：16-259 ～ 262 紙縫一括、包紙、木版に墨書
260	証	明治 11 年 6 月	京都種痘館（印）→木船衛門	切紙 1	初種、衛門 28 年 7 か月：包紙、木版に墨書
261	天然痘済	明治 11 年 6 月	（印）（京都種痘館）→木船衛門妻ふみ	切紙 1	ふみ 24 年 8 か月：包紙、木版に墨書
262	証	明治 11 年 6 月	京都種痘館（印）→木船衛門男藤太郎	切紙 1	初種、藤太郎 7 年 7 か月：包紙、木版に墨書
263	能楽組	4 月 6 日	烏丸三条點林堂印刷→	切紙 1	知恩院方丈の能番組：印刷
264	鎌倉江之嶋案内図	明治 15 年 5 月 12 日	編輯出版相良國太郎→	切紙 1	：印刷
265	〔占図〕	—	—	切紙 1	九星、手相：
266	第十二号議案	—	—	切紙 1	郡区吏員給料旅費及庁中諸費：帳はがれ、印刷
267	地藏尊奉額発句会	—	—	版本 1	雨の月、舞鶴・峰山・溝尻・堂奥・若狭・社中、浪花五木庵湖水：
268	松浦亀鑑全	明治 22 年己丑 9 月	編輯発行大内青巒→	刊本 1	福田行誠上人垂示、門人河瀬秀治後書：
269	薩長土肥全	明治 22 年 6 月 14 日	著者小林雄七郎・発兌元博文館→	刊本 1	—
270	〔戒名〕	—	—	切紙 1	帰真本覚自性大姉、木船衛門妻フミ、明治 18 年 12 月 16 日：
271	〔婚礼献立〕	—	—	継紙 1	落附献立～四日目女中客まで献立：糊はがれ
272	酒之記	—	—	切紙 1	酒の功能：

番号	題名	年月日	作成・差出→受取	形態	内容：状態
273	〔覚書〕	—	—	折紙 1	「蠟燭一寸二而一夜とほす法」等聞書：「壺」の番号
274	〔覚書〕	—	—	折紙 1	「水に消さる置火の法」等聞書：「十四」の番号
275	〔覚書〕	—	—	折紙 1	「硯の墨のねほりを取方」等聞書：「四」の番号
276	〔覚書〕	—	—	折紙 1	「旅二而病をうけぬ法」等聞書：「八」の番号
277	〔覚書〕	—	—	折紙 1	「梅の酢からぬ接木の法」等暮聞書：「十八」の番号、16-273～277 一括カ、最終丁カ
278-1	〔書状〕	2月28日	西原利兵衛→木船衛門殿	切紙 1	府会議員当選祝賀、選挙依頼他：16-278-1・2 封筒（25年2月27日神鞭知常→高田久兵衛）殿
278-2	〔書状〕	2月27日	（神鞭）知常→高田・木船・上野・布川・今西・福西各仁兄大人	継紙 1	選挙推薦依頼：
279	〔献立〕	—	—	継紙 1	22日昼村客50人、22日晚若衆客23人、23日昼小供客18人、女客25人～24日昼：
280	唐詩選五言絶句	—	—	版本 1	卷之六：表紙、明治23年日本之文華第11号等再利用
281	〔俳句〕	—	—	継紙 1	：破れ
282	〔俳句〕	—	—	折紙 1	鳥跡・善国・其園各1句：
283	借用証券之事	明治10年1月3日	借主木船衛門（印）・市場村受人市場勇二郎（印）→倉内市蔵殿・代理井登喜蔵殿	継紙 1	奥書加佐郡第十区戸長津田惣左衛門（印）（抹消）、200円、抵当書込有：糊はがれ
284	家則	明治10年2月	平野吉左衛門→	罫紙 1	節儉、火の用心、諸遺物一品限：
285	〔断簡〕	—	—	切紙 1	—
286	〔書状〕	7月10日	梅原→木船賢君	継紙 1	副区長・戸長改正、早期復職の要望：
287	〔書状〕	4月20日	同苗清八郎→木船衛門殿	継紙 1	京百々日向守殿見立、たへ殿御祈禱、志楽大庄屋は梅垣、迎人足のこと等：
288	唐崎大明神一ツ松之図	—	—	一紙 1	：16-288～295 紙縫一括、木版
289	〔けいせい大江山番組表〕	卯2月	板元本清、内葉屋、座本中村千太郎→	一紙 1	春霞花石橋：木版
290	丸亀ヨリ象頭山四国八十八番寺社名勝	—	板元作壽堂→	一紙 1	：木版
291	備前国牛窓之図	—	浪花井上有名縮図→	一紙 1	：木版
292	〔諸方道法附、草津温泉〕	—	上州草津源泉湯宿行司→	一紙 1	：木版
293	みやこの春	—	—	一紙 1	一橋中納言以下上洛絵図、役職表：木版
294	御上洛之節御供	—	—	切紙 1	政事総裁職、京都守護職：木版
295	京都名所案内図	—	御定宿よしおかや弥吉→	切紙 1	：木版、青刷
296-1	〔覚帳〕	—	—	横半帳 1	各地域数取り、地所図面等：鉛筆書
296-2	〔大塚藤助住所〕	—	—	切紙 1	：16-296-1 挟込、鉛筆書
297	〔覚書〕	—	—	折紙 1	21～23年大麦価格：
298	〔金銭差引帳〕	—	—	横帳 1	—
299	金渡し帳	明治27年旧3月5日	木船基蔵→	横帳 1	木船藤太郎：

番号	題名	年月日	作成・差出→受取	形態	内容：状態
300	諸色万覚帳	慶応3年丁卯正月	木船義毅→	横帳 1	正月食事内容：
301-1	田畑売却覚	明治27年旧2月晦日	木船基蔵→	横帳 1	—
301-2	記	—	—	切紙 1	藤吉勘定：
302	請取証	明治15年旧12月30日	行永平造→木船衛門様	切紙 1	金131円37銭5り：16-302～328一括
303-1	記	11年寅12月	木船衛門→木船佐太郎殿	継紙 1	元高金35円38銭7り利足等計算：糊はがれ
303-2	記	辰7月	佐太郎→木船衛門様	継紙 1	そうめん代請求：16-303-1に巻込
304	〔計算書〕	—	—	切紙 1	万吉・勘蔵金額：
305	記	—	—	継紙 1	仁平・光蔵等金額：
306-1	記	午12月	田中村上西次郎→学務委員木船衛門様	切紙 1	27銭市場学校分経費：
306-2	記	—	市場坪井弥平→	切紙	人足半人：
307	記	旧8月7日	—	継紙 1	明治9～13年喜左衛門勘定：
308	〔木版画〕	—	—	切紙 1	男女平伏図：
309	記	13年12月	佐太郎→木船御氏様	切紙 1	塩・そうめん代等勘定：
310	記	18年旧11月	溝尻村惣代木船又三郎→市場太右衛門様	切紙 1	14年70円預、酒代引等計算：
311	借用仕候記	明治8年亥1月11日	山家屋吉三郎（印）→木船御氏様	切紙 1	金10円借用、印紙：
312	記	18年正月25日	津田惣左衛門→木ふね嘉介殿	切紙 1	金20円返済計算：
313	記	16年8月31日	渡辺弥蔵→木船衛門様	切紙 1	金100円受取：
314	記	16年9月4日	市場→木船御姓	継紙 1	金86円20銭借用：糊はがれ
315	記	—	下舟太→溝尻木船衛門様	切紙 1	明治16年27円頼母子計算：
316	三左衛門頼母子舟太勘定	—	—	切紙 1	—
317	証	明治13年11月	木船衛門→梅垣西浦殿代理市場勇二郎殿	罫紙 1	金150円借用仮証：
318	借用証書（雛形）	—	→山口廣輔頼母子連中惣代村田弥惣兵衛	継紙 1	—
319	借用証書	明治18年旧12月30日	借用金主木船衛門・受人木船盛蔵・同高岸伊三郎→山口廣介頼母子連中惣代村田弥惣兵衛殿	切紙 1	金36円：
320	〔勘定書〕	—	—	切紙 1	組屋与右衛門発起掛札計算：
321	組屋與右衛門発起頼母子満会掛戻し	—	—	折紙 1	丑～子年、白屋村太右衛門・常村・梅垣計算：
322	〔勘定書〕	—	—	継紙 1	組屋・白太等計算：
323	組屋頼母子掛戻	—	—	継紙 1	—
324	記	—	—	罫紙 1	発起掛金等計算：
325	記	明治15年正月24日	木船又三郎（印）→木船衛門様	切紙 1	惣左衛門分、衛門受取：
326	記	14年7月	梅垣西浦→木船様	継紙 1	13年11月14日金150円計算：
327	証	明治13年11月14日	木船衛門（印）→梅垣西浦殿代理市場勇二郎殿	罫紙 1	金150円借用：
328	代人御願（雛形）	—	→宮津裁判所長判事補芝惟忠殿	罫紙 1	代理人申請：柱「加佐郡第六組戸長役場」
329	〔木船衛門名刺〕	—	—	切紙 1	裏に支出鉛筆書：

番号	題名	年月日	作成・差出→受取	形態	内容：状態
330	証	明治 21 年旧 6 月	岩瀧村糸井一郎兵衛、同村請人山口勘六→市場村高岸伊三郎殿	罫紙 1	100 円預：16-330 ～ 377 封筒一括
331	〔金額書上〕	—	—	継紙 1	「拾円三八五、浜與左衛門」等 27 名分：
332	〔養蚕書付〕	—	—	継紙 1	「一掃立ハ牡丹満花ノ時を期トス」他一つ書：鉛筆書
333	〔領収書〕	明治 25 年 9 月 28 日	倉梯村収入役羽賀治(印)→木船衛門殿	罫紙 1	25 年第 1 期畑租：
334	〔領収書〕	明治 25 年 9 月 23 日	倉梯村収入役羽賀治(印)→北有路村平野吉左衛門	罫紙 1	下半年地租割他：
335	〔領収書〕	明治 25 年 9 月 23 日	倉梯村収入役羽賀治(印)→倉梯村木船衛門殿	罫紙 1	下半年地租割他：
336	記	10 月 6 日	市糶長→衛門様	切紙 1	菓子箱代：
337	〔領収書〕	明治 23 年 10 月 28 日	倉梯村長木船衛門(印)→有路上村平野吉左衛門殿	罫紙 1	第 2 期畑租：
338	〔断簡紙片〕	—	—	切紙 1	「磊蟲三通書」まじないカ：
339	〔領収書〕	明治 25 年 9 月 28 日	倉梯村収入役羽賀治(印)→木船衛門殿	罫紙 1	25 年第 1 期雑地租：
340	〔領収書〕	明治 25 年 9 月 28 日	倉梯村収入役羽賀治(印)→木船衛門殿	罫紙 1	25 年第 1 期郡村宅地租：
341	記	明治 26 年 6 月 26 日	字溝尻惣代(印)→木船衛門殿	切紙 1	田租：
342	〔領収書〕	明治 26 年 2 月 28 日	倉梯村収入役羽賀治(印)→木船衛門殿	切紙 1	25 年第四期田租：
343	〔領収書〕	明治 26 年 2 月 28 日	倉梯村収入役羽賀治(印)→平野吉左衛門殿	切紙 1	25 年第四期田租：
344	〔断簡紙片〕	—	—	切紙 1	「新十一月八日、旧九月十九日甲辰」：
345	〔領収書〕	明治 25 年 11 月 28 日	倉梯村収入役羽賀治(印)→木船衛門殿	切紙 1	25 年第 2 期雑地租：
346	〔領収書〕	明治 25 年 11 月 28 日	倉梯村収入役羽賀治(印)→木船衛門殿	切紙 1	25 年第 2 期畑租：
347	〔領収書〕	明治 25 年 11 月 28 日	倉梯村収入役羽賀治(印)→木船衛門殿	切紙 1	25 年第 2 期郡村宅地租：
348	〔領収書〕	明治 25 年 11 月 28 日	倉梯村収入役羽賀治(印)→平野吉左衛門殿	切紙 1	25 年第 2 期畑租：
349	〔領収書〕	明治 25 年 11 月 28 日	倉梯村収入役羽賀治(印)→上羽嘉蔵殿	切紙 1	25 年第 2 期畑租：
350	〔領収書〕	明治 25 年 11 月 28 日	倉梯村収入役羽賀治(印)→上羽嘉蔵殿	切紙 1	25 年第 2 期郡村宅地租：
351	記	—	—	切紙 1	畑租、宅地租：16-345 ～ 350 包む
352	〔米・金額書上〕	—	—	切紙 1	忠右衛門等：
353	〔日付・人数書上〕	—	—	継紙 1	「一七月十二日、壱人、繁蔵」等：
354	〔村税領収書〕	明治 23 年 10 月 10 日	倉梯村村長木船衛門代理助役池田梶五郎(印)→木船衛門殿	切紙 1	明治 23 年度下半期分：
355	覚	—	—	切紙 1	長瀬桑、細社、重量・金額：
356	酒造桶丈量法	—	—	継紙 1	—
357	記	旧 8 月 6 日	惣代矢野市太郎→木船衛門殿	切紙 1	地方税、一期納等領収：
358	〔依頼書〕	—	打田忠二郎→倉梯村木船様	切紙 1	忠兵衛勘定事件につき：
359	〔領収書〕	明治 25 年 9 月 28 日	倉梯村収入役羽賀治(印)→平野吉左衛門殿	切紙 1	25 年第 1 期畑租：

番号	題名	年月日	作成・差出→受取	形態	内容：状態
360	〔領収書〕	明治 25 年 1 月 13 日	倉梯村収入役羽賀治(印)→平野吉左衛門殿	切紙 1	24 年第 3 期田租：
361	記	—	—	切紙 1	年一割利引、23 年暮等：
362	記	(明治) 21 年旧 12 月 30 日	木船藤吉→津田惣左衛門殿、木船作兵衛殿、矢野三右衛門殿、村田甚右衛門殿	継紙 1	来 21 ～ 24 年支払依頼：
363	記	(明治) 20 年旧 12 月朔日	木船藤吉→木船作兵衛殿	継紙 1	来 21 ～ 24 年支払依頼：
364	記	明治 15 年 旧 2 月 17 日	木船又三郎→世話掛り木船藤吉様、木船衛門様	切紙 1	木挽代等：
365	藤吉勘定	—	—	折紙 1	10 ～ 14 年分：
366	記	12 月 29 日	木船又三郎→木船衛門様	切紙 1	元利不足：
367	記	明治 20 年旧 12 月 29 日	津田惣左衛門→木船藤吉殿	切紙 1	藤吉頼母子空掛金、昨年分と当年分：16-367 ～ 371 を 372 巻込
368	記	(明治) 20 年旧 12 月 29 日	木船又三郎→木船藤吉殿	切紙 1	頼母子掛札：
369	記	12 月 29 日	木船盛蔵→藤吉代矢野吉平殿	切紙 1	頼母子戻金不足：
370	記	旧 12 月 29 日	市太郎→吉平殿	切紙 1	頼母子掛金等：
371	記	—	—	罫紙 1	重兵衛分等：
372	記	明治 20 年旧 12 月 29 日	左近忠右衛門→木船藤吉殿	罫紙 1	頼母子戻金：
373	〔領収書〕	明治 23 年 10 月 28 日	倉梯村長木船衛門(印)→木船衛門殿	切紙 1	第 2 期郡村宅地租：16-373 ～ 376 を 377 巻込
374	〔領収書〕	明治 23 年 10 月 28 日	倉梯村長木船衛門(印)→木船衛門殿	切紙 1	第 2 期雑地租：
375	〔領収書〕	明治 23 年 10 月 28 日	倉梯村長木船衛門代理助役池田梶五郎(印)→木船衛門殿	切紙 1	第 2 期畑租：
376	〔領収書〕	明治 25 年 1 月 13 日	倉梯村収入役羽賀治(印)→木船衛門殿	切紙 1	24 年第 3 期地租：
377	証	明治 23 年 10 月 28 日	村長木船衛門(印)→木船衛門殿	切紙 1	地方税追加：
378	約速証	明治 32 年	与謝郡岩滝村字岩滝糸井一郎兵衛(印)→加佐郡倉梯村字溝尻木船衛門殿	罫紙 1	
379	証	(明治) 32 年 8 月 14 日	越林辰次郎(印)→木船衛門殿	切紙 1	井戸屋根木材一式：
380	地所売渡証	明治 20 年 1 月 19 日	売渡人加佐郡溝尻村上羽数蔵(印)→同郡同村木船衛門殿	冊子 1	証人木船清次(印)：
381	免務願	明治 9 年 2 月 7 日	第十八大区副区長木船衛門(印)→豊岡県権令三吉周亮殿	冊子 1	十八大区副区長の免除願、朱筆で却下(権県令代理権参事大野右仲(印) 2 月 10 日付)：
382	〔人名書上〕	—	—	継紙 1	十二支別、福西、津田等の人名：16-382 ～ 408 を 409 巻込
383	〔預書〕	—	—	切紙 1	佐太郎組、21 年 12 月分等：
384	記	—	—	切紙 1	20、21 年分度分等金額：
385	〔俳句下書〕	—	如石→	切紙 1	—
386	十八年七月四日	—	—	折紙 1	人名 40 名分：
387	〔書状〕	旧 2 月 11 日	村田忠二郎(印)→木船衛門様	継紙 1	頼母子勘定の書付渡し：包紙
388	〔土地図面〕	—	—	罫紙 1	「手作」「佐平手作」等：
389	〔金額書付〕	—	—	切紙 1	「吉次郎分」：

番号	題名	年月日	作成・差出→受取	形態	内容：状態
390	〔地価書上〕	—	—	切紙 1	「衛門様」:
391-1	記	(明治) 19 年 11 月 14 日	梅原正右衛門→木船衛門様	継紙 1	勘定引合:
391-2	〔貸金利息書付〕	—	—	継紙 1	十七年八月三十日貸:
391-3	記	(明治) 19 年 3 月 10 日	梅原正右衛門→木船衛門様	継紙 1	利子請取:
392	記	申 12 月	配人溝尻村木ふね文→	折紙 1	集配金:
393	記	午旧 12 月 30 日	堂奥瓦作兵衛→	切紙 1	金子請取:
394	〔俳句下書〕	—	—	継紙 1	—
395	記	(明治) 18 年 旧 4 月 10 日	木下甚右衛門(印)→市場勇太郎殿	切紙 1	200 円貸金内:
396	記	—	—	継紙 1	学資勘定:
397	記	未 7 月	一バ善助→溝尻村衛門様	継紙 1	きぬ糸:
398	〔書状〕	6 月 16 日	野村徳左衛門→木船様	切紙 1	ワリコウガイ買入につき代金支払い:
399	其辺師のなくなり たもふと聞て	—	梅笠→如石尊師	切紙 1	俳句二首、高評依頼:
400	記	明治 17 年 7 月	市場村高橋善右衛門→溝尻村木船衛門様	切紙 1	明治 13 年染代、14 年分 12 月染代:
401	抑上告長浜村へ掛 ル	—	—	継紙 1	明治 9 年以降、裁判経過の年月日:
402	記	(明治) 13 年 2 月 7 日	竹内半弥(印)→高倉清左衛門殿	罫紙片 1	2 円 10 銭受取:
403	〔アルファベット一 覧表〕	—	—	切紙 1	—
404	記	3 月 22 日	野村徳左衛門(印)→木船様	罫紙片 1	3 円 46 銭 8 厘受取:
405	〔書状〕	1 月 12 日	上羽仁拝→木船御尊氏	継紙 1	村勘定過金、借入金返済の相談:
406	記	(明治) 12 年 12 月 30 日	上羽仁平→木船貴氏	継紙 1	明治 9 年他金額借用:
407	古勘定	(明治) 13 年 1 月 7 日	衛門・盛蔵→上羽仁平様	継紙 1	新勘定、返済依頼:
408	証書受取之証	明治 15 年 2 月 17 日	行永村上羽仁平(印)→溝尻村木船衛門殿	罫紙 1	金子借用証文につき:
409	借入金証書	明治 14 年 7 月 28 日	借主木船衛門(印)、同津田惣左衛門(印)→土井市兵衛殿	罫紙 1	100 円:
410-1	甲種会員之証	—	加佐郡衛生談話会→木船衛門殿	切紙 1	: 16-410-1・2 包紙一括
410-2	舞鶴共同射的会 員証	明治 22 年 3 月 1 日	(印「舞鶴射的会」)→特別会員木船衛門君	切紙 1	—
411	記	旧 7 月	(印「柳田」)→溝尻木船様	切紙 1	薬領収:
412-1	証	—	盛蔵→衛門様	切紙 1	6 円 44 銭計算:
412-2	登記諸入費調	—	木船盛蔵→木船衛門様	切紙 1	他に平野番頭往復車馬賃等:
413	領収証書	明治 29 年 11 月 29 日	倉梯村収入役西野米蔵(印)→木船衛門	切紙 1	明治 29 年度地租第 2 期: 専用用紙
414	領収証書	明治 29 年 11 月 29 日	倉梯村収入役西野米蔵(印)→平野吉左衛門	切紙 1	明治 29 年度地租第 2 期: 専用用紙
415	証	—	証人高岸伊三郎→木船衛門殿	切紙 1	市場の土地譲戻証文雛形:
416-1	記	7 月 20 日	阪根善蔵→木船様	継紙 1	地米 3 俵計算: 糊はがれ

番号	題名	年月日	作成・差出→受取	形態	内容：状態
416-2	〔覚書〕	—	—	切紙 1	「一期畑五分八月三十一日」等：
417	〔覚書〕	—	—	継紙 1	木船氏分 3 円 296 円計算：
418	〔書状〕	—	村田弥五郎→木船様	継紙 1	市場氏売却地所代金、頼母子講、買主との掛合の件：
419	〔覚書〕	—	—	切紙 1	『登記法釈義』出版社金額：
420	〔覚書〕	—	—	切紙 1	明治 16 年 1 月 21 日神崎村森本嘉右衛門金 300 円計算
421	〔書状〕	—	逸者→	切紙 1	市場氏事業後見、糸井・木船両氏仕込金の件：
422	記	18 年旧 11 月	溝尻村惣代木船又三郎→市場太右衛門殿	継紙 1	14～18 年預金、川除酒代引き等計算：糊はがれ
423	市場太右衛門明治十三年勘定書	明治 13 年	—	継紙 1	人足過、惣分わり、嘉平頼分：糊はがれ、継目印「村田」
424	証	23 年 6 月 4 日	加佐郡北田辺町舞鶴製糸会社（印）→溝尻木船衛門殿	切紙 1	蘭預り証：
425	払込金受領証書	20 年 8 月 23 日	丹後国舞鶴郵便局長田中嘉左衛門（印）→近江長浜	切紙 1	10 円：
426-1	証	明治 18 年 5 月 12 日	大坂本町岡島真七（印）→京都府加佐郡行永村戸長役場御中	切紙 1	6 円 40 銭法律規則大全 4 部予約金：
426-2	〔金額書付〕	—	—	切紙 1	4 円 14 銭 3 厘：
426-3	〔計算書〕	旧 4 月 16 日	上羽→木船貴君	罫紙 1	為替残金等 15 円不足分猶予願：
426-4	〔金額書付〕	—	—	切紙 1	13 年 20 円、15 年同、16 年 18 円等：
427	〔領収証〕	明治 30 年 11 月 24 日	倉梯村収入役西野米蔵（印）→木船衛門	切紙 1	地方税追加分戸数割：
428	領収証書	明治 30 年 11 月 29 日	倉梯村収入役西野米蔵（印）→木船衛門	切紙 1	明治 30 年度地租第 2 期：
429	記	29 年旧 4 月 19 日	駒吉→	切紙 1	桑葉代領収：
430	〔書状〕	6 月 10 日	きふね久→木船おじじ殿	継紙 1	機嫌伺、着物の礼：糊はがれ
431	〔領収証〕	—	安久次（印）→木船様	切紙 1	120 円、梅野弘地代金 440 円の内：
432	記	—	—	切紙 1	年貢 6 円 19 銭 7 厘等計算、忠左衛門様分、惣吉様分：
433	記	—	—	切紙 1	善右衛門様分 17 束代等 2 口 10 円 98 銭 2 厘受取：
434	記	—	—	継紙 1	忠左衛門分、惣吉分 1 石 4 斗 1 升代 18 円 75 銭 3 厘：
435	廿六年佐波賀小作	—	—	切紙 2	忠左衛門 2 石 9 斗 4 升等書上：
436	領収証	明治 28 年 4 月 21 日	倉梯村収入役西野米蔵（印）→木船衛門	切紙 1	明治 28 年度村税上半期分戸別割：
437	領収証	明治 28 年 4 月 21 日	倉梯村収入役西野米蔵（印）→平野吉左衛門	切紙 1	明治 28 年度村税上半期分地価割・戸別割：
438	領収証	明治 28 年 4 月 21 日	倉梯村収入役西野米蔵（印）→木船衛門	切紙 1	明治 28 年度村税上半期分地価割・戸別割：
439	明治十一年勘定	—	—	折紙 1	集木無尽、差引 366 円 33 銭 9 厘 8 毛：
440	〔覚書〕	—	—	罫紙 1	土地番地面積、字松ノ木前等：柱「宮津教会所」、帳はがれ
441	〔覚書〕	—	—	罫紙 1	土地番地面積、字橋東中ノ切等：柱「宮津教会所」、帳はがれ
442	記	18 年旧 12 月 30 日	村田忠兵衛→木船衛門様	綴 1	頼母子金 30 円受取他 8 枚：

番号	題名	年月日	作成・差出→受取	形態	内容：状態
443	覚	午 12 月	市丸楼→み木船衛門様	切紙 1	廣助頼母子金 5 円 65 銭 5 厘計算：
444	覚	未 7 月	市丸楼→み木船衛門様	切紙 1	廣助頼母子金計算：
445	民主燈取扱始末	4 月 28 日	兆民舎理事長森本幾蔵(印)→木船衛門殿	切紙 1	書籍代領収：
446	覚	辰 7 月	市丸楼→み木船衛門様	切紙 1	3 円 77 銭 7 厘：
447	勘定調	旧 2 月 14 日	左近忠左衛門→木船衛門様	継紙 1	頼母子金融通計算：
448	記	18 年旧 12 月 29 日	惣代(印)→木船衛門殿	切紙 1	17 年度山論費勘定不足分受取：
449	〔計算書〕	—	—	継紙 1	太郎左衛門・忠兵衛等 19 人割 15 銭 8 厘づつ：上部欠
450	約定書	—	—	罫紙 1	頼母子講の約定、明治 26 年より：
451	明治十年勘定	明治 10 年	木船衛門→	継紙 1	「納」「成詰」重兵衛頼母子、計算：糊はがれ
452	明治十二年勘定	明治 12 年	木船衛門→	継紙 1	「納」「出」藤吉頼母子、計算：糊はがれ
453	〔寄付金褒状〕	明治 27 年 2 月 20 日	岐阜県知事正五位曾我部道夫(印)→京都府加佐郡倉梯村木船衛門	切紙 1	明治 24 年 10 月震災被害救恤金 60 銭：
454	〔書状下書〕	—	—	切紙 1	学校教員要請、徴兵適齡帰国旅費：他 2 通
455	明治十一年勘定	明治 11 年	木船衛門→	継紙 1	「納」「出」重兵衛頼母子、計算：糊はがれ
456	覚	—	—	切紙 1	明治 23 年かし高橋林吉殿より明治 25 年受取分：
457	明治十七年勘定	明治 17 年	木船衛門→	切紙 1	勘定不足：
458	領収証	明治 39 年 11 月 24 日	舞鶴港広小路木屋事上野修吉(印)→木船衛門殿	切紙 1	地玄米 12 表領収、佐波賀浅尾善七より：専用用紙
459	〔覚・札受渡状〕	丑	—	切紙 1	6 円 25 銭 3 厘：16-459～503 包紙一括、反故使用(五人組石高帳)
460	〔覚〕	12 年 1 月 17 日	左近拝→木船御氏様	切紙 1	100 円内 40 円返却：
461	預証	明治 8 年 3 月 1 日	加佐郡溝尻村木船重兵衛(印)→加佐郡溝尻村木船おふよ殿	罫紙 1	50 円借用：印紙
462	丑より之勘定仕立	5 月 3 日	木船衛門→佐波賀屋新六殿	継紙 1	子とし勘定残、 ノ 10 貫 351 匁 2 分 7 厘貸：
463	記	10 年 7 月 15 日	上羽与三左衛門(印)→津田惣左衛門様	罫紙 1	木船御氏 365 円 60 銭 4 厘 4 毛 10 年 7 月 15 日改貸、勘定、津田御氏貸 20 円 9 年 10 月 22 日：
464	証	明治 10 年 7 月 15 日	行永村借主上羽與三左衛門、溝尻村借主津田惣左衛門→舞鶴土井市兵衛殿	罫紙 1	365 円 10 年 7 月 15 日改借用：
465	記	11 年 4 月 16 日	梅原正右衛門→木船衛門様	継紙 1	200 円残 130 円勘定返却申入：
466	抵当調書	—	—	継紙 1	券 3 枚 448 円 10 銭上安村他 9 村通計券 148 枚改 138 枚 2 万 97 円 68 銭 4 厘 9 毛：端裏書「第拾八号」
467	〔覚〕	戌 2 月	—	継紙 1	井上口・木船口・審致亭口、金銭渡借明細：
468	志	亥 1 月	—	継紙 1	人別貸付金・利率覚・八幡宮・組太々講・伊勢講・中山氏・林田氏・田中村重左衛門等：
469	舌代	夷則(7)朔日	丹波淵垣梧来拝→丹後田辺溝尻村御社中様	切紙 1	御菓子料御礼・竹屋町林屋六兵衛方御入掌、扇子 1 本相認等消息状：
470	証	明治 9 年 4 月 4 日	林次兵衛(印)→木舟衛門様	継紙 1	20 円貢納区務所取替の内へ受取：

番号	題名	年月日	作成・差出→受取	形態	内容：状態
471	〔覚〕	9 年 4 月 4 日	上羽拝→木船御氏様	切紙 1	三六査へ 70 円受取領収：
472	記	明治 9 年 4 月 4 日	高田久兵衛（印）→木船衛門様	切紙 1	50 円区務所貢納取替の内受取：
473	記	亥 7 月晦日	つ田惣左衛門（角印「丹後加佐郡浮島第津田惣左衛門」）→ミソシリ仁右衛門様	切紙 1	15 円三右衛門田代木船氏廻り取次依頼：
474	覚	明治 11 年 4 月 2 日	市場太右衛門（印）→木船	罫紙 1	28 円 18 銭売却畑代落手通知：
475	記	11 年寅 2 月 30 日	一ハ村田→溝尻村木船様	切紙 1	田畑代 28 円 18 銭入手通知：
476	〔覚〕	旧 4 月	市場丸儀助→溝尻村木船様	切紙 1	遵法校机：
477	記	—	（印「西洋小間物書籍丹後舞鶴梅田七左衛門」）→市場校御中	切紙 1	石盤・丹後図等内金領収：
478	記	—	京田村高田林吉→	切紙 1	金銭書上：
479	覚	申盆	市場瓦作→遵法校御掛り中	切紙 1	並瓦等 33 銭領収：
480	記	明治 16 年 2 月 6 日	同荒木柴原（角印「受取荒木」）→学務委員木船衛門殿	切紙 1	体操伝習費割 4 円 65 銭 6 厘領収：
481	記	未 7 月	市場村田嘉蔵→溝尻村衛門様	切紙 1	白金巾 8 尺 12 銭領収：
482	記	明治 14 年	同苗収司→木船衛門様	継紙 1	審致亭等収支明細通知：
483	記	明治 13 年 12 月 3 日	二口や→木船御氏様	綴 1	米 5 俵代金渡通知等：罫紙
484	〔覚〕	—	伊勢国安濃郡津分部町 29 番地威成蹊社社主田中喜平→	切紙 1	厄除指南書カ：
485	〔覚〕	17 年正月 19 日	—	切紙 1	金銭書上：書状下書、反故「木船衛門、泉源寺村惣代崎山作平様」
486	記	3 月 21 日	泉源寺八右衛門→木船衛門様	切紙 1	15 円領収：
487	覚	11 年 12 月	→市場御姓	継紙 1	金銭御取替依頼：
488	追伸書	明治 15 年 11 月 13 日	—	切紙 1	二谷七左衛門外 4 名へ告訴事件、雛形：
489	〔覚〕	—	哥浪付→	切紙 1	俳句書上：
490	〔覚〕	—	哥浪付→	切紙 1	俳句書上：
491	記	15 年旧 12 月 29 日	市場勇二郎（印）→木船衛門様	継紙 1	荒木頼母子預り 11 円 88 銭書：
492	証	子 6 月	林田六兵衛→木船衛門様	継紙 1	戌年勘定～12 月勘定差引 306 円 72 銭 3 厘 6 毛披見：
493	〔支払延引願〕	—	中田周平→荒木御氏様	切紙 1	11 円 88 銭、明日中には木船様方へ返済：
494	〔代金書上〕	旧 9 月 29 日	舞鶴あみ新→溝尻村木船様	継紙 1	桜板、皿：
495	証	（明治）14 年 12 月 12 日	惣代木船又三郎→木船衛門様	切紙 1	金額請取：
496	覚	12 月 12 日	市場→木船氏	継紙 1	金 30 円請取：糊はがれ
497	覚	明治 15 年 10 月 18 日	市場太郎左衛門→木船衛門様	切紙 1	米 6 斗 3 升請取：
498	記	3 月 22 日	市場→木船キ兄	継紙 1	金 5 円支払、金 2 円木船盛蔵様へ届依頼：糊はがれ
499	〔請求書〕	明治 10 年 9 月 10 日	市場店（印「丹後市場太」）→木船御台所御中	継紙 1	明治 9 年分通差引目録：糊はがれ
500	預金	—	—	切紙 1	頼母子預金凡 14 円不足：

番号	題名	年月日	作成・差出→受取	形態	内容：状態
501	〔勘定書〕	明治 10 年 1 月	きふね→市場君	継紙 1	酒代頼母子等差引勘定：
502	証書	明治 9 年 8 月 30 日	丹後国加佐郡泉源寺村梅垣誰印、引受人木船衛門印、森脇源三郎印→同国同郡北有路村平野吉左衛門殿	罫紙 1	金 100 円借用、梅垣家省略依頼：
503	〔計算書〕	—	—	折紙 1	元金 33 円計算：
504	明治四辛未勘定	明治 4 年辛未	木船衛門→	継紙 1	年貢納・成詰の内訳、差引 2 貫 884 匁 6 分 8 厘不足：剥離
505	明治十四年勘定	明治 14 年	木船衛門→	切紙 1	納り・出、差引 122 円 69 銭不足：
506	明治十三年勘定	明治 13 年	衛門（印「木船」）→	切紙 1	納り・出、差引 108 円 86 銭 9 厘不足：
507	記	明治 14 年 5 月 26 日	養蚕伝習所（印「加佐郡蚕糸業組合養蚕伝習所」）→溝尻木船衛門殿	切紙 1	107 貫 100 匁受渡：
508	明治十五年勘定	明治 15 年	木船衛門→	切紙 1	納りナシ、出 137 円 41 銭 3 厘不足：
509	〔金銭書上〕	卯正月 25 日	—	罫紙 1	かり：
510	〔書状〕	11 月 4 日	大坂にて梅かきすわより→木船御兄上殿	罫紙 2	2 円 50 銭残、旦那全快まで金子願：包紙「木船御兄上殿大坂にてむめかきすわ」
511	証	—	木船盛蔵→木船尊兄様	切紙 1	金 22 円落手依頼：
512	証	—	—	継紙 1	地所売代金受取分渡、通帳調の依頼：
513	地所売代金請取通	明治 19 年旧 12 月	木船→	横半帳 1	請取口記入：
514	無尽銀受取通	文久 2 年壬戌 12 月	大飯郡御役所（印）→丹後溝尻村木船衛門	切紙 1	壱口、200 目戌 12 月親掛請取、120 目未 6 月受取：朱書「集印」
515	無尽銀受取通	文久 2 年壬戌 12 月	大飯郡御役所（印）→丹後溝尻村木船衛門	切紙 1	514 同：朱書「集印」
516	〔覚〕	(明治) 7 年	—	折紙 1	7・8 年利他、差引計上：
517	〔覚〕	(明治) 7 年	—	折紙 1	区・学校費用差引計上：
518	五ノ小区印税勘定	—	—	切紙 1	407 円 63 銭 4 厘 9 毛小区高：
519	五小区	—	—	折紙 1	小区計 407 円 63 銭 4 厘 9 毛：
520	記	—	—	切紙 1	内務省預 33 円 15 銭 6 厘 4 毛区費用差引計上：
521	記	—	—	切紙 1	地券費区費差引計上：
522	〔書状〕	14 年 1 月 12 日	→梅原君	継紙 1	明治 8 年内務勘定、勘定帳写差添差引決算勘定書送付：
523	記	10 月 1 日	梅原→会議所	継紙 1	上納差引残金受取依頼：
524	中田清左衛門へ渡方印税金	—	—	継紙 1	梅原・行永氏・木船取替 83 円 78 銭 5 厘 7 毛清左衛門上納：
525	記	2 月 5 日	梅原六右衛門→木船衛門様	継紙 1	地券測量宿料等差引計上引合確認依頼：
526	内務勘定書扣帳ノ写	明治 9 年 1 月 30 日	—	継紙 1	印税金・内務金差引：巻込「木船氏・宇留間氏へかし」金銭書上
527	〔書状〕	明治 14 年 1 月 17 日	梅原六右衛門→木船衛門様貴報	継紙 1	旧内務勘定過不足高御取調にて勘定書、拙者扣帳写し参考、12 年 8 月中流行病予防方：
528	内務金預り勘定之写	明治 8 年 1 月	—	切紙 1	金 60 円明治 8 年 1 月 30 日預り：
529	〔覚〕	9 月	木船→	折紙 1	日当・立替金明細：
530	出費入費割	—	→木船氏	折紙 1	泊・酒代等割勘定、梅原より取替済：
531	〔覚〕	—	—	折紙 1	栗田船賃等立替金明細：
532	記	12 日	宮津会社（印「丹後宮津内国□運会社取次所」）→上	罫紙 1	栗田村迄人足 1 人運賃：
533	〔覚〕	—	丸島和助→上	切紙 1	85 銭：

番号	題名	年月日	作成・差出→受取	形態	内容：状態
534	記	12月7日	(印「西洋小間物丹後舞鶴書籍梅田七左衛門」) →木船様	一紙 1	読本等 63 銭 7 厘：朱罫線
535	記	10月11日	原田宗二(印「出店、丹後舞鶴原田宗治」) →木船御氏様	切紙 1	38 銭湯わかし：
536	記	8月12日	西川宗七(印「西川」) →津田様	一紙 1	25 銭受取：朱罫線
537	覚	12月7日	西川善造→上	一紙 1	上酒代等 2 円受取：朱罫線
538	記	14年5月	野村吉右衛門→木船様	切紙 1	昼飯・御泊 22 銭 5 厘：朱罫線
539	記	8月12日	西川宗七(印「西川」) →木舟様	一紙 1	御泊等 1 円 24 銭：朱罫線
540	〔覚〕	—	—	切紙 1	金銭覚：
541-1	〔上羽与三左衛門勘定済書〕	明治14年7月7日	加佐郡第六組溝尻村木船衛門→	罫紙 1	改借証書差入金 10 年 12 月返済：16-541-1 ～ 7 包紙(下書「私役替転勤度二付後役上羽與三左衛門」) 一括
541-2	〔勘定次第下書〕	明治8年1月16日	—	罫紙 1	二谷七左衛門他 4 名へ係る告訴、該貸金を上羽與三左衛門へ譲り：
541-3	〔金銭差引下書〕	明治8年1月16日	—	罫紙 1	：後欠
541-4	〔勘定元利計算下書〕	明治14年	—	罫紙 1	上羽與三左衛門：
541-5	〔覚〕	10年7月15日	—	継紙 1	上羽借入等差引勘定：
541-6	〔覚〕	—	—	切紙 1	金銭差引：
541-7	〔覚〕	—	—	切紙 1	—
542-1	証	明治9年2月2日	借主溝尻村木船衛門(印) →上羽與三左衛門殿	罫紙 1	請米書入金 330 円借用、月 2 歩利足：16-542-1 ～ 3 包紙「証」、柱「十五大区」
542-2	証	明治10年7月31日	借主木船衛門(印) →上羽與三左衛門殿	罫紙 1	金 215 円 20 銭借用、月 2 歩利息：
542-3	借用之一札	明治7年5月4日	木船衛門(印) →今安德蔵殿	罫紙 1	金 160 円借用、月 2 歩利足、案文：「売捌所豊岡今西店」用紙
543	〔包紙〕	—	(印「宇治／茶家」) →	一紙	池ノ尾、茶銘、宇治：16-544 ～ 564 一括
544	〔書状〕	2月13日	(東京麻布三河台町) 高桑勇→木船衛門殿	切紙 1	広島にて借用の携帯絵図返納期限過、図別に郵便送付、落手依頼：封筒
545	〔取締所創設以来経費賦課資料〕	(明治) 25 年 10 月 9 日	京都府蚕糸業取締所→加佐郡倉梯村字溝尻木船衛門殿	綴 1	経費賦課沿革、賦課法調査会問題、賦課調査会決議、25 年度経費収入、25 年度取締所経費負担額旧法・新法：封筒、罫紙
546-1	契約証書	明治	丹後国加佐郡何村字何々番何某印→南秦田郡亀岡町字安田中數之助殿	罫紙 1	鎮守府街道新設に係る契約条項、土地使用料金等の契約、案文：16-546-1 ～ 3 封筒、田中數之助差出木船衛門受取、一括
546-2	委任状ノ事	明治	京都府丹後国加佐郡倉梯村字濱何番何某印→	綴 1	鎮守府街道新設に係る権利義務に関する事項、案文：公正証書案付属、罫紙
546-3	公正証書案中訂正ヲ乞事項	—	—	綴 1	16-546-2 付属の公正証書第 2・4 ～ 6 條に関し朱字訂正：罫紙
547-1	〔書状〕	(明治) 29 年 4 月 19 日	—	縦紙 1	只野氏に面会、伝言あり、呉と佐世保港の比較、旧藩主平戸氏の持ち地、施設の共通点：封筒(京都チ切やにて田中數之助より木船衛門殿) 一括、一部破損

番号	題名	年月日	作成・差出→受取	形態	内容：状態
547-2	〔葉書〕	(明治) 29 年 4 月 20 日	在京チ切や田中数之助→木船衛門殿	葉書 1	呉・門司・佐世保を巡り帰京：
548	〔書状〕	(明治) 29 年 4 月 20 日	京都にて田中数之助→木船衛門殿	豎紙 1	知事と面会の一件、呉佐世保事情を話、貴兄池田両君御出頭願う：封筒に貼紙、破れ
549	証	明治 29 年 4 月 7 日	京都府加佐郡倉梯村字濱西野嘉左衛門他 4 名・北吸惣代前田儀市・溝尻木船衛門・行永池田梶五郎・堂奥羽賀治→南桑田郡亀岡町田中数之助殿	冊子 1	9300 円第四鎮守府街道借地料：罫紙
550-1	〔生糸品質書〕	—	藤井駒吉→	罫紙 1	掃立ヨリ搔落日数 32 日、養桑目方、売代金 6 円 80 銭、江州種、クツ繭ナシ：封筒「京都府加佐郡役所」
550-2	〔生糸丈・量等書〕	—	—	豎紙 1	糸丈 550 回、2200 尺、糸量 3 テニール、4 厘 9 毛 7、糸力充分：生糸入
551	記	明治 28 年 8 月 19 日	京都本金庫 (印「山本」) →加佐郡倉梯村字溝尻木船衛門殿	一紙 1	3 円 30 銭、内国通運株式会社便通送、京都府支払命令官より受取通知書、引替に現金請取：裏「二丹乙部」「三十九円八十五銭五リ」
552	記	明治 28 年 8 月 10 日	京都本金庫 (印「山本」) →加佐郡倉梯村字溝尻木船衛門殿	一紙 1	5 円、内国通運株式会社便通送、京都府支払命令官より受取通知書、引替に現金請取：裏「(印「木船」)」
553-1	〔書状〕	7 月 18 日	塩川左平次→小綱町島屋ニ而木船衛門殿	切紙 1	過日は参郎にて御品献上早速披露、挨拶申上：封筒「小綱町島屋ニ而、木船衛門殿、塩川左平次、牛舎詰壹個添」
553-2	〔牛舎詰添〕	—	塩川左平次→小綱町島屋ニ而木船衛門殿	切紙 1	味付けは口を明けて 2 日位で損ずる、てんぶは歯のなき方も食べよき、つくだに・でんぶ開封後 1 週間は持つ：
554	記	—	郡農会 (印) →木船様	切紙 1	桜 1500 本、2 年生、福西君行、使者へ渡依頼：
555	〔書状〕	2 月 11 日	池田→木船様	切紙 1	遊郭地探、吉田欽二郎より拙者へ依頼、遊郭地は未だ探定できず、遊郭地は村収入となるが一時の利害、貴家御供にて両人の意向の力添願：
556	〔診察券〕	(明治)	医学得業士従七位大江匡雄→溝尻木船衛門様	一紙 1	新舞鶴四条通八島南大江医院、貧者には施療方法の設あり、券持参来院患者は診察料不要、11 月 30 日期限：印刷、封筒「溝尻木船衛門様」「新舞鶴四条通八島南へ入大江医院、明治年月日」
557	〔書状〕	明治 11 年 11 月 6 日	京都府知事→加佐郡第拾区各校	継紙 1	明治孝節録 1 部下賜、皇后宮の内旨より近代善行節義者行状採録、学務課に数部購求：
558	〔包紙〕	—	—	包紙 1	万一今後地所売買の場合、此証書を登記所へ持参、大切に保存：
559	〔覚〕	—	—	切紙 1	田 3 反 4 畝分、5 石 1 斗、畑 1 斗 5 升、 $\times$ 5 石 2 斗 5 升、代 57 円 30 銭、10 円 90、男 3 人半、女 64 人：

番号	題名	年月日	作成・差出→受取	形態	内容：状態
560	〔御親展照会書〕	17 年 7 月 5 日	全盛蔵→木船衛門殿	罫紙 1	戸長当選、府会議員当選申上、衛門当選の場合は断然辞退、本人不在では辞受不可、郡書記より依頼、親戚代理で辞撰願、府会議員より戸長辞退を希望：封筒「東京日本橋区小綱町二丁目二番地嶋屋藤兵衛殿方ニテ木船衛門殿、至急、御親展照会書」「丹後国加佐郡溝尻村木船盛蔵（印）、十七年七月五日、七月九日午前第八時過配達、午後四時過披見」
561	証	明治 33 年 8 月 12 日	木船衛門（印）→木船盛蔵殿	罫紙 1	金 60 円預、利子月 1 朱、本年 12 月 30 日限元利返金：包紙「預り証一通、木船衛門」、柱「京都府加佐郡農会」
562-1	約定証文	明治 32 年 12 月	加佐郡倉梯村字溝尻木船衛門、木船盛蔵印→加佐郡有路上村字北有路平野吉左衛門殿	罫紙 2	倉梯村貴殿所有の田地、諸上納金他年分小作料 48 円定、小作料 6 年分 288 円滞、勘定願：16-562-1～2 封筒一括、16-562-1 罫紙 2 枚紙綴一括、封筒「京都府加佐郡役所」「木船衛門殿」
562-2	領収書	明治 32 年 12 月 4 日	加佐郡役所郡務掛（印「加佐郡役所郡務掛印」）→木船衛門殿	罫紙 4	元金 75 円内金 15 円、明治 28 年 7 月 1 日返済、差引金 60 円、他に金 4 円 50 銭、明治 24 年 2 月倉梯村字溝尻地所登記第 42 号書入証書に対する元利金額返済：16-562-1～2 封筒一括、16-562-2 罫紙 4 枚紙綴一括
563-1	領収書	（明治）34 年 1 月 31 日	加佐郡尚武会（印「京都府加佐郡尚武会」）→木船衛門殿	罫紙 1	金 4 円 44 銭 4 厘領収：16-563-1～3 封筒一括、封筒「六拾円ノ内五拾六円六十六銭壹厘、残参円参拾参銭九厘」、柱「京都府加佐郡尚武会」
563-2	証	明治 32 年 1 月 1 日	加佐郡倉梯村字溝尻木船衛門（印）→加佐郡尚武会長川本正路殿	罫紙 1	金 55 円 5 銭、利子 100 円に 1 カ年金 8 円、利子 12 月限勘定、元金は御入用の節即返戻：
563-3	領収書	明治 34 年 3 月 23 日	加佐郡尚武会長川本正路（印「京都府加佐郡尚武会長印」）→倉梯村字溝尻木船衛門殿	罫紙 1	金 55 円 5 銭、金 1 円 11 銭 1 厘、24 年 1～3 月利子、元利金：柱「京都府加佐郡尚武会」
564-1	〔鑑定札〕	—	光斎→	切紙 1	文政、藤嶋住家次（印）：16-564-1～8 包紙一括、包紙「鑑定札」
564-2	〔鑑定札〕	—	光斎→	切紙 1	金剛兵衛盛正（印）：
564-3	〔鑑定札〕	—	光斎→	切紙 1	永禄、長舟助光（印）：
564-4	〔鑑定札〕	—	光斎→	切紙 1	大國、正作だが未タ数本、後識者待（印）：
564-5	〔鑑定札〕	—	光斎→	切紙 1	応永、美濃国兼久、笹葉鎗、片鎌造り、（印）：
564-6	〔鑑定札〕	—	光斎→	切紙 1	無銘平作、左ノ定行、相伝出来見事能佩釦、（印）：
564-7	〔鑑定札〕	—	光斎→	切紙 1	応永ノ頃、二方政縄、本造り直覧刃抱揚無銘ノ小、（印）：
564-8	〔鑑定札〕	—	光斎→	切紙 1	大永ノ盛、伊勢國千子正俊、平作（印）：
565-1	〔証書〕	40 年 5 月 17 日	石田→木船父上様	罫紙 1	債務は過日御電信依頼、済口金 12 円 50 銭：封筒、峰山町石田、木船衛門様宛、16-565～593 包紙「山城桃山産金正園」一括、16-565-1～5 一括

番号	題名	年月日	作成・差出→受取	形態	内容：状態
565-2	連帯借入金証書	明治 36 年 4 月 29 日	京都市上京区寺町通今出川下ル西入村田民雄(印)、京都市上京区富小路通竹屋町下ル柴田知葉方木船藤太郎(印) 他 3 名→那須浄説殿	一紙 1	金 75 円、要用借用、返金明治 36 年 5 月から毎月 25 日元利中へ金 8 円ずつ皆済：
565-3	差入申契約証	—	早田秀次郎(印)→加佐郡新舞鶴町木船藤太郎殿	罫紙 1	金 35 円、明治 35 年 9 月 26 日付、木船藤太郎他 3 名連帯責任貸付：
565-4	連借金証書	明治 35 年 9 月 26 日	京ト市上京区寺町通今出川下ル西入真如堂突抜町村田民雄他 2 名→京ト富小路通松原東入早田秀次郎殿	罫紙 1	金 35 円、要用連借、連帯借用返済：
565-5	連借金証書	明治 36 年 12 月 3 日	京都府愛宕郡下鴨村字洲上ノ町 13 番戸上山崎義方方木船藤太郎(印)、京都市新烏丸通下御霊岡子上ル柴田忠克(印)→早田秀次郎殿	罫紙 1	金 25 円、要用連借：16-565-4 関連文書
566	〔書状〕	8 月 7 日	佐藤述→木船老台	切紙 2	小野氏蚕業・農業兼教師として大学より推薦、旅費は額を定め支払、郡の都合上協議：封筒、木船衛門殿宛
567	〔書状〕	8 月 14 日	(京都府農会) 佐藤→木船老台	継紙 1	農科大学より推薦採用、3 年間勤続契約、大学へ申遣、本人に問合：封筒、木船衛門殿宛、親展
568-1	証	明治 40 年 8 月 15 日	金森定次郎(印)→木船衛門様	罫紙 1	金 42 円 38 銭、敷地埋立工事：封筒、16-568-1~3 一括
568-2	〔書状〕	8 月 18 日	金森定次郎→木船衛門様	継紙 1	埋地工事費残額依頼：
568-3	領収書	明治 40 年 8 月 7 日	大塚勝蔵(印)→木船衛門殿	切紙 1	50 円：
569-1	〔書状〕	1 月 30 日	上野修吉→木船殿	継紙 1	米 12 俵請取、長浜両 3 人来宅につき京都に報：封筒、親展、16-569-1~2 一括
569-2	〔書状〕	1 月 26 日	高山拝→上野様	継紙 1	余内村において反対起る、内省へ参り伺、書類廻：
570-1	記	(明治 38) 7 月 19 日	—	罫紙 1	金 150 円、利子 8 円 75 銭等、受領：封筒、木船盛蔵様宛、池田梶五郎
570-2	金子預り証	明治 25 年 8 月 18 日	木船衛門(印「木船衛門」)→池田梶五郎殿	罫紙 1	金 150 円預、本村基本財産積金預：朱字「第一二年」
570-3	証	明治 35 年 12 月 30 日	木船衛門(印「木船衛門」)→倉梯第二尋常小学区基本金管理者倉梯村長池田梶五郎殿	罫紙 1	金 65 円 12 銭 7 厘預：
570-4	証	明治 35 年 12 月 30 日	預主木船衛門(印「木船衛門」)→倉梯第二尋常小学区基本金管理者倉梯村長池田梶五郎殿	罫紙 1	金 122 円 39 銭 6 厘：
570-5	記	明治 41 年 1 月	池田梶五郎(印「池田」)→木船衛門様	罫紙 1	金内訳、合計：
570-6	証	明治 40 年 2 月 22 日	倉梯村字行永 73 番戸池田梶五郎(印)→木船衛門殿代理木船盛蔵殿	罫紙 1	金 600 円：
571	請求書	10 月 10 日	金森定次郎(印)→木船衛門殿	罫紙 1	道路上屋・屋土立 15 円 73 銭：16-571 ~ 593 包紙一括、封筒

番号	題名	年月日	作成・差出→受取	形態	内容：状態
572	記	4月25日	金森定次郎(印)→木船衛門様	継紙 1	埋地工事費 50 円受領：
573-1	領収証	12月10日	村田忠兵衛→木船衛門殿	継紙 1	明治 39 ～ 40 年の大門通宅地料等地料領収証写、受取証文：16-573-1 ～ 2 封筒一括
573-2	〔書状〕	1月20日	藤太郎→父上様	継紙 1	魚市場の件濱へ出向、昨日午後からの動向報告、37 ～ 40 年の勘定：
574	家屋売渡証	明治 41 年 2 月 19 日	加佐郡舞鶴町字本 10 番戸売渡主金井佐市(印)→木船衛門殿	罫紙 1	家屋二棟代金 320 円：封筒
575	記	2月1日	金井佐市(印「丹後舞鶴本町／金井佐市」)→木船衛門殿	継紙 1	金森氏へ売却家代金 15 円受取、近日中に契約証認：
576-1	記	2月14日	岡崎支店(印「丹後国東舞鶴／材木商／岡崎久左衛門」)→溝尻木船様	継紙 1	材木計 4 円 3 銭 5 厘受領：16-576-1 ～ 7 封筒一括
576-2	記	2月15日	千歳橋左官山本→木船様	切紙 1	水事場・便所・竈等漆喰塗代金 25 円 60 銭受領：
576-3	記	2月14日	吹田大工→溝尻木船様	切紙 1	大工手間賃 9 人分・雨戸 2 枚等代金 9 円 35 銭受領：
576-4	記	2月14日	村田嘉平(印「丹後／加佐郡／村田嘉平／市場村」)→木船衛門様	切紙 1	杉・松等材木代金 6 円 19 銭 2 厘受領：
576-5	キ	2月25日	松尾庄次→上様	切紙 1	16 本・4 銭 5 厘等代金 75 銭受領：
576-6	キ	2月16日	(印「丹後／新舞鶴／面家鐵之助／千歳橋」)→木船様	切紙 1	障子・上下敷・下水溜め桶等代金 1 円 65 銭受領：
576-7	記	明治 41 年 2 月 20 日	松尾表具師(印「松尾」)→木船殿	罫紙 1	襖 9 本両面張代金 2 円 70 銭受領：
577	〔書状〕	8月28日	糸井幸勝→木船衛門様	継紙 1	先日の礼、103 坪 7 合 5 勺登記坪、売買代 1 坪につき 7 円 35 銭 3 厘、手付金 150 円持参、残 612 円 50 銭は来 11 月 30 日までに支払：
578-1	記	40 年 2 月 11 日	木船衛門→東大浦村由里永野寅吉殿	継紙 1	300 円預置、高橋安次郎殿借家代金此方へ受取、戻：16-578-1 ～ 2 封筒一括
578-2	〔書状〕	2月11日	金森定次郎(印「金森」)→木船衛門様	罫紙 1	高橋安次郎所有建物を永野寅吉に売却、前借入金 300 円同人より預、利子は後日持参の上証書返却、登記手続依頼、地賃本月分は永野氏より支払：
579-1	記	37 年 4 月 18 日	—	切紙 1	金井作市勘定、35・36 年分地料合計 11 円 70 銭 5 厘、内 10 円は 37 年 12 月収入：
579-2	〔記〕	—	村田岡兵衛→	切紙 1	玄米代計 107 円 33 銭 5 厘：
579-3	〔記〕	—	—	切紙 1	土地代金書付、村田、金森、金井、枅原、南部：
580	〔記〕	—	—	切紙 1	45 坪分の 35 ～ 37 年分計 46 円 79 銭 8 厘：
581	〔書状〕	2月4日	金森定次郎拜(印「金森」)→木船衛門殿閣下	継紙 1	土地賃料延引不都合、溝尻地内新通、36 年 3 月 30 日に笹森町金井作市から 20 円入金：封筒

番号	題名	年月日	作成・差出→受取	形態	内容：状態
582	〔書状〕	11 月 20 日	湊村字大向ニテ金森定次郎→木船衛門様貴下	継紙 1	昨年来当久美浜港改修工事委員多忙、敷地賃甚延引詫、南側敷地は拝借難、尊家で勝手使用依頼：封筒「熊野郡湊村字大向ニテ金森定次郎拝、十一月式十日投函」「加佐郡倉梯村字溝尻、木舟衛門様、親展」
583-1	〔書状〕	2 月 14 日	金森定治郎→木船衛門殿	罫紙 1	久美浜港改修工事実地着手準備中、敷地年貢持参猶予願、渡辺氏の証人澤田久四郎へ掛合願：16-583-1～4 封筒一括、封筒
583-2	〔書状〕	1 月 31 日	久美浜本町谷口方止宿金森定治郎→木船衛門様	継紙 1	渡辺政吉借地を引続借用希望、代理人小島勇助へ地賃請求願：
583-3	覚	—	—	罫紙 1	龍宮地域設備計画願、土地分割届等：
583-4	見積書	明治 35 年 10 月 5 日	舞鶴町字北田邊金森定治郎（印）→倉梯字溝尻木船衛門殿	罫紙 1	宅地前側溝筋地上ケ及石垣延長老間、1 円 15 銭 5 厘：
584	記	8 月 30 日	金森定治郎→木船衛門様	罫紙 1	埋立地請負金 28 円 68 銭 5 厘受取：
585-1	記	38 年 3 月	—	一紙 1	35～38 年分借地料・ズボン代等勘定、残金 5 円：16-585-1～2 封筒一括
585-2	〔書状〕	—	金井→木船様	継紙 1	勘定取調の面会希望：
586	〔書状〕	—	村田忠兵衛→木船衛門殿	継紙 1	残金迅速支払を延引、最近頼母子講金・債権の払込に支払、猶予願：封筒
587-1	〔書状〕	—	よしゑ→ふじ様	切紙 1	入物が無いため貸したさしきん返却願：16-587-1～2 封筒一括
587-2	〔書状〕	—	村田忠兵衛→木船衛門殿	罫紙 1	委員協議確定、村田弥惣兵へ 1000 円、村田太郎右衛門へ 500 円：
588	〔書状〕	4 月 16 日	（市場）村田忠兵衛→木船衛門殿	切紙 1	久美浜港湾工事地料の相談、秋田・井上の地借料前金、建築契約年限により未成工でも解約するのは筋違、意見に叶わなければ面会希望：封筒
589	証	4 月 29 日	金森定次郎（印「金森」）→木船衛門様	切紙 1	埋地工事請負金 50 円受領：
590	〔葉書〕	2 月 12 日	熊野郡湊村字大向金森定次郎→加佐郡志楽（「倉梯」朱訂正）村字溝尻木舟衛門殿	葉書 1	依頼の工事延引謝罪：
591	証	39 年 12 月 16 日	金森定次郎（印）→木船衛門様	罫紙 1	埋立請負金 50 円受領：
592	記	39 年 12 月 29 日	木船盛蔵（印「木船」）→木船衛門殿	一紙 1	市街川工事費不足元利・津田八幡山銀行預金元利共に 39 年未決算分合計 284 円 80 銭 2 厘受領：
593	支払命令	明治 39 年 2 月 16 日	舞鶴区裁判所判事川北祐利・裁判所書記石田儀一（印「舞鶴区裁判所書記官」）→同府同郡倉梯村字溝尻 18 番戸戸平民農債務者木船衛門	罫紙 1	債権者倉梯村字濱 1165 番地日野銀行東舞鶴支店の訴で 6037 円 45 銭請求、5 日以内に支払または異議申立：
594	〔反物包紙〕	—	—	一紙 1	染上反物包「優評平安染」：印刷
595	俳諧紐鏡移辞	—	—	一紙 1	俳諧用語例一覧表：木版
596	郵便切手袋	—	—	紙袋 1	家相図の反故：16-596-1～6 袋一括
596-1	〔覚〕	—	—	切紙 1	席次と巡盃番覚「武内・たけ・せい・勇太郎・仲人・津田・上野・賀」：

番号	題名	年月日	作成・差出→受取	形態	内容：状態
596-2	(覚)	—	—	継紙 1	席次と巡盃の番覚「武内・林田たけ・縁女・勇太郎・仲人・荒木・上野・智、三ヶ日（三日饗応膳）止の事依頼」：
596-3	本膳五盃献立	—	—	切紙 1	席次と巡盃の番覚「武内・たけ・縁女・勇太郎・仲人・荒木・上野・智」：
596-4	式法	—	—	罫紙 1	寝所にて智・嫁・仲人の盃 13 度にて収める、親族盃席次覚 8 人・酌人男女 2 人、後段 5 人：
596-5	林田氏親類付	—	—	継紙 1	河東森宮五右衛門・峯山芦原数馬・武ノ内重次・丹波白道路大槻善次郎以上、酌人等祝儀覚：
596-6	道元禅師痢病除之法	—	—	切紙 1	烏梅・生姜・梗葉（ユウノハ）・ナツメ・甘草・ゾツコク（ケシガラ）を煎、痢病前に吞：
597	府県表	明治 7 年 9 月 25 日	村上勘兵衛・北畠茂兵衛・山中市兵衛→	一紙 1	3 府 60 県旧国属一覧：印刷
598	教育基本金借用証	明治 25 年 12 月 31 日	倉梯村字溝尻木船衛門（印）→与保呂村教育基本金管理者村長藤原六右衛門殿	罫紙 1	金 47 円 93 銭 6 厘：奥書、領収済明治 27 年 4 月 27 日管理者宇留間盛蔵（印「京都府加佐郡与保呂校区宇留間盛蔵」）
599	朝鮮答書	—	市場秀虎→	縦帳 1	朝鮮答書記：
600	知恵の庫	明治 14 年 11 月 17 日	—	冊子 2	表紙・第 65 号目次、1 頁・乳首の爛れを治す法：印刷、断簡
601-1	〔書状〕	27 年 7 月 20 日	京都府教育会副会長河原一郎→木船衛門殿	継紙 1	本会幹旋御礼挨拶：16-601-1～7 封筒「加佐郡役所二而高嶋垣八、京都市蛸薬師烏丸富田屋方二而木船衛門殿親展」一括
601-2	〔覚〕	—	—	継紙 1	地区別商・工業数、人、税高覚：
601-3	〔覚〕	—	—	罫紙 1	河守上村・河守町・河西村商・工金：柱「京都府加佐郡役所」
601-4	〔覚〕	—	—	冊子	河守上～西大浦商・工税額人数：罫紙
601-5	〔貼紙〕	—	—	切紙 1	税額・人数：
601-6	〔貼紙〕	—	—	切紙 1	税額・人数：
601-7	〔書状〕	11 月 26 日	高嶋垣八（印）→木船様	罫紙 1	商工業税額 12 村税率変更依頼：柱「京都府加佐郡役所」
602	京都府農会報臨時増刊第三回農家経済調査書	大正 4 年 4 月 13 日	京都府葛野郡桂村大字下桂 6 番地京都府農会事務所→	刊本 1	第 1 普通農事を主、第 2 筍及竹林を副業等：
603	牛馬に関する調査	大正 4 年 12 月	帝国農会→	刊本 1	第 1 編牛に関する調査：
604	桑園荒廃の原因及之が善後策	大正 3 年 9 月	帝国農会→	刊本 1	：貼付「木船衛門殿」
605	京都府農会大正五年度経費収入支出予算書	大正 5 年	京都府農会→	刊本 1	経費収支・基本金収支・退職給与基金収支予算：
606-1	帝国農会	大正 4 年 10 月	帝国農会→	刊本 1	歴史・組織・議員及役員・事業帝国農会の概要紹介書：
606-2	大正三年度帝国農会総会議事速記録	大正 3 年 10 月 7 日	帝国農会→	刊本 1	臨時総会・第 5 回通常総会議事速記録第 1～3 号：議員京都・木船衛門
607	害虫駆除予防要覧	明治 41 年 10 月	京都府内務部→	刊本 1	：

番号	題名	年月日	作成・差出→受取	形態	内容：状態
608	茶樹の肥料	明治 42 年 11 月 4 日	東京市麴町区馬場先 6 番 智利硝石普及会東洋本部→	刊本 1	施肥要領：非売品
609	桃の栽培	明治 41 年 9 月 21 日	東京市麴町区馬場先 6 番 智利硝石普及会日本本部→	刊本 1	：非売品
610	蔬菜の栽培	明治 41 年 9 月 21 日	東京市麴町区馬場先 6 番 智利硝石普及会日本本部→	刊本 1	：非売品
611	柑橘の栽培	明治 41 年 9 月 8 日	東京市麴町区馬場先 6 番 智利硝石普及会日本本部→	刊本 1	：非売品
612	京都府会議員列伝	明治 27 年 12 月 16 日	静岡県平民佐野精一→	刊本 1	68 番木船衛門：
613	草木実験盆栽仕立秘法	明治 36 年 11 月 9 日	東京市日本橋区本町 3 丁目博文館、中島信義→	刊本 1	栢翁春郊著：
614	日本農界偉人名鑑全	明治 44 年 1 月 28 日	兵庫県加古郡別府港多木製肥所→	刊本 1	府県別名鑑：非売品
615	奉額発句合	—	五仲庵選（角印）→	横半帳 1	3 千余句之内 200 喩、拔萃選列、句集、町・引土・今田・宮津、木船伊三郎：
616	〔句集〕	—	不知如何竹香（角印）→	横半帳 1	ミソシリ、トウノヲク：帳外
617	〔句集〕	—	燕雀不知鴻鵠志新萍安評（角印）→	横半帳 1	春まつや手桶に囲ふ梅椿竹香（角印）：
618	単語国字解上	明治 6 年	河邨貞山編、西京書林、松栢堂、文石堂発行（朱印）→	刊本 1	初編、単語と語意、英訳語を仮名表記、河村貞山集説：
619	芸妓課税之義二付上	—	—	冊子 1	藝妓課税につき太政官第 17 号第二条 雑種税目中に明掲：朱字薄れ
620	〔句集〕	—	津水園（角印）→	横半帳 1	句会帳、堂奥・溝尻・イチハ・西方寺他：
621	〔句集〕	—	舞鶴五竹垣人撰（角印）（角印）→	横半帳 1	奉額：
622	哥仙	—	—	横半帳 1	句会帳：
623	〔句集〕	—	煤廼屋（角印）→	横半帳 1	句会集：
624	拔萃	—	春城園（印）→	横半帳 1	句会帳：
625	四季十題発句集	—	考浪花五木菴（角印）→	横半帳 1	2300 余吟の中：
626	秋冬発句輯	—	米花園点評（角印）→	横半帳 1	700 余吟中 70：
627-1	京都府園芸要鑑	明治 42 年 6 月 25 日	京都府葛野郡桂村京都府農会→	刊本 1	果樹・蔬菜・花卉要覧：
627-2	最新刊広告	—	京都市寺町通二条南書肆河合文港堂→	切紙 1	作物保護論：16-627-1 に挟込、印刷物
628	京都府畜産一斑	明治 42 年 10 月 13 日	第 1 回京都府畜産共進会船井郡協賛会→	刊本 1	府下の畜産概況：
629-1	京都府山林誌	明治 42 年 10 月 9 日	京都府山林会・京都府材木業組合連合会→	刊本 1	地理概要・林野ノ現況等：
629-2	杉樹体解剖図・扁柏樹体解剖図	—	—	切紙 1	直径 4/1 高サ 60/1:16-629-1 に挟込、印刷物

番号	題名	年月日	作成・差出→受取	形態	内容：状態
630	蚕桑虎の巻	明治 45 年 5 月 7 日	京都府何鹿郡綾部町本宮 53 番地京都府何鹿郡蚕 糸同業組合→	刊本 1	桑樹栽培法・養蚕法：
631-1	京都府蚕糸業組合 蚕業法規類纂	明治 26 年 3 月	京都府蚕糸業取締所→	刊本 1	農商務省令類・京都府令告示類等：
631-2	贈蚕業協会員諸君 書	明治 26 年 12 月 上 浣	加佐郡蚕業協会員内海柳 三敬伯（印）→蚕業協会 員木船衛門君座下	切紙 1	其業奮励の私信：16-630-1 に挟込、 印刷物
631-3	緊急会告	明治 26 年 12 月	加佐郡蚕業協会幹事→蚕 業協会員諸君	切紙 1	12 日臨時総会通知：同上
632	〔通達〕	12 年 6 月	加佐郡役所→第六組・七 組戸長中	郵紙 1	旧冬地券総代人巡回旅費仕訳書、溝尻 村木船衛門、平村梅原六右衛門：
633	記	—	—	郵紙 1	地租改正下調御用調書：
634	〔記〕	明治 12 年 4 月	—	郵紙 1	地券巡回調書：
635	一万九百円ノ内御 下ケ金仕訳帳	明治 8 年	第十五大区総代人梅原六 右衛門→	郵紙 1	表紙のみ：
636	記	明治 12 年 7 月	丹後国加佐郡第六組溝尻 村木船衛門→	郵紙 2	地租改正下調御用のため加佐郡元 15 大区村之巡回、明治 8 年 5 月 10 日地 租改正顧問認拝命木船衛門、収穫表進 達二付・収穫地価御取定御用・丈量御 検査等申請扣：
637	分家御願	明 治 10 年 1 月 18 日	右村戸主梅垣孫六郎（印） 養父実兄梅垣西浦（印） 同区市場村親族市場太右 衛門（印）同区泉源寺村 親族福西八左衛門（印） 第十一区戸長市場勇二郎 （印）奥印副区長林次郎 兵衛（印）→京都府権知 事榎村正直殿	郵紙 1	京都府下丹後国加佐郡第 11 区 64 番 地泉源寺村農孫六郎養父実兄梅垣西 浦・妻ふて・長女しげ但馬国城崎郡豊 岡豊田町 46 番地に分家：朱割印、主 筆「聴届候事」
638	記	明 治 16 年 7 月 22 日	学務委員代理木之下村戸 長木下平左衛門（印）→ 五番学区委員溝尻村木船 衛門殿	郵紙 1	与保呂甲校費用請求：
639	建議書	—	連合村会議員溝尻村木船 衛門→五番学区戸長御中	縦帳 1	学務委員旅費修正案、456 番 3 学区 に 1 名の学務惣代委員の学務整理案 建議案：末尾に朱筆で案
640-1	減租参考一班	明 治 24 年 10 月 8 日	三重県朝明郡保々村大字 中野 1 番地天春文衛→	刊本 1	明治 4 年以降地租沿革の概要：
640-2	〔葉書〕	24 年 10 月 12 日	東京市神田区連雀丁 18 番 地佐々木利助方石川三郎 介→京都府丹後国加佐郡 倉梯村字溝尻木船衛門殿	葉書 1	大会を 11 月 20 日に変更：16-640-1 に挟込
641	単語国字解下	明治 7 年 4 月	発兌西京三条通堺町西出 雲寺分治郎書肆同柳馬場 通御池南北村四郎兵衛→	版本 1	河村貞山集説：
642	山陰蚕業査察報告	明 治 45 年 4 月 20 日	京都府蚕糸同業組合→	刊本 1	視察録：
643	他出旅行之事	—	—	縦帳 1	旅立等悪日・12 月禁物等書上：
644	史記評林	—	—	版本 1	読史総評：
645	〔加佐郡旧語集写 本〕	—	—	縦帳 1	引土村～天台寺村：

番号	題名	年月日	作成・差出→受取	形態	内容：状態
646	丹後田辺領溝尻村 法名控	文政 7 年 申 8 月 10 日	高野山西谷松雲院(角印) →	縦帳 1	建墓先祖法名帳、靈嶽道機居士木船惣 右衛門為自身俗名衛門殿逆修善根タ メ登山建立、本瑞園如大師右同人為内 室俗名於シモ女逆修善根タメ等、寛文 12 年以降：
647	[句集]	—	—	綴 1	句会発句書上：
648	系図本朝武家評林 第二	—	—	版本 1	平家一門系図：
649	系図本朝武家評林 第四	—	—	版本 1	藤原氏一族系図：
650- 1	早道秘伝囲碁独習 大全上	明治 26 年 7 月 5 日	東京市日本橋区横山町壱 丁目 1 番寄留小林利三 郎→	刊本 1	：包紙「小林先生著早道秘伝囲碁独習 大全東京書肆松柏堂蔵（角印）」
650- 2	早道秘伝囲碁独習 大全中	明治 26 年 7 月 5 日	東京市日本橋区横山町壱 丁目 1 番寄留小林利三 郎→	刊本 1	—
650- 3	早道秘伝囲碁独習 大全下	明治 26 年 7 月 5 日	東京市日本橋区横山町壱 丁目 1 番寄留小林利三 郎→	刊本 1	—
651	[足利尊氏系統略記 写本]	—	—	縦帳 1	尊氏～照義：
652	加佐郡与謝郡邑高 名記	明治 7 年 3 月改	木船→	横半帳 1	加佐郡第 15 大区之内 3 ノ小区～与謝 郡第 13 大区区长・戸長名前：朱字修 正
653	京都策	明 治 23 年 4 月 11 日	京都市下京区四条通柳馬 場東入立売東町 3 番戸 京都府平民児島定七→	刊本 1	京都の施策提言：
654	古文真宝卷之上	寛文 9 年己酉 12 月 吉辰	洛汭書肆等重版→	版本 1	秋風辞・帰去来辞・漁父辞等諸儒箋解、 辞類・賦類・説類他 14 類：裏表紙「木 船澤治郎」
655	系図本朝武家評林 第三	—	—	版本 1	諸氏一覽、宇多源氏系図、嵯峨源氏渡 部之系図、安倍氏等諸氏系図：
656	系図本朝武家評林 第一	—	—	版本 1	清和源氏 10 系諸氏一覽、清和源氏鎌 倉將軍家等諸氏系図：
657	系図本朝武家評林 第五	元禄 13 年庚辰 5 月 良辰	皇都隠士廣長軒遠元閑敬 休子（印）、攝陽大坂書 林→	版本 1	清和源氏新田末葉諸氏・高階氏一覽、 源家足利尊氏將軍等諸氏系図、後書：
658	千世之草、女覺下	享保 18 年丑正月吉 日	筆海子、洛陽四條立売長 谷川氏妙林書、京都書林 堀川通佛光寺下ル町木村 市郎兵衛、寺町通松原下 ル町菊屋喜兵衛壽梓→	版本 1	絵入の和歌、秋来ぬと、寒気の時分、 御参宮、真砂越等：表紙内「油屋藤助」、 裏表紙内「市場村油屋村田藤吉之本」
659	通俗三國志一ノ上	—	—	版本 1	序、目録、姓氏、或問等：裏表紙内側「目 録卷一」
660	女今川	—	江戸大傳馬町南側、板元 鱗形屋孫兵衛（印）、彫 所川嶋藤兵衛、関根新兵 衛→	版本 1	女性の習字手本、三十六女歌仙、節句 行事等挿絵、表紙裏「七夕新歌つく し」：
661	東京名勝詩集下	明 治 16 年 6 月 30 日	編輯者京都府士族増山守 正、出版者、東京小石川 区春日町 10 番地東京府 平氏石川治兵衛、同日本 橋区馬喰町 2 丁目 1 番 地→	刊本 1	三溪菊池先生小西湖雜詠、松塘鱸先生 墨水看花等東京名所の詩集、附録に編 者の詩：

番号	題名	年月日	作成・差出→受取	形態	内容：状態
662	東京名勝詩集上	明治 16 年 6 月 30 日	編輯者京都府士族増山守正、出版者、東京小石川区春日町 10 番地東京府平氏石川治兵衛、同日本橋区馬喰町 2 丁目 1 番地→	刊本 1	題字福岡孝弟、錦原城井先生小春遊王子、改亭浦田先生上野公園花下作等東京名所の詩集：表紙「木船造書」
663	大清広輿図	—	—	絵図 1	清の地図、魏、呉、蜀、秦、周等：
664	橋弁慶	—	—	冊子 1	能楽「橋弁慶」の台本、シテ、トモ等台詞分け：
665	〔漢詩〕	—	—	一紙 1	両脚ク山中ニ小池ケ在リ、訓読文：前後欠か
666	知恵の庫	明治 14 年 12 月 17 日	編集兼印刷人桑原八郎次、発行元東京京橋区加賀町 12 番地由己社→	刊本 3	66・68・71 号、定価 2 銭 5 厘、新調鍋釜の銕気を去る法等：
667	修正案	—	—	一紙 1	雑種税・中筏税の修正、大堰川・清瀧川・西高瀬川材木筏：蒟蒻版
668	豊岡県管下区・戸長名簿	明治 7 年 5 月 20 日	—	冊子 1	第 1～21 大区、中山三郎・和田垣讓等：
669	〔京都府令〕	26 年 6 月 27 日	内務部第二課（印「京都府内務部第二課」）→加佐郡役場御中	郵紙 1	第 651 号 26 年 2 月 30 日領収、米質改良実施方法庶第 44 号参考、参考書送付：印「多田」「伏木熊吉」
670	勸業報告号外広島県産米改良参考書完	明治 25 年 3 月	広島県内務部→	刊本 1	逋信省認可、明治 24 年本県勸業諮問会の参考書の再版、会員頒布：
671	必読必携送仮字弁全	明治 21 年 6 月 20 日	著作者京都府士族中島民之介（朱印）、発行者京都府平民河合卯之助、印刷社京都府平民木下猶之助→	刊本 1	中島静甫、久邇宮題字、音便や仮名遣い、動詞の活用形等、裏表紙に墨書「木船庄蔵」：
1	〔明治殖産株式会社設立趣意書〕	—	—	冊子 1	趣旨のみ：題箋紙はがれ
2-1	正風作花集全	—	旭柳斎秀花木船収司→	写本 1	法者遠州流之伝業者浦島流之授、華道写本：
2-2	〔周旋掛申付〕	明治 18 年 12 月 16 日	太真瓊教会出張所（印）「京都府下太真瓊教会結集所之印章」→木船収司	切紙 1	：17-2-1 挟込
3	月方鑒秘竅全	明治 16 年 2 月	木船明義（印）→	写本 1	方位、遠州九世ノ御流門人旭柳斎木一秀鶴壽軒木船明義：古い写本、人体図 1 枚（糸井村吉田幸吉）挟込
4	三賢一致全壺冊	明治 17 年甲申 2 月	（印）「丹後河守町播磨屋三右衛門」→	写本 1	大龍編、神儒仏、承応 2 年仲夏：
5	中伝御免許	—	御室御所花務職成龍齋一如法眼、一櫻齋廣法社（印）→花名秀花君	折紙 1	容眞御流：17-5・6 包紙一括、包紙「御免許、旭柳斎秀花」
6	初伝御免許	—	御室御所花務職成龍齋一如法眼、一櫻齋廣法社（印）→花名秀花君	折紙 1	容眞御流、三才之巻：包紙
7	水屋集全	明治 28 年 11 月 10 日	編集発行佐藤龍太郎、発行所大八洲館→	冊子 1	：裏表紙「木船要太郎「潮田政次郎抹消」署名、印刷
8	新撰字府大全	明治 10 年 4 月 28 日	編輯石川県士族大屋愷故、出版人加賀国近田太平他→	版本 1	：題箋欠
9	大全早引節用集	天保 14 年 8 月	江戸須原屋茂兵衛他 4 名→	版本 1	：表紙破損

番号	題名	年月日	作成・差出→受取	形態	内容：状態
10	覚	辰 4 月	中山殿御役所（印）→上杉郷村々役人中村	切紙 1	上杉村稲葉清三郎、福井藤右衛門、塩尻長右衛門を家来分召抱：17-10～12 包紙「中山御殿御用書」一括
11	〔通達状〕	辰 4 月	中山殿御役所長谷川主殿（印）→丹州何鹿郡上杉郷大石村福井藤右衛門殿	切紙 1	家来分召抱米 2 石下付：
12	御達書	慶応 4 年辰閏 4 月	中山殿御役所（印）→丹州何鹿郡上杉郷大石村福井藤右衛門	切紙 1	当御殿御館人仰附：包紙（中山家の菖蒲菱の紋）
13	屋敷建物之景図	明治 18 年孟秋	丹後舞鶴竹屋町木船明義（印）→	継紙 1	家相図、4 名誕生年、年齢、彩色：4 紙糊はがれ
14	集義外書六	—	—	版本 1	脱論三、表紙に「共八」墨書：
15	集義外書五	—	—	版本 1	脱論二、表紙に「共八」墨書：
16	男女普通礼式書下	明治 17 年 12 月	編者東京府民近藤瓶城→	版本 1	：「木船収司」印、「青山蔵書」印
17	男女普通礼式書上	（明治 17 年 12 月）	東京中近堂蔵版→	版本 1	：「木船収司」印
18	集義外書三	—	—	版本 1	削簡三、表紙に「共八」墨書：綴糸切
19	集義外書二	—	—	版本 1	削簡二、表紙に「共八」墨書：
20	集義外書一	—	—	版本 1	削簡一、表紙に「共八」墨書：
21	寺子読書干字文	寛政 11 年未正月	作者筆工葛西水玉堂、五条橋詰葛西市郎兵衛壽梓→	版本 1	：「木船已代蔵」墨書
22	百姓往来全	—	浪花本細工所→	版本 1	—
23	百姓往来全	—	浪花本細工所→	版本 1	—
24	大日本国尽	天保 6 年乙未	木船氏、木船俊吉→	写本 1	—
25	近江源氏先陣館	明和 6 年巳丑 12 月 9 日	近松半二他 6 名→	版本 1	「報恩寺村」朱書：題箋なし、破損
26	集義外書七	—	—	版本 1	脱論四、表紙に「共八」墨書：題箋はがれ
27	集義外書八	宝永 6 年巳丑 5 月	帝都書肆大和屋伊兵衛他 2 名→	版本 1	脱論五、表紙に「共八」墨書：
28	洛地準則乾	安政 6 年 6 月	土御門殿御弟鳴鳳先生輯録洋々斎蔵梓→	冊子 1	—
29	諸侯要覧全	—	製本書林京銭屋惣四郎、山城屋勘助→	版本 1	印「正親町三条殿御蔵板」：袖帳
30	婚礼二付樽入請納帳	明治 2 年乙巳 12 月 18 日	福井正義→	横帳 1	柳女引取、寺内町林田惣兵衛、西芳寺村上野弥市郎次男弥寿夫、三日日祝、明治 21 年 3 月 5 日西京大阪遊覧留守見舞：
31	方鑒全書	明治 12 年	—	写本 1	—
32	和文草	天保 15 年辰 2 月 14 日	きふねちよい（印）→	写本 1	伊勢参りより恋のふみ：和綴糸切
33	ENGLISH AND JAPANESE DICTIONARY	明治 6 年 1 月	日就社→	冊子 1	柴田昌吉・子安峻共編『附音挿図英和字彙』：「牧野治郎市」明治 35 年署名
34	〔手紙雛形〕	—	—	版本 1	「利八」「左近氏」「丹後田辺加佐郡みそしり」「此の本何方へまいるとも早々御もとし被成可下候」：題箋なし、破損
35	洛地準則坤	安政 6 年庚申仲春	発売淡路福浦文蔵、書肆大阪鹿田静七→	版本 1	—
36	集義外書四	—	→	版本 1	脱論一、表紙に「共八」墨書：

番号	題名	年月日	作成・差出→受取	形態	内容：状態
37	〔書状〕	33 年 10 月 13 日	東京神田表神保町 1 番地山本欽作方、林田信蔵→溝尻村木船雅君（衛門様）	継紙 1	墓地の件依頼状、弟を代理人、白骨郵送等：17-37 ～ 78 包紙一括、封筒
38	証	10 月 13 日	秋田官次郎（印）→木船様	継紙 1	96 銭受取：
39	〔書状〕	33 年 10 月 4 日	東京神田表神保町 1 番地山本欽作方、林田信蔵→木船尊兄（衛門）案下	継紙 1	墓地の件、住職出訴のつもり等：封筒
40	〔書状〕	32 年 7 月 17 日	（大阪市東区高麗橋 5 丁目 77 番屋敷）林田嘉蔵→木船御伯父様（衛門様方明義殿）	継紙 1	暑中見舞：封筒
41	〔名刺〕	—	西区本田町山田鉄工場→	切紙 2	船舶諸機械及金物製作：17-41 ～ 42 封筒一括、印刷
42	〔書状〕	33 年 1 月 18 日	（林田）嘉蔵→木船明義様	継紙 1	寒中見舞：
43	〔改葬許可証〕	明治 33 年 10 月 17 日	舞鶴警察署長警視柚木角衛（印）→木船収司	罫紙 1	舞収第 4470 号：
44	〔書状〕	33 年 10 月 24 日	（林田）嘉蔵→木船伯父様（何鹿郡渡辺時蔵様方木船収司殿）	継紙 1	墓地改葬、警官立会の上、無事終了の礼：封筒
45	〔書状〕	明治 33 年 10 月 14 日	（林田）嘉蔵→倉梯村木船衛門殿	継紙 1	墓地改葬の礼：封筒
46	〔書状〕	明治 33 年 10 月 14 日	林田信蔵（印）→木船雅君（衛門様）	継紙 1	墓地改葬の件依頼：封筒
47	〔覚書〕	—	—	切紙 1	19 日受取、22 日骨包：
48	〔葉書〕	33 年 10 月 3 日	舞鶴港坂根準一→大阪市北濱 2 丁目中橋角林田嘉蔵殿	葉書 1	願蔵寺林田家墓地建築予定のため改葬の依頼：17-48・49 封筒一括
49	〔書状〕	明治 33 年 10 月 3 日	嘉蔵→東京市林田信蔵殿	継紙 1	坂根準一通知、墓地改葬、納骨は大谷か四天王寺、宗派関係なく、報告：
50	〔書状〕	33 年 10 月 15 日	林田嘉蔵→木船衛門殿	継紙 1	堀上町元願蔵寺墓地改葬の件相談：封筒
51	〔書状〕	33 年 10 月 18 日	嘉蔵→木船衛門殿	継紙 1	委任状印鑑証明書之件：
52	〔書状〕	33 年 10 月 25 日	林田信蔵（印）→木船伯父様（収司）	継紙 1	墓地改葬：封筒、糊はがれ
53	〔葉書〕	31 年 9 月 27 日	平安佐治衣川規矩治→溝尻木船義明様	葉書 1	相談のため来訪依頼：
54	〔書状〕	—	同姓盛蔵→木船尊大兄	罫紙 1	藤太郎身元金の平野頼談の件：
55	〔名刺〕	—	小笠原之紀→	切紙 1	—
56	〔葉書〕	31 年 9 月 6 日	氷上郡佐治中町足立定蔵→溝尻家相撰者木船明義様	葉書 1	相談のため来訪依頼：
57	〔葉書〕	31 年 10 月 17 日	佐治衣川規矩治→溝尻木船義明様	葉書 1	出張依頼：
58	〔葉書〕	31 年 9 月 24 日	佐治中ノ町足立定蔵→溝尻木船明義殿	葉書 1	家相の依頼：
59	〔葉書〕	32 年 1 月 30 日	但馬朝来こやま大作→溝尻木船義明様	葉書 1	開始の伺い、旧正月 4 日：
60	〔書状〕	明治 33 年 6 月 2 日	林田嘉蔵→木船御伯父様（衛門様方明義殿）	継紙 1	贈物（漬物）送付の礼：封筒
61	法令館広告	（明治 32）	大阪法令館本店→	切紙 1	：17-61 ～ 67 紙縫一括、印刷
62	方位考訂書	明治 27 年甲午晩冬	鶴寿軒木船明義→西平野尊兄	継紙 1	主人・内室・長男の納音：
63	〔書状〕	29 年 5 月 28 日	平野謙二郎→木船収司様	継紙 1	拙家普請時期の相談：糊はがれ

番号	題名	年月日	作成・差出→受取	形態	内容：状態
64	記	明治 20 年旧正月 5 日	安久村安久兵左衛門(印)→木船収司様	切紙 1	貸し金受取：
65	夏月院并忌明九月七日	9 月 7 日	—	切紙 13	—
66	借用証	明治 26 年 3 月 1 日	舞鶴町字竹屋木船収司(印)(抹消)→大石於仲殿	罫紙 1	金 10 円：
67	〔書状〕	旧 9 月 28 日	木船盛蔵→竹屋木船収司様	継紙 1	返済金の件：封筒
68	〔書状〕	明治 29 年 11 月 14 日	有路上村平野謙二郎→木船収司様	切紙 1	家相依頼：17-68・69 封筒一括
69	〔間取図〕	—	—	切紙 1	平野謙二郎弘化 3 年 5 月 12 日生、妻はま養子政蔵誕生日記入：貼紙 2 枚
70	〔葉書〕	36 年 3 月 17 日	西衣川→朝来郡矢名瀬邑字大月小山甚助君内木船明義殿	葉書 1	博覧会思考中：17-70～78 封筒一括
71	〔葉書〕	36 年 5 月 11 日	大阪市東区高麗橋詰町 70 番屋敷林田嘉蔵→溝尻木船収司殿	葉書 1	注文の品到着の問合：
72	〔葉書〕	36 年 5 月 12 日	大阪林田嘉蔵→溝尻木船衛門様方木船収司殿	葉書 1	茶道具等小包料：
73	〔葉書〕	36 年 5 月 1 日	大阪林田嘉蔵→溝尻木船衛門様方木船収司殿	葉書 1	三井切手、茶道具代小為替受取：
74	記	明治 36 年 5 月 5 日	大阪三井呉服店→溝尻木船収司様	切紙 1	名仙等送付：17-70～73 包む
75	〔書状〕	—	木船盛蔵→木舟孝収様	切紙 1	別紙照会、至急返事：
76	〔書状〕	5 月 5 日	嘉蔵方→木船伯父様	継紙 1	三井呉服、茶道具代詳細報告：
77	〔名刺〕	—	船井郡桐ノ庄村字木崎峠小林恵訓識→	切紙 1	裏面「遠州流指南、照月庵」：印刷
78	〔名刺〕	—	京都府技手木船藤太郎→	切紙 1	裏面鉛筆「綾部町羽室栄吉」：印刷
79	豊岡県官員名簿	明治 8 年 4 月	第十五大区区務所詰木船明義→	横半帳 1	—
80	京都御役鑑全	慶応 4 年辰春	二条通石田忠兵衛、一条石田治兵衛→	版本 1	裏に「源正義」署名：
81	よしこの里の色	寅林鐘	万里軒花廓、京都井筒屋和助他 2 名、大阪 2 名→	版本 1	よしこの、歌謡：
82	〔但馬国絵図〕	—	—	絵図 1	幕末頃カ、仙石讃岐守、京極飛驒守他、彩色：62 × 63.5cm
83	手帳全	—	旭柳斎木一秀(花押)→	横半帳 1	丹波国上杉郷石高等：水損
84	日の御蔭全	明治 11 年 6 月 15 日	著者岡山県小神波江、出版人同県松本巖→	版本 1	：和綴糸切
85	金銭出入簿全	明治 13 年庚辰 1 月 1 日	木船明義→	冊子 1	売上、買入月別計、小使、代呂物：罫紙、木船収司借用証挟込
86	記	—	—	罫紙 1	計算書：17-85 挟込
87	宅地総論秘書	—	米田麗山門人木船秀山写→	縦帳 1	家相：
88	定位法断全	—	米田麗山先生門人木船秀山→	縦帳 1	写本：
89	諏吉便覧巻下	—	尚書堂大阪辻本信太郎、西京辻本定二郎→	版本 1	—

番号	題名	年月日	作成・差出→受取	形態	内容：状態
90	〔書状〕	—	由良にて柳 ^ろ →木舟衛門様	継紙 1	父遠方御用帰村せず、母勝れず：17-90～111 紙縫・包紙（慶応2年祠堂銀預一札）一括、17-90～94 包紙（間取図）一括
91	〔書状〕	—	由良にて柳 ^ろ →木舟周治様	継紙 1	品々送付御礼、11 日子供を連れて行く：
92	〔書状〕	—	ゆらりふ ^ろ →きふね收治様	継紙 1	荷物の相談のため来訪依頼：
93	〔書状〕	2 月 9 日	由良方左衛門→木船氏二而福井收治殿	継紙 1	福井一丈立会示談、木船氏と面会相談依頼：
94	〔書状〕	—	ゆらりふ ^ろ →きふね收治様	継紙 1	先月新左衛門様御越、承知他依頼：
95	〔書状〕	正月 8 日	母 ^ろ →木船御内二而福井藤右衛門殿	継紙 1	早春より帰縁の咄様々と心碎き：17-95・96 封筒一括、封筒「木船御内様にて福井藤右衛門殿、母 ^ろ 」
96	〔書状〕	正月末 3 日	福井内→木船衛門様	継紙 1	帰縁の件様々心づくし、難しく一方ならず心添御礼：
97	〔書状〕	—	由良柳 ^ろ →きふねたんな殿	継紙 1	委細承知、そもじ殿かいばらへ算用：
98	舌代	12 月 13 日	由良方左衛門→福井藤右衛門殿	継紙 1	一丈の件存外の成行残念、御柳荷物の件：17-98・99 包紙一括
99	舌代	12 月 6 日	由良方左衛門→福井藤右衛門殿	継紙 1	柳之件、丹後表引取等：
100	〔覚書〕	—	—	切紙 1	氷上郡竹田郷十社神主野村讃岐守：
101	〔書状〕	—	ゆら内にて→きふね收治殿	継紙 1	不快ゆえ依頼：包紙有
102	〔書状〕	—	ゆらにて柳 ^ろ →きふねにて福井御主人様	継紙 1	大石訪問の節、私方へ御出依頼：
103	〔書状〕	—	ゆらりふ ^ろ →きふね收治殿	継紙 1	訪問の礼、荷物未だ受け取らず：
104	〔乍恐奉歎願口上書写〕	慶応元年丑 12 月	丹波国何鹿郡上杉村庄屋忠兵衛他 10 名→中川亮平様、後藤忠一郎様	継紙 1	上杉村・大日村の年貢高・家数・人数等明細、山村で銀納、相給領主に山年貢、二条城夫役等、負担多く御用不可：
105	〔書状〕	12 月 19 日	石田すみ→安左衛門様	継紙 1	治兵衛より悔状・香儀差上：
106	乍恐口上書	文久 2 年戊 6 月 28 日	大日庄屋伊左衛門印他 3 名→大町利兵衛殿他 6 名	継紙 1	山家御領分大町村、永久売渡申候田地証文、村方皆済の為 100 両借用：
107	御口達廉々覚	—	—	切紙 1	近江苗鹿他 13 カ村御見分、丹州路へ廻村村々への出迎心得等：
108	口上	—	穀助→福井收治様	継紙 1	作州の修行者伝授の子を種取る事、「卯ノ年女」正、4、7、10、11 月の吉日書上カ：
109	〔通達〕	寅 6 月 17 日	大津御役所→丹波何鹿郡小嶋村、於与岐村右村庄屋年寄	継紙 1	進発御用通行、東海道大津宿并に宿助郷残高五歩通りを務め印形持参し当役所に集合：
110	御桑役銀	—	—	切紙 1	大石・小嶋・大日村の桑役、山家山手米覚：
111-1	〔覚書〕	—	—	折紙 1	森川裕等着物類書上：17-111-2 挟
111-2	所持品物帳	安政 4 年丁巳 7 月	旭柳斎木一秀→	横半帳 1	着用物、書物、生花・作花道具：
112	借用証券之事	明治 10 年 1 月 3 日	溝尻村借主木船衛門（印）、市場村受人市場勇二郎（印）→倉内市蔵殿代理井上登喜蔵殿	切紙 1	奥書、加佐郡第十区戸長津田惣左衛門（印）（抹消）、借金 200 円：糊はがれ

番号	題名	年月日	作成・差出→受取	形態	内容：状態
113	〔仰出書〕	安永 6 年丁酉 5 月	大庄屋千年村津田惣右衛門（印）他 7 人（千阪四郎三郎、荒木吉兵衛、藤本佐右衛門、高橋大家、南部新左衛門、亀井武左衛門、福西八左衛門）→	切紙 1	大庄屋の格式として木履御免経緯・確認書：糊はがれ
114	領収之証	明治 23 年 7 月 1 日	太真瓊教会本部会計課（印）（印「安田」）→木船収司殿	切紙 1	教費：17-114～128 包紙一括、17-114～119 を 120 で包、印刷
115	領収之証	明治 23 年 11 月 11 日	太真瓊教会本部会計課（印）（印「安田」）→木船収司殿	切紙 1	教費：印刷
116	領収之証	明治 24 年 4 月 13 日	太真瓊教会本部会計課（印）（印「安田」）→木船収司殿	切紙 1	教費：印刷
117	領収之証	明治 24 年 11 月 21 日	太真瓊教会本部会計課（印）（印「安田」）→木船収司殿	切紙 1	教費：印刷
118	領収之証	明治 22 年 5 月 16 日	太真瓊教会本部会計課（印）（印「安田」）→木船収司殿	切紙 1	教費：印刷
119	〔通達〕	明治 23 年 6 月 21 日	太真瓊教会本部（印）（印「安田」）→部内教導職	切紙 1	従前通り教資補助金徴収実施：印刷
120	神戒	明治 22 年 5 月	太真瓊教会本部（印）→	切紙 1	御教憲 3 章の謹守：木版
121	身の行ひ咄し	明治 17 年 3 月	京都上一組観相堂吉峯謙制著、門人観英堂山田薫述→	版本 1	—
122	太真瓊教会京都府下結集所受業生之証	明治 17 年 6 月 23 日	太真瓊教会京都府下事務所庶務課（印）→丹後国加佐郡竹屋町木船収司	切紙 1	：17-122～124 包紙一括、印刷
123	〔添書〕	17 年 8 月 28 日	太真瓊教会京都府下事務所庶務課（印）→木船収司殿	罫紙 1	受験生鑑札 3 枚送付、小倉村 3 名渡し依頼：
124	〔許可証〕	明治 17 年 6 月 24 日	大成教太真瓊敷会京都府詰集事務所（印）→木船収司	切紙 1	右詰集所受業生加入許可：
125-1	太真瓊説教録第一号	明治 22 年 9 月 26 日	発行所太真瓊教会出版部、発行編集小幡和節→	冊子 1	—
125-2	領収之証	明治 22 年 10 月 31 日	太真瓊教会本部会計課（印）（印「安田」）→木船収司殿	切紙 1	教費：
125-3	〔葉書〕	明治 22 年 12 月 14 日	東京市太真瓊教会本部→丹後国加佐郡竹屋町 49 木船収司殿	葉書 1	『太真瓊説教録』2 号の案内：
126-1	太真瓊説教録第四号附録	明治 23 年 1 月 25 日	発行所太真瓊教会出版部、発行編集小幡和節→	切紙 1	4 号までの案内：印刷
126-2	太真瓊説教録第四号	明治 23 年 1 月 25 日	発行所太真瓊教会出版部、発行編集小幡和節→	冊子 2	—
127	太占原始	明治 22 年 4 月 11 日	太真瓊教会長権中教正正稲垣眞郎→	冊子 1	—
128	御教憲三章并太真瓊教会規約全	明治 12 年 11 月	太真瓊教会本社→	冊子 1	—
129	吉凶神殺秘書全	—	木船明義→	写本 1	与謝郡幾地駅米田鹿山撰述写：

番号	題名	年月日	作成・差出→受取	形態	内容：状態
130	衆議院議員詳伝、近世名士言行誌第貳号	明治 23 年 9 月	誠信堂→	冊子 1	—
131	詔書写	明治 5 年壬申 11 月 9 日	—	継紙 1	太陽曆採用の詔：
132	〔寄附受領証〕	明治 23 年 1 月 25 日	京都府（印）→竹屋木船収司	切紙 1	車道開通費 40 銭寄附：
133	記	—	—	切紙 1	黒楮子勘定書：17-133 ～ 168 紙縫一括、17-134 ～ 168 巻込、糊はがれ
134	〔書状〕	—	ゆら母方→木ふねおりうとの	切紙 2 枚 1	ことづけの礼：
135	口演	第 22 年 9 月 14 日	何鹿郡物部村由良市左衛門（印）→舞鶴町字竹屋町木船収司様	野紙 1	水害にて抵当差入家宅等水湿の報告：17-135 ～ 138 封筒一括
136	御返事	22 年 8 月 30 日	由良祖作→木船春野との	野紙 1	軍艦戦艦巡回見学誘、夏蚕飼育等断：
137	〔書状〕	—	—	継紙 1	軍艦見物に來られず残念、贈物の礼：後欠
138	口演	22 年 8 月 30 日	由良市左衛門→舞鶴町字竹屋町木船収司様	野紙 1	開田宅取調返事の遅の詫：
139	〔覚書〕	—	—	切紙 1	木村両氏帰国、月賦金等精算の件、お柳様預け書付の一見依頼等：
140	〔書状〕	—	吹田源二→木舟様	切紙 2 枚 1	月賦金 2 カ月滞納、帰国の上掛合：
141	〔書状〕	6 月 8 日	高嶋はな方→お柳様	継紙 1	手紙の礼、10 日西京へ参：17-141・142 封筒一括
142	〔書状〕	7 月 17 日	高しまはなの→木ふねお柳さま	継紙 1	少し病氣、和田安に養子、瀧本様と私のこと：
143	〔書状〕	10 月 10 日	はな方→お柳様	継紙 1	大阪、瀧本様のこと：17-143 ～ 147 封筒一括
144	〔書状〕	—	—	継紙 1	主人東京行き見合わせ等：
145	〔書状〕	—	→木船御兩人様	継紙 1	病氣、若山様裁判長引き：糊はがれ
146	〔書状〕	—	—	野紙 1	京都大不景氣、木船、吹田、林田、沢田様によろしく：
147	〔書状〕	17 年 5 月 10 日	（下京区若松町松村山方松本）寿→（竹屋町木船収司様）木船御兩人様	野紙 1	要太郎をよろしく：
148	〔書状〕	—	花方→お柳様	継紙 1	金子のこと：
149	〔書状〕	—	寿より（西京小林徳衛）→お柳様	継紙 1	新年挨拶、京都大阪舞鶴、吹田様等：
150	〔書状〕	7 月 22 日	はな方（高しま）→お柳様（木ふね様）	継紙 1	舞鶴で一緒に暮らせること楽しみ、瀧本様のこと：17-150 ～ 152 封筒一括、糊はがれ
151	〔書状〕	—	はな方→お柳様	継紙 1	手紙の礼：
152	〔書状〕	—	—	切紙 1	届け物の件：
153	戊申女大沢ノ土性	—	—	折紙 1	大日、文殊、信心：
154	〔書状〕	—	ゆら母方→木ふねおりうとの	継紙 1	見舞の礼：
155	〔書状〕	22 年 4 月 8 日	由良市左衛門→木船お柳とのへ	継紙 1	わかめの礼、春より不快物入り多く：
156	〔書状〕	—	ゆらばば→木ふねはるのとの	継紙 1	手紙の礼：
157	〔書状〕	—	ゆら母方→木ふねおりうとの	切紙 2 枚 1	ふち米はあり、品の預かり依頼、市助不行跡：
158	〔書状〕	—	—	野紙 4 枚 1	心配事等よろしく：

番号	題名	年月日	作成・差出→受取	形態	内容：状態
159	〔書状〕	—	ゆら母 ^ろ →木ふねおりうとの	切紙 2 枚 1	彦之助を大阪へ、金 10 円入用：
160	〔覚書〕	—	—	切紙 1	赤字「乾為天」等：
161	〔書状〕	10 月 12 日	ゆら光之助→まいつる木船お柳殿	切紙 1	この書付と引替にうけ取り、先日の話承知等：
162	〔書状〕	—	ゆら母 ^ろ →木ふねおりうとの	継紙 1	先日預けた金子返却依頼：
163	〔書状〕	—	ゆら母 ^ろ →木ふねおりうとの	継紙 1	貸金の礼、訪問希望等：糊はがれ
164	〔書状〕	—	ゆら母 ^ろ →木ふねおりうとの	継紙 1	いん居殿十七年、来訪依頼：
165	〔書状〕	—	ゆら母 ^ろ →木ふねおりうとの	継紙 1	おびの礼、金子借用願：
166	〔書状〕	5 月 23 日	平和廣一→由良伯母様	継紙 1	女子が世話になった礼、養育するので先方へ話しの依頼：糊はがれ
167	〔書状〕	5 月 22 日	由良市左衛門→舞鶴木船氏二而お京殿	継紙 1	帰る日が決まれば人足遣わす：
168	記	—	柳田（印）→丹波物部由良四方左衛門様	継紙 1	丸薬・水薬・散薬代請取：糊はがれ
169-1	覚	西 1 月 19 日	今村→梅垣様	継紙 1	107 石 4 斗 6 升 9 合 5 勺、町方納高：
169-2	十五大区高附	明治 6 年癸酉 1 月 吉辰	—	横帳 1	惣高合 21631 石 5 斗 1 升 4 合 5 勺、内 3 の小区副区長京田村高田九兵衛、高合 3950 石 9 計 7 升 8 合 6 勺等：
170	各郡役名簿	—	—	横半帳 1	第 1～21 各大区长・副区长、見習等役職一覧、第 15 大区加佐郡権区長溝尻村木船衛門：
171	豊岡県官員名簿	明治 8 年 4 月	—	横半帳 1	権令参事田中光儀、権参事大野右仲、出仕史生等一覧：
172	版權書目自明治十一年十月至同年十二月第九号	明治 12 年 3 月 18 日	—	冊子 1	内務省出版、類集版權書目：
173	各郡役名簿	—	—	横半帳 1	第 1～21 各大区长・副区长、見習等役職一覧、第 15 大区加佐郡権区長溝尻村木船衛門：17-170 内容重複
174	〔手本〕	—	—	折本 1	在所着御礼、歳暮御内書の御礼、殿様寒中機嫌伺、暑中見舞、年序の嘉儀等：裏表紙「□宗□」
175	〔覚〕	10 月 10 日	字本（印「丹後国舞鶴町字本町」）→木船周治殿	切紙 1	5 銭 9 厘、28 年下半年、朝代費半割、祭典割：17-175～186 包紙一括、包紙、啓亀学館主より露寿軒主人、家相図画紙 1 枚貸与、9 月 24 日
176	〔覚〕	8 月 25 日	字竹屋総代→木船収司殿	切紙 1	11 等、28 銭 3 厘、朝代社屋根替協議費、金 10 銭 7 厘、稻荷社祭典費、 $\yen$ 39 銭：
177	〔封筒〕	明治 27 年 10 月 23 日	東京本所区南二葉町 24 番地太真瓊協会本部（印「太真瓊封印」）→丹後国加佐郡舞鶴町字竹屋 49 番地木船収司殿	封筒 1	—
178	〔覚〕	(明治)	—	折紙 1	由良村中西孫兵衛普請、家族構成、家相図：
179	証	10 月 28 日	啓亀氏（印「松田豊」）→木船露寿軒先生	切紙 1	方鑑秘竅全書前編 2 冊拝借、拝見の後返戻：

番号	題名	年月日	作成・差出→受取	形態	内容：状態
180	〔書状〕	(明治) 22 年 12 月 4 日	平の喜佐→木船御伯父様、御伯母様	継紙 1	水気心臓へ上がり、思いも寄らぬ不仕合、老医診察、見分養生：封筒上書「丹後国加佐郡舞鶴字竹屋町新地木船収司様、京都府丹波国天田郡上六人部村字岩崎大槻部一郎内平野喜佐」
181	死亡届	本月 20 日	木船収司→町長	切紙 1	舞鶴町竹屋町木船収司妻りう：
182	〔書状〕	明治 28 年 7 月 26 日	林田嘉蔵→木船収司殿	継紙 1	近衛師団入営、御令室様御病気の処養生叶わず死去驚入：封筒上書「丹後国加佐郡舞鶴町字竹屋木船収司殿、大阪東区大川町拾七番邸米倉寅市方林田嘉蔵」
183	拾ヒ物御届ケ	明治 28 年 10 月 25 日	舞鶴町字本木船収司(印)、下女きし→舞鶴警察署御中	罫紙 1	黒の奉書紋付羽織 1 枚、代価 2 円 50 銭、毛じユスノハーチ 1 足、代価 50 銭等、昨晚 8 時頃大橋を歩行、風呂敷 1 包見付：
184	借用証書	明治 27 年 4 月 11 日	中村五兵衛(印「松」)→木船収司殿	切紙 1	金 10 円、無利子、当年 5 月 7 月 9 月晦日毎に 3 円 33 銭ずつ返金：17-184 ~ 186 包紙一括、包紙に家相図
185	借用証書	明治 27 年 4 月 11 日	中村五兵衛(印「松」)→木船収司殿	切紙 1	金 20 円、無利子、枚本七左衛門借用、大借で改革、貴殿へ依頼、年兩度の年賦御承知、7 月 12 月に 1 円ずつ返金：
186	預り証	明治 26 年 12 月 31 日	中村五兵衛(印「松」)→木船収司様	切紙 1	金 2 円 42 銭、来 27 年 1 月 9 月迄：
187	送り書之事	明治 6 年 9 月	第十五大区五小区溝尻村戸長木船藤左衛門(印)→第十五 15 大区二小区竹屋町戸長上野太郎左衛門殿	冊子 1	木船収司竹屋町へ寄留、婚縁届、代人願、転宅届、養子差遣し願等 10 点：罫紙
188	農書仕附形	—	—	冊子 1	「農業全書」の蓄積附儉約、山林之節、農事総論抜粹、稲に虫不附仕方、蚕子鼠除の守、出雲大神様御詠歌：挟込：元禄 5 年 8 月、寶積寺住安國雪耕誌、寺社改、山王権現、何鹿郡上杉・大石村
189	〔書付〕	—	—	一紙 1	籤考判断、来年万事慎、大川利涉頗る多く、損亡有り、我が徳を恵と合うは災害頻繁なるもこの頃に因りて身を害すること薄し：
190	〔書付〕	—	—	罫紙 1	籤考判断、脾胃より疾、大川利涉、病質并既往禍福家相吉凶の尋ね向き、喬木害する：
191	〔札〕	—	→	一紙 1	貴船大明神：17-191 ~ 203 包紙一括「奉修方除守護攸、方災皆除祈攸」、17-191 ~ 194 包紙一括内側「素戔鳴大神、病氣平癒守攸」
192	〔白紙〕	—	—	一紙 1	—
193	〔白紙〕	—	—	一紙 1	宿紙紙片：
194	〔紙片〕	—	—	一紙 1	宿紙紙片：包紙
195	〔札〕	—	—	一紙 1	貴船大明神：17-195 ~ 196 包紙一括「男女、相生祭」
196	〔札〕	—	—	一紙 1	貴船大明神：
197	〔色紙〕	—	—	一紙 1	灰色：
198	〔色紙〕	—	—	一紙 1	赤土色：
199	〔色紙〕	—	—	一紙 1	黄土色：
200	〔襖紙〕	—	—	一紙 1	襖紙：

番号	題名	年月日	作成・差出→受取	形態	内容：状態
201	〔色紙〕	—	—	一紙 1	黄土色：
202	〔札〕	—	—	一紙 1	卍等の記号：
203	〔札〕	—	—	一紙 1	卍等の記号：
204	丹波国何鹿郡大石村小嶋村大日村戸籍	明治 2 年己巳 9 月	惣代藤右衛門→	冊子 1	家・人数・男女・高、番人戸籍：
205	御検見ニ付就毛揃仕出シ雛方扣	—	福井正義→	冊子 1	大石村・大日村・小嶋村石高、上田・中田・下田：
206	〔反別帳〕	—	—	冊子 1	二之丸、三之丸、島崎、京口・吉原町等屋敷地・田畑・地価：
207	田畑山林等定、畑方収穫目録	—	第十五大区会議所→	冊子 1	収穫代金目録（粟・黍・大豆・小豆・麦・稗等）、山林等附等級：
208	〔反別帳〕	明治 7 年 8 月	十四大区長野田新→	綴 1	丹後加佐郡第 14 大区、反別 1679 町 7 反 1 畝 29 歩 8 厘 2 毛の内の田畑、民費：罫紙
209	身潔祓詞	明治元年 12 月	丹後国神座郡吉佐内宮神主桂廻舎、真名井神社外宮神主榊廻舎→	版本 1	大祓詞最要、神拝祝詞：
210	安心こころ糸草	文政 7 年甲申 6 月	丹陰医王閣求寂恵乗→	版本 1	仏道、回向文：
211	筆道要法伝全	—	丹後国加佐郡泉源寺村梅垣秀知→	冊子 1	揮毫要法、満 13 歳の生徒 5 名への 1 週間の筆道指南記録、明治 18 年秋：
212	加佐郡与謝郡邑高役名記	—	木船明義控→	横帳 1	加佐郡第 15 大区、14 大区の惣高・家数・戸長、与謝郡第 12 大区、13 大区の惣高数：
213	由良方左衛門殿家相下図	—	—	一紙 1	方位盤：
214	易占秘訣乾	寛政 10 年戊午 9 月	東奥熊阪齋伯美→	版本 1	八卦の起りと所属、宮、著の撰よう、納甲・納支の法、六親・六神を附る：「木船収司」印
215	易占秘訣坤	寛政 10 年戊午 9 月	東奥熊阪齋伯美→	版本 1	秘歌、占法大意、天時・婚姻・失物・待人・病人・願望：「木船収司」印
216	〔百科事典〕	—	—	版本 1	宗の欧陽詢、菅原道真の経歴、平安城京図、大坂図、占等：表紙、裏表紙破損、表題判読不可
217	名所絵入東京新図全	明治 16 年 3 月 14 日	編輯兼出版入京橋区南傳馬町 1 丁目 2 番地大村恒七→	一紙 1	各方面警察署、第 1～5 方面、神田区・日本橋区等、日本橋より里程：印刷、彩色
218	万覚帳	—	小濱港吹田源次→	横半帳 1	証、入 550 円 27 銭 5 分、出 548 円 46 銭、差引 41 円 81 銭、残 800、9 月有金等：
219	布令字弁全	明治元年戊辰 11 月	大坂心齋橋通南 1 丁目大野木市兵衛、同所松村九兵衛、同北久太郎町柳原喜兵衛→	版本 1	裏表紙「源正義」、童蒙の輩に字義解、いろは順に語彙解説：
220	寄本	—	旭柳斎木一秀→	版本 1	盛衰記源太勘当の段、大坂船町加嶋屋清助板（印）、福嶋逆櫓の段、寺町菊屋七良兵衛、同菱屋治兵衛、忝原越後屋六右衛門他 2 人：
221	丹波国天田・多紀・氷上高附帳	明治 2 年己巳 6 月	上杵郷大石村福井藤右衛門（印）、源正義（花押）→	縦帳 1	天田郡村数 149 カ村、50172 石 4 斗 3 升 2 合 2 勺、多紀郡村数 163 カ村、45953 石 2 斗 6 升 6 合等、6 郡高 299702 石 3 斗 8 升余：題箋はがれ
222	水口寄考伝全	明治 19 年 8 月	天真堂輜伯徳子鳴景編著→	縦帳 1	水は人を養育、水には善悪、神水・悪水等 12 項目、他見禁止：罫紙、筆写

番号	題名	年月日	作成・差出→受取	形態	内容：状態
223	丹波国高附乾一	明治2年己巳季夏	上枚郷大石村福井氏所持→	縦帳 1	桑田・船井・何鹿郡、桑田郡村数221カ村、53587石1斗3升4合6勺、船井郡219カ村、44710石7斗9升1合7勺等：
224	新校正古泉一覽全	天保(6)乙未8月	淡海処士司馬元陳→	版本 1	木船復之助、貨幣図、校正新刻大阪書林伏見屋嘉兵衛、柏原屋清右衛門、本屋庄兵衛：
225	恋のうたづくし	—	—	継紙 1	「枝高き花のこずゑもおれはおるおよばぬ恋もなるとてもきけ」他17首：
226	年々直段附	文政3年辰	—	横帳 1	文政3～明治3年御値段・米・入札・大豆価一覽表：
227	豊岡県管下区・戸長名簿	明治7年5月20日	—	横半帳 1	—
228	十五大区区長副戸長副用掛り伍長役員記	明治7年6月	十五大区会議所→	横半帳 1	朱字追加・修正：
229-1	〔木船明義屋敷・家屋図〕	—	—	図面 1	丹後国加佐郡舞鶴竹屋町新地46～51番6戸分、彩色：17-229-231包紙一括
229-2	地券表并現在建家表	—	—	図面 1	地墨家朱図面：17-229-1包
230	〔家相転調白紙下図〕	—	—	切紙 1	—
231	〔木船明義印譜・方位印〕	—	—	切紙 1	—
232	方位選擇書	—	—	冊子 1	溝尻村木船清次他宅相控・金銭入金覚、森谷磯八宅相平野鳴景先生撰・選擇書、奥書明治19年10月17日天真堂識：
233	一震宅ノ辛ヲ巽門延年之図	明治27年甲午晩春	淡路国津名郡安田村平野鳴景先生門人鶴寿軒木船明義(印)→但馬朝来郡栗鹿村日下安左衛門(第5大区小区戸長)	図面 1	彩色、方位書込屋敷図：17-233～248包紙一括
234	三陽豊川妙巖寺之図	明治30年10月30日	愛知県宝飯郡豊川町豊川242番戸佐藤定蔵→	一紙 1	妙巖寺境内図：17-234～237包紙一括、包紙に「方位考訂書」記入、印刷
235	二拾五ヶ條花形略記	—	—	折紙 1	立花雛形図、一保伝：
236	〔断簡〕	—	—	一紙 1	—
237	第7回書画展覧会	17日	吉田印行→	一紙 1	福知山常照寺、内容、新書画骨董・揮毫・囲碁・生花：印刷
238	一良宅ノ巳ヲ兌門延年之図	明治37年1月14日	丹後加佐郡東舞鶴鶴寿軒木船明義→	図面 1	彩色、方位書込屋敷図：
239-1	良宅現在図	明治21年戊子初春	丹後舞鶴港住鶴寿軒木船明義(印)→	図面 1	彩色、方位書込屋敷図：
239-2	〔間取図〕	—	—	切紙 1	2階カ：
240	栗鹿村日下安左衛門製鍊糸図	—	—	図面 1	彩色、方位書込屋敷図：
241	浮島庵宅相調	—	—	切紙 1	家相調査：
242	〔予算修正依頼状・予算書〕	28年12月3日	京都府加佐郡蚕糸業組合事務所(角印)→木船組長殿	冊子 1	冬期蚕業講習所経費予算、経費高く修正依頼状、28年冬期予算書、蚕業講習志望認名簿：柱「加佐郡蚕糸業組合事務所」

番号	題名	年月日	作成・差出→受取	形態	内容：状態
243	一巽宅ノ末ヲ震門之延年	—	→浮島庵	図面 1	方位書込屋敷図：
244	一乾宅ノ乙ヲ坤門延年之図	明治 35 年壬寅初冬	丹後加佐郡東舞鶴倉梯村字溝尻鶴寿軒木船明義→丹後加佐郡岡田上村字大俣岩田藤太郎宅相	図面 1	彩色、方位書込屋敷図：糊はがれ
245	〔木村五兵衛宅相図〕	—	→但馬朝来郡粟鹿村ノ内字柴村木村五兵衛	図面 1	彩色、方位書込屋敷図：
246	〔日下覚蔵宅相下書図〕	—	→粟鹿村日下覚蔵	図面 1	—
247	一震宅ノ離門ヲ生氣トス星門宅図	明治 28 年乙未仲冬	→木船盛蔵	図面 1	木船盛蔵宅相、方位書込屋敷図：
248	福西八左衛門宅図	—	—	図面 1	方位書込屋敷図：
249	天津祝詞、神言、俚言解全	明治 15 年 12 月 25 日	著者兼出版人権大講義片岡正占→	冊子 1	序、部分みそぎは身にふれし穢れを除く、天津祝詞・神言、黒住教：印刷
250	農業蒙訓	天保 10 年己亥 7 月	若州三方郡河原市村伊藤信前述→	版本 1	農桑生民、撫漁、附言農業一枚起請文：
251	官許、無水岡田開闢法	明治元年戊辰 11 月	岡田明義→	版本 1	育民堂造、農業、馬鈴薯作り方等：
252	書状、日本用文章全	天保 6 年未孟春	龍章堂美暢（花押）→	版本 1	年頭状・弥生節句祝儀状等雛形、文化 14 年仲冬：
253	庭訓往来全	文政 4 年巳 5 月	京都三条通寺町西江入町丸屋善兵衛、同御幸町西江入町河南儀兵衛同麴屋町西江入町須原屋平左衛門、寺町通錦小路上ル町菱屋弥兵衛、書林同町伏見屋半三郎→	版本 1	往来物、教科書、平安西川龍章堂書：題簽はがれ、虫損、内部挟込
254	新版千字文	—	京綾小路通麴屋町西入墨屋吉兵衛板→	版本 1	千字文、十二支：「丹上大石藤右衛門」印
255	〔斬奸状〕	—	—	継紙 1	大逆賊長野主膳・嶋田左兵衛権大尉、本間精一郎、宇郷玄蕃・目明文吉らへ天誅：
256	〔書状〕	1 月	小松→たれ殿	折紙 1	年賀の挨拶：
257	大日本蚕史、正史	明治 31 年 8 月 5 日	著書兼発行者佐野瑛、印刷者竹尾幸次、発行所大日本蚕史編纂事務所、印刷所弘文舎→	冊子 1	太古史～今世史：印刷
258	大日本蚕史、現業史	明治 31 年 8 月 5 日	著書兼発行者佐野瑛、印刷者竹尾幸次、発行所大日本蚕史編纂事務所、印刷所弘文舎→	冊子 1	往古における現業三世史、現業今世史、飼育分類等：印刷
259	御家当用手習状全	文化 6 年己巳 5 月	大坂河内屋喜兵衛→	版本 1	晴雲堂一玄：
1	囲蔵入稗新規改割付并銀札預り帳	天保 15 年甲辰 5 月	大庄屋衛門→	横帳 1	各村囲高、大庄屋への通達：19-1～468 柿渋箱一括、19-1～10 袋一括、上書「天保十五甲辰年囲蔵入稗新規改帳并銀札預り并御上江書上ひかへ」
2	行永村囲蔵入稗	弘化 3 年丙午 3 月 24 日	—	横帳 1	各村囲高、弘化 3、4、嘉永元年分：
3	囲蔵稗取立并村々不足調帳	弘化 4 年丁未 12 月	大庄屋衛門組→	横帳 1	各村高：
4	口上	未 12 月 28 日	はま村庄屋孫左衛門→大庄屋木船衛門様	継紙 1	稗買入代金借用願：
5	覚	弘化 4 年丁未 7 月 11 日	孫左衛門→大庄屋木船衛門様	継紙 1	稗買入高、村名：19-5～8 紙縫一括

番号	題名	年月日	作成・差出→受取	形態	内容：状態
6	はま村買込稗圀蔵入	未4月朔日	—	継紙 1	数、蔵名：
7	ひへ覚	弘化4年丁未4月朔日	京屋嘉平→入羽屋新左衛門様	継紙 1	数・金額：
8	売仕切	弘化4年丁未3月26日	寿靄丸松兵衛→庄屋孫左衛門様せわ人市右衛門殿	継紙 1	稗数・金額：
9	覚	—	傳助→重右衛門様	継紙 1	数量、木之下・行永村名：
10	稗勘定覚	弘化5年戊申	—	継紙 1	数量、村名：
11-1	頼母子不都米分口々書頭シ帳	嘉永5年壬子	—	横帳 1	天保3年～：
11-2	今田頼母子	—	—	継紙 1	辰初会～辰：
12	御免筒	—	—	一紙 1	堂奥村1挺他6村、計15挺：
13	村々高附	—	—	切紙 1	溝尻村他11村、計5291.333石：
14	〔頼母子帳〕	—	—	横帳 1	斎藤甚左衛門、今田伊左衛門、泉掃部他：
15	〔頼母子帳〕	弘化3年丙午	—	横帳 1	天保3年～、中山鎌弥他：
16	組内庄屋出役名前帳	文化2年乙丑	木船貢義改→	横帳 1	文化2～慶応元、村別、出役・御免年代・人名：
17	郷中江四千石拝借米并組内割賦帳	天保7年丙申11月	大庄屋衛門→	横帳 1	拝借米各組割、組内村割：
18	〔村人別書上〕	—	—	横帳 1	大中小等級、御袴地、御往来：
19	御収納入米代請取通	文久3年癸亥12月	大庄屋木船衛門→天台村庄屋伊左衛門殿	一紙 1	反故：
20	口上	12月22日	小幡忠右衛門→木船様	切紙 1	尊父死去、御悔状：
21	〔付紙〕	—	木船衛門→	切紙 1	金100両：
22	御作事縄藁壺ケ年分	—	—	切紙 1	252束、村割：
23	月抱、御奉公人	—	—	一紙 1	順番、村名：
24	〔野菜等日別品書〕	子12月	林屋安兵衛→木船衛門様	継紙 1	湯波・浅草・椎たけ等：19-24～128紙縫一括、24～37紙紐一括
25	覚	11月20日	林屋安兵衛→木船御氏様	継紙 1	椎たけ・湯波・かやく麩・からし等：
26	覚	6月25日	福来村源五郎→	切紙 1	茄子・きうり・うり代金受取：折紙（野村屋野菜書上）巻込
27	覚	子12月	鍛冶八兵衛→溝尻村江門様	切紙 1	釘・ぜつたい・鶴ばし：
28	〔木船衛門年貢入米上納書上〕	6月4日	—	切紙 1	—
29	覚	6月21日	一瀬→秦様	切紙 1	木舟氏分金子預：切紙（大工半兵衛金子書上）巻込
30	心覚	（元治元）甲子6月23日	—	継紙 1	勘定書并金相場（田邊79匁3分・若狭82匁1分）：
31	溝尻へ勘定書	亥12月日	雲門寺講元→	切紙 1	講金計算書：切紙（子年取ばん）巻込
32	覚	11月28日	新六→木船衛門様	継紙 1	借入金差引勘定書：
33	〔銀子差引勘定書〕	子12月27日	さどや→木舟様	継紙 1	—
34	御肴通	い（亥）	（印「御用、御肴屋、田辺魚屋町久美屋與左衛門」）→木舟御氏様	横半帳 1	鱈・鰯・数の子：
35	覚	子10月25日	かじ五兵衛→溝尻村大庄屋様	継紙 1	—
36	覚	子12月	八百屋理右衛門→指物屋万七様	切紙 1	火鉢ぬり銀子：
37	覚	12月18日	さし物や万七→わたや治左衛門様	継紙 1	火はち手間ちん等：

番号	題名	年月日	作成・差出→受取	形態	内容：状態
38	〔婚礼支度覚〕	—	—	継紙 1	わた入（紋付）・下着（白むく）・袷羽織・じはん・はかま・帯・上下・紙入・芬入・湯かた・下駄・掛鯛・提灯：19-38～40 紙縫一括
39	覚	—	林屋六兵衛→木船衛門様	継紙 1	婚礼用支度納品、真岡曝鼠（鼠）単物、奉書紬黒紋付綿入、飛田紬深川鼠、八丈黒紋付綿入、両掛ゆたん、五巾風呂敷：虫損、糊はがれ
40	〔書状〕	2月20日	林屋六兵衛→木船衛門様	継紙 1	亦之介殿着用物粗方出来、今少不都合品24・5日に持参、承引依頼、品々銀子：虫損、糊はがれ
41	〔覚〕	—	—	継紙 1	漢方薬材量目銀子：19-41～52 紙縫一括、端裏書「木船様行」、前欠
42	覚	正月24日	五兵→木船御氏様	継紙 1	取銀子引渡：
43	園城寺掛札	—	→木船衛門殿	切紙 1	札40匁：
44	〔林屋入銀覚〕	—	—	継紙 1	：端裏書「渡」
45	覚	乙丑正月晦日	五兵→木船御氏様	継紙 1	上納間違金：
46	覚	乙丑正月晦日	木下村庄屋次右衛門→大庄屋木船衛門様	継紙 1	上納金子引渡：
47	〔林屋入銀覚〕	—	—	継紙 1	：糊はがれ、反故使用（俳句添削文）
48	覚	正月18日	池の屋吉左衛門→泉源寺木船様	切紙 1	2斗、代40匁受取：
49	〔覚〕	正月20日	五兵→木船氏	切紙 1	月抱御中間行永村長兵衛、明22日より差出、同日御目見：
50	覚	子12月24日	與保呂村〆→溝尻村世話方様	切紙 1	雲門寺頼母子差引過札銀受取：
51	覚	晦日	庄屋作左衛門→大庄屋木船衛門様	切紙 1	銀子受取：
52	覚	子12月	取次藤左衛門→衛門様	切紙 1	当り取番銀子、大講元溝尻堂奥分・与保呂村分：
53	覚	亥極月	池田屋太兵衛→木舟様	切紙 1	綿打賃等銀子：19-53～89 紙縫一括
54	覚	（元治元）甲子12月	御勘定所→木船衛八郎分	切紙 1	米1石7斗6升、高2人扶持、正月元日〆6月29日月ノ割日数176日、子年分4俵7升6合2匁代銀札85匁9分1厘：
55	〔紙片〕	—	木船→	切紙 1	小蔵1本、札5分8厘：19-55～57 紙縫一括
56	〔紙片〕	—	→木船氏	切紙 1	407匁8分6厘：
57	覚	子3月晦日	—	継紙 1	平野・山中・木船・福西金子預高、3469両3匁8分7厘：
58	覚	10月26日	—	継紙 1	村掛人数割：
59	軍役人足割	—	—	継紙 1	高120人衛門組（12カ村）56高割目安100石に1人06かけ、家割目安100軒に5人8歩7厘、7人溝（溝尻）他：
60	〔人数割覚〕	—	—	切紙 1	12カ村：反故使用（森村年寄役仰付願）使用
61	覚	—	—	継紙 1	申～子銀子高：19-62 巻込
62	覚	—	—	継紙 1	申年～亥年大庄屋支度扱等銀子：糊はがれ
63	乍恐口上之覚	卯正月	吉坂村弥平次外37名→	継紙 1	旧冬重御役海岸御見分、御筒入用支度金上納者名：糊はがれ
64	口上書	—	—	切紙 1	御献上御鉄砲由緒、牛窪謙下様御役中御内沙汰：

番号	題名	年月日	作成・差出→受取	形態	内容：状態
65	〔献上鉄砲覚〕	—	—	切紙 1	百目玉張筒抱打御鉄砲御紋付下に鶴関の御銘入 1 挺献上、「奉書紙御目録ニ相認」:
66	〔書状〕	6 月 3 日	古藤松亭→木船衛門様	継紙 1	牛窪太夫宅へ同道依頼: 端裏書「木船衛門様、古藤松亭、内用」
67	〔書状〕	安政 2 年乙卯正月 12 日	梅垣西浦→木船衛門様	継紙 1	銀子引渡し明細状、おいと殿腹痛、見舞無沙汰:
68	覚	亥 12 月 25 日	従与保呂村隠岐→	切紙 1	伊佐津川人足・御台場人足代銀上納、牛田氏へ:
69	覚	—	—	継紙 1	わら葛・軍役銀子:
70	〔村々銀子書上〕	—	—	切紙 1	行永~天台 12 カ村:
71	御台場人足掛	—	—	継紙 1	高 3983 人・人 1809 人 〆 5792 人木船組: 19-71 ~ 75 紙縫一括
72	〔覚〕	—	—	切紙 1	村人数割: 19-75 に 72 ~ 74 巻込、反故使用
73	〔覚〕	—	—	継紙 1	12 カ村人数割: 反故使用
74	〔覚〕	—	—	切紙 1	12 カ村人数割: 反故使用
75	〔覚〕	—	—	切紙 1	6 カ村人数割: 反故使用
76	〔紙片〕	—	—	切紙 1	12 カ村日割: 反故使用
77	〔覚〕	—	—	切紙 1	12 カ村人足人数買入出勤内訳: 19-80 に 77 ~ 79 巻込、反故(晩田御見分御巡路之覚)使用
78	〔覚〕	—	—	切紙 1	人数割: 反故使用(人足覚)
79	〔覚〕	—	—	切紙 1	人足人数買入出勤内訳: 反故使用
80	〔覚〕	—	—	切紙 1	人足: 反故使用(銀子覚)
81	覚、御台場人足わり	—	庄屋甚左衛門→大庄屋木船衛門様	継紙 1	高 447 人当村懸:
82	覚、御台場人足掛り	—	—	継紙 1	412 人堂奥村、100 人出人足、145 人買入組割、131 人大庄屋組之分買入、残 36 人不足:
83	亥之御台場人足	2 月 28 日	多門院村庄屋重助→大庄屋木船衛門様	切紙 1	366 人、内 123 人出勤、161 人大庄屋買入、50 人直同断、〆 334 人、残 32 人不足:
84	御台場人足	—	→大庄屋木船衛門様	継紙 1	298 人木之下村掛、内 126 人亥出人足、192 人組買入、15 人直買入、〆 243 人、残 55 人:
85	御台場人足	子 2 月 28 日	常村庄屋半左衛門→大庄屋木船衛門様	継紙 1	掛り高 338 人:
86	覚	—	行永村→大庄屋様	継紙 1	1479 人御台場人足掛り:
87	覚	2 月 27 日	森村庄屋弥三郎→大庄屋木船衛門様	切紙 1	692 人森村掛り高、御台場人足:
88	御台場御用人足扣	2 月 28 日	清道庄屋嘉兵衛→大庄屋木船衛門様	切紙 1	掛り高 134 人清道村:
89	覚	2 月 29 日	庄屋孫右衛門→大庄屋木船衛門様	継紙 1	560 人掛り、牛田俊蔵様へ当春願:
90	覚	—	堂奥村→	継紙 1	伏樋 2 カ所文政寅年より自普請、自力難しく願:
91	子年之達、干葛葉	—	—	一紙 1	: 反故使用(各村割高納入覚)
92	〔祭文案〕	元治 2 年乙丑 1 月 16 日	—	切紙 1	産宮貴布祢明神、愚婦富士 42 歳、私命 10 年減、富士命 10 年増願: 反故使用(書状断)
93	〔長州追討指示写〕	7 月 27 日	—	継紙 1	牧野讃岐守宛毛利敬親長州征伐御勅命:

番号	題名	年月日	作成・差出→受取	形態	内容：状態
94	覚	5月12日	(印「京都新町通五條下一丁目呉服木綿新物類古手所角菱屋嘉兵衛」)→上	継紙 1	呉服物納品：
95	覚	5月13日	(印「京寺町上ル町御茶所三木宗右衛門」)→上	継紙 1	正喜撰・花橘茶納品：
96	[普請方位暦学指示書]	—	—	継紙 1	乙丑、丙寅：
97	覚	丑3月	—	継紙 1	行永・森・濱・溝尻・与保呂・常・木之下・多門院・堂奥村掛人足(人足20人行永村此扶持米1斗此札23匁3分8厘)：
98	覚	4月7日	かめ屋加助→木船御氏様	継紙 1	饅頭等代：
99	覚	21日	かめ加→木船氏様	切紙 1	饅頭、七ツ盛代：
100	[紙片]	—	—	切紙 1	金子書入：後欠
101	[覚]	—	はたろ→木ふね御氏	切紙 1	わた代金差引：
102	覚	3月朔日	—	切紙 1	酒1斗5升5合代51匁1分5厘：
103	[御頼茅書上]	丑	木船→	切紙 1	森本・河村殿分：
104	去子年山方御遣付人足	—	—	継紙 1	12カ村人足割、1238人：
105	覚	4月29日	久兵衛→木船様	継紙 1	銀子受取：
106	[覚]	—	はたろ→木ふね御氏	切紙 1	うさい不用、返済依頼：
107	覚	5月朔日	庄屋弥惣兵衛→溝尻村木船衛門様	切紙 1	庄内米6俵・最上米2俵：
108	覚	子7月	田辺屋孫左衛門→大庄屋木船衛門様	継紙 1	御囲茅・御頼茅銀子：
109	覚	子2月21日	上林屋孫右衛門→木船御氏様	切紙 1	亥9月ろ牧野兵蔵様上安村市兵衛：19-109～113紙縫一括
110	覚	12月24日	上林屋孫右衛門(印「田辺本町上林屋」)→木船御氏様	切紙 1	園城寺市右衛門、札4匁5分、上安村直蔵：
111	覚	子7月16日	上林屋孫右衛門(印「田辺本町上林屋」)→木船御氏様	切紙 1	上野司様、与保呂分熊吉20匁5分：
112	覚	2月24日	上安村市郎兵衛→大庄屋木船衛門様	切紙 1	給金受取：
113	覚	子7月7日	上林屋孫右衛門(印「田辺本町上林屋」)→木船御氏様	継紙 1	浅野縫様、上安分市左衛門、牧野主膳守、上安分源右衛門：
114	宗旨入用覚	—	—	継紙 1	3匁6分いささ6合、2匁4分ゆりね、6匁豆腐20、 ㍊ 146匁4分外ニ15匁、人足料 ㍊ 166匁4分：
115	干葛葉去子年六月達	子6月	—	一紙 1	1651 俵衛門組掛、葛葉11カ村割付：
116	口上	12月26日	市場村三左衛門→溝尻村貴船衛門様、要用	継紙 1	町方次左衛門へ咄委細承知、面会来春への延引依頼：包紙
120	[覚]	—	—	継紙 1	12カ村銀子割：反故使用(野州辺脱走賊徒の件)使用
121	木船衛門下作	—	—	一紙 1	佐波賀村勘兵衛・同村八郎兵衛下作反別：束杷苅と表記
122	衛門大豆勘定	—	—	切紙 1	8斗7升6合、1石に206匁6分2厘：
123	[覚]	—	—	継紙 1	日別村々：反故使用(書状)
124	覚	—	—	継紙 1	去戌年御勘定所上納銀差引：
125	[覚]	—	—	継紙 1	勘定：19-125～128紙縫一括、反故使用(受取覚)

番号	題名	年月日	作成・差出→受取	形態	内容：状態
126	〔覚〕	—	—	切紙 1	村々入銀子：反故使用（牛窪左近様舌代）
127	〔覚〕	—	—	継紙 1	村々入銀子：反故使用（山根様書状）
128	〔覚〕	—	—	切紙 1	村々入銀子：反故使用（九左衛門書付）
129	〔覚〕	—	—	切紙 1	上畑、分・成・預・徳米：19-129～137 紙縫一括
130	〔覚〕	—	—	切紙 1	上畑、分・成・預・徳米：
131	〔覚〕	—	—	切紙 1	坪数、人名、高：
132	〔土地図〕	—	—	一紙 1	間数、坪数：
133	〔土地図〕	—	—	一紙 1	間数、坪数：
134	〔土地図〕	—	—	一紙 1	間数、坪数、衛門分、嘉永5年3月替地：
135	〔土地図〕	—	—	一紙 1	間数、坪数、衛門分、嘉永5年3月替地：
136	〔土地図〕	—	—	一紙 1	間数、坪数、人名：
137	〔土地図〕	—	—	一紙 1	間数、坪数、人名：
138	覚	安政6年己未4月朔日	衛門→藤島様	切紙 1	惣勘定元利、御巡見入用：19-138～158、19-138～148 紙縫一括
139	覚	午8月29日	藤島→木船衛門様	切紙 1	借用：
140	覚	己12月28日	庄屋藤左衛門→大庄屋衛門様	継紙 1	借用：
141	覚	12月8日	藤左衛門→衛門様	切紙 1	林屋預分：
142	覚	午12月	藤左衛門→衛門様	継紙 1	くわ苗借、石灰代：
143	覚	未2月晦日	藤左衛門→衛門様	切紙 1	借用願：
144	覚	未正月晦日	藤左衛門→木船衛門様	切紙 1	借用願：
145	覚	午12月日	藤左衛門→衛門様	切紙 1	拝借年賦願：
146	覚	3月11日	藤左衛門→衛門様	切紙 1	宗門銀：
147	覚	未3月晦日	藤左衛門→衛門様	継紙 1	拝借勘定：
148	覚	未7月晦日	藤左衛門→木船衛門様	継紙 1	借用：
149	京都住居書覚	午3月	溝尻村庄屋藤左衛門・増次郎→	継紙 1	丹後屋利八、丹後屋太助、三文字屋甚兵衛、住所・居村：19-149～158 紙縫一括
150	覚	3月	与保呂村庄屋隠岐→大庄屋木船衛門様	切紙 1	京都住居、大和屋重兵衛、大和屋喜左衛門、住所：
151	〔覚〕	—	行永村→	切紙 1	京都住居、田辺屋清七、住所、行永村市左衛門方出：
152	〔覚〕	—	—	切紙 1	山本山城守様、俵屋和助、住所：
153	清湿化疼湯	—	—	切紙 1	祇園下河原鷲尾町笹野正親：
154	〔覚〕	—	—	切紙 1	大坂、平野屋源助方太兵衛：
155	〔覚〕	—	—	切紙 1	京都、山本直記：
156	旅宿	—	—	切紙 1	大坂、播州加東郡屋敷村眼科谷川氏：
157	〔覚〕	—	—	切紙 1	京都、梅屋方出、齒薬製：
158	舌代	12月11日	播州加東郡屋敷村眼科谷川氏→木船氏	切紙 1	2両御礼：
159	〔書状〕	2月14日	木屋重蔵→溝尻村木船衛門殿	継紙 1	宗判済安塔、拙者不快配慮の礼：
160	手取書之覚	丑12月	木船衛門・梅垣西浦→御連中	切紙 1	発起掃部、金剛院、金額、人名、林屋の控書付写：19-160～165 紙縫一括
161	覚書	天保15年辰	—	継紙 1	発起掃部、毎年渡人・金額：
162	〔覚〕	嘉永6年癸丑正月	はま村与右衛門→	切紙 1	壬子・癸丑借用手形：
163	〔覚〕	—	—	切紙 1	弘化5～嘉永5、多門院他、拝借金：
164	〔覚〕	—	—	切紙 1	金額、村名：
165	〔覚〕	—	—	切紙 1	はま村与右衛門、行永村惣兵衛、常村頼母子：
167	覚	—	—	継紙 1	坂根軍介殿渡他元利：19-166～202 袋「田辺屋孫右衛門午之御用芽外勘定書」一括、19-167～168 紙縫一括

番号	題名	年月日	作成・差出→受取	形態	内容：状態
168	覚	亥 7 月	田辺屋孫右衛門→木船衛門様	継紙 1	元利：
169	覚	戌 7 月	田辺屋孫右衛門→大庄屋木船衛門様	継紙 1	御囲茅・御頼茅数・金額：19-169～172 紙縫一括
170	覚	—	—	継紙 1	御用茅・御囲茅・御頼茅数・金額：
171	〔覚〕	—	—	切紙 1	祖母谷より：
172	〔覚〕	戌 8 月 27 日	—	切紙 1	葛葉・御用茅勘定：
173	覚	酉 11 月	田辺屋孫右衛門→木船衛門様	継紙 1	御用茅・御囲茅数・金額、村名：19-173～175 紙縫一括
174	酉之年御用茅勘定覚	辛酉 12 月	—	切紙 1	申年余分田孫払：
175	覚	酉 7 月	田辺屋孫右衛門→大庄屋木船衛門様	継紙 1	御囲茅・御頼茅数・金額：
176	覚	申 7 月	田辺屋孫右衛門→大庄屋木船衛門様	継紙 1	御囲茅・御頼茅・臨時茅数・金額：19-176～181 紙縫一括
177	覚	申 9 月晦日	—	継紙 1	御囲茅・御頼茅数・金額、小旗忠右衛門：
178	覚	申 12 月日	田辺屋孫右衛門→大庄屋木船衛門様	継紙 1	由良蔵臨時縄、築地臨時わら：
179	申年茅代割	—	—	継紙 1	村別金額、孫右衛門払、大庄屋預：
180	覚	—	—	切紙 1	酉年御囲茅数・金額：
181	覚	12 月 25 日	小幡→木船様	切紙 1	申年臨時茅、酉年御囲茅、黒胡麻：
182	覚	未 8 月 12 日	田辺屋孫右衛門→木船衛門様	継紙 1	御囲茅・御頼茅・徒人小屋・竹蔵臨時茅数・金額：19-182～187 紙縫一括
183	〔書状〕	未 8 月 12 日	田辺屋孫右衛門→木船衛門様	継紙 1	昨年より勘定書毎々取調、昨年分御頼茅・臨時縄藁勘定済：
184	覚	未 7 月日	田辺屋孫右衛門→大庄屋木船衛門様	継紙 1	御囲茅・御頼茅・徒人小屋・竹蔵臨時茅数・金額：
185	〔覚〕	—	—	継紙 1	御囲茅・臨時茅・竹蔵入用数量・金額、今田・溝尻組分：
186	覚	—	—	切紙 1	茅代村割：
187	〔覚〕	—	—	切紙 1	田辺屋孫右衛門払元利：
188	臨時御用茅	8 月 13 日	—	切紙 1	衛門組分：19-188～202 紙縫一括
189	覚	午 7 月	田辺屋孫右衛門→大庄屋木船衛門様	継紙 1	臨時茅・御頼茅・臨時縄数・金額：
190	覚	8 月 2 日	田辺屋孫右衛門→木船様	継紙 1	新長屋臨時茅、臨時藁・縄：
191	覚	午 2 月 20 日	田辺屋孫右衛門→大庄屋衛門様	継紙 1	臨時茅・御頼茅数・金額：
192	覚	辰 12 月	田辺屋孫右衛門→大庄屋衛門様	継紙 1	御頼茅数・金額：
193	〔覚〕	午	—	切紙 1	木船組御用茅数・上納先、古河大助：
194	覚	12 月 26 日	藤田弥助、福井六郎衛門→大庄屋衛門殿	切紙 1	巳年臨時茅数・金額：
195	午年御頼茅	—	—	継紙 1	数・上納先、村割：
196	覚	3 月 22 日	—	切紙 1	数・上納先、牧野傳左衛門：
197	覚	午正月 17 日	小幡忠右衛門→大庄屋衛門殿	切紙 1	臨時茅・御頼茅数・金額：
198	〔覚〕	午 12 月 25 日	福井六郎衛門→大庄屋衛門殿	切紙 1	御囲茅数・金額：
199	〔覚〕	—	木船組→	切紙 1	数・金額：
200	〔覚〕	—	—	切紙 1	数・金額、村名：
201	午年分臨時御用茅	—	—	切紙 1	数・金額、池内・志楽支配：
202	覚	正月 18 日	—	切紙 1	溝尻組、御囲茅・臨時分数・金額：
203	〔屋敷図〕	—	—	一紙 1	厩：19-203～220 紙縫一括
204	方考書	—	—	継紙 1	方位占、当甲子、6 人年齢・納音：

番号	題名	年月日	作成・差出→受取	形態	内容：状態
205	〔覚〕	—	藤左衛門→衛門様	切紙 1	田畑面積、算用尋：19-205 ~ 220 紙縫一括
206	増	—	—	切紙 1	田面積、場所：
207	減	—	—	切紙 1	田面積、場所：反故使用（くづ・かつをふし数）
208	新溝定引覚	—	—	切紙 1	上中下、正米：
209	覚	—	藤左衛門→土井覺亮	切紙 1	青大豆上納高：
210	〔覚〕	安政 6 年己未	→大庄屋	切紙 1	牛窪左近他中間人数：反故使用（田図）
211	〔覚〕	—	—	切紙 1	田面積、場所：反故使用（腰林雑木売払願）
212	〔覚〕	—	—	切紙 1	田面積、場所：反故使用（書状）
213	〔覚〕	—	—	切紙 1	田面積、場所：反故使用（組内木挽職名前）
214	〔土地図〕	文久元年酉 10 月	—	一紙 1	新川敷面積、衛門分：
215	〔土地図〕	—	—	一紙 1	川土手面積：
216	〔土地図〕	—	—	一紙 1	川土手面積：
217	〔土地図〕	—	—	一紙 1	越行道沿い面積：
218	〔土地図〕	—	—	一紙 1	岡の下源右衛分：
219	〔土地図〕	—	—	一紙 1	嘉平分衛門請取田：
220	〔土地図〕	嘉永 4 年辛亥 3 月	—	一紙 1	岡の下甚左衛門替地：
221	覚	安政 3 年丙辰正月	小了新六、大内忠兵衛、山根伝右衛門→	継紙 1	銀高、人名、衛門扶持方、森村秀吉給郷中より：
222	〔人足覚〕	—	—	切紙 1	兵糧運び、村別人数：
223	〔書状〕	4 月 27 日	福井収司→木船御氏様	継紙 1	綾部上町山崎屋所左衛門火事見舞礼：
224	〔覚〕	—	—	継紙 1	薬：
225	御用	10 月 13 日	福井六右衛門、日野力八→大庄屋長浜村甚兵衛殿	継紙 1	蔵米値段引上：木船、梅垣氏宛の付箋、19-225 ~ 265 紙縫一括
226	覚	12 月 4 日	—	継紙 1	村別人数：
227	口上	4 月 23 日	庄屋中西→木船衛門様	切紙 1	森村掛中間、行永村儀右衛門：
228	御用	7 月 29 日	野瀬園左衛門、辻村喜右衛門→大庄屋木船衛門殿	継紙 1	麻苧取定、村別日割：
229	〔達書〕	11 月 8 日	森下厚兵衛、牛田俊蔵→大庄屋木船衛門殿、梅垣西浦殿	継紙 1	御台場人足停止：
230	覚	西 7 月 21 日	岩田伊左衛門→木船衛門様	切紙 1	清道村出火小屋掛割：
231	〔覚〕	—	—	切紙 1	人足期間、日当：
232	覚	10 月 19 日	行永村庄屋五兵→大庄屋木船衛門様	切紙 1	人足不参者、疝気・当病、人足代：
233	奉嘆願口上之覚	万延 2 年辛酉 5 月	→御代官当	切紙 1	近年指示の諸土産、工夫勘弁仕込手入骨折、運上・諸雑費掛かり、農業余力の稼利得を妨、一同難渋人気支障、以前のように末々立行渡世願：
234	覚	西 12 月	川懸→大庄屋木船衛門殿	切紙 1	伊佐津川普請人足、衛門組依頼：
235	船場入用之覚	10 月 29 日	御蔵番所治郎兵衛、日雇青井屋伊助→大庄屋久左衛門様組、同衛門様組、同甚兵衛様組	継紙 1	石代、19 人手間代：
236	覚	—	—	継紙 1	名釧銘、備前長船祐定：
237	〔書状〕	9 月 13 日	伝吉→木船様	継紙 1	たんす舟便送、御意叶わざれば御戻：
238	〔書状〕	—	秦得雪→木船衛門様	継紙 1	矢野へ遣薬調剤試験依頼、風邪下痢服用、先日魚御恵、素麺送：
239	〔書状〕	9 月 17 日	梅垣→木船御氏様	継紙 1	出町江上より御見分日程、奉行他人数、会所認：

番号	題名	年月日	作成・差出→受取	形態	内容：状態
240	溝尻村瀬替御普請 入用人足	—	—	継紙 1	各村人数割、2000 人：
241	〔書状〕	閏 8 月 25 日	甚兵衛→木船御兄	継紙 1	晩田御請、組内願の村様子尋：
242	〔書状〕	10 月 8 日	梅垣西浦→木船御姓様	継紙 1	御納所米に一本杉（品種）禁止の達、 当年多分植付の為、東西大庄屋から納 所願、元治 2 年力：
243	〔書状〕	2 月朔日	—	継紙 1	明日出町心得承知、昨日も平野屋へ参 咄：
244	御願干葛葉	閏 8 月 21 日	→常村、木之下村、与保 呂村	切紙 1	22・23 日差出沙汰：
245	覚	文久 2 年戊 5 月	多門院村庄屋重助→大庄 屋木船衛門様	継紙 1	町宿廣小路船屋惣左衛門、庄屋・年寄 就任年：
246	〔覚〕	—	—	切紙 1	村名：
247	〔断簡〕	—	一奥拝→烏雲君	切紙 1	—
248	覚	—	—	切紙 1	御道方人足、駕籠、諸道具：
249	舌代	—	—	切紙 1	見舞御礼、小氏快方：後欠
250	覚	文久元年辛酉 12 月	大庄屋木船衛門→木戸益 蔵様	継紙 1	村々御蔵不足、大庄屋勘兵衛附廻、大 庄屋梅垣西浦上納、勘定所、大庄屋 木船衛門銀納：
251	〔書状〕	文月 11 日	阿四郎助→木船衛助様	継紙 1	渭東へ一札御礼、訪問：
252	覚	—	—	切紙 1	百姓家 5 軒、水吞家 7 軒分銀高：
253	覚	11 月 26 日	—	切紙 1	山方人足、今田村・万願寺村御林行：
254	覚	11 月 25 日	溝尻村庄屋甚左衛門→大 庄屋木船衛門様	切紙 1	今田御林木出人足：
255	御山方調書覚	11 月 26 日	常村庄屋半左衛門→大庄 屋木船衛門様	切紙 1	今田村・万願寺村御林人足：
256	〔書付〕	—	—	切紙 1	水戸公の話披露、交易の異国 5 力国：
257	〔書状〕	9 月朔日	福井藤右衛門→木船衛門 様	継紙 1	遠方見舞御礼、収治・子供同道御越待 入、播磨芝居参：
258	覚	—	—	切紙 1	堂奥村町宿丹波町松葉屋平兵衛、庄 屋・年寄就任年・名：
259	口上之覚	—	常村庄屋藤兵衛→大庄屋 木船衛門様	切紙 1	庄屋・年寄就任年・名：
260	覚	5 月 7 日	清道村→大庄屋様	切紙 1	庄屋、町宿名：
261	口上之覚	—	天台村庄屋伊左衛門→大 庄屋木船衛門様	継紙 1	町宿平野屋町すしやた右衛門、庄屋 名：
262	覚	文久 2 年壬戌 5 月	濱村→大庄屋木船衛門様	継紙 1	町宿丹波町上林屋次左衛門、庄屋・素 麴取締、水戸懸就任年・名：
263	〔覚〕	(文久 2) 戊 5 月 10 日	(行永村) →	継紙 1	町宿竹屋町魚屋吉右衛門、庄屋・年寄 就任年・名：
264	〔書状〕	10 月 2 日	笹野正親→木船衛門様	継紙 1	高浜滞留、御地訪問馳走・拝借御礼、 元甫子伝書持参致し高浜表都合良、尊 君・内室の薬暫く服用依頼：
265	〔覚〕	12 月 15 日	行永村庄屋太郎兵衛→大 庄屋木船衛門様	切紙 1	極難渋者 8 軒 30 人御救米 1 俵：
266	葛葉	—	行永村→	継紙 1	わら、数・日付：19-266 ～ 274 紙縫 一括、19-266 ～ 267 包紙・紙縫一括
267	干葛葉覚	9 月 14 日	森村庄屋中西→木船衛門 様	継紙 1	数・上納日付：
268	御厩上納	丑 5 月	堂奥村→	切紙 1	葛葉数・日付：
269	くすは調書	—	上安村庄屋孫右衛門→木 船衛門様	切紙 1	数・日付：
270	〔覚〕	—	—	切紙 1	浜村わら、清道葛葉数：
271	覚	—	天台村→	切紙 1	数・日付：

番号	題名	年月日	作成・差出→受取	形態	内容：状態
272	葛葉	乙丑 9 月 10 日	常村庄屋安左衛門→大庄屋木船衛門様	切紙 1	数・日付：
273	葛葉	丑 9 月 10 日	木之下庄屋次右衛門→大庄屋木船衛門様	切紙 1	数・日付：
274	葛葉上納高覚	9 月 11 日	與保呂村庄屋隠岐→大庄屋木船衛門様	切紙 1	数・日付、昨年郷割落分、御廩へ掛合：包紙
275	御肴通	亥	(印「田辺魚屋町御肴屋久美屋與右衛門」)→木船様	横半帳 1	大海老・ごまめ：19-275～324 紙縫・付箋「文久三癸亥年諸方勘定書」一括、19-276～324 巻込
276	〔金銭出入帳〕	—	—	横帳 1	3 貫 9 匁 6 月 18 日かし他金銭出入：19-277～324 巻込
277	諸勘定 〆 揚帳	文久 2 年 壬戌	溝尻村久兵衛→	横帳 1	通納り之分、諸役掛物、暮し方雑用他：19-278～324 巻込
278	覚	戌 2 月 朔日	上林屋孫左衛門→木船御氏様	切紙 1	〆 39 匁 9 歩 9 厘：
279	覚	戌 12 月	小藤長吉→衛門様	切紙 1	刀柄木、柄巻他金額書付：
280	覚	子 3 月 14 日	市ば酒屋→木船様	継紙 1	亥の暮出来高支払：
281	覚	12 月 9 日	市場太右衛門→溝尻村衛門様	切紙 1	1 石 1 斗和右衛門他 10 名分依頼：
282	覚	亥 12 月 28 日	庄屋甚左衛門→大庄屋木船衛門様	切紙 1	2 貫 956 匁 9 歩 1 厘御蔵入米代等勘定書：19-282～324 紙縫一括
283	覚	子 2 月 22 日	甚兵衛→木船御氏	継紙 1	上安久村茂吉分支払書：19-284 巻込
284	覚	子正月 20 日	上林屋孫左衛門→木船御氏様	切紙 1	間違いにて上安村・上安久村入替の知らせ：
285	覚	亥極月	本屋庄右衛門→木船御氏様	切紙 1	一ノ谷、四十六土論他：
286	〔薪炭代他請取〕	亥 6 月 1 日	—	切紙 1	庄屋甚右衛門より受取：反故使用（差留の問合）
287	大庄屋様成詰	子正月 8 日	庄屋甚左衛門→大庄屋木船衛門様	一紙 1	17 貫 233 匁元銀札皆済：19-288 巻込
288	〔勘定書〕	申 9 月 晦日	—	継紙 1	金 780 両内訳、福西・御上様方・諸入用等：前欠、反故使用
289	〔書状〕	9 月 18 日	福井藤右衛門→木船御隠居様	切紙 1	播磨芝居興行見物誘い：19-289～292 紙縫一括、反故使用（勘定書）
290	〔書状〕	皐月 11 日	—	継紙 1	下役への配慮や御講等：前欠、反故使用（勘定書）
291	覚	—	新六→衛門様	継紙 1	金銭出入集計等：
292	〔書状〕	11 月 3 日	—	継紙 1	矢野より縁談内々問合の件：反故使用（勘定書）
293	〔書状〕	極月 朔日	秦得雪→木船衛門様	継紙 1	田辺相場両替、緋縮緬、十体画帳の件等：
294	口代	—	福西仁平→木船様	切紙 1	集印に掛札御渡：
295	覚	亥正月	藤左衛門→木船衛門様	継紙 1	戌冬借用返済：
296	覚	亥正月 29 日	梅垣西浦→木船衛門様	継紙 1	札 396 匁 8 歩 4 厘返却：
297	覚	2 月 12 日	梅垣→木船様	切紙 1	亥御囲茅計算書：切紙「矢野勘定差替」
298	〔書状〕	壬戌 11 月 15 日	酒屋太右衛門→木船衛門様	継紙 1	御下作出来：
299	覚	亥 7 月 15 日	市ば酒屋→木船衛門様	継紙 1	戌暮御出米支払書：
300	〔勘定書〕	—	—	切紙 1	395 匁 2 歩 4 厘内訳：
301	覚	—	市場酒屋→みそしり長右衛門殿	切紙 1	亥 10 月 晦日受取：
302	覚	戌 12 月 28 日	—	切紙 1	〆 58 匁 8 歩 6 厘勘定書：
303	覚	亥 12 月	藤左衛門→衛門様	切紙 1	70 匁 2 歩渡、うたいけいこ：
304	覚	亥 12 月 27 日	はま村孫作→溝尻村木船衛門様	切紙 1	はたか麦代：

番号	題名	年月日	作成・差出→受取	形態	内容：状態
305	戌冬勘定ひかへ	戌 12 月	正左衛門→衛門様	切紙 1	酒代他：
306	覚	3 月 3 日	廣嶺山谷筑後守→溝尻村木船衛門様	切紙 1	例年地祭祈祷料受取：
307	覚	10 月 6 日	庄屋甚左衛門→木舟衛門様	切紙 1	みそ・菜・紙代等：
308	覚	—	市場酒屋→溝尻村勇助殿	継紙 1	2 石受取：
309	〔勘定書〕	—	—	切紙 1	粃 1 石 2 分代・新溝定引等計算書：
310	〔札〕	—	—	切紙 1	米 4 斗、太平年貢：
311	覚	亥 3 月	御勘定所→木船衛八郎	切紙 1	米 3 石 5 斗 5 升高二人扶持受取：付箋、米 12 俵余、木船衛門
312	覚	—	—	切紙 1	酒代・餅米上納等計算書：
313	覚	子正月 4 日	甚兵衛→木船御氏	継紙 1	小麦代・人足代等差引 101 匁余請取願：
314	覚	亥極月	平兵衛→衛門様	継紙 1	16 匁 2 歩勘定：
315	覚	未 12 月 2 日	—	継紙 1	札 1 貫目代勘定：
316	覚	亥正月 4 日	甚兵衛→木船御氏	切紙 1	上安村勇助・金助分請取願：
317	覚	—	—	切紙 1	勇助より請：
318	〔札〕	—	—	切紙 1	80 匁御奉公人、民吉分：
319	覚	9 月 27 日	(田辺本町) 上林屋孫右衛門(印)→木船御氏様	切紙 1	堂奥村文右衛門田雇願：
320	御通帳紙代覚	亥 8 月	組屋七左衛門→大庄屋衛門様	継紙 1	各村：
321	覚	11 月 4 日	(田辺本町) 上林屋孫右衛門(印)→木船御氏様	切紙 1	増山幸右衛門江戸行人足雇願：
322	覚	—	木舟→	切紙 1	清道順二・堂奥久右衛門・行永惣兵衛分金額：
323	〔覚〕	—	—	切紙 1	堂奥甚助他 4 人分金額：
324	覚	亥 12 月 29 日	淵島惣左衛門→木船御氏様	継紙 1	金 6 両請取願：
325	〔下役口達通達〕	丑 3 月	—	継紙 1	時節柄軍事等入用のため指名上納口達：19-325 ～ 367 紙縫一括、付箋「元治二丑年正月 6 慶応元乙丑七月迄」
326	〔通達〕	3 月 17 日	甚兵衛→木船御氏・梅垣御氏・梅原御氏	継紙 1	軍役人夫のため人別改にて 60 才以下改、秋田宇右衛門より東四組大庄屋宛下達：
327	御用	2 月 20 日	藤野安兵衛・馬崎新兵衛→大庄屋長濱村甚兵衛殿	継紙 1	壱本杉の稲作去戌年 10 月中差留、土地により不出来、一本杉御免大庄屋願、飯米許可、収納取立無用の達：
328	〔通達〕	3 月 24 日	高嶋甚五兵衛→木船衛門殿	継紙 1	御制札前書替出来、来 27 日までに立合所へ呼出の達：
329	〔通達〕	3 月 25 日	秋田宇右衛門→大庄屋木船衛門殿	継紙 1	与保呂谷川筋・堂奥村溜池御見分、溝尻村泊の通達：
330	急御用	2 月 20 日	藤野安兵衛・馬崎新兵衛→大庄屋溝尻村木船衛門殿	継紙 1	行永村者口書の奥書調印落、上京までに要請：糊はがれ
331	御用	4 月 29 日	川端丈右衛門・藤野安兵衛→大庄屋溝尻村木船衛門殿	継紙 1	京都へ療治願、往来 30 日申付：
332	〔通達〕	3 月 3 日	川端丈右衛門→木船衛門殿	継紙 1	濱村嘉右衛門以下 17 名立合所へ呼出通達：
333	〔通達〕	5 月 6 日	西浦→藤左衛門様	継紙 1	御厩干草、新葛葉につる交じり 2 寸程切差し出し通達：
334	御用	2 月 25 日	藤野安兵衛・馬崎新兵衛→大庄屋長濱村甚兵衛殿	継紙 1	白煙硝製造、上林栄助・福来村・引土町他、増産のため村方へも申付：

番号	題名	年月日	作成・差出→受取	形態	内容：状態
335	御用	2月20日	藤野安兵衛・馬崎新兵衛 →大庄屋溝尻村木船衛門 殿	継紙 1	常村年寄五郎右衛門他2名出張の達：
336	御用	2月12日	藤野安兵衛・馬崎新兵衛 →大庄屋溝尻村木船衛門 殿	継紙 1	与保呂村平左衛門御用呼出の達：
337	〔通達〕	25日	郷会所→木船様	切紙 1	干葛葉収納の件：
338-1	御用	3月3日	藤野安兵衛・馬崎新兵衛 →大庄屋溝尻村木船衛門 殿	継紙 1	木船衛門以下45名立合所へ呼出通達：19-338-1に2を巻込
338-2	〔通達〕	3月3日	藤野安兵衛・馬崎新兵衛 →木船衛門殿	継紙 1	明日より忌の達：
339	御用	4月2日	藤野安兵衛・馬崎新兵衛 →大庄屋溝尻村木船衛門 殿	継紙 1	木之下村次右衛門等石灰焼月延願、他村より日雇入込等の沙汰承知達：
340	御用	4月7日	藤野安兵衛・馬崎新兵衛 →大庄屋溝尻村木船衛門 殿	継紙 1	溝尻・濱・行永・多門院村庄屋と大庄屋に立合所呼出の通達、溝尻村忠左衛門同様：
341	御用	4月16日	藤野安兵衛・馬崎新兵衛 →大庄屋溝尻村木船衛門 殿	継紙 1	森村関助、庄屋同道にて出張の達：
342	御用	4月10日	藤野安兵衛・馬崎新兵衛 →大庄屋溝尻村木船衛門 殿	継紙 1	御作事所縄藁差出の達：
343	急御用	3月22日	圓満寺村方秋田宇右衛門 →大庄屋溝尻村木船衛門 殿	継紙 1	明早朝其方村改、昼与保呂村、泊行永村の通知：
344	〔通達〕	正月11日	—	継紙 1	組宗門帳作成、取調依頼：糊はがれ
345	〔通達〕	3月12日	川掛→大庄屋木船衛門殿	継紙 1	川除御普請積帳出来、村々へ渡依頼：
346	〔通達〕	2月27日	秋田宇右衛門→大庄屋木船衛門殿・長濱村八兵衛殿	継紙 1	殿様改名、制札書換、村々より差出の通知：虫損
347	御用	10月14日	川端丈右衛門・日野力八 →大庄屋溝尻村木船衛門 殿	継紙 1	天台村庄屋伊左衛門他5名御用呼出の通知：虫損
348	御用	3月14日	藤野安兵衛・馬崎新兵衛 →大庄屋溝尻村木船衛門 殿	継紙 1	堂奥村百姓忠左衛門他3名立合所へ呼出通知：虫損
349	御用	2月15日	川端丈右衛門→大庄屋溝尻村木船衛門殿	継紙 1	孝心者名前天台村嘉右衛門と訂正、呼出通知：
350	急御用	2月3日	川端丈右衛門・日野力八 →大庄屋溝尻村木船衛門 殿	継紙 1	上安村五郎左衛門父他4名明4日印形持参にて立合所へ呼出通知：
351	〔書状〕	2月26日	甚兵衛→木船御氏・梅垣御氏・梅原御氏	切紙 1	別紙仰出承知、添状：
352	〔通達〕	5月22日	坂根軍助→木船衛門様	継紙 1	縄藁皆済の通知、田辺屋買入分扱：19-353を巻込
353	覚	5月22日	—	継紙 1	池之内下村他7か村杭割当：
354	御用	閏5月17日	川端丈右衛門・日野力八 →大庄屋溝尻村木船衛門 殿	継紙 1	溝尻村作助他村役人等立合所へ呼出通達：
355	御用	7日	藤野安兵衛・馬崎新兵衛 →大庄屋溝尻村木船衛門 殿	継紙 1	孝心者名前書差出通知：

番号	題名	年月日	作成・差出→受取	形態	内容：状態
356	御用	4月10日	藤野安兵衛・馬崎新兵衛→大庄屋溝尻村木船衛門殿	継紙 1	森村関助呼出、不快のため容体書提出：
357	〔書状〕	5月11日	甚兵衛→木船御氏・梅垣御氏・梅原御氏	継紙 1	御厩干葛葉、少々でも急差出要請：
358	〔書状〕	閏5月21日	秋田宇右衛門→大庄屋木船衛門殿	継紙 1	蠟員数書付差出の要請：糊はがれ
359	御用	閏5月22日	川端丈右衛門・日野力八→大庄屋泉源寺梅垣西浦殿	継紙 1	清道村佐助に御用呼出通知：
360	急御用	6月5日	川端丈右衛門・馬崎新兵衛→大庄屋木船衛門殿	継紙 1	濱村与次兵衛他2名立合所へ呼出通達：
361	〔通達〕	閏5月晦日	—	継紙 1	伊佐津川人足御組買入の取調：
362	御用	6月8日	川端丈右衛門・日野力八→大庄屋木船衛門殿	継紙 1	上安村年寄甚左衛門他御用のため立合所呼出の通知：
363	御用	6月14日	藤野安兵衛・馬崎新兵衛→大庄屋溝尻村木船衛門殿	継紙 1	常村他7村真綿取立数量通知：
364	〔通達〕	7月8日	高嶋甚五兵衛→木船衛門殿	継紙 1	来10日夫役交代の節荷物有：
365	御用	6月16日	藤野安兵衛・馬崎新兵衛→大庄屋溝尻村木船衛門殿	継紙 1	行永村庄屋五兵以下立合所呼出の通知：
366	御用	7月9日	藤野安兵衛・馬崎新兵衛→大庄屋溝尻村木船衛門殿	継紙 1	居村久左衛門御用不快呼出、不快のため容体書提出：
367	覚	3月19日	川掛→大庄屋衛門殿	継紙 1	藁百束買入、水戸普請所へ差出要請：
368	覚	辰7月	木綿屋太兵衛→みそしり衛門様	継紙 1	てさげ、とんぶり、金額：19-368～466紙綴一括
369	〔書状〕	8月14日	林田六兵衛→木船衛門様	継紙 1	福井氏より承の金子、大入込の折柄、融通難：
370	〔経文〕	—	—	切紙 1	南無妙法蓮華經：
371	〔書状〕	12月19日	林田六兵衛→木船衛門様	継紙 1	供合羽・紅猪口注文渡：
372	〔書状〕	4月26日	にはかた→木船御姓	継紙 1	手形に苗字無不備：
373	〔書状〕	6月7日	藤野安兵衛→木船衛門様	継紙 1	見舞状：
374	〔書状〕	9月2日	忠造→木船御姉上様	継紙 1	娘祝事に間に合わず暫黒紋付着物拝借願：
375	当年御台場人足	4月14日	大庄屋→十二ヶ村	継紙 1	人数割、村名：
376	〔書状〕	—	光斎→木船様	継紙 1	手札見当たらず：
377	〔書状〕	—	秦得雪→木船衛門様	継紙 1	自高濱、先日貴君練葉、梅垣へ遣：
378	〔書状〕	卯月晦日	秦得雪→木船衛門様	継紙 1	送付の煉葉に附子入、4、5日で服用：
379	〔人足覚〕	—	—	継紙 1	人数割、村名：
380	〔書状〕	4月24日	林田六兵衛→木船衛門様	継紙 1	今田より申越、おすえ儀も心得：
381	〔書状〕	林鐘朔日	秦得雪→木船衛門様	継紙 1	急入用、脇差6両買取依頼、当地神事家内様来訪案内：
382	〔書状〕	11月23日	忠造→お竹殿	継紙 1	婦人里方京師弟方へも申、悴剣術修行の方へ御番替：
383	〔書状〕	3月晦日	林田六兵衛→木船衛門様	継紙 1	金受取両替：
384	〔書状〕	4月18日	安兵衛→衛門様	継紙 1	未進、与保呂村平左衛門へ頼母子企：
385	〔書状〕	亥12月朔日	秦得雪→木船御大老様	継紙 1	参館美酒拝味御礼、帰路格別の積雪、高濱帰宅、胸の動悸の薬価：
386	〔書状〕	正月22日	樹徳庵→木船衛門様	継紙 1	借入金返済延引：封筒
387	〔詩文〕	—	雲門寺→溝尻木船老中生	切紙 1	見舞状：封筒
388	〔書状〕	8月4日	遠山光斎→木船衛門様	継紙 1	大小鑑定、価格：

番号	題名	年月日	作成・差出→受取	形態	内容：状態
389	〔書状〕	12 月 26 日	梅垣寅平→木船衛門様	継紙 1	集印掛札如何程か不明、2 両 1 分の割で勘定：虫損
390	〔書状〕	—	□□→木船衛門様	切紙 1	志楽よりの趣、勘弁：封筒
391	〔書状〕	10 月 22 日	宮津高橋忠造→田辺木船衛門様	継紙 1	娘子御縁辺、姉上より肴拝受御礼、不漁：封筒
392	〔書状〕	2 月 13 日	藤野安兵衛→木船衛門様	継紙 1	病気見舞、京都親類中ゝろう病の銘葉紹介、京では血の道・ろう病全快の者ままあり：
393	〔書状〕	11 月 15 日	雲門寺→木船衛門様	継紙 1	外邪引籠、筆依頼延引願、山家山に能筆：
394	〔書状〕	12 月 27 日	梅垣→木船御姓貴下	継紙 1	利息下げ間違：
395	〔書状〕	正月 22 日	樹徳庵→木船衛門様	切紙 1	竜助拙寺参、今晚清光庵出合依頼：
396	〔書状〕	3 月 4 日	高野屋謙助内二而、同俊二→溝尻村木船衛助様	継紙 1	朔日京着、松井順吾様世話で借家、先生は見つからず、父母様安心：19-396・397 封筒一括
397	〔書状〕	—	(俊二)→	切紙 1	林屋にて 10 両借用：
398	〔書状〕	10 月 21 日	鍋屋善助→木船衛門様	継紙 1	下直の糸購入、100 両借用依頼：
399	〔書状〕	12 月 8 日	平野吉左衛門→林田貴姓様	継紙 1	縁事 23 日荷物引取取決、梅垣より凶日、来年はウツロ年縁事に用いず：
400	〔書状〕	2 月晦日	平野吉左衛門→木船衛門様	継紙 1	結納目録笑納：
401	〔書状〕	—	平野→木船御姓	切紙 1	瑞魚早速賞翫：
402	〔書状〕	6 月 5 日	光斎→木船御氏様	継紙 1	古翰直、1、2 日延引：
403	〔書状〕	10 月 10 日	古河多膳→木船衛門様	継紙 1	含の神講、佐波賀大庄屋へ咄：
404	〔書状〕	12 月 19 日	くみ屋次右衛門→木船御氏様	継紙 1	納品案内：
405	〔書状〕	辰正月 6 日	市場太右衛門→木船衛門様	継紙 1	金子返済致方無、3 貫目のみ：
406	覚	辰極月	平兵衛→衛門様	継紙 1	檜・杣木材納品：
407	〔書状〕	—	牧正人→木船御氏様	継紙 1	病気見舞に羊羹・じゅく柿送：
408	〔書状〕	正月 6 日	岩田伊左衛門→木船衛門様	継紙 1	西野嘉右衛門発起、去卯暮 4 番取、貴家様 2 口分渡依頼：
409	〔書状〕	正月 29 日	鍋屋善助→木船御氏様	継紙 1	長々御厄介御礼、障子張ふきそうじ養生旁衆、用向にて延引：
410	〔書状〕	12 月 18 日	高橋伸造→木船衛門様、同於竹様	継紙 1	姉様縁談、有路平野氏へ入興、出戦徴兵中へ軍務官達：
411	〔書状〕	1 月 25 日	高濱伯文（魚住）→木船衛門様	継紙 1	不快の為梅垣氏と申合、拙宅養生依頼、御越待：包紙
412	〔書状〕	霜月 3 日	林田惣平→木船衛門様	継紙 1	新田普請日雇賃支払：
413	〔書状〕	—	光齋→大庄屋木船衛門様	継紙 1	市場宿まつ屋着、福岡一文字助宗：
414	〔書状〕	安政 6 年 未 5 月朔日	梅垣吉右衛門→木船衛門様	継紙 1	去寅年以來調達金、兩度御講金献金、苗字帯刀永々御免：19-414・415 包紙一括
415	〔書状〕	未 5 月朔日	梅垣吉右衛門→木船衛門様	切紙 1	御意、用金納：
416	〔書状〕	霜月	村上三郎兵衛→田辺ミソシリ邑木船衛門様	一紙 1	拙父死去香資御礼：包紙
417	〔書状〕	10 月 6 日	林屋六兵衛→木船衛門様	継紙 1	俄に金子入用、受取：
418	〔書状〕	2 月 3 日	福井収治→木船御兄上様	継紙 1	隣助殿参、無泊、酒呑、礼物 100 疋：
419	〔書状〕	11 月 28 日	大石村福井収司（藤右衛門）→木船衛門様	継紙 1	御訪問御礼、激しく雪降難儀：
420	運上銀取定	—	—	継紙 1	池ノ内・志楽支配分、金額、村名：
421	〔書状〕	卯 11 月 28 日	大石村福井藤右衛門→木船衛門様	継紙 1	先日御供養の節、同苗藤左衛門よりたんすのかなど、注文請合：
422	〔書状〕	3 月 11 日	波多野真部→木船衛門様	切紙 1	品物返却：

番号	題名	年月日	作成・差出→受取	形態	内容：状態
423	覚	寅 2 月 15 日	林屋六兵衛→清光庵様	継紙 1	白扇・杉原代：
424	〔封筒〕	—	宮津高橋忠造→田辺木船衛門様	封筒 1	—
425	〔書状〕	戌 5 月 14 日	秦得雪→御隠居様	継紙 1	容体拝見、老年の為、附子服用腹合宜敷：
426	〔書状〕	4 月 21 日	はたの→おたつ、およし殿	継紙 1	溝尻にも何分心得：
427	〔書状〕	4 月 12 日	梅垣→木船殿	継紙 1	郡奉行野田新他就任御歡、旧冬吉坂出張、近在諸人足：
428	〔書状〕	12 月 26 日	宮津高橋得之助→田辺木船衛門様	継紙 1	戴物御礼、愚拙好物鶏幼子、京阪の大変：包紙
429	〔書状〕	—	秦得雪→御隠居様	切紙 1	京より取寄葉サフラン忘、産後の用意に蓄：
430	覚	丑極月	本屋庄左衛門→溝尻村木船御氏様	切紙 1	養生刻記、養生弁他：19-430 ～ 432 紙縫一括
431	覚	丑極月	かめや加助→木船御氏様	切紙 1	受取：
432	覚	丑 12 月 28 日	儀助→溝尻衛門様	切紙 1	受取：
433	覚	丑 12 月	鍛冶庄兵衛→溝尻村衛門様	切紙 1	受取：
434	〔書状〕	6 月 12 日	日引村九左衛門→溝尻村衛門様	切紙 1	船賃受取：
435	〔書状〕	4 月 13 日	高嶋甚五兵衛→木船衛門殿他 3 人	切紙 1	17 日奥様御着座恐悦案内：
436	〔書状〕	3 月 22 日	平野吉左衛門→木船衛門様	継紙 1	内祝差上：
437	〔包紙〕	—	大石村福井藤右衛門→田辺溝尻村木船衛門様	切紙 1	丹波上杓子：包紙のみ
438	〔書状〕	3 月 23 日	公庄慶蔵→大庄屋衛門殿へ	継紙 1	依頼の市場玄甫方事：
439	〔書状〕	5 月 25 日	黄遊→木船様、木舟様	継紙 1	22 日昼頃無事帰亭、随分御加養専一、祈祷：
440	〔書状〕	10 月 16 日	宮津家中高橋忠造→田辺溝尻に而木船衛門様	折紙 1	娘片付の砌、結構なる品御惠祝の御礼、姉上へせつより、来春金毘羅参詣立寄願度、峯山賀杉田：包紙
441	江戸長吏改團左衛門を肥前国長吏改助左衛門江下状之趣（写）	寛文 5 年 2 月	江戸長吏團左衛門→肥前国長吏助左衛門	継紙 1	長吏團左衛門由緒書并に 29 座番附、欽明天皇御朱印・頼朝公御判、寛文五乙巳一家綱公御代蔵有院様：糊はがれ、19-441 ～ 466 紙縫一括
442	〔書状〕	4 月 4 日	当村田中→木船兄	切紙 1	私宅来訪依頼：
443	〔書状〕	—	昌之輔→木船賢兄玉貴下	切紙 1	私宅来訪依頼：
444	〔書状〕	2 月 13 日	恒川七兵衛→木船衛門様	継紙 1	過日拙宅訪問内祝持参、幸便粗品進上挨拶：
445	口述	—	重朝→衛門様	切紙 1	止血の丸薬処方案内：
446	〔書状〕	2 月 18 日	日野力八→木船衛門様御祝状	継紙 1	初老御祝として掛物贈：封筒「二月十八日認掛物添」
447	〔書状〕	2 月 19 日	鍋屋善助→木船御氏様	継紙 1	長逗留御礼、御隠居様へ御品御取次：端裏書「二月十九日晚」
448	〔書状〕	正月 25 日	大石村福井藤右衛門→溝尻村木船衛門様	継紙 1	御年賀贈答品御状・木船様、御村内御三軒様、木船藤左衛門様より御年玉送付御礼：
449	〔書状〕	正月 24 日	—	継紙 1	藤左衛門より通翰、相談依頼：
450	〔書状〕	1 月 11 日	古河→大庄屋木船様	継紙 1	木之下祭、一宿依頼：

番号	題名	年月日	作成・差出→受取	形態	内容：状態
451	〔書状〕	2月20日	備後福山領沼隈郡柳津村 新三郎方甚右衛門娘お いち→丹後田邊笠郡ミそ しり村馬場氏衛門様御内 馬場氏恵助様貴下	切紙 1	私親類御世話御礼、娘小長御臈履依 頼：包紙
452	〔書状〕	12月	源三郎→木船大人貴下	継紙 1	茂右衛門一件和談、頼母子札受取：
453	〔書状〕	12月11日	若州小濱西津森川小野八 →木船惣右衛門様	継紙 1	弟医業、痔の治療に御来濱・御宿泊乞：
454	〔包紙〕	—	古河→木船様	包紙 1	：包紙のみ
455	〔書状〕	6月3日	玄甫→衛門様	継紙 1	御礼、宮津口大野まで行、漸帰宅：包 紙「溝尻邨木船衛門様、市場邨□玄甫」
456	〔書状〕	8月4日	鍋屋善助→木船衛門様貴 下	継紙 1	御隠居様痛風様の病、自身も但馬の薬 にて的中、むし薬処方案内・にんどう・ せきせう・ひへ・塩三抓入、煎出：
457	〔書状〕	正月28日	古河善之丞→木船衛門様	切紙 1	旧臘配慮厚礼の挨拶：
458	口上	12月	助右衛門→伊左衛門様・ 衛門様・弥市郎様	切紙 1	御来訪の節御肴料持参御礼、時節柄返 却：
459	〔包紙〕	—	小川卯兵衛→丹後加佐郡 溝尻村ニ而貴船衛門様	切紙 1	裏面「〆賃済」：包紙のみ
460	〔封筒〕	—	あくつさと→古河御隠居 御史	切紙 1	裏面「改申」：包紙のみ
461	〔書状〕	10月25日	儀右衛門→衛門様	継紙 1	御内約の引高清算別紙通知：端裏に丸 印
462	〔書状〕	17日	玄甫→衛門兄	切紙 1	酒肴賞翫御礼：
463	〔書状〕	2月5日	小勘定→八左衛門様・衛 門様	継紙 1	9日平野勇蔵呼出、御出町依頼：
464	〔書状〕	3月19日	小勘定→木船衛門様	切紙 1	21日御講開催御出町、泉源寺八左衛 門通達依頼：虫損
465	〔書状〕	9月8日	植松殿役所（角印）→貴 船右衛門様	一紙 1	一昨年家来國友奎世話御礼、関東寺社 奉行所訴出の争論、義左衛門派遣の 件、先方への掛合依頼：
466	〔書状〕	4月11日	小勘定→溝尻村衛助様	継紙 1	御講一条、平野勇蔵 14日出町同日出 町依頼：虫損
467	永退六十人講仕訳	—	—	横帳 1	初会銀 500 目、落札 1 人分懸代 100 目宛 60 人分、〆 30 会 15 カ年 2 貫 660 目宛、無尽講掛銀記：虫損
468	〔書状断簡〕	—	—	継紙 1	御用札の一件申上悦：後欠
469	〔書状〕	7月12日	塩見庄右衛門→森屋仙造 様	継紙 1	薬調延引断、見舞：19-469～474 木 箱入一括
470	〔書状〕	3月21日	武内利兵衛→中川岩雄様	切紙 1	丸薬金 2 両分調別便にて差出、見舞：
471	〔書状〕	6月3日	梅原六左衛門→木船衛門 様貴下	継紙 1	先達御無心の返済延引断：
472	〔紙片〕	晦日	—	切紙 1	江戸表より参、請取依頼：
473	口上	8月26日	林屋六兵衛→木船衛門様	継紙 1	金相場通知、九ツ時認：
474	口上	8月3日	森屋専造→大庄屋衛門様 貴下	継紙 1	江戸表より差登林屋より 2 服戻：
475	〔書状〕	4月22日	上林屋にて、太三郎→鳥 屋にて、衛門様、急要用	継紙 1	小勘定より梅垣氏への御執成口添依 頼：19-475・476 箱入一括・用状箱 （杉）、表書「木船衛門様・梅垣西浦様・ 梅垣八左衛門様、野口喜兵衛」、19- 475・476 包紙「木船衛門様・梅垣西 浦様・梅垣八左衛門様、野口喜兵衛」
476	〔書状〕	9月13日	野口喜兵衛→木船衛門 様・梅垣西浦様・梅垣八 左衛門様	継紙 1	差掛御入用御差支、300・400 両を一 両日中に出金用意要請：

番号	題名	年月日	作成・差出→受取	形態	内容：状態
477	〔封筒〕	大正 5 年 6 月 27 日	宮津町宿泊、京都府与謝郡上宮津村上家祐吉→加佐郡新舞鶴町木船衛門殿親展	封筒 1	—
478	〔書状箱〕	—	—	箱 1	木製：
479	丹後国縮絵図	—	—	絵図 1	彩色、「木船収司」印、久美浜・宮津・田辺・峯山領色区分、峠・湊説明詳細：表紙はがれ
480	除蝗録	文政 9 年丙戌 2 月	大蔵永常→	版本 1	黄葉園蔵、日本橋南二丁目角山嵩山堂小林新兵衛、佐藤一斎序：題箋はがれ、補修済

而して余ハ他日好機の致るを待ち君の回復を図らんとす、冀くは君か暫くの耐忍を誓ふる耳、君大なる異意なくんば幸甚

明治三十六年九月廿四日 彌一郎

木船盟兄座下

スト存候、此義一寸申籠メ置願上候
二月十一日 池田
木船様

⑤ (明治三十八年カ) 二月一日「池田梶五郎書翰」(木船衛門家文書一六一五五五)

御貴翰拝見仕候、遊廓地市場ニ撰定ト云フ事、吉田欽二郎ヨリ拙者ヘモ申来候、因テ仮令撰定相成トモ発表相成タルニモ無之、又共同買取其他ノ相談取纏マリタルニモ無之候ヘ共、左様取急ギニ不及、追テ相談スル曰モ可有之ニ付、左様承知ノ旨回答致し置候、此段申上候、儲遊廓地ハ未ダ決シテ撰定相成タル義ニハ無之ト存候、龍宮トカ何ントカ勢力ガアルト迄ノ風説ト存候、此場合ニ際シ貴家ニハ契約ヲ楯トシ無心ニ打措申し候、御考案ナルヤ、貴家ニハ左程望ミアル件ニ無之トハ度々承リタルヲ有之候ヘ共、町会ニテ今舞鶴ニ於テ分配額ニ用スル府税一万一千余円ノ内五千円余ハ遊廓税ト聞ク、之ニ一割附加税ヲ課シテモ五百円、二割ヲ課スルトキハ優二千円ノ村収入アリ、今冷淡ニ打措キ向來批評ヲ受クルノ虞ナキヤ、倉梯村者東市街ニ対シテハウヌボレタル義ニハ候ヘ共、貴家ノ御供シテ兩人ノ意向ハ力アリ、因テ今利害得失ヲ其筋ニ陳情候トキハ決シテ遅キニアラズト存候、一時ノ利害ニ関セザル義有バ宜布御考察ヲ頂度、併シ貴家ニ於テ緘黙ノ徳義ヲ守ルトアレバ拙者何レモ不申一致ノ行動ト云フニ出テザルトキハ功ヲ奏セズ、却テ隣村ニウラミヲ受クルニ止マレバ因テ前陳申上候間、御賢察相仰ギ候、匆匆

矢野政吉一条モ空シク打措ク積リニハ無之候ヘ共、郡会ニ意外ノ日子ヲ費ヤシ候ヨリ彼は手後レ居候、本件モ思ツタヨリ睦ケ布困入候、其訳ケハ政吉ハ拙者買取ノ地所ハ小澤山、先方ノ地所ハ夏季水ナシ云々申候付、此旨ヲ楯トシカジメ見候処、地理ヲ知ラザルノ言ニテ一方ヨリ廻シ、却テ清潔ニセシムルノ都合アリ、政吉ノ地所ニ優サリコソスレ劣ル義無之申、此義ニハ失望致し居候、拙者ハ市場ト後藤ト政吉トヲ三ツヲ工合好ク配割シ後藤ノ方ヨリ金出サセ権利ヲ強ルハ如何ヤト考察モ致し居候、何レ旧春ニ無之テハ埒明力

事ニ注意あらん事を以てせり

余は一面平野謙君へ書をして先ツ君ニ対する意見を質問せしに数日返事ニ接せず稍奇異の感あり、依て池田氏へ書をして意見を諮ふ、是又返辞なく倍々奇怪の念を生ず、折から漸く二して平野氏の返事致る、取る手遅しと披露すれハ其要領ニ曰く自分ハ今回の撰挙ニハ更ニ関係御免又曰木船氏ニ対し毫も条件ハ無之云々茲ニ於て余ハ条件のなかりし事を始めて知り、実ニ其冷淡驚く二堪へたり

岩田氏ハ余の意見を承諾しなから余の不在中を機とし中西氏等と牒し合セ西部之町村長を招集し意の如く撰利通を主張し一人の候補を定めたり、其際岩田氏ハ前日余の内約をし企望ハ毫も披露せざるのみならず、最も不徳極まるは当時之招集発起者として余の氏名を利用せし等の非行ありと聞けり

八月廿二日京都より帰途、平謙氏を誘ひ全氏の冷淡を責め而して君と池田氏と二至急面会の事を約し（廿四日夜の面会ナリ）尋て舞鶴の会合となり（君ハ見へず）池田氏の精神萎縮又亦驚く二堪たり、全氏の意見ハ唯々西部の内訳変更を望むあるのみ、余ハ前日来岩田氏等の非行を糺さんとするよりハ寧ろ東部の地盤を纏るを必要と慮り東部の基礎を鞏固ニするの第一当然なる事を主張したる結果、池田氏も同意して東部の打合ニ思を傾ける事となれり

余ハ一方平の氏を余の棲家ニ招き真意を叩きしも要領を得ず、君ニも面会して既往の経過を語り、其主要とする処ハ東部結合の強弱を卜するニありしなり

翌朝池田氏より東部集合し結果を報し其要する処ハ依然として平野候補を辞退せしめよと言ニあり、依て直ニ平謙氏を招きて会談数刻竟ニ全氏ハ幾分反省する処有之かく二て結局余ニ答ふるニ本家両氏と熟議する旨を以て分袖せり

廿八日平野氏自宅ニ相見へ其来意ハ本家両氏と熟談の結果ハ一步も退く能ハざる旨を以てせられ、余ハ其語ニ対し返す言葉もあらざりし

余ハ思ふニ餘辺東部の一致を図らしめ而して自分の手を以て略二百五六十（確実ニ二百ト見込）票胸算あるを以て之をして応援するの外策なしと考へ即日池田氏ニ対ひ書を發して是非東部の一致を図れと東部各位ニ其勇策な

き中ニ結問^{（詰り）}せり、之ニ対して東部各村長連署を以て申越たる旨趣ニ曰上野ハ責任を東部ニ負せ上野自身ハ木船ニ対する義務を免かれんとせり、不徳極まれりとて、要するニ東部ハ専心纏る事を講せしめて強て余ニ平野を退かしむるの無謀の注文ニてありしなり

其後九月七日東中部の催しにて大川の会談となり要領を得ず

十日、東部各村之集会となり、翌日余ハ其実況視察の爲メ池田氏を役場ニ訪ひ聞処ニよれハ例ニ依て例之如く其場逃れの結果を承り弥々君の運の拙なきを認め、懇歎の思ひを為し直ニ腕事を飛して貴館を訪たり

余ハ熟々思ひ連も中部との決戦ハ難事極まれり、加之其日帰宅後有志者之言ニよれハ西部ハ昨今頗る警戒を嚴にしたりと、且つ余ニ向てハ中部よりハ今回ハ是非とも中立の態度を執り呉度しと申来り、西部よりハ十三ヶ村の一致を破る事なかれと恰も三方の注文を受けたるも、余ハ此場合如何なる非難を受けるも如何なる難境ニ陥るも君の爲ニは犠牲ニ供する覚悟なるニ依り、此上ハ今一応、最後之断判を平野家ニ試みんと翌朝全家ニ推参本家両所及謙君外一名対座の上極力交渉を力たるも毫も顧る処なく、依て余ハ座を正して曰、然らば木船君之態度を如何せんと扱出したるに三氏口を揃へて曰、木船氏ニハ実ニ二氣の毒なれ共、全氏の得票六百ニ充たざるべく争でか、是ニ勝算の得らるへきぞ木船氏ニ厚誼あらは断して中止を勧告ありたしと、余ハ又一驚を喫し尚其詳細を質し、茲ニ至て弥君之時機致らざるを憾み涙を吞て意を決し即夜君ニ向て一書を呈するの己を得ざるニ成たるなり

茲ニ至て余ハ心中快々として樂します、折しも急用之電報ニ接し其十五日を以て上京したり

余ハ帰国しても亦快々として心平らかならず、終ニ寐物語を草して親愛する処の君の座右ニ呈す、君の不幸ハ余の微力の致す処なれ共薄情ものと見限るなく、願くは今後倍々英気を養ひ尚君の地位を保つの一端を画かむ君ニは現今の如く郡会之重任（議長参事）を任し、且蚕糸業の長をも兼職して総て郡治上之重きを荷われん事を期す

又一方にハ郡會議員其他相謀りて、君か多年之功勞を彰表して優待の方法を講ずる事

家御領分之中二宅村御座候而、御田地ハ山家御領分大町村を狭ミ大日村ハ凡壹里斗遠方大谷与申谷間二数多御田地御座候而、村方よりハ難作候故其最寄之もの共ヘ為致下作候処、近年時節柄悪敷候故、追々親村ヘ引取一向作人無御座候間奉困入候得共、御田地荒御事深く奉受、村中組合其大石村・小嶋村之助力を以遠方ノ開作仕候得共一向引合不申、年々作損多分御座候故、段々三ヶ村共困窮ニ相成候ニ付御上様ヘ難渋之義奉願上候処、御上様ノ厚ク蒙御憐愍を七ヶ年以前申年ノ年々米貳拾石ツ、拝借仕候得共何分前願之通り困窮村ニ而未進等も段々相嵩甚難渋仕候、且御代官所方ハ村々為相続御銀御拝借奉願上無余義訳柄被為聞召分御慈悲を以御銀御貸下被成下候得共、兩段共何分年々之損失相嵩御上納術も無御座候様ニ相成候ニ付、御貸所方ハ御年貢御直段下之義、昨丑年正月ノ右数馬殿御役所ヘ嘆願仕り、當時江戸御表江御伺中ニ御座候、私領方も貧地極難渋ニ付、右申上候通御救拝借相願候義も数口多分御座候得共極々困窮仕居、右拝借之銀米御取立ニ相成候ハ、忽チ相続難出来程之難渋村ニ御座候処、御代官所方ハ御上路ニ付二條御城御賄御用下役人足相勤候御在路中、当分市中人夫等も被仰付候得共、前書之通り極難渋村故始末申立歎願仕候処、是又無余義被為思召半高懸りニ御聞濟之上相勤、猶又京都御見廻り、但御焚出御用下役人足之義多分相勤罷在候、殊ニ当村々之義ハ一体御年貢之外谷大膳亮様御方ヘ山年貢米拾石斗年々御上納仕来り候、且御代官所方ハ谷主計様御方ヘ草山年貢米貳石五升余年々御上納仕来り候、右村々莫太村役相懸り素り極難渋之村々ニ而、何角旁困窮相増所詮鋒此姿ニ而ハ取続難出来、忽亡村ニ可及事眼前之義与存歎ケ敷深く心痛仕候折ニ而、自然此上御用筋等被仰付候而ハ、如何体心苦を尽候連聊相勤可申術ハ無御座候哉と重々心痛至極仕り候ニ付、乍恐此段御斷奉申上候間、何卒前願極難渋之始末深く御賢察被為成下、万一御用筋等被仰付候義御座候ハ、格別之御憐愍を以当村々之義ハ幾重ニも御差除可被成下様、此段奉歎願上候、右之趣御聞濟被成下候ハ、村々取続可申義与御慈悲之程如何事難有仕合ニ可奉存候、已上

④明治三六年九月二四日「寐物語」(木船衛門家文書二二―二七二)

(端裏)

「小生昨夕奥丹後より帰宅仕候、本日ハ秋季皇霊祭日なるニより筆紙を手つさひとせり、嗚呼御一笑こと、当分在宅仕候」

寐物語

由来、余と君との交情浅からざるハ今更言を俟たず、先年府會議員の改選ニ際し図らずも加佐郡東部の失敗ニ歸するや、余の君を惜む事、実ニ啻ならざりし、爾來君ハ郡治の重任ニ当り表面ハ府之議政ニ与らざる如きも其實余と提携して始終意志を相互の間ニ結ひ、其間或時は君の意を満す事もありつらん、亦余も参考の料を得候事も、尠からずして殆ど異名同体の思ありし

昨年衆議院議員の総選挙の期を迎ふるや、君は余の為ニ自から進て其主動者となり、衆ニ抽て数十日之間、寐食も忘る、迄に終始一貫幫助を給ひ、余ハ君の厚誼ニ対し言ハんとするも、尽ざるの感ありし

既ニして余の後任府會議員の選挙となり、郡内各町村長舞鶴出町之好機を得て、審致亭ニ招集し候補談を開き、余の發言ニ一人の異議者もなく、君を推選する事ニ決したり、然るニ君ハ此の補欠員候補たるは斷して承諾なりかたしとの予想説て起り、余も此説ニ同感を表し是ニ於て平野謙・池田梶・中西孫の三氏を君ヘ対する交渉委員として強て承諾を請ふ事ニ一任し引続き余ハ右委員之諸氏(中西不在)ニ向ひ君ヘ交渉之際ハ条件(明年統て再選スルヲ)を附する事を約し置、其後竟ニ君の承諾を得たる委員の報知ニ接し右之条件ハ公然存しあるものと自信し居たり

本年府會議員総選挙之期も追々世評ニ登るニ際し予てより余は我郡の候補の事ニ思を焦し多少之競争ハ免る可からざるも、君ハ彼の条件之有る在り第一の候補者とし今一名を如何せんと考案中、平野・岩田・中西氏等の間ニ内牒ある事を探知したるニより、余は急ぎ岩田氏ニ向ひ今回之候補談ハ先以て木船氏ニは昨年之条件もあり、且適任の人なれハ全氏選挙之計画を危ふからしめ、さる様第一二投票区を定め置き然して第二の候補者を立る

庄屋 藤右衛門

年寄 平八

同 小嶋村

庄屋 治兵衛

年寄 廣右衛門

中川亮平 様

後藤忠一郎様

此帳面二有之候山高六石五斗四升 上枚村

高九百六拾石 御料所上杉村

外二四石八斗八升六合四夕 山高まし

高三百拾七石五斗 私領分大石小嶋村

外二壺石六斗五升三合式勺 山高まし

亥十二月廿二日

中川亮平 様

後藤忠一郎様 〆申付候も申候

村高百八拾三石五斗三升四夕 大日村

同

一高壺石三升式合四勺 山高引 但し大津宿へ道法二十式里半

高壺石三斗 諸引

小以式石三斗三升式合四夕

残高百八拾壺石式斗

定免取米七拾七石八斗壺升六合

家数式十壹軒

人数八十九人

式人 村役人

内男三拾九人内 拾壺人 六十以上十五以下

六人 病身もの

五人 他所奉公人

小以式拾四人

残而拾五人 女五拾人 牛壹疋・馬なし

乍恐奉嘆願口上書

小堀数馬殿御代官所 入組

太田善太夫殿御知行所

丹波何鹿郡上杉村

太田善太夫殿御知行所

同国同郡大日村

右村々御尋之義有之趣二而、去ル卯〆子迄拾ヶ年分御年貢割付定免之類、此外もの御案文之振合二取調御旅宿へ持参可罷出旨、去丑十二月御廻書を以御沙汰之趣奉畏り持参奉差上候処、村々難渋之次第も有之候ハ巨細二可奉申上旨被仰付奉畏候、則右村々之義ハ丹後国境極陰地山寄之村々二而御田地ハ何れも山中谷間至而土地柄悪しく御座候、乍併し右ハ谷間之内岡場も有之御田地用水ハ当村之出水〆外無御座候、夏土用中六七日程極照相続候得ハ右岡場ハ及早魃二候故、其節ハ昼夜丹精二用水懸引仕候得共年々早損仕候、其上秋ハ霧深く場所故年々青立瓶等之不熟粟米之外取入出来不申、依之御城米等二ハ難相成謂を以テ前々々皆銀納二被仰付置候処、右体取入悪米之事故、同国二ても口丹波辺とハ売捌候米ハ格別下敷ならてハ買取候もの無御座候、殊二右村々最寄奥丹波之義ハ御大名様方銀札而已通用仕、正銀ハ一向手廻り不申米数売捌代ハ銀札二而受取、右銀札百式拾三四匁を以金壺両二引替、京地江持参仕り正銀と之打替ハ九拾七八匁〆引替不申、依之相場違金壺両二付銀式拾五六匁之損失相立、其上右村々〆御年貢石代直段之義ハ山城・摂河州与ハ格別下直之土地柄二御座候処、右銀札直段御聞合二も相成候哉、近年御年貢米直段追々高直二相成山城摂河州之高直段〆却而当村々銀納直段高直与相成、則御取米年柄二寄壺石二付銀百三四拾匁余も齟齬仕り候様之仕合二而、右兩様之損失多分相立難渋至極罷在候折柄、近年山々谷々猪猿等居籠田畑之作毛夥敷喰荒し多分之弁米甚難渋仕り、夫故先年〆御拝借鉄炮を以精々番威候得共、数多之失脚人夫相懸り其上冬ハ大雪積り稼干相成候、就中太田善太夫殿御知行所三ヶ村之内大日村ハ山

一 饗膳 きふねすへ
一 位牌 木船伊三郎
一 助 嘉助
一 持方 梅垣栄吉
魚住吉ノ助
助 佐吉
一 天蓋 福西八左衛門
一 棺付 魚住五郎助
梅垣西浦
木船藤左衛門

(後略)

③慶応元年一二月「乍恐奉嘆願口上書」(木船衛門家文書一七一〇四)

小堀数馬殿御代官所
太田善太夫殿御知行所 入組

一村高千貳百八拾四石四升 丹波何鹿郡上杵村

内

高六石五斗四升 山高引

高八石五斗七升 諸引

小以拾五石壹斗壹升

残而千貳百六拾八石九斗三升

此訳

高九百六拾四石八斗八升六合八勺 御料所分

内

山高引

高四石八斗八升六合八勺 郷藏敷川欠

高四石五斗九升五合 山崩引

小以九石四斗八升壹合八勺

残而高九百五拾五石四斗五合

定免取米四百七十九石八升六石

高三百拾九石壹斗五升三合貳勺 太田様方
内

高壹石六斗五升三合貳勺 山高

高三石九斗七升五合 諸引

小以高五石六斗貳升八合貳勺

残高三百拾三石五斗貳升五合

定免取米百四十壹石三斗

家数百七拾四軒

人数千貳百拾五人

内

男六百拾壹人

此内拾壹人 村役人

百七十七人 六十才以上十五才以下

貳百九人 病身もの

九十八人 他所奉公出等之もの

小以四百九十五人

残而百拾六人可用立もの

女六百四人 牛八疋・馬なし

右之通二御座候、以上

慶応元年丑十二月 丹波国何鹿郡上杵村

御料所分

庄屋 忠兵衛

同 孫右衛門

年寄 長右衛門

同 久左衛門

同 治右衛門

百姓代 元右衛門

同 四郎左衛門

太田善太夫知行

同村之内大石村

舟二艘二而
 本寺迎
 先供 伝右衛門
 久ザ 利兵衛
 定吉
 太平
 迎使 沢吉
 和蔵
 兵助
 利右衛門
 辰之助
 迎使
 三右衛門
 俊助
 嘉兵衛
 送人足使
 但し、御返り陸地
 右手路之間ハ行永通諸事小使兼
 久左衛門
 甚左衛門
 忠左衛門
 安兵衛
 助町
 源左衛門
 ハマ弥吉
 佐助
 上下取持
 組内共
 休足場藤左衛門
 武平次
 為蔵
 下女
 久兵衛 (矢野)

惣取締
 并饗応兼
 惣左衛門 (津田)
 八左衛門 (福西)
 藤右衛門 (福井)
 藤左衛門 (木船)
 沐浴 (湯灌)
 十七日酉刻
 伊三郎 五郎助 西浦 おすへ 助 佐助かゝ
 野働人
 吉兵衛 庄助 弥平次 太左衛門 藤兵衛 吉次郎 九右衛門
 平四郎 勇助 勘四郎 弥太次 嘉右衛門 忠左衛門男 善右衛門
 十八日未刻 出棺役定
 大松明 木船盛蔵 荒木益三郎
 旗 津田惣左衛門 市場梅吉 藤村源次郎 林田六兵衛
 弓 矢野なを 木ふねひさ 高橋せひ 津田こう 福井収司 津田石之助 矢野市太郎 矢野はな きふねはま
 一 盛物
 一 杖笠
 一 提灯
 一 香水
 一 洒水
 一 花
 一 弓

一	白米 貳升	同村 利左衛門	一	貳匁	上林西屋村 川北甚之亟
一	壹匁	同村 利左衛門	一	菓子箱	福知山 西村文右衛門
一	三匁	西方寺村 弥市郎	一	代三匁	
一	上下着用		一	札壹匁	余部下村 太平
一	縷香 五わ入	下村 雲門寺	一	壹匁	大石村 安兵衛
一	壹匁	安岡村 勘治郎	一	五分	丹波高津村 山室梅吉
一	菓子箱 一	引土村 源三郎	一	壹匁	伊佐津村 五兵衛
一	上下葬供		一	同	同八田村 相根万右衛門
一	ノ七拾六匁五分		一	金壹朱	大俣村 岩田伊左衛門
一	惣ノ三百六匁五分		一	同	若狭小浜 松見助太夫
一	金ノ壹兩壹歩三朱		一	同	同断 松見助七
一	貳匁	下谷 (吉野) 倉内四郎左衛門	一	四匁三分	栗田脇村 井上次兵衛
一	貳匁	小倉 兵左衛門	一	札 三匁	水ヶ浦 丸山仲
一	貳匁	同 太左衛門	一	菓子箱 壹匁五分	
一	壹朱	宮津 大橋三次郎	一	札 貳匁	松尾寺
一	代		一	菓子箱	
一	貳朱	宮津 高橋團平	一	代壹匁	
一	代		一	金 壹朱 九四	丹波福知山 木村屋庄助
一	札貳匁	御奉行 城所次郎兵衛殿	一	三匁	式ヶ村 (右) 旧井長兵衛門
一	同	同断 平井四郎右衛門殿	一	貳匁	丹波大石村 福井庄右衛門
一	町之部へ出ス		一	三匁	高浜 秦 将曹
一	金壹朱	丹波綾部 大槻所左衛門	一	菓子箱	
一	貳匁	吉坂村 又重郎	一	金 壹朱	有路村 平野吉左衛門
一	貳匁	安久村 安久兵左衛門	一	菓子箱	
一	壹匁	吉坂村 平八	一	三匁	
一	三匁	平村 梅原六右衛門	一	札 貳匁	同村 平野忠治
一	貳匁	京田村 高田久兵衛			
一	三匁	丸田村 千坂武左衛門			
一	貳匁	下福井村 福田次兵衛	一	行年四拾二才二而二月十六日酉刻二臨終	

記録

一 貳匁	元策	一 貳匁	木綿 壹反
菓子		白米 貳升	外二うどん 五わ 同人内ろ
代四匁		代三分	
一 壹匁	与右衛門	五分	同村 佐平
一 札 壹匁五分	智性院	同	同村 伊平
免香 二把		一 壹反	同村 庄兵衛
代		一 五分	同村 平右衛門
一 菓子箱	南光山此御堂	一 同	同村 幸助
代貳匁	宥定	一 壹匁	同村 猶助
田中村		一 同	同村 次右衛門
十九日		一 貳匁	同村 権左衛門
一 貳匁	馬場重右衛門	一 五分	同村 清兵衛
小倉村		一 貳匁	同村 平八郎
一 一むし菓子 四匁位	吉左衛門	菓子箱 一	今田村 波多野眞部
十九日		上下着用	
一 壹匁	崎山元常	一 金 壹歩	高浜 魚住五郎助
一 壹匁	小倉 兵左衛門	白米 貳升	
一 貳匁	太左衛門	一 三匁	長浜村 江上甚兵衛
鹿原村		菓子箱 一 御見舞	
一 札 貳匁	鹿原山慈恩寺(金剛院)	上下着用	
菓子箱		一 貳匁	朝来中村 梅原正右衛門
貳匁		一 三匁	大波下村 五左衛門
所々方々		上下着用	
一 わらんじ 拾束	山 傳次郎	一 貳匁 葬供	同村 六左衛門
一 貳匁	福来村 亀井治左衛門	一 三匁 同断	福来村 森脇源五郎
一 拾匁	大石村 福井藤右衛門	一 三拾匁	組内
		一 金 壹朱	大波村 荒木柴原
		同 貳朱 木綿料	

一	壹匁	玄城	一	金壹朱	太右衛門
一	壹匁 葬供	徳右衛門	一	貳匁 葬供	半三郎
一	貳匁	弥次右衛門内純助	一	貳匁	吉左衛門
一	壹匁	嘉左衛門	一	壹匁	長兵衛
一	貳匁 葬供	嘉右衛門	一	壹匁	次左衛門
一	貳匁 同断	与惣左衛門	一	壹匁	忠三郎
一	〆拾八匁		一	壹匁 葬供	玄甫
一	貳匁	平兵衛 村之部二印有	一	壹匁 同断	甚左衛門
一	壹匁	兵左衛門	一	壹匁 同断	道民
	清道村		一	貳匁	三左衛門
一	貳匁	嘉兵衛	一	壹匁	弥三兵衛
	庄屋上下着用		一	壹匁	惣左衛門
一	貳匁	作助	一	〆拾五匁	忠兵衛
一	貳匁	市左衛門	一	金 壹朱	新六(佐波賀屋) 村之部二印有
	〆六匁			代六匁五分	
	上安村		一	麩 大八ツ	半次郎
一	貳匁	衾岡孫右衛門		泉源寺村	
	菓子箱 一		一	金 壹歩	福西八左衛門
	庄屋上下着用			白米 貳升	
一	〆			札 三拾匁	膳之綱料
一	壹匁	太郎左衛門	一	壹匁	新左衛門
	天台村		一	貳匁 葬供	掃部
一	貳匁	伊左衛門	一	金 貳朱	梅垣西浦
	庄屋上下着用			木綿 壹反	
	線香 二箱	天台寺	一	白米 貳升	
	市場村		一	壹匁	龍興院
				〆三拾四匁	
			廿二日		

一 菓子箱 壹匁五分	逸見（与一左衛門）	一 菓子箱共	一 式匁	利右衛門
一 札 式匁	宇野惣兵衛			
菓子箱 壹匁五分				
一 饅頭手形 式匁	田中享藏	一 式匁	多門院村	重助
一 菓子箱 壹匁五分	馬崎新兵衛	一 壹匁	庄屋上下着用	惣三郎
一 三匁	鳥屋吉左衛門 三右衛門事	一 同	一 同	久助
一 まんしう手形 八十五	智恩院	一 同	一 同	善右衛門 傳左衛門
		一 同	一 同	弥右衛門
		二月廿二日	一 同	
堂奥村		一 壹匁	源七	
一 壹匁	藤次郎			
一 壹匁	八左衛門	一 式匁	行永村	上羽理左衛門
一 式匁	忠左衛門	一 式匁	葬供	龍勝寺
一 壹匁	利助	一 縷香 二		
一 壹匁	弥右衛門	一 式匁	五兵	
一 水菜	次右衛門	庄屋上下着用		
一 壹匁		一 壹匁	作左衛門	
一 式匁	樹徳菴	右 同断		
一 牛蒡 壹わ		一 壹匁	弥太夫	
一 壹匁	長右衛門	菓子箱 一右 同断	平八	
一 壹匁	磯右衛門	一 壹匁	葬供	久太郎
十九日		一 壹匁	葬供	傳助
一 壹匁	友三郎	一 壹匁	同断	戌亥角
同		一 壹匁	同断	徳玄
一 壹匁	小右衛門	一 式匁	同断	半左衛門
一 壹匁	治左衛門	一 壹匁	同断	

一	貳匁	矢野久兵衛	一	菓子屋手形	竹之内孫八郎
一	白米 壹升		一	貳匁 葬供	林屋安兵衛
一	木綿 壹反		一	同	井筒屋茂七
一	拾匁	津田惣左衛門	一	万寿手形	常川七兵衛
金 百足 木綿料			五文ノ五十		
白米 貳升			一 貳匁		坂根銓弥
料理物者前二有			一 貳匁		坂根恒造
一 壹匁	嘉兵衛		一 貳匁 葬供		久美屋与右衛門
一 壹匁	勘左衛門		×三拾五匁		
一 人參 壹わ			廿二日		
一 壹匁	三右衛門		一 貳匁		森屋為五郎
一 三匁	佐太郎		同		
一 白米 壹升			一 壹朱 九四		高嶋量
一 三匁	忠右衛門		同		
白米 壹升			一 五匁		秋田宇右衛門
× 七拾四匁			菓子		
町			代三匁		
一 貳匁	大内忠右衛門		同		
一 壹匁 葬供	宿 卯兵衛		一 臚まん十		因幡茂助
一 參匁	御家中 森元太平		三拾手形		
しめじ麩 貳十九			一 札貳匁		御奉行 城所次郎兵衛殿
一 三匁 葬供	上林屋孫右衛門		一 同		同断 平井四郎右衛門殿
一 壹匁	栗屋忠兵衛		一 菓子箱		池之内手代 藤野安兵衛
一 貳匁	圓満寺屋正九郎		代貳匁		
一 拾匁	林田六兵衛		一 菓子箱		田端作平
金 壹歩 膳之綱料			一 花餅 百		山中吉右衛門
三匁 料理物料			貳匁五分		鍋屋善助

料理物	山のいも	
五分	三左衛門	
五分	勇介	
五分	源四郎	
うず魅	与左衛門	
十一		
壹匁	平四郎	
貳分	源右衛門	
貳分	喜右衛門	
壹匁	重左衛門	
壹匁	清右衛門	
壹匁	長右衛門	
壹匁三分	弥右衛門	
貳匁	武平次	
牛蒡		
壹匁	五兵衛	
壹匁	太平治	
壹匁	和右衛門	
うず魅	庄次郎	
八ツ		
五分	喜八	
三分	安右衛門	
黒な		
三匁		
白米	仁右衛門	
壹升		
料理物前二印有		
壹匁	与平次	
三匁	清左衛門	
三匁	佐助	
白米		
壹升		
三匁	伊左衛門	
白米		
壹升		

①安永六年五月〔仰出書〕（木船衛門家文書一七一—一二三）

大守牧野豊前守惟成公御代、惟時安永六丁酉年四月十八日、以御書付大庄屋共江木履被為成下御免以後、大庄屋役相勤候者共、右格式被仰出時之面目後役之者、右之通被仰出末世之鑑冥加之至候

右二付而後世江書送候一件

安永六丁酉年二月中旬、内田亦左衛門殿与申御中小性江大庄屋森村大家途中二而御出会申木履掛ながら礼を成候処、無礼二御申候二付、於内田亦左衛門殿御長屋及論、大家申者大庄屋格式之儀者、是迄御中小性江土下座仕候格無御座候、亦左衛門殿被仰候者大庄屋之内二茂下座致し候者如何、大家御答申者御中小性之内御面躰御見知不申故、私連茂御見知不申候得者、御給人二而御座候歟与土下座仕儀茂御座候趣申張、段々及論御上江御届申段亦左衛門殿被仰候付、然者私共茂御奉行所江御届可申与申置、即時御奉行所江右之次第申上、則從大家先祖持伝候書付二通、御上江入御高寛大庄屋仲々間江茂申聞承知罷在候処、下座之儀二付、在方江一通大庄屋江一通、御書付を以被 仰出候付、從御奉行所大庄屋共江御内分有之候、其後同年四月十八日御奉行所江大庄屋共被 召出前書之通木履御免被仰出拜記如件

安永六丁酉年五月日

大庄屋千年村
津田惣右衛門（印）
同 丸田村
千坂四郎三良（印）
同 南有路村
荒木吉兵衛（印）
同 引土村
藤本佐右衛門（印）
同 森村
高橋大家（印）
同 岡田由里村

南部新左衛門（印）
同 倉谷村
龜井武左衛門（印）
同 泉源寺村
福西八左衛門（印）

②元治二年二月一六日「御悔帳」〔木船衛門家文書四一—一〇〕

（表紙）

「元治二乙丑年

御悔帳

二月十六日 木船衛門」

村

一 干大根 （津田）惣左衛門

生大根

水菜

一 米 壹俵

木綿 壹反 （木船）藤左衛門

料理物 三品

一 壹匁 佐右衛門

水菜

一 干大根 仁右衛門

人參

一 干大根 重右衛門

壹匁

一 里いも 仁左衛門

貳匁

一 料理物 二品 伊右衛門

一 五分 藤四郎

木船衛門家文書史料翻刻

京都府舞鶴市の木船衛門家文書のうち、本書における調査報告に関連する史料を中心に翻刻した。翻刻作業は、京都府立大学文学部歴史学科文化情報学研究室および舞鶴地方史研究会が行った。

目次

- ① 安永六年五月「仰出書」（木船衛門家文書一七一―一三）
- ② 元治二年二月一六日「御悔帳」（同四―一〇）
- ③ 慶応元年一二月「乍恐奉嘆願口上書」（同二七―一〇四）
- ④ 明治三六年九月二四日「寐物語」（同二二―二七）
- ⑤ （明治三八年力）二月一日「池田梶五郎書翰」（同二六―五五）

解題

- ① 大庄屋の格式として木履御免の経緯をまとめた文書。
- ② 大庄屋木船衛助の妻ふじの葬式記録（上井彦雄「幕末大庄屋の「葬儀諸記録」にみる人々の動向・地域の慣習」）。
- ③ 福井収司の養子先の大石村関係文書（東昇「福井収司と丹波大石村の助郷免除文書」）。
- ④ 明治期に府会議員・国会議員を務めた上野彌一郎筆の文書。（山崎敬幸「明治後期における政党政治家の支持基盤―上野彌一郎・木船衛門を事例に」）。
- ⑤ 遊郭地の選定に関する文書（上武恒介「明治後期の龍宮遊廓と木船衛門」）。

京都府立大学文化情報学研究室・舞鶴地方史研究会

凡例

- ・ 翻刻にあたり、適宜行を改めるとともに一部体裁を整理した。また、読みやすさを重視し、必要に応じて読点および並列点を付した。
- ・ 漢字は原則として常用漢字を用い、常用外漢字については正字を使用した。ただし、地名・人名など固有名詞については原史料の表記を尊重し、「扣」「メ（しめ）」等も原文のままとした。また、「并」は「并」に、「斗（はかり）」は「計」に統一した。
- ・ 変体仮名および仮名合字は、原則として現行の字体に改めた。助詞については「者（は）」「江（え）」「而（て）」「与（と）」「茂（も）」は漢字表記とし、「二」「ろ（より）」は原史料の表記を踏襲した。
- ・ 踊り字は、漢字には「々」、仮名には「ゝ」「ゑ」を使用した。
- ・ 誤字は正字を（ ）内に示し、脱字は（○脱）と注記した。なお、慣用字や当て字（例：「姓」と「性」）については原史料の表記を尊重した。
- ・ 關字・平出・擡頭は、紙幅の都合によりすべて省略した。
- ・ 印については、押印が確認できるものは（印）、写しに基づくものは「印」と記した。ただし、割印・捨印・継目印等は省略した。
- ・ 表紙等が付属する場合は、「」で囲み、（表紙）と注記した。
- ・ 虫損等により判読不能な文字は、判明する字数に応じて□で示した。
- ・ その他の注記事項は、必要に応じて（ ）内に記した。

舞鶴市歴史資料目録 第2集

木船衛門家文書調査報告 2

編集 東 昇（京都府立大学文学部歴史学科）

発行 舞鶴市（生涯学習部歴史文化まちづくり課）

〒625-8555 舞鶴市字北吸1044番地

発行日 2026年7月31日

印刷 阿部印刷工業株式会社

〒625-0036 舞鶴市字浜644番地
